

巻頭論文

「経験」・「未来」・「天使」

—「逓信省とは何であったか」を考えなければならない理由についてのいくつかの予備的考察—

杉浦 勢之 …………… 1

論文

飛脚への眼差し

—近世文芸・芸能・伝説から探る—

巻島 隆 ……………20

明治期における和歌山県の郵便局ネットワークの伸展

小原 宏 ……………46

1930年代の預貯金市場と郵便貯金

伊藤 真利子 ……………63

研究ノート

戦時下の通信職員教育

—通信青年訓練所の基礎的研究—

後藤 康行 ……………80

論点

「郵便の基礎理論」を考える

藤本 栄助 ……………90

エッセイ

村に時計がやってきた

山本 光正 ……………98

歴史の窓

江戸時代の旅にみる日本文化

原 淳一郎 …………… 101

トピックス

郵政博物館誕生115年記念

「一通信のあゆみ—悠久の大通信」展

田原 啓祐 …………… 104

郵政博物館誕生115年記念

「錦絵—東京浪漫」展

岩島 美月 …………… 108

新刊紹介

112

展覧会紹介

115

投稿規程

119

執筆者

121

編集後記

YUSEIHAKUBUTSUKAN KENKYUKIYO

Journal of Postal Museum Japan

Number. 9

March 2018

CONTENTS

Prefatory Article:

- Why Do We Need to Consider the Essence of Ministry of Communications? :
Preparatory Studies Viewed in Connection with the Experience, Future, and the Angel
..... SUGIURA Seishi..... 1

Articles:

- Appearance of "*Hikyaku*", the Express messenger in Japanese Early Modern Period
Literature—Literature, Storytelling, Legend— MAKISHIMA Takashi.....20
- Development of Post Office Network in Wakayama Prefecture, 1871-1911
..... OBARA Ko.....46
- An Evaluation of the Postal Savings System Among the Japanese Deposits and
Savings Market in 1930s ITO Mariko.....63

Research Note:

- A Study of "*Teishin Seinen Kunrenjo*", the Youth Training Center in Communication
Office of Japan During the Asia-Pacific War GOTO Yasuyuki.....80

Issue:

- Elements of a Theory of the Post FUJIMOTO Eisuke.....90

Essay:

- Life Accelerates: The Adoption of Equal Time System in the Early Meiji Period
..... YAMAMOTO Mitsumasa.....98

Forum:

- Sanctity Here and There: The Efficient Pilgrimage in Edo Period Japan
..... HARA Jun'ichiro..... 101

Topics:

- The 115th Anniversary Grand Exhibition of Postal Museum Japan:
Our History of Communications TAHARA Keisuke..... 104
- The 115th Anniversary Exhibition of Postal Museum Japan:
Nishiki-e Prints Recalling Romantic Tokyo in Meiji Era
..... IWASHIMA Mizuki..... 108

- Notices: 112

巻頭論文

「経験」・「未来」・「天使」

—「逋信省とは何であったか」を考えなければならない理由についてのいくつかの予備的考察—

杉浦 勢之

The time is out of joint.

O cursed spite,

That ever I was born to set it right.

ウィリアム・シェークスピア 『ハムレット』

1 人間的経験イメージの臨床

(1) ケース I : 暴力

いくつかのイメージが脳裏に宿っている。その一つは2001年9月11日、帰宅して何気なくスイッチを入れたテレビ受像機に、何か異様な映像が繰り返し流れていた。テロップもコメントもない映像を眺めながら、それが何であるかを掴めず、ただこれまで見てきたものとは違うという不思議な感覚がしばらくつづいていた。それが大型旅客機を複数ハイジャックしたアルカイダによるアメリカの複数施設を狙ったテロであることがわかったのは、少し時間がたつたことであった。それからしばらくして、研究室のPCを開くと、数年前に卒業した卒業生からの電子メールが目飛び込んできた。懐かしい思いで開いてみると、内容は愕然とするものであった。

彼女は今自分がニューヨークの法律事務所（それはテロで倒壊したツインタワーの近く、被害が及んだ場所からぎりぎりのところにあったという）に勤めていることを告げ、周りがパニックに陥っていると切実に訴えたものであった。日本人同士で、これからもつづくかもしれないテロの危険にどう対応するかを話し合っているという。集団でヨーロッパに逃れるという意見が大勢を占めつつある中、ふと東京にいる私のことを思い出し、意見を訊いてみようと思ったというのである。それは、これまで受けたメールの中で、もっとも奇妙で切実、そして悩ましいものであった。アメリカ政府ですら事態を正確に把握できていなかった時点のことである。

「現場」にいるのは彼女のほうであり、こちらは遠い地で、間接的なメディア情報しか持ち得ていない。とても責任ある意見を述べられるとは思えなかった。PCの画面を眺めながら、思考がぐるぐる回っていたのを記憶している。浮かんだのは企業研究で知り得たジョブ・トレーニング、第二次世界大戦の特攻隊員の手紙の一文、そして何故か無機質な成田空港の搭乗ゲートとその前を足速に過ぎていくクルーたち。

在学時、とても真面目に講義内容に取り組んでくれていた学生であった。こちらの一言が、まかり間違っても彼女の一生、場合により生死を決めかねない。そのうち、思考の渦からこれまで得てきた知識がようやく結晶するようになった。まず彼女の無事にほっとしたことを告げ、

この時点での判断を伝えることとした。3機の大型旅客機がハイジャックされ、テロの武器とされたことだけはわかってきていた。やがて4機目のハイジャック機が墜落していたことも確認された。相当に統率されたテロ組織であっても、大型旅客機を操縦するだけの知識を備え、訓練に耐え、自らの死を代償に正確にターゲットに突入していけるだけの「人材」をそれほど多く養成することはできないであろう。(これは半分当たっていた)。このグループは、すでにニューヨークのツインタワーという、グローバリゼーションと新自由主義の象徴を倒壊させ、世界を震撼させるという(おそらく所期の)目的を達成してしまった。したがって、もし後続するテロがあるとしても、それはニューヨークではない蓋然性のほうが高い。それはもしかしたら、ヨーロッパかもしれない。(これは当たらなかったが、残念ながらその後違うかたちで現実となった)。むしろニューヨークは、今のところもっとも安全なのではないだろうか。(これは当たった)。そのようなことを書いて返信した。クリックした瞬間、本当にこれでよかったのかとの思いが全身に駆け巡ったが、緊張の中、これまでの知識を総動員してのこれがその刹那の結論であった。

この9・11を契機に、アメリカは国際的に対テロ戦争を呼びかけ、「戦争」は国境を越え、サイバー空間を通じて日常の中に浸みだしていくことになった。アメリカの政治学者であるサミュエル・ハンティントンが、1996年に『文明の衝突』を発表し、巷間に流布していたが、そんなわけではないだろうと思わざるを得なかった。掲げられた「言葉」は古いものであっても、9・11はどこから見ても現代的な、したがって欧米のつくり上げた技術の延長上に仕組まれたテロ攻撃である。いささか不謹慎な言い方になってしまうが、マクルーハンが述べるように、「メディアはメッセージ」だ。たとえそれが信仰の名の下に現実空間において繰り返し広げられ、多くの血に塗れたものであろうと、それは紛れもなくある現代的な憎悪のメッセージであったに違いない。今や「テロ」という「言葉」は、一国の元首の発言から市井の人々の「眩き」まで、自らに不都合な相手に貼り付けるメッセージ、都合のよい「プラスチック・ワード」と化してしまっている⁽¹⁾。現実につづいたのは「破たん国家」の続出と、世界的難民の流出、そして「民主主義国家」内の分断と自閉であった。9・11は、フランスの現代思想家アラン・バデュウの言うところの「出来事」であった。だが私が思い出すのは、常にこの二つの映像、テレビに映しだされた、繰り返しツインタワーに突っ込んでいく白い機体と、PC画面に浮かんだメール、そして授業が終わった後、解放されたように教室で陽気に踊り出した、かつてのあの学生の弾けるような笑顔の記憶である。それは、メディアを通じて時間と空間が捻じれながら交錯する「例外的」なイメージである。

(2) ケースⅡ：危機

ついで浮かんでは消える記憶の底にこびりついて離れないイメージは、グローバル金融危機を引き起こした2008年9月のリーマン・ショックのときのことである。一応現代の金融証券史を専門とし、自嘲的に「金融危機屋」を称していたから、時々刻々と伝えられる情報を通じて、何が起きたかについては把握できていた。これは世界金融恐慌かもしれないとは思いつつ、冷静に情報に向かっていた。かつての「ブラック・マンデー」や、バブル崩壊時、あるいは1997年の日本の金融危機の記憶をたどりながら、日本では金融危機にいたる蓋然性は低いと見込んだが、アメリカから始まる金融危機が世界に広がり、实体经济を通じて日本経済に与える影響

1 プラスティック・ワードの定義については、ウヴェ・ペルクゼン『プラスチック・ワード 歴史を喪失したことばの蔓延』(糟谷啓介訳、藤原書店、2007年)を参照。

の度合いは、それをはるかに超えるのではないかというのが、その時の見立てであった。

研究室の仕事を終え、夜も更ける中、帰宅の途に就いた。帰りに一緒になった大学院生と渋谷の歩道橋を上ったところで、不意に奇妙な感覚に襲われた。さすがに人込みはだいぶ減ってはきていたが、渋谷の街頭にはまだ多くの人々が行き交っていた。車のヘッドライトが光の数珠のように連なり、少し酒気を帯びた若者たちが、交差点でもつれ合いながら大声をあげている。普段と何も変わらない風景。こうして歴史はつくられていくのかな、立ち止まって眩くと、大学院生が訝しそうな顔を向けた。いや急にロシア革命の10月蜂起のことを思い出したのだよと告げると、ますます謎な顔をした。確かな記憶ではないが、1917年ロシアのボルシェヴィキがペトログラードで10月蜂起をした前夜、市民たちはオペラハウスでシャリアピンの歌声に酔い痴れていたのだそうだ。次の日に世界を変える事件が起きるのも知らないでね。そう告げると大学院生はさらに悩ましい表情になった。無理もない。これは歴史家としての感慨だから。

ペトログラードはその後レニングラードと改名された。しかし1922年に成立したソヴィエト連邦がそのほぼ70年後の1991年に崩壊すると、この歴史都市は古のサンクト＝ペテルブルグという名前に戻され、今日にいたっている。20世紀の壮大な社会実験は、多くの悲劇を生みながら、希望と混乱を人類にもたらしたが、1世紀を経ずしてあっけなく終わりを告げた。ソ連崩壊の翌年、ハンティントンの弟子、アメリカの政治学者フランシス・フクヤマは『歴史の終わり』で、高らかに自由と理性の勝利を謳った。この時の苦々しい思いが蘇った。そんなはずはない、我々はオープンエンドな「今」を生きている。だからこの「瞬間」にも、あの時の混乱はつづいているはずだ。そんな複雑な感情がない混ぜになり、なぜか急に10月革命のシャリアピンのエピソードが浮かんだのである。若い頃、このエピソードをどこかで読み、「歴史の瞬間」に立ち会うとはどのような感じであろうかと夢想したが、今度はそれがアメリカから始まる。それは穏やかな何時もと変わりのない渋谷の夜の巷にそっと息を潜ませているのだと。

リーマン・ショックはその後のグローバル金融危機に広がり、今も世界経済はそこから完全には立ち直りを見せていない。(何をもって完全というかは相当問題であるが)。危機はその後、ヨーロッパでサブリン危機に発展し、EUを揺るがすことになった。アメリカの失業率は高止まりし、これはだいぶ経ってのことであるが、大方の予測を裏切ってドナルド・トランプというきわめて異質な大統領を生むことになる。クリントン政権で財務長官、オバマ政権で国家経済会議委員長を務めたあのローレンス・サマーズが、後にアメリカにケインズ革命をもたらした1938年のアルヴィン・ハンセンまで持ち出し、「長期停滞論」を表明した。ハンセンは、世界恐慌後アメリカ経済がなかなか立ち直りを見せなかったことから、技術革新の停滞、フロンティアの喪失、人口減少などの構造要因により、投資が減退し、アメリカが需要不足による長期停滞に入ったのだと説いた。サマーズはこの説を受けて、利子率と投資率がともに低下していることを指摘し、自然利子率がマイナスとなり、現代のアメリカ経済が過剰貯蓄＝需要不足に陥っているとしたのである。ロバート・ルーカスが合理的期待形成学派のマクロ経済学の勝利と「ケインズ経済学の死」を言祝いだわずか10年後のことである。どうやら世界は「不合理な期待」で満ち溢れているらしい。

サマーズの「予言」は、日本の「空白の10年」を説明するのにより適していた。東京大学の岡崎哲二や福田慎一は、若干のニュアンスの違いを見せつつ、これを認めている⁽²⁾。むしろ日本経済の10年を観察し、世界にジャパナイゼーションが起きることを懸念しての見解のように

2 岡崎哲二『経済史から考える 発展と停滞の論理』日本経済新聞出版社、2017年、
福田慎一『21世紀の長期停滞論 日本の「実感なき景気回復」を探る』平凡社新書、2018年。

も感じられる。ノーベル経済学者であるポール・クルーグマンやジョセフ・スティグリッツもまた、サマーズの「長期停滞論」を受け入れており、来日時に、それぞれ首相官邸に呼ばれ、（何が本当に話し合われたかは不明ではあるが）懇談したことは記憶に新しい。

リーマン・ショックを経て、アメリカの金融の「パンドラの箱」の底に残っていたのはどうやら「強欲」であったということになったらしい。しかしその「強欲」を可能にしたのは、金融工学の粋であり、「目的合理性」によって未来を先取りできるとした「傲慢」ではなかったか。それを支え育んだのが、サブプライムと「格付け」された低所得者層の、中産階級の象徴である戸建住宅と自動車への熱い「想い」であったというのが、バブルを経験したことのある身には切ない。当の日本はといえば、もともと「空白の10年」を経過していたところにショックが加えられたのであるから、経済の立ち上がりはさらに厳しい。最近明らかになってきたが、当時日本の大企業の中には、資金ショートぎりぎりまで追い詰められていたものもあるという。中規模国の自動車市場が一瞬に蒸発してしまったような衝撃が世界経済を覆っていた。日本の企業行動もガバナンスも、「97年危機」と「リーマン恐慌」によってはっきり変わってしまった。

幸か不幸か、「空白の10年」によって縮んでしまっていた日本の金融機関は、急性の危機を見せるにはいたらなかったが、金融技術革新（フィンテック）の波と、安倍政権の下での日銀の「クログノミクス」に挟まれ、未だ将来モデルを見いだせずにいる。正統な金融政策がとて取りにくいのは確かであろうが、アベノミクスの一本目の矢である「黒田バズーカ」によって「インフレ期待」に訴えたものの、その目標は達するにはいたっていないし、「空白の20年」を通じて悪化をたどってきた財政を抱える日本は、クルーグマンの提唱するような大幅な財政出動に打って出る余地を残していない。アメリカの景気回復が見られるようになった今こそ、三本目の矢が問われるということなのだろうが、世代間で痛みを分け合う、国民的合意を得られる長期ビジョンなくしては、それらは「個別案件」として現状に吸収されていくだけであろう。世界も日本も、まだ「出口」を思いあぐねている。時間は経ち、意図しなかった「未来」が待ち受けているのかもしれない。

何事もないように通り過ぎ、他愛無い言葉でお互いの存在を確かめ合いながら家路に向かう人々の姿と、中央分離帯を間に白と赤に対照的に滲んで輝く、流れる光の車列、私の眩きの応えにまごつく大学院生の戸惑った表情、それがリーマン・ショックの日のイメージとして記憶に定着している。そしてやはり、それは今でも変わらない。

(3) ケースⅢ：破局

最後に挙げなければならないのは、2011年の3・11である。東日本を襲った大震災を東京の青山通りで迎えた。激しい揺れに驚き立ち止まった。すでに大学は春休みであったが、いくつかの仕事があり、仕事場に急いでいた時のことである。揺れは身体をわしづかみに揺すぶるよう押し寄せてきた。これは普通ではない。同伴していた若い同僚がビルのほうに向かおうとするのを押しとどめ、青山通りの車の流れが止まったのを確かめてから、通りの真ん中に避難した。その動きで私の存在に気づいた周辺の学生から、名前を呼ぶ声がした。すぐに近くに来るよう声をかけ、数人で身を寄せ合った。揺れが鎮まった頃を見計らって、キャンパスに移動することを指示した。大学が緊急時の避難場所に指定されていたことを思い出したのである。この時、震源は関東であろうと思い込んでいた。事態がそのような想像を遥かに超えるものであることがわかったのは、学内に入り、推移を見届けるため大学の本部のある建物の一室で同僚学部長と待機していた時であった。仙台空港に津波が押し寄せているとの一報が入った。仙台空港だって、と同僚が呻くような声を上げた。空港は海岸から距離があるはずだ。とんでもな

いことになっている。この時ようやく事態の深刻さを理解した。テレビのある部屋に移動すると、静かに（そう見えた）膨大な水の塊が空港を舐めるように洗っていく。巨大な生き物のようだ。迂闊にも自分が変事を中心にいると思っていたが、想像を超える巨大な「出来事」の端で右往左往しているだけなのだ、打ちのめされる思いで、ただ黙って喰い入るように映像を見つづけていた。

刻一刻と深刻な事態が報道される。どこか現実感のないままそれを聴いていると、追いかけるようにして報告が入ってきた。キャンパスにどんどん人が流れ込んできています。何が起きているのか、慌てて夕闇迫るキャンパスに出てみると、校門から多くの人が入ってくる。どうやら交通網が寸断されたため、歩いて帰宅を目指す人々が、その途上で大学に行きつき、暖と一時の休みを求め、学内に流れこんできたのだとわかった。その中には、修学旅行生の姿も見られた。まだ「帰宅難民」という言葉が生まれる前のことである。学校は、大学の入学式や卒業式を行う記念館を開放することを決め、収蔵していた災害用の食料品を提供することになった。青山通りで出会った学生たちのことが気になり、学校に残ることを決め、その夜は学内を定期的に見回ることにした。

記念館に学生らしい姿が見当たらないので、職員に学生の居所を聴くと、外からの収容人数が増えつづけているため、学生は大学の礼拝堂に移したのだという。そちらに向かう。コンサートが開かれることもある礼拝堂は煌々と明かりが燈っていた。礼拝堂に足を踏み入れると、正面に掲げられた十字架が淡い光にぼうと浮かび上がっている。驚いたのは、無数の銀色の包みが、ところ狭しと堂の床を埋めていたことである。よくよく見れば、それは冷え込まないようにと渡された銀色の断熱防寒具を、学生たちが頭からすっぽり被って座りながら眠っていたのである。講義も終わったこの時期に、これほどの学生がまだ学校にいたのかと妙に感心するとともに、奇妙な感覚に襲われた。不謹慎ではあるが、銀色の卵—それはどこかSF映画に出てくるエイリアンの卵、あるいは冬眠しながら目的地を目指す宇宙船の乗組員を連想させた。その姿をしばらく見つめ、そっと研究室に引き上げる。気持ちはすでに、ここに居ない学生たちの安否に移っていたが、メタリックに輝く無数の銀の卵のイメージは、今も忘れることが出来ずに残っている。

震災をその空間的周囲で経験したことはそこまでであった。しかし震災の時間は終わっていなかった。福島第一原発の事故である。所属する学部の学生や受験合格者の安否確認に追われていたところに、電子メールが飛び込んできた。この時、学部のまとまった学生がフランスに文化研修に行っており、もうすぐ帰国の予定であった。それを引率していた同僚の教員からのメールであった。フランスでは、東日本は放射能によって全滅的な被害にあっているともっばらであるというのがその趣旨であった。震災後、あらゆる手づるを使って状況把握に努め、毎日得られた情報を、メールを通じて学部の教員に配信していたから、それを同僚が知らないわけではない。しかし相手は目に見えない放射能である。現地では、日本の学生とわかると、フランスにとどまることを親切に勧め、自宅を提供してもよいという声がかかっているという。学生の中に動揺が広がり、保護者からもフランスに残るか、関西の空港で降ろしてほしいとの連絡が入って困り切っているようであった。文面からは同僚自身の心の揺れが伝わっていた。チェルノブイリの原発事故を経験したヨーロッパは、原子力発電所の事故にことのほか敏感であることを改めて知らされた。一応テレビで報道を追っていたが、外部から見れば自分が事態の渦中に巻き込まれているかもしれないことに、この時初めて気づかされた。とにかく東京は平穏である旨を伝えたが、同僚が学生たちを納得させる材料はなかった。年齢を考え、放射能を少量浴びても仕方ないとは思っていたが、若い世代にとって汚染と被曝は切実な問題である

う。しばらく考え、思いいたったのは米軍の動きを何とか探ってみようということだった。

今から考えると大変恐縮なことだったが、アメリカは日本政府より事態を把握しているかもしれないと思いついた。おそらく放射能汚染の危険が見込まれる地域に、米軍や軍属、政府関係者は残さないであろう。スリーマイルの事故を経験し、イラク戦争で兵士の放射線被曝を経験したアメリカが、同盟国のためとはいえ、他国において平時に、駐留米軍にそのようなリスクを負わせるようには思われなかった。(この予測は申し訳ないことに外れた)。在日アメリカ市民に対しても、何らかメッセージがあるに違いない。そこで、ネットを通じ米軍関係についての情報をできるだけ掻き集め、地図と引き比べた。その結果、東京を中心に一応問題がなさそうな範囲に成田が入っているようだ確信し、その旨を同僚にメールで伝えた。これで、学生たちの不安は収まった。日本の政府の公式の発表より米軍の動向のほうが説得力を持ったということに、いささかひりひりする想いを残しながら、学生たちが成田に到着するのを確認し、この件を終えることになった。

この頃、毎日夜遅くまで大学に残っていた。夜の渋谷は暗く、人通りも少なくなっていた。フランスの件で気づいたが、若者の姿がとても減っていた。もしかしたら、この程度の人間の数が、本来人間が自然に生きていく密度なのかもしれないなどと余計なことも考えたが、やはり若者のいない渋谷は寂しかった。しばらくそのような状態がつづき、それにも慣れ始めた頃、ある夜信じられない光景に出くわすことになった。渋谷を発車し、電車が原宿のホームに入って停まる。車窓から全く灯りの見えない暗い竹下通りに目を向けた。道路が動いている。よくよく見ると、それは人の群れであった。店が一つも開いていない暗闇の中に、大勢の(たぶん)若者がただただ蠢^{うごめ}いていたのである。夢を見ているような気がした。その姿と心に受けた印象を表現する術は今も持ち得ていない。呆然としている間に、列車は静かにホームを離れ、私の視界から人々の姿は消えていった。あれは夢だったのだろうか。だとすれば、人間的意味の時空の崩れが「私」を占めていたのだ。今でもどこか信じられない光景である。そのころネット上では、さまざまな噂やとんでもない情報が飛び交っていた。学生の中には、それを確かめるためにメールしてくる者もいた。そうかと腑に落ちた気がした。竹下通りは現代の「村の鎮守」だったのだ。村はずれの鬱蒼^{うっそう}とした森、その中に暗く沈む社。災いが過ぎ去った後、若者たちは恐る恐るそこに戻ってきて、お互いの無事を確認する。そこに人がいるということに生きていることを味わう。どのように通信手段が発達したとしても、最後に行きつくのは、それが誰かということすらわからなくても、生身の人間同士の今ここでの触れ合いなのだろう。そのように結論づけた。

この経験から間もなく、渋谷に若者が帰ってきた。渋谷は何事もなかったかのように喧噪の街に戻り、再開発の波に文字通り埋もれていった。巨大なビルが立ちはだかり、これまで見上げられた空はすっかり小さくなってしまった。スクランブルの周囲のビルの壁面にはスクリーンが埋め込まれ、眩い光の粒を行きかう人々に投げかけている。竹下通りの入り口にも同様なものが据えられ、通りは夜も煌々と照らし出されているが、深夜そこに行く人影はほとんど見当たらない。「祭り」は終わった。しかし、大震災の傷跡は依然として開いたままである。フクシマは何時終わるとも知れず、依然として人間を寄せつけない。100年に一度、1000年に一度と、責任ある立場の人から聞かされた。なるほどそれは気の遠くなるような時間である。しかしフクシマの過ごすであろうこれからの時間はそれよりも遠いかもしれない。人は1000年の想像力を持ちえないのであろうか。亡くなった宮大工の西岡常一は、かつて「自然の試験を通らないと、本当にできたと言えないのだから、安心はできない」と述べていた。この世の中には、1000年の先を見つめながら仕事をしている人々が現にいる。建築学者が西岡のインタビューを収録し

保存したDVDは、今でも研究室の本棚に置いてある。就活に悩んだ学生に観せるために。十字架の前に横たわっていた銀の卵たちと、真っ暗な竹下通りに集まった人々の群れ、そしてDVD動画の中で破顔一笑している西岡常一の人懐こそうな顔、それが私の3・11の記憶となった。

これまで長々と21世紀(まだたった18年なのだが)に起きた事どもを、経験に引き付けて綴ってきた。別に自分の儂しい体験を伝えたかったわけではない。環境と身体をめぐる人間的時間は、常に流れている。端的に変化している。多くの偶然的な事象が起きたとしても、そのほとんどはわれわれの意識に上ることもなく、身体刺激が神経パターンに記憶されるにすぎず、その意味を問うことはできない。認知的無意識である。しかし、ある時、ある特別な未知の「出来事」が起きると、人間は脳中枢を含めた全神経系を総動員し、そのことを知覚し、それと同じ刺激の記憶パターンを見つけ出そうとする。リベット実験によって明らかになったように、われわれの神経は受けた感覚を受動的かつ自動的に総合するよう反応するが、意識は遅れてそのことをあたかも能動的であるかのように追認している⁽³⁾。どうやら自己意識は最後に現れるらしい。「自由意志」はないかもしれないというこの実験結果は、アウグスティヌス以来信仰の前提として「自由意志」が必ず要請されるキリスト教および「理性的人間」、「自由な責任ある人格」を前提に置いた近代ヨーロッパ、要するに全西欧文明の根底に触れるスキャンダルであった⁽⁴⁾。われわれの意識とは、「出来事」に事後意味を与え整序するための「物語」であり、それこそが「人間的時間」の本質なのかもしれない。「神なき時代」に唯一残された確かそうなもの、「目的合理性」で武装された科学実験によってそれが示されたのであるから、これはかなり深刻な事態であった。

しかしそのことは同時に、同じ「出来事」に対して、同じ身体性を持った異なる人々がそれぞれの異なるイメージ記憶を持ち、そしてそれを自らのものと追認しつつ、「意味」を紡ぐことの可能性を保証するものだという点において、スピノザの意味での「コナトゥス」、あるいはライプニッツの意味での「モノド」(両者は相違するが)と呼ぶことができるのではないだろうか。それが相互に呼びあい、受けとめあうことが、(厳密な言い方ではないが)社会なのであろう。コミュニケーションには、そのようなイメージと記憶を伴う個体の時間性と他者の時間性とを結び、共同の「時間」と「意味」を形成する役割がある。「出来事」はその時、あるいはその再帰的な過程として、われわれの共通体験の中に定置され、未来を向く。そこにリアリティやアクチュアリティを与えているものは、個体の、そして他者の身体に埋め込まれた無数のイメージ記憶、体験記憶であるということになるのではないか。「過去」はメッセージ情報を越えるあらゆる外情報を含め、「今」に埋め込まれることで、「未来」を形づくっていく。

特権的な「出来事」とは、ある特異な瞬間が、未知との遭遇が、それぞれの身体性を通じ、多様な輪郭に隈取られた共同の体験として、人々の共同の記憶として認知され、そのことが「未来」を決定していくという、そのような意味において「特異的」なのである。試みたかったのは、そのような「出来事」につき、身体的感覚イメージや体験記憶を手離すことなくレポートするということであった。そこには、当事者固有のいささかの時空間意識の混濁が見られる。

3 ベンジャミン・リベット『マインドタイム 脳と意識の時間』(下條信輔訳、岩波書店、2005年)。またリベット実験について、晩期フッサールの理論展開を踏まえ、現象学の側から対質をおこなったものとして山口一郎『感覚の記憶 発生的神経現象学研究の試み』(知泉書館、2011年)を参照されたい。

4 キリスト教信仰における「個」と「自由」概念の生成については、クリストファー・スティッド『古代キリスト教と哲学』(関川泰寛・田中従子訳、教文館、2015年)、坂口ふみ『〈個〉の誕生キリスト教教理をつくった人びと』(岩波書店、1996年)を参照。

したがって「陶醉」ないし「無感動」という兆候が現れている。それこそが「出来事」が特異的であることの「兆候」なのである⁽⁵⁾。われわれは自らの「経験」を、他者を通してしか社会的「リアル」とすることができない。そこには何時もメディア的経験が寄り添っている。そのどこに「リアル」が立ち現れるのか。複数の次元を並行させ、視点の転換、時間の混淆によって個と社会とのそれぞれの「時間」の交差として取り出し、「出来事」がどのようにメディアを通じて個の「身体」とどき、判断され、常に遅れてやって来た「私」がどのような知とコミュニケーションを通じて、その都度「われわれ」であり得たかを探ってみたかったのである。歴史はそこにこそ現れるのだから。

しかしこの試みにも決定的欠陥がある。生きられ、果たされたものはよい。だが「出来事」の中で毀損されてしまったもの、死者の記憶や声は、どのように未来の歴史に参入できるのだろうか。この難問は、今は残しておこう。

② 「未来」はどのように引き寄せられるのか

21世紀の世界と日本が、政治においても、経済においても、そして社会においても不確実な時代に入ったことは否定できそうにない。ハムレットの言うように、「時間の関節が外れてしまった」ようだ。しかし普通の人には、自分はそれを正すために生まれてきたなどとはとても言えそうにない。「長期的には我々は皆死んでいる」と見得を切れるのはケインズほどの天才だけであろう。さりとて、一応大人であれば、事態を漫然と眺め、脳裏をよぎる次世代の若者たちにすべてを委ねるだけというわけにもいかない。そこで頼る術は確かな数値だろうというのが大方の考え方になった。本来の「理性」は、両大戦によってすでに相当毀損してしまっている。依然として信頼を失っていないのは、「目的合理性」にもとづく「人工言語」以外ないというのが、ポストモダンに浮かれた後の20世紀末の知的状況だったのではないであろうか。未来が見えないとなれば、無時間的に永遠に成立する「均衡」世界をアルゴリズムで解き明かしたところで、政策失敗の「犯人探し」以外の何が見込めるのであろうか。世界経済を牛耳ってきた主流派の新古典派経済学は、グローバル金融危機で^{ひっそく}逼塞してしまっただけに代り、これまで異端とされてきた制度派経済学や行動経済学が脚光を浴びるようになってきているが、政策を提言するだけのパラダイムを確立するまでにはいたっていないように思われる。まだ「共通言語」にはなっていないのである。政治にいたっては、「アフター・トゥールース」「オルターナティブ・ファクト」の世界にはまり込んでしまっている。こちらは「犯人造り」だ。相手を言葉でやり込め（本当は訴訟の場ではない以上そんなことはあり得ないのだが）、黙らせればそれでよい。テーマはポジション取りとステータスだけという言説がメディアに溢れ、耳がふさがれてしまう。フクシマ以降は工学系の未来学も怪しい。

残されているのは、デジタル革命によっていちじるしく「進歩」してきた情報科学と生命科学、その台座となるのは19世紀の自然科学で20世紀を無傷で生き延びた熱力学と進化論であった。歴史の意味が曖昧になるということは、「われわれ」の時間の「関節」が外れることに等しい。それではいっそ人間的「意味」をごっそり除いてしまっても成立する科学があればよい。これにより浮上してきたのが、ベイジアンの主観的確率理論である。事前の主観的なデータ分布を仮定し、その後は事後的なデータの分布パターン変化を検証し繰り返していくことで精度

5 「出来事」に際しての「兆候」については、拙稿「いま『戦争』を語ること」（松尾精文他編著『戦争記憶の継承 語りなおす現場から』社会評論社、2011年）を参照されたい。

を高めていく。そのための膨大な作業は、飛躍的にその機能を高めつつあるコンピュータが担ってくれる。「必然性」は死んだが、神の言葉は「蓋然性」の名前で語りかけて来る。デイヴィッド・ヒュームはそれを信念と呼んだのだが。そこにICT革命による脳神経科学の発展が結びつき、機械学習からディープ・ラーニングへの進化を通じて、行き詰っていた人工頭脳=AIのブレーク・スルーが訪れた⁽⁶⁾。その時から、IT革命、インターネット革命を通じて大量に積み上げられ、クラウドコンピューティングやユビキタスコンピューティングで増殖しつづける、サイバー空間上のフェイクも含むジャンク情報が、一気にビッグ・データと呼ばれる大いなる資産に変化した。因果関係を考えず、相関関係が確かめられれば、そこに未来のパターンを確率的に推計でき、オンタイムで限りなく知識パターンと事象の変化パターンが再帰的に共進化しつづけるであろう。もうすぐAIの時代がやってくるというのは錯誤も甚だしい。すでに特化型AIは、我々の生活の隅々にまで入り込んでおり、われわれの外部記憶となっている。システムに組み込まれたAIは不可視となり、絶えずバージョンアップを（勝手に）繰り返しながら、データを探り、パターンを取り出し、われわれの得る情報とその組織化、記憶を支えている。われわれはそれをコンビニエントなツールと思い込んでいるのであるが、リベット実験について述べたように、意識は常に現実に遅れてやってくるということを思い出そう。意識は操作主体であるとは限らない。バーチャル・リアリティ=VRの進化もいちじるしいが、これは拡張現実=ARの一部と考えてよさそうである。世間的にAIでイメージされているのは厳密には汎用AI(AGI) のことであるが、フレーム問題一つを考えてもそれはまだ入り口にたどり着いたにすぎない。そもそも人間の脳や遺伝子ですら、その機能そのものについては未だ多くのことを解き明かせていないのである。まして自己意識を持つ「強いAI」にいたっては、依然として人の心と同じに「ハード・プロブレム」であり続けている。

ところで、テクノロジー変化に早期に気づいたのは、複雑系経済学者のブライアン・アーサーであった。彼は、テクノロジーを①人間の目的を達成する手段、②実践方法とコンポーネントの組み立て、③文化に役立てることができる装置と工学の集合体であると定義づけている⁽⁷⁾。テクノロジーは階層構造をなしており、コンポーネントの一部の変化は、常に階層の上位と下位の変更を要請するので完成はなく、モジュール間相互の技術的な適応の必要から、部分的変化が構造全体に及び、進化していく。その動因は機会のニッチだとされる⁽⁸⁾。アーサーがこのような考えを持つにいたったきっかけは、20世紀後半に次第に明らかになった経済における「収穫逡増」の研究であったという。彼がそこで考え込んだのは、「収穫逡増」の効く経済で、二つの製品が現れた場合、そのどちらが勝者として市場を支配するのかということであった。解は複数あり得る。彼の採用したアプローチは、ランダムな事象が固有のポジティブ・フィードバックにより拡大され、時がたつうちに結果を確率的に選択すると考えることであった⁽⁹⁾。数理化が進んだ進化論のアプローチが持ち込まれていることは見やすい。進化生物学者のリチャード・ドーキンスのように、「文化遺伝子=ミーム」などという概念を理論的に無理に要請するよりは、はるかに洗練されている⁽¹⁰⁾。しかしここからアーサーは、驚くべき結論を引き出すことになる。テクノロジーこそが主体であり、経済や歴史、文化はその表現に過ぎない

6 脳科学とAIの進化についての総括的議論としては、アンディ・クラーク『現れる存在 脳と身体と世界の再統合』（池上高志・森本元太郎監訳、NTT出版、2012年）がある。

7 ブライアン・アーサー『テクノロジーとイノベーション 進化／生成の理論』（有賀裕二監修・日暮雅通訳、みすず書房、2011年）、p 40-41。

8 同上、p 221。

9 同上、p 6。

というのである。ここまで来ると、待てよと立ち止まらざるを得ない。アーサーの議論は「収穫逡増」の経済が前提されている。しかし人間の社会は「収穫逡増」の効かないさまざまなドメインで形成されている。なぜ彼はその一部を取り出し、すべてのドメインをその表現に過ぎないと言えるのであろうか。そこにはいささか「物神崇拜」の匂いがしないでもない⁽¹¹⁾。「収穫逡増」の効くのは、産業に知識が組み込まれた場合であることに注意を喚起し、アーサーの議論の問題点については、もう少し後で立ち返ろう。

アーサーの議論は、シュンペーターのイノベーション論のミッシングリンクを突くことによって広い影響を持つことになった。その中には、『テクニウム』のケビン・ケリーや、『第四の革命』のルチアーノ・フロリディなどがある⁽¹²⁾。ケリーの「テクニウム」や、フロリディの「インフォスフィア」といった概念は、アーサーの影響とともに生物学者のヤーコブ・フォン・ユクスキュルの「環世界」を意識してのものであろう。ユクスキュルとダーウィンの進化論はいささか相性が悪いので、より込み入った議論が必要となるが、ここではそれは問わない。ルイス・ボルクの「ネオテニー：幼形成熟」仮説、アドルフ・ポルトマンの「生理的早産」説を待つまでもなく、人間が刺激—反応系の本能によって規定されることが出来ず、外部に道具や言語を携えることによって、第二の自然＝人工環境を創りだすことで生き延びたであろうことは、繰り返し見届けることのできる発生論的「事実」である。テクノロジー環境をわれわれ自身と截然と分ける足場が保証されているわけではない。しかし、アーサーの議論が過去の歴史「事実」から引き出されている現在であるのに対し、進化人類学や考古学、古生物学まで動員し、時間軸を大幅に長尺にとり、直接「未来」に延長線を引くというのが、彼らの議論の進め方の特徴であることも知っておく必要がある。不確実な「未来」に確実なものがある。その事例として挙げられるのは、何時も「ムーアの法則」である。

ここまで来ると、レイ・カーツワイルの名前が浮かばないはずはない。あの「技術的特異点＝シンギュラリティ」の提唱者である。彼の議論の根幹は、「収穫逡増」を「収穫加速の法則」に読み替えたことにある⁽¹³⁾。変化の先は見通せなくても、加速度は今この時点で計測可能だというのが議論の胆になる。量ではなく「度」が問題なのだ。当然それは「延長」ではない。「ムーアの法則」自体は、経験則に過ぎない。このためカーツワイルは、指数関数的成長という概念を打ち出す。なるほど「ムーアの法則」は指数関数的である。今後の産業がIT、コンピュータと関わりなく発展することはおよそ想像できないから、そこに一定のリアリティがあること

10 文化の側から進化論を読み直したものとしては、ヴィンフリート・メニングハウス『美の約束』（伊藤秀一訳、現代思潮新社、2013年）が、進化論から文化にアプローチしたものとしては、アレックス・メスーディ『文化進化論 ダーウィン進化論は文化を説明できるか』（野中香方子訳、NTT出版、2016年）がある。ミーム論については、ロバート・アンジェ編『ダーウィン文化論 科学としてのミーム』（佐倉統・巖谷薫・鈴木崇史・坪井りん訳、産業図書、2004年）が、各分野からの網羅的アプローチをしている。

11 物神崇拜は、もともと宗教人類学の概念であったが、カール・マルクスの『資本論』において商品および貨幣の導出で使用されたことにより、社会科学一般の概念に拡張され、フロイトによって精神分析の中にも持ちこまれた。マルクスにあつては、冒頭商品において表象—実体シェーマで描かれていたが、日本では宇野弘藏により形態論的整理がなされ、廣松渉によって物象化論に総括されていった。また最近では、ブリュノ・ラトゥールによって、「物神と事実」の二項対立それ自体を批判する議論も現れてきている。問題含みの概念ではあるが、この概念は「仮想通貨」を考える上で有益でもある。大黒弘慈『マルクスと贋金づくりたち』（岩波書店、2016年）、ブリュノ・ラトゥール『近代の〈物神事実〉崇拜について—ならびに「聖像衝突」』（荒金直人訳、以文社、2017年）。

12 ケヴィン・ケリー『テクニウム テクノロジーはどこへ向かうのか？』（服部桂訳、みすず書房、2014年）、ルチアーノ・フロリディ『第四の革命 情報圏が現実をつくりかえる』（春木良且・犬東敦史監訳、新曜社、2017年）。

13 レイ・カーツワイル『ポスト・ヒューマン誕生 コンピュータが人間の知性を超えるとき』（井上健監訳、NHK出版、2007年）、p 55。

は認められる。現在の脳科学、情報科学はコンピュータの容量、計算能力の向上に多くを依存している。情報通信技術の変化の瞬間速度が速まっているということに気づいたことは、カーツワイルのセンスであろう。

しかし彼が技を利かせているのは、そこではない。人間が指数関数的成長に想像力が及ばないことを予じめ指摘するところである。先にこのようにフレームをかけられ断定されると人は思考を拘束され、抜け出せなくなる。だが、とカーツワイルはつづける。「ムーアの法則」は厳然として貫かれ、データによって根拠づけられているのではないか。このままでいけば、遠くならず、そう2045年にはAIが人間の能力を凌駕する「特異点」が来る。これが確約された「未来」なのだ。ここに彼の修辭的な捻りがある。27年後であれば、まだ現存のほとんどの世代が生きているはずだ。100年、1000年の指数関数的想像力は持てなくても、自分の人生の将来くらいは一応想像できる。このずれが「技」たるゆえんである。ここに行動経済学者ジョージ・エインズリーが想定する人間の「時間」に対する「双曲割引」説を重ねてみよう。エインズリーによれば、人間は愚かにして先の未来よりは近未来に得られるものにより高い割引価値を置く「非合理」な厄介者だという。(確かにそれも当たっていないわけではない)⁽¹⁴⁾。これを信じるならば、1000年の未来に想像は及ばないものの、「将来設計」ぎりぎりの27年後にそういう「特異点」が来るという予想に賭けてみたくなる誘惑が生まれまいだろうか。ここでは不確実性はリスクに置き換えられている。「正則」が何かは問われていないのだが、われわれには「人的資本」に投資する「自由」だけは残されるというわけだ。

ところで実は、この修辭は使徒パウロのものなのだ。パウロは約束された「来るべき時」が迫っていると認識していた。差し迫るその「時」、「特異点」に向けて心と体を「魂」において過酷に緊張させ、信徒たちに「言葉」を投げかけていた。だからパウロの場合、その「時」は不可避にやってきて、「今」に宿るものだと真面目に考えられていたのである⁽¹⁵⁾。ところが「その時」はなかなか訪れない。そのうちにローマ帝国がペテロの教会、パウロの信徒を公認してしまう。中世スコラ哲学の延々たる議論の根底には、何時もその問題が控えている⁽¹⁶⁾。近代のヨーロッパの思想家も常にパウロの「言葉」に惹きつけられ、それをめぐった。カール・マルクスは言うまでもない。フリードリッヒ・ニーチェが最大のライバルとしたのは、パウロであった。両大戦間期の危機の時代、ナチス法学者のカール・シュミットとユダヤ人思想家・文化研究者のヴァルター・ベンヤミンが奇妙にも触れあい、交差してしまったのも、共通するパウロの「言葉」があったからである。

かくしてパウロの「時の言葉」をなぞることにより、カーツワイルは現代の「預言者」となった。(使徒ではないけれど)。だから、彼がテクノロジーの先に「不死」を語るのには何の不思議もない。科学的批判はここでは無意味なのだ。すでに神が資本主義経由でテクノロジーに読み換えられているのだから。ブライアン・アーサーが経済はテクノロジーの「表現」に過ぎな

-
- 14 詳しくは、ジョージ・エインズリー『誘惑される意志 人はなぜ自滅的行動をするのか』(山形浩生訳、NTT出版、2006年)を参照。
 - 15 この込み入ったパウロの「時間」、パウロの「言語」については、ジョルジョ・アガンベン『残りの時—パウロ講義』(上村忠男訳、岩波書店、2005年)が詳細な分析を行っている。またパウロの「時」を、イエスの「時」と比較検討した優れた研究としては大貫隆『イエスの時』(岩波書店、2006年)がある。
 - 16 キリスト教中世における「時間」と「論理」と「言葉」をめぐり、近代的制度への影響を探った一連の研究として、瀬戸一夫『時間の政治史 グレゴリウス改革の神学・政治論争』(岩波書店、2001年)、同『時間の民族史 教会改革とノルマン征服の神学』(勁草書房、2003年)、同『神学と科学 アンセルムスの時間論』(勁草書房、2006年)、同『時間の思想史 アンセルムスの神学と政治』(勁草書房、2008年)がある。

いと言いつつを思い起そう。そしておそらく、ノーバート・ウィーナーが、新しい「サイバネティクス=人間機械論」を提唱する中で、皮肉にも機械の中に「神」をプログラミングしてしまったのである。しかしそうであるならば、「強いAI」は「キリスト」なのであろうか、それとも救済の前に現れると「黙示録」で語られる「アンチ・キリスト」なのであろうか。さらにはパウロにあっては、その「時」にもっとも重要なのは「愛」であるとされていたが、それは何よりもまず「神の愛」^{アガペー}であった。それでは「強いAI」は人を愛するであろうか。AIに熱狂しながら、それを日本のオタクとアニメ監督以外誰も問わないのが不思議である。そして最後の審判の時に選別されるのは誰か。エリック・ブリニョルフソンとアンドリュー・マカフィーは、その著『機械との競争』で、それに答えを出そうとしている。「最もスキルの高い労働者が高い報酬を得る一方で、意外なことに、最もスキルの低い労働者は、中間的なスキルの労働者ほど需要減に悩まされていない。この動向には、労働需要の二極化現象が反映されている」⁽¹⁷⁾。「両極分解」という古い神話が蘇ってくる。

ここでは「愛」は「人的資本」への投資、「スキル」に置き換えられているのである。機械に愛されるはずの「僕」。このようにして「物神崇拜」が回帰してくる。日本の歴史には、「占う」ものはいるが「預言者」は現れない。もともとメデイウム（メディアの単数形）は、マスコミとともに霊媒を意味したのだが、「預言者」となると舞台装置の次元がまるで違ってしまふ。だから西欧文明の根底を流れるこのモチーフがなかなか感じ取れない。こういった知的伝統を一応頭に入れておかないと、「未来学」をミスリードしてしまう危険がある。

欧米では—こういう言い方は好きではないが—修辞学や言語分析の延々とした伝統があり、研究者が常にこういうことを意識し、言説をチェックしてきた。「伝説の預言者たちは、出来事に対して影響力を持つことはなかったが、過去あるいは将来の不幸を、驚異や、秘密を開陳することで昇華させたのだ。背景となる世界や長期的な時間性の消失が、想像力の低下と相まって（見えすぎること透視能力は損なわれるものだ）、今日の預言者もどきたちに悲喜劇的な装いを与えている。かれらは、せっかちで、メディア装置に囲まれすぎており、共鳴装置であるみずからの環境の歴史と地理について無知なため、カタストロフィーを解釈するどころかむしろ、それを引き起こしがちだと言えるだろう。打たれたことのないハードパンチャーは慎重さが足りないもので、地図も見ずに壁に激突したりする。かれらは、理解することの純粹な喜びや、臨床的な視線の中立とは無縁なのだ。これらの守護者たちが、西洋の十字軍—それぞれの人に聖戦があるものだ—を著しく活気づけている。そして、精神の戦争で、言葉は選択的に破壊を行う武器であり、戦争そのものにもまもなく影響することになる」とメディオロジストのレジス・ドブレは手厳しく述べる⁽¹⁸⁾。これは直接には「戦争」をめぐるものであるが、「技術開発」でもそのベースは同型である。パウロの「時制」が常に意識されることになる。

アメリカの科学哲学者ジャン＝ピエール・デュピュイの、違う角度からの技術の未来についてのとてつもなく冷静な言葉。「覚醒した破局論は一つの狡知である。それは暴力を一つの運命、つまり意図はないものの、私たちが殲滅することも可能であるような運命に変えることで、人類を自分たちに固有の暴力から分離しようとする。ここでの狡知とは、私たちがあたかもその犠牲者であるかのようにみなすことに尽きる。この二重の操作、この策略は、おそらく私たちの救いの条件であるだろう」⁽¹⁹⁾。デュピュイがこのように、込み入った論理を駆使するのは、

17 エリック・ブリニョルフソン、アンドリュー・マカフィー『機械との競争』（村井章子訳、日経BP社、2013年）、p 99。

18 レジス・ドブレ『大惨事と終末論「危機の預言」を超えて』（西兼志訳、明石書店、2014年）、p 121。

アウシュヴィッツ、ヒロシマ・ナガサキ、9・11、そしてスマトラ沖の津波を念頭に置いているからである。20世紀、欧米が経験してきたのは「無邪気」であることの危険ということなのだ⁽²⁰⁾。「暴力」と「悪」への考察の果てに、デュピュイは「覚醒した破局論」というパウロの戦略の倒錯的使用に行きついた。(ということは、21世紀には覚醒していない破局論は始めからダメダメということだ)。「未来を作り上げるのは私たちだし、その方法もあらかじめ定まってなどいない。だが、私たちは、運命として刻印されてしまうようなものすら作り上げてしまう。私たちはいくつかのオプションから選択するのではない。私たちの運命を決めるのは私たち自身である。形而上学的芳香を失ってしまったこの表現は、再びその文字どおりの力をすべて回復しなければならない。未来は私たちの外部にある。それは、私たちを自分自身のさらに上へと押し上げ、人類の歴史全体を見渡せるような、おそらくは歴史に意味を付与できるような眺望を見出させてくれる梔子でもある。未来は私たちにとっての聖なるものだ。それは善でも悪でもありうるが、私たちはそれをあらかじめ予測できない」⁽²¹⁾。さてカーツワイルは、それらのどの「言葉」で語っているのであろうか、それが問題である。

3 地上に降り立つ天使あるいは郵便配達人

「ムーアの法則」の意味するところは、もはやはっきりしている。さまざまに取り出される指数関数的成長のケースをみれば、それが近代から始まっていることが見て取れる。資本主義の産業構造は、労働集約型産業—資本集約型産業—知識集約型産業と移行してきた。これが長期に見た指数関数的成長の内実である。人間には分業によるメリットがあり、資本は規模の経済が利き、知識は素材とは異なり累積的である。つまり「加速」する。「加速度」はその瞬間の不可視の強度を示すが、グラフそれ自体はあくまで二次元の仮想「視覚体験」(=VR)にすぎない。「ムーアの法則」はその第三フェーズにおけるもっとも典型的なパターンで描けたから、あたかもそれが未来を決定する、避けられざる「運命」の時間であるように感じさせ、人びとを考えることそのものから解放し、「来るべき未来」を受け入れやすくしたということなのである。

19 ジャン＝ピエール・デュピュイ『ツナミの小形而上学』(嶋崎正樹訳、岩波書店、2011年)、p 116。

20 近代啓蒙理性の限界については、批判理論のマックス・ホルクハイマーとテオドル・アドルノがついに指摘し、ハンナ・アーレントは「悪」の考察を推し進めることで、その「凡庸さ」を暴き出した。だが20世紀後半、ドイツの哲学者ペーター・スローターダイクが「啓蒙を懐疑するのも啓蒙」であるとし、シニシズムに溢れる21世紀の到来を予告、アメリカの進化心理学者のポール・ブルームは、共感(empathy)をすら否定した。共感とは同情(compassion)とは違い、認知的バイアスを持つがゆえに時に外部に対し排他的ですらあり得る。デュピュイはこのような捻じれきった知的状況を考えぬいたうえで語っている。それゆえ彼の言葉は、異常なほど冷徹だ。彼の個人への処方箋は、生死を分かち「出来事」の前でも観想する刹那を持つこと、それを自意識にまでとどかせること、そして全人類への処方箋は、「奇跡」が起きること、しかし我々がその「奇跡を期待しないという条件」付きで、としている。それはスローターダイクの言うシニシズムと紙一重である。(同上、p 125)なお、ブルームはその「共感」批判を通じて、「理性」の再評価を目指しているが、その足がかりとして、アダム・スミスの『道徳感情論』の「自制」(self-command)に注目し、デュピュイもまた、アダム・スミスの「共感」(sympathy)を「私益」(self-interest)や自己愛(self-love)との関係で再検討している。甦えるもう一人のアダム・スミスというわけだ。このように21世紀西欧近代がデッド・ロックに入ったことは明らかなのだが、しかしそれにアジアを対置してことが済む(=近代の超克)かの図式が無効であることは、過去の日本の経験で証明済みである。21世紀に入ってから日本のマスメディアやインターネット上の「言説空間」を重ねて見れば、今や同じ「兆候」が日本にも溢れかえっていることは、誰の目にも明らかであろう。ポール・ブルーム『反共感論 社会はいかに判断を誤るか』(高橋洋訳、白揚社、2018年)、ジャン＝ピエール・デュピュイ『犠牲と羨望 自由主義社会における正義の問題』(米山親能、泉谷安規訳、法政大学出版局、2003年)

21 デュピュイ(2011年)、p 124。

本当に考えるべきことは、この「加速」の動因と、その与える社会への効果である。動因については、とりあえず「利潤動機」と「競争環境」としておこう。しかしその効果となると、はるかに難しい。文化人類学的には、文化伝達は①親子の縦系列、②親以外の異世代との斜行系列、③同年齢集団の横系列によって構成されるとされる。①が直接的な文化継承の「個性」を担うとすれば、②からは一定の権威を伴った「一般性」が付与され、③によって状況依存的「知識改訂」がおこなわれる。世代交代は、これらが相まって、継承変化する「コミュニケーション体」であると考えることが出来よう。現代であれば、①は家庭、②は学校、③は交友関係となろう。これらの関係、特に③は直接的関係だけでなく、メディアを通じた「拡張現実」によって媒介されている。したがって情報メディアが広がりを持てば、③の肥大化は免れない。社会変化が「加速」すれば、状況依存型知識改訂が何よりも求められるようになり、②の「一般性」は「状況依存スキル」(コミュ力!)への変更を求められ、そして①は限りなく今この時の「情動」の場を浮遊していかざるを得なくなる。特化型AIは、その整理のためのツールとなるが、そこではエコー・チェンバー効果が働き、開かれた情報空間は、あたかも開かれているかのように「自閉」し、社会的分断が限りなく進められる。変化のスピードが速いので、情報として伝達すべきコンテンツがほとんど蓄積されないため、フレーミングしやすい「生の情動」と空虚な「マニュアル」、ポジションどりに過ぎない「リツイート(=RT)」がこれに取って代わる。AIは、これをビッグ・データとしてプライスフリーで収穫し、「相関関係」を抜き出し、フィードバックさせることで、政治・経済・社会の変化をさらに増幅する。「なぜ」、「なんのため」という意味を問うことは、とうに捨て去られている。マクロとミクロがこのように調整されるようになると、「体験」を通じて構成される「私」は、サイバー空間とリアルな空間の辻褃(その区分け自体がさらなるプロブレマティックなのだが)を合わせるため、メディア・ポートフォリオを通じて、複数のアバターを持つことになる。アイデンティティやプライバシーの概念はおそろしく変容していく。これは未来のことではなく、すでにスマホの筐体の中で進んでいる「現在」なのだ。

こういうわけで、経済学者は「認知バイアス」を語るが、何が「バイアス」なのかが、もはやすっかりわからなくなっている。そこでわれわれとしても、「普遍学」であることを高らかに謳ったこの学の始まりの時点にまで戻ってみる必要がある。もともとアダム・スミスは経済科学を目指したわけではない。彼が目指したのは、自然神学の社会的領域の理解であった。神の摂理はいかにして社会に成立しているのか、悪名高きバーナード・マンデヴィルの「私悪すなわち公益」という論理に対抗し、自由な社会の論理をどのような論理立てで証明してみせるのか、それが『諸国民の富』の課題であった。彼は諸個人の私益追及を通じて「神の見えざる手」が社会を調整する姿を描いたが、それを支えていたのは『道徳感情論』で説かれた「共感(sympathy)」であった。「私益」追及は、「共感」に支えられて「公益」となる。それはあたかも、コインの裏表のようなものだ。(鑄貨は、その表に価格数値が刻印され、裏面にはそれを保証する権威が刻印されている)。フランシス・ハッチンソンの弟子であり、ヒュームの盟友であったアダム・スミスにとって、ヒュームとは違う道筋を辿ったこととなったとしても、やはり「情動」はその始めから、彼の「経済学」にとって欠くことのできない裏打ちだったのである。その後の経済学は、この裏面を忘却していった。しかし現実の経済は、けっして「情動」を失ったわけではない⁽²²⁾。社会を動かす力がなんであるのか、19世紀中期を生きたカール・マルクスは、それを「蓄積衝動」と「恐怖」に求めた。経済学者ではなかったが、19世紀末を生きたフリードリッヒ・ニーチェは、「力への意志」とルサンチマンの原泉である「嫉妬」に見出した。そして20世紀をデザインしたジョン・メイナード・ケインズは、「アニマル・スピリッ

ト」と「不安」を発見した。古典派についての開発経済学者アルバート・ハーシュマンの仕事を除き、彼らの理論としては、得てして前者だけが切り離されて取り出されるが、後者を含むことこそが、彼らの論理を強靱にし、時代の変化を越えて、繰り返し蘇らせてきたのではないだろうか⁽²³⁾。

「恐怖」、「嫉妬」、「不安」は、おそらく人間の本源的情動である。(ここにもう一人の20世紀の巨人、フロイトを置いてみる必要がある)。それは人類史の初期からわれわれをとらえ、出産を通じ、再生産されてきた。生命進化の時間に比べれば、人類の歴史は取るに足りない。人間は、本能が万全に機能しなかったがゆえに、自らの身体性の延長に第二の自然=人工環境を作り出し、それを作り変え、進化させていくことによって、あらゆる地球環境に適合してきた。これが現生人類のグレート・ジャーニーだったのである。われわれは今、その心の一部である「知性」をデジタル的に複製し、「人工知能」を創り上げつつあるが、それによって「心」のすべてが複製されるわけではない。データとなった「行動」の軌跡も、「心」そのものではない。だからこそ、AIはわれわれの琴線を揺るがす。忘れられ、放置されている「情動」が声を上げる。「恐怖」、「嫉妬」、「不安」がデジタル空間に充満することになる。「強いAI」を考えるとすることは、われわれの心を変えることではなく、これまで人類がそうしてきたように、われわれの「心」を再定義することなのだ⁽²⁴⁾。しかし、現状を見れば、「不安」が、われわれを駆り立て、確実な未来を得させようとし、情報デバイドによる格差を生みだし、「嫉妬」と「恐怖」が競争を激化させ、社会を加速し、そのことがさらなる「不安」を再生産している。ICTは、この表裏一体となった情動を、世界の中で同期化させつつある。失われようとしているのは「意味」、それが生成してくる経路依存的な「文脈」、すなわち「歴史」である。オンタイムでつながり続けることは、「永遠の現在」ではない。それは「無限に延期される未来」にすぎない。同様に、異時点間のデータを比較対照することは「歴史」ではない。それだけであるならば、それはむしろ「歴史」の忘却である。

ヴァルター・ベンヤミンは、彼の遺稿、いわゆる『歴史哲学テーゼ』の中で、「歴史の天使」について語っている。クレーの「新しい天使」という絵を見出した彼は言う。「歴史の天使はこうした姿をしているに違いない。歴史の天使は、顔を過去のほうへと向けている。わたしたちの眼には、出来事の連鎖と見えるところに、かれはただひとつの破局を見ている。たえまなく瓦礫のうえに瓦礫をつみかさねては、かれの足もとに放りだしている破局をだ。できることならかれはその場にとどまって、死者を目覚めさせ、打ち砕かれた破片を集めてもとどおりにしたいと思っている。だが、エデンの園から吹いている強風がかれの翼をからめとり、その勢いが激しいために翼を閉じることがもうできなくなっている。この強風はかれが背を向けている未来のほうへと、かれをとどめようもなく吹き飛ばしてゆく。そうしているうちにもかれの

22 情動についての先駆的研究としては、レク・セミョーノヴィッチ・ヴィゴツキー『情動の理論—心身をめぐるデカルト、スピノザとの対話』(神谷栄司他訳、三学出版、2006年)、ヴィクトーア・フォン・ヴァイツェカー『パトゾフィー』(木村敏訳、みすず書房、2010年)がある。脳科学からの、もはや古典と言ってよい成果としては、アントニオ・ダマシオ『デカルトの誤り 情動、理性、人間の脳』(田中三彦訳、筑摩書房、2010年)同『感じる脳 情動と感情の脳科学 よみがえるスピノザ』(田中三彦訳、ダイヤモンド社、2005年)がある。

23 アルバート・ハーシュマン『情念の政治経済学』(佐々木毅、旦祐介訳、法政大学出版局、1985年)。

24 ギリシャと西欧近代における「心」の定義の変容についての優れた考察としては、中畑正志『魂の変容 心的基礎概念の歴史的構成』(岩波書店、2011年)が、中世ヨーロッパによるギリシャの「心」の再定義については八木雄二『聖母の博士と神の秩序 ヨハネス・ドゥンス・スコトゥスの世界』(春秋社、2015年)が大変整理されていて、有益である。われわれの「身体」はさして進化しているわけではない。われわれが第二の自然を創り出すことによって、「心」を再定義してきたという点で多様性の中の一一般性を担保してきた種であると言えるかもしれない。

眼前では、瓦礫の山が天にとどくほどに高くなってゆく／わたしたちが進歩と呼んでいるものは、まさにこの強風である」⁽²⁵⁾。マッシモ・カッチャーリは、マイモニデスに拠りつつ、この天使がユダヤ教のタルムード天使学に根ざすものであることを指摘している。ユダヤの天使たちは、神羅万象常なき力の一つ一つであり、したがってただ一度、たった一つの使命を待ち受け、生成に寄り添い、そして溶融していく。それは人間の一回性のはかなさに、みずからはかなさで寄り添うのである。カッチャーリは、天使は「通り過ぎることも伝達することも仲介することもない。彼自身が通路なのであり、瞬間のイコン」なのだという⁽²⁶⁾。そして新しい天使＝ベンヤミンの「歴史の天使」は、この天使たちの最後に現れる天使の姿であるとする。「なぜならこの天使だけが、そのさまざまな名のうちに過ぎ去る儂さ（我々の存在様態）を現実的に表現しているからである。…儂い一瞬の力の姿である天使は、瞬間をその個人的な一回性の中に置く力であり、瞬間を一連の継続から解放する。したがって新しい天使は彼の一瞬のいまの内におり、単に未経験な未完の天使なのではない。自らの空間にあって彼はおそらく本当にわれわれの「心の熱く儂い波」に浸されたのであり、二度とない現在をついに表現する」と述べている⁽²⁷⁾。

ところでキリスト教は、そうはいかなかった。すでに述べたように、パウロが差し迫っていると信じた「その時」は繰り延べられ、キリスト教はローマ帝国の中に受け入れられていく。さらにそのローマ帝国が崩壊し、ヨーロッパ中世が訪れる。それでもなお、創造主である「神の摂理」は貫徹されていなければならない。イスラム経由で再発見されたギリシャの哲学、特にアリストテレスがヨーロッパの知に衝撃を与える。その時現れた巨人が、天使を再発見する。トマス・アクィナスその人である。アクィナスの『世界統治論』で提示された「ガバナンス」という概念は、ヨーロッパの知的伝統を通じ、現代にまでとどいている。ローマ帝国が崩壊した後、ヨーロッパの普遍性を代表できる組織らしい組織は、パウロが組織したペテロの教会組織（特に修道院）だけであった。ヨーロッパの政治体は、それをなぞることになる。アクィナスが『世界統治論』で目指したのは、キリスト教の教義と11世紀に再発見されたアリストテレスの「知」を整合し論理立てすることであった。このため、彼は天使に神のための位階・代務・秩序を与えることになる。そしてこの天使の秩序は、世俗的権力の秩序に二重写しされる。（コピペされる）。これが、西欧世界が創造した「官僚制」の起源なのだ。トマスによって天使は、栄光の名のもとに神に奉仕する仲介者（メディア）となったのである⁽²⁸⁾。その後天使はどのようになっていくのか。宗教改革によって、キリスト教会は分裂した。世俗的権力である神聖ローマ帝国も安楽死し、絶対王権を経て、近代国民国家が誕生していく。聖俗分離により、国家の秩序は「目的合理性」（マックス・ヴェーバー）に使える近代的官僚制に継承される。官僚とは世俗化された「天使」の似姿だったのである。この時官僚にはもう一つの役割が与えられた。それは「使者」としての役割である⁽²⁹⁾。

このように考えてくると、『負債論 貨幣と暴力の5000年』で世界の耳目を集めたアメリカの文化人類学者デヴィッド・グレーバーの官僚制、特に郵便局についての仰天の指摘が正当なものであったことが受け入れ可能となる。グレーバーは、その著『官僚制のユートピア テク

25 ヴァルター・ベンヤミン『新訳・評注 歴史の概念について』（鹿島徹訳・評注、未来社、2015年）、p 54。

26 マッシモ・カッチャーリ『必要なる天使』（柱本元彦訳、人文書院、2002年）、p 48。

27 同上、同ページ。

28 ジョルジョ・アガンベン『王国と栄光—オイコノミアと統治の神学的系譜学のために—』（高桑和巳訳、青土社、2010年）、p 284。また、中世哲学全体の中に「天使論」を位置づけた優れた日本の研究として、八木雄二『天使はなぜ墮落するのか—中世哲学の興亡』（春秋社、2009年）がある。

ノロジー、構造的愚かさ、リベラリズムの鉄則』に、「脱魔術化の魔術化、あるいは郵便局の魅力」という一節を置いている。その中で、近代郵便システムが勃興する国民国家の象徴であったことをドイツの事例で示し、「ドイツにおいて国家は、なによりも郵便局によって形成されたとすらいうことができる」と断じる⁽³⁰⁾。グレーバーは、驚くべきことに、政治的立場を全く異にする者が、ドイツの郵便制度についてだけは、同じ結論を得ていると指摘する。彼が挙げるのは、マーク・トウェイン、そしてウラジミール・レーニン（彼はそれこそがソヴィエトのモデルであると理解した）。無政府主義者のピョートル・クロボトキンですら、万国郵便連合こそがアナキズムのモデルなのだと考えた。さらにアレクシス・ドゥ・トクビルが、アメリカの郵便制度と、検閲がなされていないことを絶賛したことを挙げ、「事実、十九世紀のほとんどを通して、南北アメリカ大陸の大多数の眼には、実質的に、郵便事業が唯一の連邦政府であった。一八三一年までには、それ以外のすべての政府機関をあわせたよりはるかに凌駕する数のスタッフを抱えており、実質的に軍隊よりも大きく、ほとんどの街の住人にとっては、郵便局員が、じぶんたちが顔をつきあわせる可能性のある唯一の連邦職員だった」とする。そして南北戦争後になると、より自由でより合理的なあたらしい社会の胎動を表す言葉は、「郵便局化 (postalization)」と呼ばれ、それが進められれば、民間企業 (private business) ですら効率化されると議論されていたとする⁽³¹⁾。そもそもアメリカでは、独立革命の最初を告げ、伝達したとヘンリー・ワーズワース・ロングフェローに謳われ神格化されたポール・リビアの「真夜中の騎行」が「愛国心」のシンボルとされている。彼は郵便配達人ではなく、独立派の伝令人の一人に過ぎなかったが、ロングフェローによって「革命の天使」となった。郵便制度、それはかつて多くの思想家にとってユートピア (=天国のアイコン) の現実的根拠だったのである。このような郵便局ないし郵便制度のイメージが総崩れとなったのは、1980年代であった。これはレーガン政権の下、政府予算の削減という意図の中で進められ、「going postal」とは、「キレる」ことを意味するようになったのだという。

その後、クリントン政権でアル・ゴア副大統領が進めた「情報スーパー・ハイウェイ構想」が火をつけ、インターネット革命が始まる。このコミュニケーション革命を担ったのが、西海岸に巣くうウルトラ・リバタリアンやサイバー・アナキストであったというのは、示唆的である。連邦政府・国防省は慌てて、それをコントロールしようとした。こうして西海岸と東海岸との相克が始まった。つまり時代を経て、テクノロジーは様々に変化したが、人間的時空間編成を組み替える情報通信こそが人々を「陶醉」させ、「熱狂」させる。拡張するものとコントロールするものがせめぎ合う。それは現代の「仮想通貨」とブロック・チェーンの関係にまでつづいている。グレーバーは、郵便制度の歴史について、とても面白いパターンを読み込んでいる。

29 天使問題をメディア全般に広げて展開した他の研究としては、ジュビレ・クレマー『メディア、使者、伝達作用—メディア性の「形而上学」の試み—』(宇和川雄他訳、晃洋書房、2014年)がある。そこでは「意思疎通の人格的原理」と「伝達の郵便的原理」を区別し、「郵便的原理」の復権が必要であると主張している(同上)、p 8。そして「意味論的視座においては、「隠れているもの」は感覚的なものの背後にある意味である。それに対してメディア論的な視座では、「隠れているもの」は意味の背後にある感覚的なものである」としている(同上)、p 22。本稿の冒頭の極私的ケース・スタディーにおいて、あえて人間の感覚イメージの実際の経験と、その歴史的文脈による意味化・文脈化にこだわったのは、伝達とメディアの問題を意味論的に、そして総合的に解き明かすためのレッスンだったということである。今問われているのは、IT革命ではなく、ICT革命であると考えからに他ならない。

30 デヴィッド・グレーバー『官僚制のユートピア テクノロジー、構造的愚かさ、リベラリズム』(酒井隆史訳、以文社、2017年)、p 220。

31 (同上)、p 225-226。なおグレーバーが当該箇所の典拠としたと思われるダニエル・ヘッドリク『情報時代の到来 「理性と革命の時代」における知識のテクノロジー』(塚原東吾・隠岐さや香訳、法政大学出版局、2011年)、p 207を併せ参照されたい。

それは①新しいコミュニケーション・テクノロジーが軍隊から発達してくる、②それは急速に発展し、日常生活を根本から変革する、③目も眩むばかりの効率を有すると評判になる、非市場原理で機能しているため、未来の経済システムの最初の胎動とラディカルが飛びつく、⑤にもかわらず、それは直ちに政治による監視、広告と望まれないペーパーワークの果てしない新規格を拡散させる媒体と化す。(ハーマン・メルビルの『バードルビー』の代書人バードルビーの言葉が思い出される。「しないほうがいいのですが……」)。グレーバーが言いたいことは明らかである。郵便とインターネットは同じパターンを描いている。その理由は、明らかである。ネットワークは、われわれが創りだすとともに、われわれを準備もしている。その基盤となるわれわれの脳や身体は、おおよそ60万年前からほぼ進化していない。われわれは文化伝達され、拡張された「経験」によってパターン化された外部・内部記憶を通じ、テクノロジー変化を第二の自然に積み上げ、再帰的に制度化していくのである。神秘的なことはどこにもない。

そこで通信省が気になり始めた。郵政省は郵政三事業の現業および監督官庁であったから、戦後世代の身としては、それがすべてであるように思いがちである。しかしその前身である通信省は一むろん郵便業務を最大のものとしたことには変わりはないが一貯金、保険、電信電話、放送、電気、鉄道、陸運・海事等々多くの分野を管掌所管した。それを現代風に言えば、時代の要請により、モビリティ、コミュニケーション、メディア、エネルギーを所管し、また手放してきた官庁である。(戦後郵政省になっても、郵貯一財投を通してこれらのインフラストラクチャーと繋がりつづけてきたとも言える)。およそネットワークと関わる事業は、通信省が所管し、あるいは仲立ちしてきたのである。(挙げられた事業はすべてフローを持ち、それがチャンネルとノードで結ばれている)。いったいこの官庁は、なにものであろうか。それ自体がもう一つのハイパー・メディア、あるいはメタ・メディアだったのではないであろうか。そうであるとすれば、日本近代にとって、その意味はなんであったのか。しかし通信省の各事業を課題とする研究はあっても、そもそも「通信省とは何であったか」を主題とする研究はほとんどないのではないか。これは不思議なことである。ジュビレ・クレマーはこのことにもヒントを与えてくれている。「日常的な使用においてメディアは何かを現象させるが、メディアが示すものはメディア自身ではなくメッセージである。したがってメディア現象においては、感覚的に目に見える表層が意味となるが、目に見えないメディアがその深層をなしている」⁽³²⁾。そう、通信省の事業は目に見えるが、通信省の本質そのものは、深層に沈み込み、その意味を伝えない。ユダヤの新しい天使たちは言葉を発しない。生成変化に寄り添い消えて行く。別の言い方をすれば、眼鏡をかけて世界を見る時、われわれは眼鏡それ自体を視野に入れることはできないのである。

ベンヤミンは、ユダヤ人は未来を探ることを禁じられ、過去を回想することを教えられたと述べている。それにより、ユダヤ人は、古い師に予言を求める人びとがとりこになっている「未来の呪力」から解放されたと言っている。だからといって彼らの未来は無機質なものではなかった。未来のどの瞬間も、そこを通過してメシアがやってくるかもしれない「小さな門」だったからである。メシアを望むべくもない21世紀の日本人に許されるのは、「過去」を引き受けながら、「未来」を宿す「今の時」に創造の思いをはせることであろうか。「創造性」、それではそれは、どこに宿るのであろうか。これについても「終わり」のベンヤミンがそれを解くカギとなる。ベンヤミンの「歴史の天使」は、過去をかつと睨んでいる。過去は時系列としてではなく、廃墟として積みあがっている。(建物は竣工の時から廃墟化が始まっていることを思い起こそう)。

32 クレマー (2014年)、p 16。

すべての廃墟は、そこでお互いに「星座」のように現れる。(全く違う距離の星たちが、それぞれの時間を経て、今まさに同じ時に、「私の」頭上で輝いているように)。「歴史の天使」は、そのはかなさを知るがゆえに、過去を一つも取りこぼさない。なぜなら、完成し得なかった夢の残骸がすべてそこにあるのだから。廃墟、それは「可能性」の別の呼び名である。新しい天使が現れて、最後にそれを完成させる使命を果たすかを見とどける。それが「歴史の天使」の役割であるから、彼はその「場」を離れたくないのだ。

ナチスドイツ軍が迫ってくる中、ベンヤミンはパリの国立図書館、古文書館や資料館、博物館を離れがたかった。このことが、彼の亡命の機会を奪った。スペインに逃れる途上、ピレーネ山中でベンヤミンは自死を遂げている。彼が最後まで大事にしていた「黒い鞆」の行方はわからなくなったが、彼の膨大な研究資料は、パリであるジョルジュ・バタイユに委ねられ、大西洋を渡ってハンナ・アーレントのもとにとどけられた。それにより、現代のわれわれは、ベンヤミンの「声」を聴くことが出来る。そしてそこから、取り出されるインスピレーションは未だ汲みつくされていない。ベンヤミンの膨大な研究を預かり、秘密裏に保管し、アメリカへ仲介し、伝達したバタイユは、国立図書館の司書であった。ベンヤミンの遺稿は、こうして国立図書館の中でひっそりと眠りにつき、「復活」の「その時」のために、多くの伝達人の手によってわれわれにとどけられたのである。「歴史の天使」がどこに宿るかは、もはや明らかであろう。そして最初に残していた問い、死者の声はどのようにして聞き取られるのかも。

そこにこそ「未来」と「希望」がある。

(すぎうら せいし 青山学院大学 総合文化政策学部 教授)

論 文

飛脚への眼差し—近世文芸・芸能・伝説から探る—

巻島 隆

はじめに

本稿は、江戸時代の文芸（黄表紙、俳諧、川柳、狂歌）、芸能（歌舞伎、落語）、伝説（狐飛脚伝説）を素材にして、江戸時代における「飛脚問屋」（手紙・荷物の輸送受付、荷役作業、飛脚の手配）及び「飛脚」（手紙・荷物を届ける宰領・脚夫）が、それら作品の創作者・鑑賞者の眼差しにどのように映じていたのか探ろうとしたものである。

文学・映画などにおける郵便配達員（ポストマン）への眼差しをテキスト論によって分析を試みた時実早苗は「国家とは郵便システムであり、権力とはネットワークの支配であり、反権力勢力はネットワークの攪乱、奪取を試みる。その構図において鍵になっているのがポストマンである」¹⁾と述べる。三都の有力な飛脚問屋も幕府・大名の御用を務めることで輸送の独占と円滑な輸送を推し進めたが、近代以降の「郵便配達員」を近世以前の「飛脚問屋」「飛脚」に置き換えて論ずることが可能なのではないかと考える。

描かれ、演じられ、語られる飛脚像をテキスト論の俎上に載せることで、江戸社会における人々の飛脚に対する心的なスタンスを探り得るのではないかと考える。果たして飛脚は江戸期の人々にとって縁遠い存在であったのか、あるいは身近な存在であったのか。またその向こうに何を見ようとしたのであろうか。

筆者は、拙著『江戸の飛脚』（教育評論社、2015年）のコラムで上記テーマを個別に取り上げたことがあるが、紙幅の関係でごく一部にとどまった。そこで本稿では近世文学の黄表紙、俳諧、川柳、狂歌、歌舞伎と落語を素材に作中で描かれる飛脚像に関して読み解きを試みたい。また狐が大名家の飛脚を務めたという狐飛脚伝説を取り上げて、伝説に込められた当時の人々の欲望を剔抉したいと考える。

狐飛脚伝説に関しては「狐飛脚の話」を著した民俗学者の柳田国男は狐と人との交渉に焦点を当てて論じたが、本稿では狐飛脚の伝説が一地域の伝承にとどまらず、北は秋田から西は松江の広範囲にかけてなにゆえに同類型の伝説が存在するのか探ることとする。

なお随筆の中で飛脚に触れたものもあるが、創作性という観点から本稿では扱わない。また近松門左衛門の文楽作品「冥途の飛脚」も上記拙著で、すでに触れているのでこれも割愛する。浮世絵などの絵画史料も先行研究²⁾があるのでそちらを参照されたい。また明治期以降に制作された映画・ドラマ、歴史小説については機会があれば別稿で扱いたい。

なお掲載した狐飛脚を祀る神社の写真は筆者が現地において撮影したものである。

1 時実早苗『ポストマンの詩学』（彩流社、2017年）153頁。

2 杉山伸也「欧米人のみた幕末・明治初期の日本の郵便」（郵政歴史文化研究会編『郵政資料館研究紀要』3、2012年）

1 文学

山東京伝の黄表紙「奇事中洲話（きじもなかずわ）」（北尾重政画、寛政元年〈1789〉葛屋重三郎版）と同「早道節用守（はやみちせつようまもり）」（北尾政寅か北尾重政画、同年葛屋重三郎版）、竹の塚翁「雲飛脚二代羽衣（くもひきゃくにだいのほころも）」（北尾重政画、享和元年〈1801〉鶴屋喜右衛門版）の計3作品を取り上げて、作中の飛脚がどのように取り上げられているのか検討する。

（1）山東京伝「奇事中洲話」

飛脚及び飛脚問屋を題材とした近世文学作品で最も知られるのが、人形浄瑠璃作者の近松門左衛門（1653-1724）が実話に基づいて執筆した「冥途の飛脚」である。正徳元年（1711）に竹本義太夫座で初演され、これが当たったため歌舞伎でも上演され、「恋飛脚大和往来」「傾城恋飛脚」は「封印切」「新口村」の段で多くの観衆の袖を濡らした。

時代は下るが、幕府勘定組頭の土山次郎と定飛脚問屋十七屋孫兵衛の越後米・仙台米の不正買入れ事件を風刺しながら、「冥途の飛脚」に仮託してパロディー化したのが寛政元年（1789）に刊行された山東京伝（1761-1816）作・北尾政美画の黄表紙「飛脚屋忠兵衛 仮住居梅川 奇事中洲話」³⁾である。「雉も鳴かずば撃たれまい」をもじった題名である。

物語の筋立を紹介する。導入の3丁は近松の「冥途の飛脚」の絵（遊女屋で忠兵衛と梅川が遊ぶ場面、飛脚問屋亀屋忠兵衛に捕り手が踏み込む場面〈図1〉、忠兵衛と梅川の道行の場面）

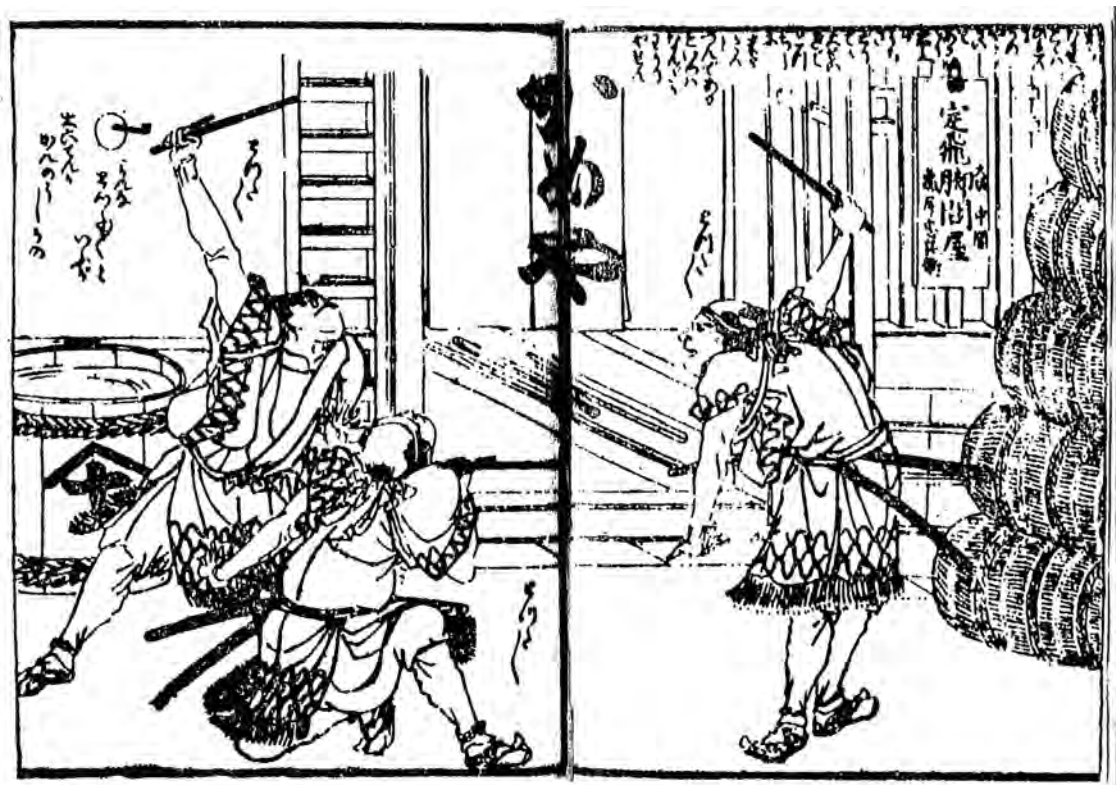


図1 定飛脚問屋「亀屋忠兵衛」。実は十七屋孫兵衛も関わった越後米・仙台米の不正買上げ事件に擬している。店に踏み込む捕り手の右横に米俵（山東京伝「奇事中洲話」）

3 小池正胤など編『江戸の戯作絵本（三）変革期黄表紙集』（現代教養文庫、1982年）、山東京伝全集編集委員会編『山東京伝全集』第2巻（ペリカン社、1993年）所収。

が掲載され、それを読者がセリフを述べるという変わった趣向で進む。4丁で突然場面が変わり、地獄の主閻魔大王が出てくる。そこへ閻魔に会いに来たという女が登場し、私娼窟だった中洲も吉原の火災で遊女たちが中洲に仮宅を設けたことで地獄が極楽になったと地獄へ来た理由を述べる。三浦の高尾大夫、役者の荻野八重桐といった実在した人物も登場する。高尾と八重桐は死後、地獄で夫婦として暮らしていたが、閻魔大王の寵愛が浅くなったため、「日済の鬼には毎日責められ、大屋の鬼には店立てをくい」という目に遭う。しかし「死んでしまいたく思えども、元が幽霊のことゆえ、死ぬこともならず」と娑婆へ赴く。

忠兵衛と梅川の話に変わる。忠兵衛は、恋の意趣返しを目的に中の嶋の八右衛門の奸計（忠兵衛の紙入れの印判を盗んで証文を偽造し、忠兵衛出入りの御屋敷役人から用米金4万両をだまし取る）のため身の難儀となり、梅川と共に江戸へ出る。新宿に落ち着き、梅川は吉原の三文字屋七兵衛へ「花袖」の名で奉公に出る。忠兵衛は「飛脚屋の縁を引いて」文使い（吉原遊女の手紙を客に届けることを生業とする者）を始め、屋号を「瀬戸屋忠兵衛」（飛脚問屋嶋屋佐右衛門の営業した瀬戸物町をもじる）とする。

一方、地獄から娑婆へ出てきた八重桐と高尾大夫は、瀬戸屋忠兵衛の隣で引手茶屋（客を遊女屋へ案内する）を出すことに。ほどなく八重桐改め「八重蔵」は三文字屋へ通ううちに花袖と親しくなり、忠兵衛が花袖と八重蔵の仲を疑うように。一方、花袖は忠兵衛と高尾が隣同士のため仲を疑い、互いに忠兵衛は八重蔵を、花袖は高尾を憎むようになる。果てには忠兵衛と花袖の生霊が、本来は死霊であるはずの八重蔵と高尾に取りついてしまう。

そこで場面が転じ、大坂から中の嶋八右衛門が中の嶋の役人を引き連れて江戸で忠兵衛と梅川を捜索する。出くわした水茶屋の障子の内で、忠兵衛と梅川の声（実は八重蔵と高尾）を聞きつけ、役人の渋井顔右衛門が捕り手と共に踏み込み、2人を捕縛するが、顔が違うために不思議に思う。ここへ動化に歩いていた土手の道鉄が通りかかり、金子を2人に与え、「これにて、地獄へ立ち帰れ」と生霊を済度したため、忠兵衛と梅川の生霊が立ち去り、また八重蔵と高尾の死霊も消えて、縄ばかりが残る。後に実体の方の忠兵衛と梅川は詮議に遭うが、八右衛門の悪事が露見し、2人は晴れて御赦免となる。両国柳橋の角へ料理茶屋「梅川忠兵衛」を出し、「夫婦、行く末栄えける」とラストを迎える。

この「奇事中洲話」は、実際にあった天明六年（1786）の幕府役人の米不正買付事件を風刺した作品である。同年2月と6月に幕府勘定組頭の土山宗次郎孝之が、江戸室町二丁目の飛脚問屋十七屋孫兵衛に越後米と仙台米を不当に買い付けさせ、その差額を横領したとされる。土山は断罪され、十七屋も手代が処刑され、店が闕所（家財没収）となった。

前頁に掲げた図は、右側に米俵が山積みされていることから、十七屋になぞらえたものであることがわかる。作中で十七屋は「冥途の飛脚」の亀屋忠兵衛に仮託されており、幕府から難詰されても巧みに言い逃れができるように工夫されている。描かれる亀屋忠兵衛の姿は、江戸で文使い「瀬戸屋忠兵衛」として生活し、梅川に一途であり続け、梅川となじみ客の仲を疑って嫉妬に狂って生霊となる存在として描かれる。

黄表紙という性格もあるが、忠兵衛＝飛脚はひたむきさと滑稽味を帯びて描かれる。この作品は、読者が人形浄瑠璃「冥途の飛脚」、特に歌舞伎「恋飛脚大和往来」を熟知していることを前提に創作されたことは明らかである。読者はパロディーを楽しむことができた。

また「飛脚」という仕事がどのような業務内容（例えば、現金を振り出す為替手形を扱う）であるかについても、上方・江戸の読者（様々な階層・身分の者を含む）は認識を共有していたものと言えよう。江戸府内・近国を往来する「町飛脚」、吉原専用の「文使い」など、江戸庶民にとって「飛脚」とは極めて身近な存在であったのである。

(2) 山東京伝「早道節用守」

山東京伝の黄表紙「早道節用守」⁴⁾は「奇事中洲話」と同じ寛政元年の作品である。「早道」とは飛脚の別称である。この作品の主な登場人物は、吉原の遊女「花萩」と、花萩と言い交した主人公の「幸二郎」、そして2人の仲を横恋慕する「悪二郎」の3人。悪二郎は花萩をさらって女房にしたいと思うところに「早道の守り」の存在を知る。守りを所持するのは大谷徳二。守りは韋駄天(「事は金光明経に見ゆ」)から蜚廉(「善走る殷の紂王につかゆ」)、さらに戴宗(「唐土梁山泊の義士○又神行大保と号す、一日に千里を走る叟は水滸伝に見ゆ」)を経て駒谷三郎平(「早道の名人なり、宇治の常悦にしたがふ、叟は白石嶺に見ゆ」)へと相伝された。徳二は「先年中村座にて将門冠初雪という名題狂言の時、桜田左交より此守を授かる」というものであった。この早道の守り(「韋駄天の守り」とも)は誰でも首にかけると、たちまち駆け出し「幾万里も行かるゝ」という守りである。

ところが、悪二郎は盗みに入って守りを盗んだところ、徳二に声をかけられてしまい、とっさに徳二の下男「損三(そんぞ)」の首に守りをかけてしまう。寝ていた損三はそのまま駆け出し、天竺まで駆けてしまう。そこへ羅漢が現れ、損三を見つけ、釈迦如来へ報告しようとするが、ちょうど釈迦如来の現れたところで損三は「守りの徳を見せん」と象の鼻に守りを掛けたところ、象が走り出す。象は秦の始皇帝の住む阿房宮に辿り着く。門番の官人は守りを始皇帝へ差し出した。後宮に美女3000人を抱える始皇帝は「テレメンテイコ」(日本の言葉に通じる家臣)に命じて、江戸の吉原へ赴き、美女を連れてくるように命ずる。早道の守りを首に掛けたテレメンテイコは「唐人矢の如しだ」と浅草の山門へ。長崎屋を旅宿とし、吉原で客の振りをして品定めをし、花魁の花萩を始皇帝に差し出そうと決める。

心ならずも身請けされた花萩はテレメンテイコに背負われて、早道の守りで秦へ赴き、始皇帝の寵愛を受けることに。始皇帝が酒宴を催した折、花萩は盃の「合」を他の後宮の3000人に頼もうとするが、1人として引き受けない。そこで花萩はテレメンテイコを召し出し、吉原の全盛の女郎「鳩照(におてる)」に合をさせようとする。テレメンテイコは道中で「先達て日本へ行し時、道にて銭を落としたるに懲りて、今度は両口の袋を拵へて、その中へ銭を入・腰に挟んで走る。是にて至極利方よきゆへ、今にこれを早道と名付け、日本人も用ゆる事になりぬ」と早道=飛脚の由来が記される。

テレメンテイコは鳩照に合(酌)をさせて戻ろうとするが、日本堤で悪二郎の待ち伏せに遭い、手傷を負わされて早道の守りを奪われてしまう。悪二郎は守りを首に提げて、秦の阿房宮へ忍び入る。花萩に騒がれまいと猿轡を嚙ませ、棒縛りにして盗み出そうとする。ところが、宮中の唐人に発見されてしまい、悪二郎は捕らえられ、守りを首に掛けていた花萩だけが走り出してしまう。「ウンウンウン」言いながらも日本に戻った花萩は幸二郎と再会する。花萩は一部始終を幸二郎に打ち明ける。幸二郎は早道の守りを商売道具にして早飛脚屋を始め、天竺、唐、オランダへも手紙や荷物を届けて成功を収める(図2参照)。かくして物語はハッピーエンドで締めくくられる。以下に物語の締めくくりを引用しておく。

幸二郎、思ひがけなく再び花萩に逢ひ、かの守りの徳、悪二郎が訳も委しく聞き、大に喜び、かの守りをもつて大千世界早飛脚屋の見世を出し、大きに流行り大金を儲けける。されば幸二郎は、物入もせず花萩を女房にし、悪二郎は、おのが邪なる心より、千万里を隔てし唐土にて身を果したるゆへ、諺に幸二ものを入れず、悪二千里を走るとは、今の世まで

4 前掲『山東京伝全集』第2巻所収。



図2 「早道の守り(韋駄天の守り)」を商売道具に、幸二郎は唐・天竺・和蘭へと通ずる早飛脚屋を開業し、大儲けをする。かくて遊女花萩と結ばれる。後ろの懸看板に「万国通路／飛切無類早飛脚屋／いたてんや／幸二郎」とある(山東京伝「早道節用守」)

も言ひ残しける。

「わしは浪人者じやが、天竺へ手紙を一つ本届けたい」

「昨日、和蘭へ福輪糖を買いにやりましたが、賃銭が廿四文さ。これから見れば、柳橋から堀へ、百は高いものだ」

〔万国 通路 飛切無類早飛脚屋 いたてんや 幸二郎〕(傍線部筆者)

「早道節用守」は、恋仲の男女と横恋慕を軸に「早道の守り」という突飛な要素加えて成立させた荒唐無稽の物語であるが、ここには飛脚に対する期待・願望が潜んでいるようにも思われる。最初の傍線部に注目してほしいが、大千世界早飛脚屋の店を始めたところ、大いに流行って大金を稼いだのだとある。これは現実の飛脚屋のイメージともかぶることが想像される。これは飛脚屋が儲かる商売であるという、江戸の読者が納得し、共有し得る先入観であったとも言い替えが可能である。殊にそれが「大千世界」どこへでも行けるから(今でいう「国際郵便」に相当しよう)、非常に利益を上げることができたのだという。

2番目の傍線部の「天竺へ手紙を一つ本届けたい」、続く「和蘭へ福輪糖を買いにやりましたが、賃銭が廿四文さ」のフレーズは江戸の人々の世界観をも示しており、唐(中国)・天竺(インド)・和蘭(オランダ)の三国を中心としている。江戸の読者は、遠く海外にもあつという間に手紙を届けることができたなら、また格安料金で海外の産物を入手できればという箇所に共感と共に憧憬を抱いたことであろう。即ち神業また神速こそが江戸の人々の欲望であったとも言える。この“江戸の欲望”を、現代日本は実現させたのだと言えよう。

(3) 竹塚竹翁「雲飛脚二代羽衣」

「雲飛脚二代羽衣」⁵⁾は序文末尾に「竹の塚の農夫 竹翁なる者乎」の署名・印があり、作品の末尾に「竹の塚翁作」とある。早稲田大学図書館データには「竹塚東子」(?-1815)とあり、作画は北尾重政(1739-1820)とある。序文末尾に「辛酉上春」とあり、この干支は享和元年(1801)を指している。以下に物語の筋立を紹介する。

三保の松原で天女が羽衣を松にかけて下着姿でいたところ、空を飛んでいた「きまぐれてんぐ」がその姿を見て「へへいひほひだ、はながひくひくする」という。気まぐれ天狗は天女を女房にしようと、天女を抱えて抱えて飛んでいく。あたかも久米仙人を思わせるシーンである。ちょうど釣りに来ていた伯蔵が羽衣を見つけて、「とんだものがてにいつた」と家に持ち帰る。人々に始終を話し聞かせると、近所の評判となり、見物に来る者も現れた。

それより伯蔵は町へ出て、「諸国御ひやく所」(図3参照)と大きく看板を出しておいた。通りすがりの人が看板を見て「これかほんの飛脚た飛脚、さんどむちをうつても百里一日ハておもひ〜」と別の人と談笑している。

ある金持ちの隠居が不老不死の薬を求めていたところ、こんろんの辰巳の方角に仙人の住む所があり、仙人の名を安毛羅紺という。隠居は羽衣屋を呼んで、「その方は不思議の衣を飛行自在の由。何卒長命の薬を取りて得させる、さあならばその方ののぞみにまかすべしとずいぶいそげいそげとろ金二百両御内わたしなり」と告げる。伯蔵は200両を受け取り、そのうち2



図3 「百里一日／千里十日／羽衣屋／御飛脚／伯蔵」とある(竹の塚翁「雲飛脚二代羽衣」、早稲田大学図書館古典籍総合データベースから)

5 竹の塚翁作・北尾重政画「雲飛脚二代羽衣」は早稲田大学図書館古典籍総合データベース、国立国会図書館デジタルコレクションにて閲覧可能。

割を親分に預け、路銀を少々持って飛び立ち、2000里来たところで休んでいたところ、この国の餌差（鷹の餌となる小鳥を捕る者、鷹匠配下）が通りかかり、伯蔵を渡り鳥と間違えて捕まえてしまう。鳥かごに入れられた伯蔵は、大王に献上される。伯蔵はいろいろと訳を説明するが、言葉が通じない。大王はさえずりを気に入り、珍しい鳥を手に入れたと餌差らに褒美を与えた。

伯蔵は、大王に半年ほど飼われていたが、自分たちだけで楽しむのもと、大王が出入りの町人に与えて「諸人に見すべし」と仰せになったので、町人たちは盛り場へ行き、伯蔵を見世物にした。伯蔵は舞拍子が合わないので、唐人に日本の唄を教え、いろいろ所作事をしたため、大繫盛となった。「人間の行方もいろいろな目にあふものなり」との感慨が挿入される。町人も大金を得て、大王の計らいで伯蔵は暇を申し渡された。町人は伯蔵を海岸に見送る際、「はごろものきつつなるれば天津さへおとめ申すもなみだなりけり」と狂歌を贈った。

伯蔵は飛び続け、山の中で猿取の鷲蔵、賜なの鶴八、蛇食いの鴻助といった悪玉に捕まり、なぐられた上に羽衣の毛をさんざんにむしり取られてしまう。飛ぶことができなくなった伯蔵は山中をさまようが、一軒の家を見つけ、宿を頼む。その家には天女をさらって女房にした気まぐれ天狗がおり、心を入れ換えて学問に精を出していた。戸をたたき音に出てみると、破れた羽衣をまとった男。いぶかしみながら伯蔵に尋ねると、伯蔵は一部始終を説明した。そして羽衣を「おかへしもうす。何とぞ私を国へおかへし下され、そして長命のくすりがあらばおしへ下され」と泣いて頼んだ。

天狗は伯蔵に「これすなはち長命長寿のやくほう書なり、これをそのたのしゆにさし上げ御用あらば長じゅうたがいなし。一刻もはやくかへり給へ」と伯蔵を促す。伯蔵は「これハこれハありかたふござります。わたくしも今日にも出立いたしとうござれど、はごろもをおかへし申ましたゆへとぶことがなりませぬ。何とぞぬしさまのおはりきを祢がひ上ます」と頼む。天狗は伯蔵を背に乗せて日本へ飛び立つ。ここで「いんじゃてんぐハ仁者ニして伯蔵をいたはりワがは祢にのせて日本へたつとのまにかかりつれる此てんぐもひきやくをすれば大金をもふけるだろうがよくしんハなきものとミへる」と記される。「おはりき」とは御羽力であろう。

帰国した伯蔵はまず親分の所へ行って顛末を話し、その上で金持ちの隠居のもとへ赴いて事の次第を報告した。隠居は喜んで書物を開いてみると、そこには「夫命ハ不定なり、されど其鳥もち方に電り、此書にいわゆるきんもつの品をさけて仁慈礼義信の五米を持参すべし。大酒、淫乱、悪喰、短気、癩癩、不実、不仁、不義、非道、非義、此おもむきをよくよくつつしミあらば長寿長命富貴心のままなるべし、わけていんとくをつねに用ゆべしとミへたり、たちまちはつめい（筆者注、発明）あそバされ御長命ハつるかめ（筆者注、鶴亀）にてごねんしに上ル、くらひなるべし」と記される。伯蔵は太守（隠居）より金3000両を賜り、多数の巻物を頂戴してにわか大富貴の身となった。

この作品はまだ活字化されていないので、長々と物語のあらすじを示したが、羽衣を纏うことで飛行可能な飛脚が描かれている。江戸時代の人々の夢であったのであろう。飛脚屋を営業して大金を経た伯蔵は、「早道節用集」の「早道の守り」を道具に大利を得た幸二郎とも重なる。アメリカンドリームならぬ“エドドリーム”であったとも形容し得よう。

2 俳諧

ここでは俳諧作品を素材に作中の飛脚を検討する。俳諧は五七五の17文字の中に「飛脚」の2字そのものを盛り込んだものが多い。ほんの瞬間を切り取った観察者の中に読み手と飛脚と

の距離が窺われるように思われる。巻末の付表1を参照しながら作品を紹介したい。

秋立て相場飛脚や急覧 (No.1)

「急覧」は「いそぐらん」と読ませる。秋は収穫の秋である。全国各地の米が千石船に満載され、海上輸送で大坂に廻米された。そのことは堂島米市場の相場に影響を与えたのであろう。先物取引を行う相場師たちにとって相場の高下は一番の関心事である。相場飛脚とは相場を伝達する米飛脚のことである⁶⁾。急ぐらんは当然のことである。

はや飛脚舟と陸との其間 (No.4)

江戸時代の輸送事情は水運と陸運の2つのみである。船と陸とのその間とは、例えば、産地における早飛脚は生産地と特産物を船積みする河岸までの間を取り持つ役割も果たしたことを詠んでいるのであろう。物流の妙を巧みに捉えた作品であると言えよう。

飛脚宿かはらぬ春の花咲て (No.6)

定宿としている飛脚宿に常に変わらぬ春の花が咲いていることよ。「飛脚宿」とは飛脚(宰領飛脚、走り飛脚)が定宿とした旅籠(便宜がよいため飛脚問屋の取次所を兼ねる場合もあった)をいう。飛脚宿は清潔とされており、24時間風呂が入れるので旅人の間でも評価が高かったという。そのことを逆手に取って、旅人宿が「飛脚宿」を表立って宣伝する向きがあった。飛脚にとって「飛脚宿」の語彙は意味を持たない。商人や旅人が「飛脚宿」であるかどうかで宿泊するかしまいかの判断基準としたのである。

俳諧作品における飛脚像は、抒情あふれる作品であるよりも、No.12~20によく示されているようにやや滑稽味を持つ場合が多い。そうした趣の方が飛脚を題材に詠みやすかったのであろうか。次章以降で扱う川柳や狂歌作品には飛脚を題材としたものが比較して多い。私生活では飛脚を使っている松尾芭蕉(1644-94)であるが、その俳諧作品の中には「飛脚」を詠んだものが1つもなく、蕉風を復活しようとした与謝蕪村(1716-83)にはNo.21~24の4つが確認できる。飛脚問屋「嶋屋佐右衛門」の営業者の1人である俳諧師の安井大江丸(1722-1805)と親交のあったとされる蕪村は、恐らく飛脚商売への関心も強かったのではないだろうか。そうした友人関係の有無が作品数にも表れたのではないかと考えられる。

3 川柳

川柳とは機知を働かせ、17文字で人情・風俗・世相などを読み込んだ短詩文学のことである。俳諧の前句付(七七の短句〈前句〉に五七五の長句(付句)を付ける)の付句が独立したものであり、江戸中期に柄井川柳(1718-90)が前句付の点者だったことから川柳と呼ばれた。柄井川柳は万句合から選んだ川柳作品を『誹風柳多留』として出版した。この『誹風柳多留』の中に飛脚を詠み込んだ川柳作品が散見されるので取り上げる。巻末付表2を参照されたい。

あさてはそばで見ますと島屋いひ (No.2)

文字通り明後日には宛先の側で見ますと嶋屋が言ったという作品であるが、これは江戸の嶋屋が三日限で京都に書状を届ければ、確かに明後日には宛て人が直接読む姿を目にすることができる。

三度飛脚に去り状が着く (No.35)

「去り状」は離縁状、即ち三行半である。「三度」の三と「三行半」の三とを掛けており、心

6 高槻泰郎「近世日本における相場情報の伝達—米飛脚と旗振り通信—」(『郵政資料館研究紀要』2、2011年)

憎い作品である。離縁を望む女性のための縁切寺である鎌倉の東慶寺、上州世良田の満徳寺には専用の飛脚が抱えられており、離縁の手続きの際に往来している。この場合、三度飛脚が旅の空を住处とするあまり、長屋のかかあが愛想をつかして三度飛脚の夫に三行半を送り付けたという意味である。ただ本来、三行半は夫が書いて妻に渡すものである。三行半の本文のみ妻が書き、署名・捺印だけしると妻が離縁状を送り付けたということであれば、この川柳の意味は通る。

十七屋もめん合羽へ馬を入レ (No40)

十七屋とは江戸室町二丁目に店を構えた十七屋孫兵衛のことである。その十七屋の宰領飛脚が騎乗して荷物を輸送する際、自分の木綿合羽（雨具、引回しともいう）に馬をすっぽりと入れている情景を詠んでいる。雨が降ってきたからであろう。宰領の優しさがにじむ作品である。

師走の飛脚長い脇差 (No46)

師走は越年の準備に入る12月のこと。越年の準備には金が必要であるが、中には不当な手段によって金を手に入れる者たちもいる。現金を運ぶ金飛脚は常に護身用の脇差を帯刀しているが、師走になるとさらに物騒ということで、より長い脇差になるということ。

蘇武が飛脚を由利雅が飛脚取 (No49)

前漢に仕えた蘇武（BC140頃-BC60）が匈奴に囚われの身となり、漢に手紙を届けるのに雁の脚に結び付けたという「雁の使い」の故事がある。「由利雅」とは幸若舞の「百合若大臣」のこと。百合若大臣はちくらが沖で蒙古軍を攻め降した帰りに玄海島に置き去りにされてしまうが、国から鷹の使いが飛来し、国に戻って悪臣を滅ぼすという筋立てである。どちらも雁と鷹が使い＝飛脚となっている。蘇武が用いた飛脚を百合若大臣が取ったという作品である。関連して「外がはま蘇武が飛脚が風呂を立テ」は外ヶ浜（津軽半島の陸奥湾沿岸の海浜）で蘇武の飛脚が風呂を沸かしたという意味。また「鷹と鴈和漢飛脚を相勤メ」（No50）は鷹と雁がそれぞれ日本と漢で飛脚を務めたことを詠っている。

旅と思わず飛脚出て行く (No51)

飛脚にとっての職場は旅の空の下街道である。だから飛脚にとって旅とは仕事に出かけると同義である。飛脚は旅と思わずに出立するのが常である。

俳諧と川柳は、同数文字の文芸であるが、どちらかという滑稽味を盛り込んだ川柳に作品数が多い。黄表紙の中に描かれる飛脚とも通底するものがあるが、川柳に飛脚を盛り込んだ方が明らかに飛脚の姿や持ち味のユニークさ、ユーモラスぶりが際立ったということなのであろうか。

4 狂歌

狂歌は五七五七七の31文字の短歌形式を取る。元々ある短歌作品を本歌取りしながら滑稽・洒落・風刺を利かした遊戯的な和歌のことである。つまり著名な短歌作品のパロディーとも言える。特に天明年間（1781-89）は天明の狂歌ブームと言われるように、流行の火付け役となった太田蜀山人（1749-1823）、四方赤良、朱楽菅江などの狂歌師が活躍した。

ここでも『江戸の飛脚』で紹介した作品以外のものを取り上げて解説を試みたい。巻末の表3を参照されたい。

水かへる佐渡の嶋やの穴蔵はかせ包みの金も出けり (No.1)

佐渡送りにされた囚人には地獄の佐渡金山である。地下へと掘った坑道では湧き出す水を汲み上げる重労働が待っている。その「佐渡の嶋やの穴蔵」と「嶋屋の穴蔵」を掛けている。穴蔵は火災時に貴重品を放り込んでおく地下蔵を言うが、佐渡金山の穴蔵と嶋屋の穴蔵には「か

はせ」即ち「為替」包みの金も出ると詠んでいる。

こくちには縄も千鳥にかよはせて淡路嶋やのなみの送り荷 (No.2)

よく考え抜かれた作品である。「こくち」は「小口」荷物。縄は梱包の縄。「千鳥に通わせて」は縄を千鳥は「千鳥掛」(ちどりがけ、糸緒などを互いに斜めに打ち違えて掛けること)に括弧することを言うのであろう。「淡路嶋やのなみの送り荷」は淡路島と淡路「嶋屋」、波と「並(便)」を掛けている。

松坂の嶋やてふ名の飛脚やにいせより来たる状も配りつ (No.5)

右は素直な作品である。伊勢国松坂の「嶋屋」という名の飛脚屋に伊勢より届いた書状を配ることよ、と取れる。

股引の目くら嶋やの定飛脚またにかけてそありくうまや路 (No.8)

「目くら嶋」とは「盲縞」のこと。経糸・横糸ともに紺色に染めて平織にした綿布をいう。盲縞でできた股引を履く定飛脚が馬に跨りつつ騎馬歩行しているが、「うまや路」は馬小屋と街道の両義を意味する。

文字文字とせすて飛脚のはしり書京やより出る赤紙の状 (No.11)

「文字文字」は「もじもじ」、「はしり書」は「走り駈く」に掛けている。「せすて」は「為すて」(したもうて)の意味である。京屋から出る赤紙の状とは書状の包に赤色の小さな短冊を付けた早状のことを指している。

碁盤目の京やは四九の先手後手打て違ひにたつ定飛脚 (No.14)

これはわかりやすい作品である。碁盤目のように街路が縦横に行き交う京都。囲碁は碁盤に黒と白の石を先手と後手と交代で打つわけであるが、飛脚問屋が四と九の付く差立日に交互に定飛脚が荷物と共に出立する様子を詠んでいる。『広辞苑』によると、「四九(しく)」はめぐりカルタで行う賭博を指すことから、あるいは賭け囲碁のことを掛けているのかもしれない。

都へとのほる京やの定飛脚しひれをきらす雪の朝立 (No.15)

雪が降り積もった早朝に、今まさに京都へ上ろうとする京屋の定飛脚が空模様を気にしながら、しびれを切らして、即ち待ちくたびれて旅だった様子を詠んでいる。

あちこちへあしをはかりにかけまはる人も目方つかふ飛脚屋 (No.16)

飛脚問屋には荷物の重さを計量するための天秤が設置されている。「あちこちへ」は文字通り「彼方此方」である。「あし」は飛脚の足と金(お足ともいう)とを掛ける。「はかり」は「秤」と「(足を)ばかりに」で掛ける。「かけまはる」は秤で「かける」と飛脚が「駆け回る」に掛ける。つまり人も目方で使う飛脚屋であることよという意味である。

雁皮紙に書しもあらんふみをもて霞か関を過るひきやく屋 (No.20)

雁皮紙は和紙の一種であり、『広辞苑』によると、雁皮の樹皮の繊維を原料として漉き、表面を柔らかい刷毛で擦って滑らかにした上品な和紙。蘇武の故事を踏まえつつ“雁”皮紙に書き付けた「ふみ」=書状を持って霞が関を走りすぎる飛脚屋と詠んでいる。もう少し深読みすると、雁皮紙に「雁行」(空を飛ぶ雁の行列)の意味も付帯させ、旅立ちの意も込めているのかもしれない。

かへる雁空に見なして北国の吉原へしもいそく飛脚屋 (No.21)

「北国の吉原」とは江戸日本橋から見ると、遊郭の吉原は北側に位置する。その吉原へ雁皮紙へ書き付けた文を急ぎ届ける飛脚の姿がある。北国へと帰る雁の姿と吉原へと急ぐ飛脚とを重ねているのであろう。

亀戸なる藤の便りもむらさきの江戸の飛脚へたのみこそすれ (No.22)

亀戸天神は藤の花の名所である。その紫色の花が咲いたという情報を「江戸の飛脚」即ち江

戸行き飛脚屋に頼んだからこそ聞くことができたという感慨を詠んでいる。狂歌というよりも和歌に近い作品とも言えよう。

蓬萊の島屋かもとに鶴ならていた、き赤き早状も見ゆ (No.23)

蓬萊とは、中国の東海中にあるという仙人の住む蓬萊島のこと。嶋屋のもとに早状が「いたたき」即ち届いた。「いたたき」は丹頂鶴の頭頂部の赤色と早状に付ける赤紙とを掛けている。また鶴は、仙人が鶴に乗って飛翔する意味と共に「首を長くして待ち望む」ことを意味する「鶴首」の意味も含んでいる。二重三重に意味が込められ、ユニークな作品である。

時つけの飛脚より猶はや手風吹こして行あしからの関 (No.24)

直訳すると、「時つけの飛脚」よりもなお早い風が足柄の関（箱根の関所）を吹きこして行くことよということ。「時つけ」は「時つ風」即ち季節または時刻によって吹く風のことを意味する。「はや手風」とは「疾風」（はやて）のこと。

川柳作品に数が劣らぬほど、狂歌作品にも飛脚が登場することが確認できた。恐らく走ることの少ない江戸期の人々にとって飛脚は姿態・動作が極めて目立つ存在であり、川柳同様に格好の題材であったのであろう。狂歌の中の飛脚は本歌の力によるものか、風刺の中にやや風雅さをも微かに匂わせる。飛脚の輸送システムを利用客として知り、飛脚便の種類も弁えているからこそその作品群であると言えよう。

5 歌舞伎

近松門左衛門の人形浄瑠璃作品「冥途の飛脚」の当たりの影響は歌舞伎にまで及んだ。このことはすでに触れたが、むしろ歌舞伎こそが「冥途の飛脚」を親炙させたと言えるであろう。「封印切」「新口村」の段は「恋飛脚大和往来」「傾城恋飛脚」の代名詞のように浸透した。先述の黄表紙「奇事中洲話」など3作品にもパロディーとして描かれるなど広がりを見せた。

(1) 恋飛脚大和往来

歌舞伎「恋飛脚大和往来」は、近松門左衛門の文楽「冥途の飛脚」が原作である。その後、正徳3年（1713）、紀海音によって「傾城三度笠」として改作されて上演された。さらに安永2年（1773）、「傾城恋飛脚」として豊竹座で上演され、これが歌舞伎では「恋飛脚大和往来」として上演された。「こいのたよりやまとおうらい」と読むのが正しいとされる⁷⁾。

「恋飛脚大和往来」は俗に「封印切（ふういんぎり）」とも呼ばれる「新町揚屋の場」と「新口村（にのくちむら）」から構成される。「新町揚屋の場」で原作の「冥途の飛脚」と異なるのは、「冥途…」では忠兵衛の親友であるはずの丹波屋八右衛門が「恋飛脚…」では梅川を巡って恋敵となる点である。この場の最大の見せ場は飛脚問屋亀屋忠兵衛が封印されている客からの為替金300両に手を付けてしまい、封印を切って小判をばらまく箇所である。なじみの遊女梅川を身請けするどころか、客の金に手を付けてしまい、斬首は免れまいと郷里大和国へと道行となる。

「新町揚屋の場」で丹波屋八右衛門が興味深いセリフを吐くシーンがある。飛脚問屋の特徴をよくつかんでいるので引用する。

ムム何だ、人に頼まれたとは何の事だ。大方意気地なしの忠兵衛が頼んだか。治右衛門、そりや悪い合点だ。尤も千両と二千両の金は取扱ふやうなれど、ありやァみんな人の物だ。

7 戸板康二編『歌舞伎名作選』第三巻（創元社、1953年）298頁

金に一夜の宿を貸す飛脚屋商売、おのれが物といふたら家屋敷に家財ばかりで、ようよう二三十両に足らぬ身代、それで二百五十両才覚せうとは盗人をするより外はねえ、逆さにしても鼻血は出ようが、三文でも出る気遣ひなし、手附に打つた五十両の金も、どこから出たと思やァ、おれが所へ来る江戸の為替のその金を、途中でくすねた盗人同然、その尻が割れて催促すりやァ、とこぼえ廻つて手を合し、仏のやうなおれを欺して請取を書かせた大騙り、どうで仕舞は親の勘当、追付菰を冠つてのたれ死、みぢめなざまを見るやうだ⁽⁸⁾。

飛脚問屋の本質を突いた言葉である。現代の銀行業も客から預かった現金を企業に貸し付け、その利息で収益を上げている。送金・預り金を請け負う飛脚問屋は、銀行と共通する点が多い。つまり商品売って稼いで持参した丹波屋八右衛門の金250両と、手渡さねばならぬ封印小判を懐に持つ忠兵衛の300両とは全く質の違う現金ということである。

「新口村」は、雪降る中を亀屋忠兵衛と梅川が手に手を取って忠兵衛の郷里である大和国の新口村へと落ち延びる場面を描く。死ぬならば故郷の村でと考える忠兵衛が実父孫右衛門に仕えていた忠三郎を頼る。だが、村にはすでに手配が回っており、寄合から帰宅途中に転倒した孫右衛門を前に出て行けぬ忠兵衛、代わりに介抱する梅川。それとなく察した孫右衛門だったが、養い親妙閑に遠慮して忠兵衛に会おうとしない。戸口の裏で様子を見守る忠兵衛。父の義理堅さと親子の情愛が見る者に切々と訴える場面である。

この作品は、近松が得意とした心中物の1つであり、他の作品に見られる男女一對の悲恋が描かれる。亀屋忠兵衛は飛脚問屋に養子で入った者であるが、手を付けてはいけない客の金に断腸の思いで手を付けてしまう。個人的事情から客の金を横領してしまうのだから、本来は情状酌量の余地もない。情と法の板挟みに苦しむ忠兵衛と梅川の逃避行の先に待つものは幸福ではない。

実際の飛脚問屋は現金輸送の受注を請け負い、街道を往来する飛脚は直接輸送に当たるわけであるから、現金横領の欲望に駆られる場面も数多くあったであろう。それでも商売は信用第一だから、近松も忠兵衛と梅川にハッピーエンドを約束しない。それだけに先に紹介した「奇事中洲話」のパロディーではハッピーエンドが用意されているだけに、それが読者には一層のこと歓迎されたのであろう。

(2) 御存鈴ヶ森

歌舞伎「御存鈴ヶ森」(ごぞんじすずがもり)に飛脚が登場する。舞台は仕置場の鈴ヶ森。供養の石塔が立ち並ぶ中、夜間は雲助が集まる。雲助とは街道を職場とする住所不定の人足である。そこへ御状箱を担いだ飛脚が1人でやってくる。雲助たちに襲われ、身ぐるみはがされた飛脚は、雲助に「仲間にしてくれ」と御状箱を雲助たちに差し出してしまう。

ところが、その御状箱には白井権八を差し出した者には褒美を出すという手配書が入っていた。それを讀んだ雲助の1人が思い当たることがあるので、待ち伏せすることに。そこへ駕籠がやってくる。乗っている若衆が白井権八だと、雲助たちが襲撃するも、通りかかった本当の白井権八に斬られてしまう。駕籠かき人足は逃げてしまい、駕籠だけが残される。権八が立ち去ろうとしたところ、駕籠の中の権八と間違われた人物が声をかける。実は男は有名な侠客幡随院長兵衛であった。権八の身の上話を聞いた長兵衛は、江戸で仕官を望む権八に協力を約束する。2人は再会を約して別れる。

鈴ヶ森は東海道沿いにある処刑場であるが、御状箱を担いだ飛脚が雲助たちに身ぐるみはが

8 「恋飛脚大和往来」(戸板康二編『歌舞伎名作選』第三巻) 128頁

されてしまうという設定は、飛脚が盗人たちに目を付けられやすかった事実を示している。舞台を鑑賞する観客にとっても「さも有なん」と納得の行く場面であったのであろう。飛脚も元々は人足である。襲う方も襲われる方も同根であるが故に滑稽さが際立つ。

であるが故に襲われた飛脚が御状箱を差し出しながら雲助たちの仲間にしてもらえるように請う姿は、一層ユーモラスにあふれている。川柳に出てきそうな場面ですらある。歌舞伎の中に登場する飛脚たちの姿は極めて人間臭い。だからこそ観衆の心を引き付けたものと思われる。

6 落語

(1) 明石飛脚

古典落語に「明石飛脚」「堺飛脚」⁹⁾がある。「明石飛脚」は「明石飛脚」「雪隠飛脚」「うわばみ飛脚」の3部構成となっており、短い話を連続して語る形式となっている。

「明石飛脚」は、大坂の飛脚が明石まで手紙を届け、その帰り道も含めた道中の様子がユーモラスに語られる。ある男が客に「明石まで手紙を届けたいと思うて、飛脚宿へ頼みに赴いたところが、出払ろうと誰も手が無いのや、おまはんは足が自慢やさかい」と明石までの飛脚を依頼される。男は手甲・脚絆・草鞋ばきと姿を整えると明石へ向けて走り出す。大坂から明石までは道のり15里。飛脚が「や、どっこいさのさ」の掛け声で走ると同時に囃子が入る。飛脚が途中で場所を尋ねると、「西宮」の答えに、さらに「大坂から明石までなんぼおますやろ」と聞く。すると「大坂から明石まで15里といいまん」との返事。さらに掛け声、囃子が入り、また場所を尋ねる。今度は三宮であるが、大坂から明石までの距離を尋ねると、やはり15里の答え。

さらに兵庫、須磨、舞子まで同じ問答を繰り返して話が進行する。飛脚が夕方前に明石の町に入ると、「人丸さん」(柿本人麻呂を祀った人丸神社のこと)の境内に飛び込む。そこの茶店の床几へどっと横になると、飛脚は寝てしまう。しばらくして茶店の主人から店じまいを告げられる。飛脚が場所を尋ねると主人は「人丸さんも知らんのかいな。明石の人丸さんでせ」との由。飛脚は「明石、ここは明石だっか、ああ、走るより寝てるほうが早かった」とオチが付く。

話は続いて「雪隠飛脚(せっちんひきやく)」に移る。明石まで手紙を届けた飛脚が今度は帰り道を急ごうと、近道、近回りをしようとする。畦道や境内を通る度に囃子がかかる。飛脚は急に厠へ行きたくなる。「昔から小便一町、糞八町という言葉があるが」と言いつつ、田んぼのそばの野雪隠に駆け込んだ。飛脚がしゃがみ込むと懐から握り飯の包みが下へストーンと落ちる。飛脚は「ああ近道をしよった」とオチを一言もらす。

さらに続けて「うわばみ飛脚」に移行する。厠で用を足した飛脚だが、近道を選ぶあまりにとうとう山の中へ迷い込んでしまう。その姿を見つけたのが山に古くから棲むという蟒蛇(うわばみ)。「おう、向こうから飛脚がやって来たな、有難い、久しぶりに人間が喰えるぞ、ようし」と大きな口を開けて道で待ち構えていると、飛脚はお構いなしに口に飛び込み、走り続ける。さすがに飛脚も「うわっ、こりゃどうじゃ、一ぺんに日か暮れた」となるが、構わずに走り続ける。すると「向こうのほうにあかりがチラチラ見えて来たぞ」とスポッとうわばみの肛門を抜けてしまうと、そのまま走り去った。その後ろ姿を見送る蟒蛇は「しもた、禪をしとけばよかった」とオチを語る。

9 「明石飛脚」は桂米朝『米朝上方落語選』(立風書房、1970年)に所収。「堺飛脚」(1991年上演)はCD「桂米朝落語全集」第28集(東芝EMI、1992年)に収められている。

(2) 堺飛脚

「堺飛脚」(9分55秒)はユーモラスな怪談となっている。近郷に手紙を届ける専門の町飛脚が夜中に得意先に、大坂船場から堺大浜まで手紙を届けてくれるように依頼される。堺筋を南へと走ったり、歩いたりしながら飛脚が森へ差し掛かると、狸の化けた一つ目小僧に遭遇する。さらに唐傘、高入道、のっぺらぼうと出会う。その度に飛脚が「ド狸」とどやしつけ、怖がらせる手口が「古い古い」となじると、いずれも姿を消してしまう。ようやく夜明けに飛脚が海岸へ出ると、波が寄せては引く中に1尺の鯛が砂浜に打ち上げられているのを見つけた。飛脚は「いい土産ができた」と喜ぶが、その鯛がグルッと目を向いて「これでも古いかい?」と言うオチが付く。

最後に落語ではないが、江戸の笑い話を紹介する。「江戸の大火を報せる飛脚が西へ、大坂の洪水を報せる飛脚が東へ、箱根峠で2人の飛脚が出会った。さてどうなったのでしょうか。ジュー」というもの。飛脚が災害情報を得意先に発信した事例はすでに拙著『江戸の飛脚』でも扱ったが、この小話は飛脚の特色をよく表すものであると言っていい。

落語の中の飛脚は、至って滑稽でユーモラスな存在である。落語の題材に取られるぐらいだから、それだけ話す方も聴く方にも、いかに飛脚という存在が具体像を伴って膾炙していたかがわかる。それにしても「明石飛脚」「堺飛脚」は宰領飛脚が出てこず、走り飛脚のみ登場する。走り飛脚の姿は江戸時代の人々にとっても飛脚そのものを象徴した姿であったのであろう。宰領飛脚を扱った落語についてはいまだに聞かない。

もう1つ興味深い点は明石飛脚を担った男の存在である。飛脚宿では全ての脚夫が出払っていて、商人は得意客に依頼した。このように専門の飛脚でない者が頼まれて臨時に飛脚を務める場面がままあったことを示唆する⁽¹⁰⁾。現代に喩えれば、企業タクシーではなく、個人の「白タク」のようなものであろうか。恐らくこうした個人営業的な飛脚が多くいたことを窺わせる。

7 狐飛脚伝説

江戸時代中期の俳諧師与謝蕪村(1716-83)の作品に「草枯れて狐の飛脚通りけり」(表1 No. 24)という句がある。「草枯れて」は冬の季語。黄金色の末枯れた枯れ野に「ザザー」と一陣の風が吹き抜けていく。枯れ草と同色の体毛の狐飛脚が人の目にも触れぬ神速で通り抜けたのであろう。そんな物悲しい風景が想起される。蕪村は明らかに狐飛脚の伝説を踏まえて作句している。作品からは蕪村が狐飛脚の“存在”に神秘性を抱いていたことが察せられる。

狐飛脚伝説は各地に伝承されている。県名で言えば、秋田、山形、神奈川、奈良、福井、鳥取、島根の7県、8カ所を数える。その多くが大名家にまつわり、狐飛脚を祀る稲荷社(6社)が2カ所を除いて城跡に鎮座するという点で共通している。本章では可能な限り、最も古い伝説の形を列記しながら、そこに込められた伝説の意味を読み解きたい。

(1) 志一稲荷

神奈川県鎌倉市には鶴岡八幡宮の西に志一稲荷神社(神奈川県鎌倉市雪ノ下2)がある。由来について貞享2年(1685)刊行の河井恒久友水纂述『鎌倉志』4巻(全8巻)に記述がある。

10 拙稿「江戸後期、村名主の通信環境—上野国那波郡福島村、渡辺三右衛門を事例に一」(『郵政博物館研究紀要』7、2016年)。この中で筆者は本業(職人〈仏師〉、鑄掛屋、餅屋)を別に持ちながら、臨時雇いで飛脚を務める事例を紹介した。

次に原文を掲げる。

志一上人石塔

志一上人ノ石塔ハ鶴ガ岡ノ西町屋ノ
後、鶯谷ト云所ノ山ノ上ニアリ、里
人ノ云、志一ハ筑紫ノ人也、^{うったえ}訟アリ
テ鎌倉ニ来レリ、已ニ訟モ達シケル
ニ文状ヲ本国ニ忘置テ如何セント思
ハレシ時、平生志一ニツカヘシ狐ア
リシガ、一夜ノ中ニ本国ニ往キ、明
曉彼ノ文状ヲクワヘテ帰り、志一ニ
奉リ、其ママ息絶テ死ケリ、志一訟
カナヒシカバ則チ彼ノ狐ヲ稻荷ノ神ト祭り祠ヲ立ツ、坂上ノ小祠是也、志一ハ管領源基氏
ノ代ニ上杉家崇敬ニヨリ鎌倉ヘ下ラレケルトナン、太平記ニ志一上人鎌倉ヨリ上テ、佐々
木佐渡ノ判官入道道譽ノ許ヘオハシタリ、細川相模ノ守清氏ニタノマレ、將軍ヲ咒詛シケ
ルトアリ⁽¹¹⁾



志一稲荷神社

鎌倉時代、筑紫国の僧侶志一が訴訟のために鎌倉に来ていたが、仕えている老狐に文書を持たせ、一夜のうちに使いをさせたが、志一の許に戻ると疲労の余りに死んでしまった。憐れんで祀ったのが志一稲荷である。狐の神速・死、呪咀との絡みなど後述の伝説の原形を思わせる。

(2) 出羽国の与次郎狐

平戸藩主の松浦静山（1760-1841）が執筆した随筆『甲子夜話』巻一に狐飛脚のことが記述されている。

是は昔のことなり。正しき物語と聞ゆ。羽州秋田に何狐とか云ありて、此狐人に馴て且よく走る。因て秋田侯の内にて、書信ある毎には、其狐に託して書翰を首に繞ひやれば、即江戸に通ず。其捷速を以て屢此獣の力を仮る。然に或時書信達せず。人甚疑ひ訝て其行塗を捜求むるに、途



与次郎稲荷神社(秋田県秋田市)

中大雪に傷しと見へて、雪中に埋れてありしとぞ。晋の陸機が犬の故事に類せることなり⁽¹²⁾。

上記の「秋田に何狐」とは、与次郎狐のことを指す。秋田侯とは初代秋田藩主の佐竹義宣（1570-1633）のことである。関ヶ原の合戦で西軍に与したため、常陸国から出羽国へと減知移封となった義宣が江戸との通信で使ったのが与次郎狐とされている。与次郎狐伝説の痕跡は、秋田県秋田市の久保田城跡の与次郎稲荷神社（秋田県秋田市千秋公園1-9）と、与次郎が死んだとされる山形県東根市に共に同名の与次郎稲荷神社（山形県東根市四ツ家1丁目2-11）として祀られており、地元ではよく知られた伝承である。秋田市には近年までもう1つ与次郎稲荷神社があったが、こちらは残念ながら住宅街の波に呑まれ、取り壊されてしまったという。

11 河井恒久友水纂述『新編鎌倉志』4巻（国立国会図書館デジタルコレクションにて閲覧）

12 松浦静山著、中村幸彦・中野三敏校訂『甲子夜話』1（平凡社、1977年）13頁

取り壊された稲荷社は足軽たちが集住する一角にあり、飛脚役を務めた足軽たちが勧請したものらしい。

与次郎狐について考察した菊地和博「伝説と史実の対話—与次郎稲荷神社と久保田城主佐竹義宣—」によると、最も古い伝承記録は文政元年（1818）から弘化2年（1845）にかけて成立した長山盛晃の「耳の垢」に紹介されたものだという。それに次ぐ文久3年（1863）から明治26年（1893）にかけて著された石井忠



与次郎稲荷神社(山形県東根市)

行の「伊豆園茶話」二十の巻には「耳の垢」から転載する形で伝説が紹介されているので次にそのまま引用する。

長山盛晃（伝左衛門、初専蔵）が『耳の垢』といふ記に、慶長九甲辰八月中御城御成就にて、天英公（佐竹義宣）土崎湊城より御移り、二、三日後御坐ノ間の御庭へ大狐出て、三百年来此神社の社の辺に住みしが、今は住処なければとて住むべき地たまはらむ事を願ふに、御茶園にて下さる。御遷封三十年程前、水戸の御茶園守りに与次郎といふものありしを思召出されて、即ち与次郎といふ名を此狐に賜ふ。斯くて江戸御飛脚六年相勤、最上六田駅にて悪もの間右衛門谷蔵等油鼠をかけ打殺されしは慶長十四年西七月下旬なりと、一村三百余人狂気となり、死するもの十七人（イノ三七人）、正気のもの只十人斗り也。御代官杉本伊兵衛江戸より態々下り八幡宮と祀りて祟り止しとぞ。今も御茶園辺に足の黒き狐あり。与次郎が子孫にて、与次郎御飛脚勤めし時黒脚半の名残といふ。此近辺菜園の瓜茄子狐のとり時、御茶園の与次郎が手作と書きたる札を立つれば、曾て狐障る事なし云々。扱、今の北の丸御初蔵（寛保三亥夏五月建）の地に先年金乗院ありて、其境内に与次郎稲荷の社ありて、金乗院に祭らしめたまふとぞ。御初蔵建られし後も尚此頃まで小祠ありし也。又其近処八幡坂の上御初蔵より行当りに御足軽番処ありて、其内に神壇を設け与次郎稲荷を祀る。是は御足軽の私に勧請せしとぞ。県になりてそれを入川橋に遷す。其時御小人の方に遷さんといふを、御足軽の由緒の古書付ありて御小人へ不譲などの噂ありし也。此の『耳の垢』にある与次郎が事おのれ『秋藩旧話』に写し置きぬ⁽¹³⁾。

与次郎狐が秋田—江戸の飛脚を6年間務めたが、最上六田で間右衛門と谷蔵により罫にかけ



与次郎の墓とされる。墓石は殺害場所から出土したという（与次郎稲荷神社境内西北）



与次郎狐が殺害されたとされる場所（東根市中央2丁目17-14西原大明神裏）

られ謀殺されたことが記される。その後、六田で狂気の者が出て、死去した者が17人（または37人）を数えたという。代官杉本伊兵衛が八幡宮に祭祀したところ、「祟り」が止まったとある。静山の記述とは、与次郎死去の場面が異なる。また秋田県と山形県とでは伝承内容に異なる点もあり、山形県では与次郎殺害の動機について、問屋旅店を経営していた問右衛門が商売の邪魔だとして謀殺したと伝わる。また異にかかった与次郎が獵師の谷蔵に命乞いをするが、許されずに殺された経緯も挿入されている⁽¹⁴⁾。

与次郎稲荷神社氏子総代の結城幸男氏（責任役員）と山口建策氏（総代表）の案内で稲荷神社近くにある与次郎殺害の場所に赴いた。過去に「殺害現場ならば骨が出てくるのではないかと掘ったところ、実際に楕円形の石が出土したため、「これは与次郎の墓だ」として与次郎稲荷神社境内に移され、拝殿西北裏手に祭祀された。

(3) 右近・左近の狐飛脚

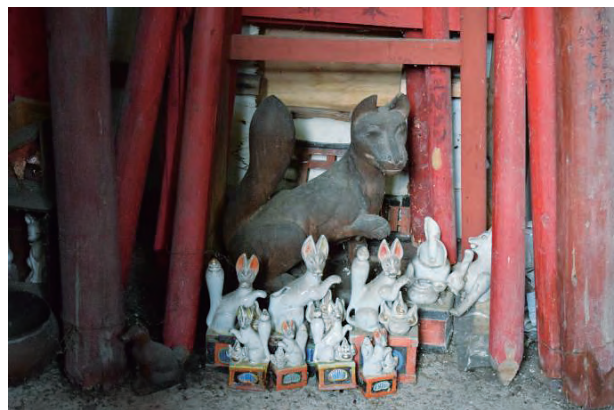
同じ出羽国内の米沢にも狐飛脚伝説が存在する。米沢城跡に鎮座する上杉神社境内に福德稲荷神社（山形県米沢市内1丁目4）がある。ここは右近と左近という狐飛脚を祭祀した社である。

御城代邸の稲荷の祠

英徳公（筆者注、上杉宗房）鶴御拝領有て例の如く、着到否や御請の飛脚立たり、然るに翌日に成て御右筆所にて御請の本書を見出したり、是は如何にと評するに案書を封し渡したり、如何にせんと惘れけるか御答は無據早く披露すへしとて奉行處へ申出てしかは奉行衆も當惑せられけるか、折節御城代岩井大膳元則飯縄の法を修せられたり、最早人力にては及ひかたければ大膳へ相談して見るへしとて大膳を呼出し、其譯を語り何れか兼日の修法にて御大方の欠けぬ様は有やと有ければ、成程修め見るへしと、扱其本書を先へ御渡の通にして御渡有へし、其御状箱を首に掛る様にして渡されよとて大膳は壇を飾りて修せられけるに不思議や狐一疋出て来る、是は御城内に住む右



右近と左近の狐飛脚を祀る福德稲荷神社(山形県米沢市)。左奥にも鳥居と奥の宮がある



福德稲荷神社奥乃宮内部。狐は一對のうちの1つ

近左近と云二疋の狐の其一にて有しとそ、則其狐の首に右の御状箱を掛られけるか忽に走り出したり、翌日の晩程に其狐又状箱を首に掛て元の庭前へ來れり、夫を取けるに狐は其儘倒れ死せり、則御状箱を差出されければ、則開き見るに實に案書を封し入てあり、扱飛脚下着して如何に不思議有やと尋ねられけるに何成共覚なしと云去れば状箱の間違の始終を語り聞せられし

13 井上隆明、田口勝一郎、渡部綱次郎編『新秋田叢書』10（歴史図書社、1972年）28頁。

14 前掲菊地論考。

に暫く思案し思ひ当たる事の候所は古河の邊にて松原の中にて頬に睡み気さし堪難ければ、兩人共に松木に寄りて少し間眠むと思ひしに何やら首に礮と當りしに驚て見覚め見れば御状箱に變りなし、夫より目も苦々成て急きぬ、此時取替られしやと云、扱其狐は大膳申立て御城代第の内へ稲荷の號を以て祝ひけるとそ⁽¹⁵⁾(読点は筆者、一部当用漢字に改めた)

米沢領の長井の城代屋敷にあったという稲荷があり、城代の岩井大膳は飯綱の法を修して、右近と左近という2匹の狐飛脚を使っていた。ある時、幕府へ出す御状箱に誤って下書きの方を入れてしまった。城内は大騒ぎとなり、そこで大膳が呼ばれ、第二の御状箱を狐飛脚の首に付けて発したところ、一昼夜のうちに役目を終えて帰って死んでしまった。古河辺りを本物の飛脚が走っていたが、睡魔に襲われて路傍で寝てしまった。すると首にはたと当たる音がした。御状箱を開けてみると異常がなかった⁽¹⁵⁾。

(4) 松本の狐飛脚

長野県松本市にも狐飛脚の伝説が伝わる。信州松本の殿様も家来に狐があつて、江戸への使いに3日で間に合ったという。いつも道中の茶屋で休んでいたが、勘定を払うのを忘れるため、ある時、追いかけて勘定を払ってもらった。茶屋の者はもしや狐ではないかと疑い、罌に油揚げを片隅に置いておくと狐飛脚が食いついた。狐は打ちのめされて殺された。柳田が指摘するように松本—江戸に片道3日はさほど速いとは言えない。「3日」に敢えてこだわると、他地域における狐飛脚伝説が「松本」に置き換えられて、そのまま「3日」のまま言い伝わった可能性が指摘し得る。

(5) 狐飛脚の源五郎

大和国宇多には源五郎(柳田の「狐飛脚の話」では源九郎)狐の伝説が伝わる。延宝年間(1673-81)、源五郎狐は近所の農家から頼まれては畑仕事の手伝いをしていたが、2、3人分の働きをしたという。ある時、関東の飛脚から頼まれて文箱を届けることになったが、源五郎は10日以上かかるところを往復7日で用を片付けた。源五郎は畑仕事のほか、飛脚も頼まれるようになったが、飛脚の途中、帰りの小夜の中山で犬にかまれて死んでしまった。首にかけていた文箱はその後まもなく大和へ届けられたという⁽¹⁶⁾。

(6) 八助稲荷

若狭國小浜にも狐飛脚の伝説が伝わる。小浜藩初代藩主の酒井忠勝(1587-1662)を祭祀する小濱神社境内(福井県小浜市城内1丁目7-55)には八助稲荷神社がある。『小浜神社誌』では次のように伝説を紹介している。

太守酒井忠勝公の御代に八助という仲間がありました。どこから来た者か又何時頃来た者か誰も知りませんが、ただ北の丸稲荷の御社近



八助稲荷神社(福井県小浜市)

15 石田勘四郎編『米沢古誌類纂』(羽陽活版所、1908年)

16 戀塚実『狐ものがたり』(三一書房、1982年)76頁。

傍で朝早く又夕暮れ時などに八助の姿を見ることがありました。此の八助は中々才智があり、忠実で何事を言付けても喜んで命に従い、然も敏速で当を得ていましたので、八助々と人々に重宝がられて仲間同志の気受けもよかった。此の八助は太守江戸御在府の時など公用の文箱を持って小浜、江戸の間を往復の使いをすること度々であったが、いずれの時も間違いなく御用を果し、然も普通の人が十五日もかかる旅程を八助は六、七日で使いする事毎度であった。人々不思議に思いながら何事にも並々の人の成し能わぬことで、常々平気で成す者だから人々は感心して益々重宝に思うばかりであった。或人が八助に問うに汝江戸、小浜の間を六、七日に行くのは、どんな風にして行くのかと、八助答えて曰く別に変ったことはしていないが、私は大事な御用を仰付られ御奉公大切と存じ夜も宿屋などに泊らず、昼も夜も只歩き続けていますだけです。私は一日に一時間半もうつつと致せば六、七日の道中では疲労もしません。只相州小田原の町に年経たむく犬が一匹居ります。随分と猛犬で、この犬だけが私には苦手ですが、その他には道中恐ろしいものはございませんと言っていました。或る時江戸に使いしての帰り途に相州小田原の町を通り過ぎようとした時、横町から年経たむく犬が走って来てやにわに飛びついて遂に八助を噛み殺してしまいました。真夜中のことで誰も気付かず知る人もなかったのですが、夜が明けて町人がこれを知り大騒ぎになりました。見ると八助の体は白狐と変り、其頸に文箱をしかとくくり付けたまま死んでいました。人々は文箱を見て酒井若狭守家の紋がついているので之を役所に届出しました。これによって此の由を若狭へも知らせて来たので時の人々は様々に詮議した結果これは全く北の丸に御鎮座の稲荷大明神が八助と化し給い、太守の御信仰に報い奉ったものと云い、又否々稲荷大明神のお使いの白狐をして太守の御治国を守護し給うのだと。これよりこの御社を八助稲荷大明神と称え奉り今に至るも人々は尊崇来拝し昔日に変わることがないのである⁽¹⁷⁾。

酒井忠勝に仕えた八助という家臣は、江戸へ火急の書状を出す場合、小浜から江戸まで片道1週間かかるところを往復6日で届けたという。ある時、書状が江戸に届かないので、調べると小田原城下で酒井家の家紋の入った書状をくわえたまま死んでいた白狐が見つかった。八助の正体を知っていた忠勝は嘆き悲しみ、城内に稲荷社を建立し、城の鎮守としたという。それが現在、小浜神社境内にある八助稲荷神社とされる⁽¹⁸⁾。

如上の典拠は「社記より」と記される。小浜神社宮司の香川昇氏のご厚意により同社史料のコピーを提供していただいた。稲荷社の由来について次のように記される。

当社境内稲荷社ノ理由

当小浜神社ノ境内ニアル稲荷社ノ義ハ、本社ヲ距ル事凡ソ七町計東ニ当リテ、丸山ト称スル一小山アリ、往古桓武ノ朝、田村麻呂、此山上ニ於テ石長比賣ヲ祭り給ヘリト、故ニ麻呂山トモ云ヘリトソ、而テ后チ此祭場ニ小祠建立アリ、天文年間武田信豊此山頂ニ築キ、其族内内藤兵庫ヲシテ此ヲ守ラシメタリト云フ

伝聞ク当国武田ノ先代ニ太郎信広ト云ヘル壮士アリ、此人嘉吉年間トカ或ハ長祿中トカニ当リテ箱館ニ乱アルヲ聞キ、商船ニ乗り組ミ松前ニ渡リ蝦夷ト交戦大ニ勝利ヲ得タリト云フ、依テ想フニ其比当地ノ武田家ニ於テ報賽ノ為此小祠造立ハアリタルナランカ

17 赤見貞編『小浜神社誌』（1975年、2017年復刻版、小浜神社社務所）

18 杉原丈夫、石崎直義編『若狭・越前の民話』（未来社、1968年）、小浜市連合婦人会『ふるさとの昔話』（1974年、2006年復刻版）には、ほぼ同様の伝説の形で「八助稲荷」が紹介されている。前者は「はなし 小畑正平・赤見貞／採集 小畑昭八郎」とあり、後者の末尾には「話・赤見貞／採話・山本小春」とある。前者・後者ともに「八助稲荷」の伝説は赤見貞氏から採話されている。

天正十年織田家ニ於テ悉ク諸士ノ領地ヲ没シ、更ニ此ノ地ヲ丹羽五郎左衛門ニ賜フ、全十二年十月長秀彼ノ山上ナル小城ヲ毀タシムルト雖モ一殿山ノセハニテ小祠ハ存在シ置ケリト云フ、慶長年間京極高次当国ノ主トナリ爰ニ雲浜城ヲ築キ本丸ニ彼ノ山ヲ遷シ祭ラレタリト云フ、寛永年間酒井忠勝代リテ国主トナリ、此小祠ニ稻荷ノ神ヲ合祀セラレタリト古老口碑ニ伝フ、降テ明治八年小浜神社ヲ旧城本丸跡ニ創立シ、全十二年八月分社境内ニ此ノ小祠ヲ復旧祭祀セリ（読点は筆者。漢字は当用漢字で記した）

如上の稲荷社の由緒には八助のことは一切触れられていない。如上を訂正した「誤謬訂正願副申」（明治26年11月30日、当時の宮司江藤長裕氏の署名）には神社名を稲荷社ではなく、「雲浜神社」であるとしながら別の形で由緒を記しているが、いずれにしる八助のことは出てこない。明治初期に記されたとみられる「神社明細帳」の由緒には「古昔小浜城地ニ設置アリ、創祀年月等詳カナラス、酒井忠勝公若狭国襲封以降創建ノ由、古老口碑ニ伝フ書記類無キヲ以テ其縁由ヲ詳カニセス」（明治33年12月付）とあり、こちらも八助のことは出てこない。

前記の史料に基づき、香川氏は「八助の狐飛脚伝説は、明治以降に語られ始めたのではないかと指摘する。筆者は小浜地方のエピソードを記録した江戸時代の随筆集『拾椎雑話』（福井県郷土叢書、1957年）を調べたが、八助稲荷伝説に関する記述は見当たらなかった。よって香川氏の指摘は妥当であると思われる。

逆に小浜市では稲荷社と狐飛脚伝説がどうして結びついたのであろうか。恐らく狐飛脚伝説が何らかの形で小浜地方に伝わり、親から子、古老から子供へと口伝される際に結び付けられたのではないだろうか。このことは狐飛脚伝説のパターン（大名家に仕える狐、手紙を運び江戸と往復、不慮の狐の死と祭祀）の「伝わり方」を考える意味でも注目される。

（7）慶蔵坊稲荷

因幡国鳥取には慶蔵坊（経蔵坊、桂蔵坊）狐の伝説が伝わる。鳥取城跡2カ所に狐飛脚を祀る神社があり、鳥取県鳥取市鳥取城本丸から天球丸への坂下にある中坂稲荷神社（鳥取県鳥取市東町）と、鳥取県鳥取市久松山登山道五合目に鎮座する中坂稲荷神社である。

柳田国男の「狐飛脚の話」によると、慶蔵坊（桂蔵坊）狐は鳥取―江戸を2、3日で往復したが、因幡国で焼鼠の罠にかかって殺されてしまった。後に法印の占いによってそのことがわかった。それから鳥取城内に祠が建てられたという⁽¹⁹⁾。

慶蔵坊狐に関する伝説の最も古い記録は、江戸時代に成立した鳥取地方の伝承を集めた「鳥府志」の記述ではないかと思われる。次に全文を引用する。

中坂稲荷の社

御城山の正面の半腹に在り。此稲荷の名を慶蔵坊と称ふ。御領内にて狐の統領なりとの俗伝なり。此使令を尾白坊と云。惣て御城山の狐は尾の先白しと云へり。さて、此境地の入口へは華表（とりゐ）建て、両社相双べり。自寛永の御代の比には、此稲荷三日が程に御



狐飛脚の経蔵坊を祀る中坂稲荷神社（鳥取県鳥取市、鳥取城跡）

19 柳田前掲書69、70頁。

国の消息を江戸へ達せられ候由。かかる神変不測の靈狐なりしかども、畜類の境界は難免侍るにや、或時道中にて御状箱を頸に掛つつ締（わな）にかかりて死したりしと也。其後土俗に祟を成して、一村亡消せしかや。其国も所の名をも精く語りし人あれども記憶すべき程の事に非ば、今これを忘れてたり。余り童蒙の説なれども、旧しく邦俗の口に膾炙せる処なれば不泄。又貞享の御代、御隠居成されし後、中の丸へおはしましけるが、御殿の床下へ狐来りて子を産みける時には、いつも命あって赤飯など恵を給ふ事恒なり。然るに或夜狐御庭の家鴨を捕ければ、以の外に御機嫌損じ、何に獸類とは申ながら、兼ての恩をも不弁挙動、言語道断なり。向後は構ひ申まじとの御下知なりけるが、其夜御山殊外騒敷、翌朝御式台の前に一疋の狐を喰殺して有ければ、全く件の悪狐を慶蔵坊の罰せ



前頁の写真の奥に鎮座する石祠



中坂稲荷神社（鳥取県鳥取市久松山5合）

られたるもの成めと、皆人唇を翻へしける。又一説には、其前夜、松の丸の御番人の娘に依託して、此義は曾て慶蔵坊が知れる処にあらず。偏に野狐の所為なりけると陳じ被申けるが、果して翌朝には如斯に計ひありしとも云り。当時に於ても、事あらん前、御山の狐騒動せる事あれば、中坂稲荷の靈告にて有たるなど云はやして、世に是を尊信せり。さて此社へは正五九月に永江讃岐御浄として登山せり。其起源外神に同じ。又例歳初午の日、余多の灯籠をささげ、大胴を点じて祭祠せられけるは、御庭山の稲荷にして、中坂とは別社なり。又一説には文禄年間、鳥取の城主宮部善祥坊は、江州宮部の産にして、本は叡山の衆徒なりしかば、城内鎮護の為、この中坂へ慶蔵坊と云へる修験者を被置けるを、後年その名を誤て狐の名に呼ならはせけると云々。又山上に山伏の井と云へるは、彼桂（ママ）蔵坊などが掘りたる井ならん歟と云へり。又『夜話』には慶蔵坊とは、往古当山に居ける山伏の名なりと云。已前は苔むしたる五輪ありて、慶蔵坊が墓なりし云しと云々。此等の説みな精証ありや、無覚束⁽²⁰⁾。（傍線筆者）

伝説の箇所は傍線部の通りであるが、他の伝説と共通するように大名家に仕え、神速とされ、往来の途中で罨にかかって死去したという。罨にかかった場所の村は祟りをなして一村滅んだという。具体的に地名も伝わっていたようであるが、『鳥府志』の採話者はさほどのこともないと記憶しなかったようである。慶蔵坊は修験者であるとする見方を提示しているが、慶蔵坊が江戸期に狐飛脚伝説と結びついたのであろうか。

慶蔵坊と与次郎とは双方共に罨にかかって死去し、関わった村にたたったという点で共通する。与次郎稲荷伝説が鳥取に伝わったことを暗示するかのようである。狐飛脚伝説の伝わる秋

20 「鳥府志」上の天（『鳥取県史 第6巻 近世資料』（1974年）444、445頁

田、小浜、鳥取は共に日本海に面しており、江戸期に北前船の寄港地の近くに位置した。恐らくそうした海上交通を介して狐飛脚伝説が伝播した可能性が考えられる。

(8) 新左衛門新八狐

最後になるが、鳥根県松江市にも新左衛門新八狐の伝説が伝わる。伝説の形は不明であるが、柳田の「狐飛脚の話」によると、伝説内容は鳥取の慶蔵坊狐とほぼ同じであるという。名前から察して右近・左近のように2匹であろうと察せられる。

松江城内には城山稲荷神社（鳥根県松江市殿町449-2）が祭祀される。こちらは狐飛脚の伝承と関連して由緒が言い伝わっていない。だが、狐飛脚伝説のある場所はほぼ城跡に稲荷神社が祀られていることを考え合わせると、伝説のみ存在するのは不自然である。恐らく以前は狐飛脚伝説の縁起が伝わっていたのかもしれない。

狐飛脚伝説の事例を検討してきたが、全国各地に点在する狐飛脚伝説には概ね次の特徴が指摘し得る。

- ①狐飛脚を使う大名が登場する
- ②大名家の居城に棲む狐であること
- ③国許と江戸とを3日程度で往復（遠国だと片道だが）する
- ④途中で殺害されてしまう。
- ⑤城内に稲荷神社として祭祀される

①の大名については、佐竹・上杉・池田は外様大名であるが、松平・戸田・酒井は譜代大名であることから、特に狐飛脚伝説の所在に外様・譜代の区別はないようである⁽²¹⁾。城とワンセットのように狐飛脚伝説が語られるのは、江戸を基準とした遠国大名との関連が指摘できよう。遠い国許と江戸とを6日程度で往復するというのは、伝説が江戸時代に成立したこと、また譜代・外様に関わらず大名家が抱えた幕府との緊張関係をも窺わせる。狐飛脚の死後は大名家の居城、また家の鎮守となったことから、家の存続を大事と考える大名家の事情を反映しているものと考えられる。

総じて言えば、狐飛脚伝説発祥の要因として、人馬に頼った江戸時代当時の交通事情も密接に絡んでいたように思われる。柳田国男は「現代の交通文化に恵まれた人々には、もう想像もつかぬことになってしまったが、人が我能力の不足を最も痛切に意識するのはこの点であった。土地を異にするばかりにこれほどの出来事を、知らずにいるかと思うとなさけないような時が多かった」⁽²²⁾と記す。つまり人馬に頼った交通手段に起因する情報のタイムラグ、あるいは情報不知という事情を背景に狐が「飛脚」として奉公したのだと暗に指摘する。筆者も国許から遠く離れた江戸における“情報への希求”と“意思疎通のもどかしさ”こそが、外様・譜代問わずに大名家が狐飛脚を使う伝説として立ち現れたのではないかと考える。

なぜ狐と飛脚が結びついたのであろうか。狐飛脚は人知を超えた神業的な速さ、いわゆる神速さこそが妙である。一方、獣類としての狐は、人前に姿を見せたと思ったら、いつの間にかいなくなってしまう。そうした狐の持つ神秘性と、人間の飛脚の速さとが結びついたのではあるまいか。江戸時代の人々が飛脚に向けた眼差しには、文芸に見られる滑稽さとユニークさと同時に、あれほどの遠距離をなぜ短日数で往復できるのかという神秘性が共存していたのでは

21 菊地氏は、与次郎狐の背景として、関ヶ原合戦後の佐竹氏の置かれた微妙な政治状況と関連づけて論じているが、外様大名だからとは一概に言えなさそうである。

22 柳田前掲書67頁。

ないだろうか。狐が御状箱を首にかけて走る姿は、実際の走り飛脚ともイメージ的にだぶる。こうしたイメージが飛脚＝走り飛脚(馬荷を監督する宰領飛脚ではなく)という固定観念を人々に植え付けたのではないだろうか。それは佐川急便トラックの荷箱に描かれたひた走る飛脚の姿へと受け継がれたものと思われる。

最後に狐飛脚伝説は現在、どのような語られ方をしているのであろうか。出羽国秋田の与次郎狐の伝説は現在、秋田市と東根市で地域おこしに活用されており、秋田市では「与次郎駅伝」が毎年実施され、会場ではマスコットキャラクター「与次郎狐」の着ぐるみが登場して場を盛り上げている。また東根市でも与次郎稲荷神社境内で毎年10月の体育の日(今年は9日)に例大祭が催されており、2017年は剣道大会の奉納試合が開催されたほか、地元の東根中央小児童により与次郎狐の寸劇が上演された。また神社にはランナーの参拝者の姿もあるといい、改めて「スポーツの神様」として再認識されている。

おわりに

文学、芸能、伝説の随所に「飛脚」が登場し、江戸庶民にとって飛脚とは現代の我々が考える以上に身近な存在であったことが改めてわかる。飛脚が様々な形で江戸社会に膾炙した身近な輸送・情報通信手段であったことを理解していただけたのではないだろうか。高価な輸送料金と一部階層の者(武家、商人)しか用いることのできない、庶民には縁遠い存在であったというイメージ(郵便ほど身近ではない)を多少なりとも払拭し得たのではないかと思う。

文芸の性格によって飛脚の登場の仕方も異なる。俳諧では情緒に彩られ、川柳・狂歌ではユーモラス且つ滑稽に扱われる。落語では笑いが前提となるため、愛すべきおかしみを伴った姿として立ち現れる。江戸庶民は、紙上や舞台上で演出され、また口承で情報化された飛脚に触れる度に、日常目にする飛脚の姿と重ね合わせて、可笑しさと納得と共に神秘性を覚えたことであろう。

一方、狐飛脚伝説は、地理的距離を前提に日数をかけて商品や手紙を届けざるを得ない当時の人々にとって、そうした困難をたちまち解決してしまう超越的存在として、江戸社会の人々の憧れを象徴するものであったと思われる。黄表紙「早道節用守」「雲飛脚二代羽衣」はあたかも宮崎駿アニメ「魔女の宅急便」を想起させるかのような筋立てである。両作品に込められた江戸の人々の欲望を、現代の我々は航空便という形で享受している。黄表紙2作品は、まさに飛脚＝通信の未来予想図であったとも言うことができよう。

(まきしま たかし 古書肆 三度屋書房 代表)

【付記】鳥取県立公文書館の伊藤康氏、福井県小浜市の小浜神社宮司の香川昇氏には所蔵史料の閲覧の点で多大なご配慮を頂いた。また郵政歴史文化研究会第一分科会の石井寛治先生、分科会メンバーから貴重なご意見を頂いた。この場を借りて改めて謝意を捧げる。



与次郎狐の石像(秋田県秋田市中通4-1、千秋公園入口交差点前)

表1 飛脚を題材とした俳諧

No.	作品	作者	出典
1	秋立て相場飛脚や急覧	安井豊由	生玉万句(寛文十三年〈一六七三〉)
2	ひよつと飛脚に心ざす秋	西山宗因	西山宗因千句(慶安二年〈一六四九〉刊)
3	呼よせられて飛脚それぞれ	宗恭	天満千句(延宝四年〈一六七六〉)
4	はや飛脚舟と陸との其間	如見	天満千句(延宝四年〈一六七六〉)
5	行暮て飛脚は野辺の仮枕	志斗	江戸談林十百韻(延宝三年〈一六七五〉刊)
6	飛脚宿かはらぬ春の花咲て	友雪	大坂檀林桜千句(延宝六年〈一六七八〉刊)
7	あづけ置比は霜夜のかね飛脚	釈順座	物種集(延宝六年〈一六七八〉刊)
8	ちる花や次飛脚にて惜むらん		二葉集(延宝七年〈一六七九〉刊)
9	状箱を駿河の飛脚請とりて	沾	続猿蓑(元禄十一年〈一六九八〉五月刊)
10	初潮や鳴門の浪の飛脚舟	凡兆	猿蓑(元禄四年〈一六九一〉)
11	待宵の月に床しや定飛脚	景桃	続猿蓑
12	木陰見て心を涼む早飛脚		うたたね(元禄七年)
13	こまりけり砂地にかかる早飛脚		馬だらひ(元禄十三年)
14	ならべたり同じまくらに飛脚宿		もみぢ笠(元禄十五年)
15	おれがいきや夫(とと)夫という飛脚の子		すがたなぞ(元禄十六年)
16	待かねて為替の銀に青い息		花笠(宝永二年)
17	数百両紐しめて行く三度笠		十八公(享保十四年)
18	万両も馬の背からずかはせ金		十八公(享保十四年)
19	夕べ気の顔なぶり合ふ三度笠		朝熊嶽(享保十五年)
20	更けわたり眼の冴へて来る銀子飛脚		ひきぐさ(文政三年)
21	飛のりのもどり飛脚や雲の峰	与謝蕪村	蕪村句集
22	懇な飛脚過ぎゆく深雪哉	与謝蕪村	蕪村句集
23	ゆく年の瀬田を廻るや金飛脚	与謝蕪村	蕪村句集
24	草枯れて狐の飛脚通りけり	与謝蕪村	蕪村句集
25	松原は飛脚小さし雪の昏(くれ)	一品	沼波武夫『教員諸氏の為に』(俳味社、一九一二年)
26	寅の日に酒盛りし飛脚や		蟬の下(宝暦三年)
27	御飛脚の堀河出てなづな哉	黒柳召波(1727-1771)、蕪村高弟。清兵衛、京都の人	黒柳召波『春泥句集』(『古典俳文学大系』所収)
28	菜の花の中に糞ひる飛脚哉	夏目漱石	

注) No.1~11は国際日本文化研究センターデータベース検索、No.12~20は鈴木勝忠編『雑俳語辞典』(東京堂出版、1968年)、No.21~24は玉城司訳注『蕪村句集』(角川書店、2011年)

表2 飛脚を題材とした川柳

No.	作品	作者	出典
1	秋葉会江戸へ便りも月参り	ハマ松 一泉	柳多留
2	あさつてはそばで見ますと鳥屋いひ		江戸砂子
3	足を空雲駆走る御伏箱	十九丸	柳多留
4	足がるに早ひきやくトハいい見立	亦楽	柳多留
5	足軽に飛脚の役ハおもひつき	カシハ	柳多留
6	足に能あり麩屋飛脚赤がへる	貫雨	柳多留
7	足にのう連堀飛脚麩屋桶屋	メ丸	柳多留
8	油揚を竹へはさんで早飛脚	百々爺	柳多留
9	韋駄天へ飛脚中からとらの額	芝鶴	柳多留
10	一生旅でくらすのに三度とは	梅里	柳多留
11	一日に十七人もたびへたち		柳多留
12	うなされてむつくと起きる金飛脚		入江
13	おいそば屋と云つたら飛脚屋		入江
14	御国への飛脚ていろは落字也	〇キ	柳多留
15	廻状を心得たりとぼうでうけ	東子	柳多留
16	廻状の返事ハ棒を背負て行キ	可交	柳多留
17	風の神先ず馬下りが十七屋		武玉川
18	合羽と桐油紙籠のやうに見へ	梅鳥	柳多留
19	金飛脚ぼうぼうとして役所へ出		入江
20	金飛脚金を渡して月代し		入江
21	金飛脚状をよむ内とさら出シ		柳多留
22	鎌倉からの早打ハまぼし魚	志夕	柳多留
23	川留にかまはぬ蘇武が早飛脚	山八	柳多留
24	川どめの状を式人でよむにくさ		柳多留
25	刻限も寅にかけ出す早飛脚	蛙水	柳多留
26	高麗狗にかぶらせ替む三度笠		川柳大辞典
27	座禅豆飛脚のぜんをとびあるき	艸麥	柳多留
28	さつぱり夜が明けて出る金飛脚		入江
29	三度笠あれだあれだとゆりをこし		柳多留
30	三度笠犬にあつておがんでる		柳多留
31	三度笠乗合船の木の子苞	竹丸	柳多留
32	三度笠村一ばんの書てなり		柳多留
33	三度笠目あてにふらりふらり行き	口喜	柳多留
34	三度ねらつて鎌先で寄歩取	蓬萊、五游	柳多留
35	三度飛脚に去り状が着く		武玉川
36	三度飛脚は馬上にて舟をこぎ	高麗	柳多留
37	宿次の状を天拝山で持ち	叶	柳多留
38	十七屋とてんはいかにわたるまし		柳多留
39	十七屋日本の内はあいといふ		柳多留
40	十七屋もめん合羽へ馬を入し		柳多留
41	十七屋いつぱしの鳥の気で歩き		入江
42	十七屋立横に寝る人斗		武玉川、江戸砂子
43	十七屋一町遠く富士を見せ		江戸砂子
44	十七屋ほど見さん配るなり		江戸砂子
45	十七屋まめかまめかをつんで置き		露丸評万句合(宝暦年間)
46	師走の飛脚長い脇差		武玉川
47	ずつしりと寝返りをする金飛脚		入江
48	外がはま蘇武が飛脚が風呂を立て	麴丸	柳多留
49	蘇武が飛脚を由利雅が飛脚取	佃	柳多留
50	鷹と鴈和漢飛脚を相勤メ	清屎	柳多留
51	旅と思わず飛脚出て行く		武玉川
52	知章程三度飛脚は馬で漕	佃	柳多留
53	独身の飛脚店賃只取られ	メ丸	柳多留
54	寅の日をあらんで飛脚髯を取	兎禿	柳多留
55	投ケ込んだ廻状棒で一ト受け	慶秀	柳多留
56	鉢巻で飛脚の戻るはやり風		入江

No.	作品	作者	出典
57	早飛脚品川までは帯をしめ		入江
58	早飛脚十五夜お月見てかける		入江
59	早飛脚日限りの違ふ川支へ	管子	柳多留
60	はやり風十七屋からひきはじめ		柳多留
61	飛脚じゃアござりませんと櫛屋云ひ		江戸名物
62	飛脚の子とつさんだのに人見知り	花雪	柳多留
63	飛脚の銭入早道に限るなり	竹成	柳多留
64	飛脚の長尿一里余もたれおくれ	佃	柳多留
65	飛脚に逢えと起すみどり子		武玉川
66	飛脚の息のかかる明星		武玉川
67	飛脚の顔をあおぐ女房		武玉川
68	飛脚の口のうる戒名		武玉川
69	飛脚まで軽い意見を口移し		武玉川
70	日限りの三度早馬で船をこぎ	紫	柳多留
71	文使い嘘もまことも一つかみ		川柳大辞典
72	文屋文屋アといふ程持つて出る		川柳大辞典
73	文屋どんもうござんたと女房いひ		川柳大辞典
74	ばたもちを飛脚へ出して物語		柳多留
75	松の木へしばられて居る金飛脚		柳多留
76	明州へ月の飛脚の三笠山	叶	柳多留
77	目の前で盛つて飛脚へ膳を出し		川柳大辞典
78	夕立は十七屋から京へ知れ		江戸砂子
79	百合若と蘇武の飛脚ハ羽根で行	蛙柳	柳多留
80	吉原へてんねき配る十七屋		江戸砂子
81	和の飛脚漢の飛脚と組で落ち	麴丸	柳多留
82	龍宮の飛脚に走る飛ヒの魚	巴菊	柳多留
83	扱ふしぎ足の遅いを飛脚蠟		新編柳樽(弘化二年)

注) 「柳多留」は岡田甫校訂『誹風柳多留』全十二巻(三省堂、一九九九年)、「江戸砂子」は今井卯木『川柳江戸砂子』(西濃印刷会社岐阜出版部、一九一二年)「入江」は入江勇『飛脚屋・駕籠かき・船頭など』(『国文学 解釈と教材の研究』九、一九六四年)、「江戸名物」は西原柳雨『川柳江戸名物』(春陽堂、一九二六年)、川柳大辞典は大曲駒村編『川柳大辞典』上下巻(高橋書店、一九六二年)、「武玉川」は山澤英雄校訂『武玉川』全四巻(岩波書店、一九八四、八五年)

表3 飛脚を題材とした狂歌作品

No.	作品	作者	出典
1	水かへる佐渡の嶋やの穴蔵はかはせ包みの金も出けり	雪屋	狂歌江都名所図会初篇
2	おこたりし嶋や飛脚の届け先しりをほるのも三年限り	松代 藤少々波樹	狂歌江都名所図会初篇
3	こくちには縄も千鳥にかよはせて淡路嶋やのなみの送り荷	スンプ 松経舎	狂歌江都名所図会初篇
4	のほせ荷の改め判もおし小路京やか出す請とり手形	松の門鶴子	狂歌江都名所図会初篇
5	松坂の嶋やてふ名の飛脚やにいせより来たる状も配りつ	玉川亭改 呉竜軒愛成	狂歌江都名所図会初篇
6	室町に御所の名ありて送り文ゆきとゝきたる京やふさはし	滝のや清麻呂	狂歌江都名所図会初篇
7	呉服店仕立飛脚のあつらへも布の嶋やそのひちゝみなき	花屋	狂歌江都名所図会初篇
8	股引の目くら嶋やの定飛脚またにかけてそありくうまや路	厚丸	狂歌江都名所図会初篇
9	すけ笠の月に三度の京やからいそぎ飛脚も出る十日限り	海のや広志	狂歌江都名所図会初篇
10	京やより出る飛脚もいそくほとあしも多かるあしにまかせん	三輪園甘喜	狂歌江都名所図会初篇
11	文字文字とせすて飛脚のはしり書京やより出る赤紙の状	伶月舎	狂歌江都名所図会初篇
12	急便りのほる京やの飛脚にも走り出してたのむ封状	春のや	狂歌江都名所図会初篇
13	短冊の荷札をつけて京やから七日かきりの花の都路	語吉窓喜樽	狂歌江都名所図会初篇
14	碁盤目の京やは四九の先手後手打て違ひにたつ定飛脚	楽月庵町住	狂歌江都名所図会初篇
15	都へとのほる京やの定飛脚しひれをきらす雪の朝立	道草	狂歌江都名所図会初篇
16	あちこちへあしをはかりにかけまはる人も目方てつかふ飛脚屋	門並	江戸名物百題狂歌集
17	早状の印にもみちの色みせて時雨ふる日もめくるひきやくや	和多守	江戸名物百題狂歌集
18	川留に飛脚はあふてその状の月日さへみぬさみたれの空	千秋	江戸名物百題狂歌集
19	むらさきのゆかりの花の江戸へくもてにものを配る飛脚屋	下仁田 春駒	江戸名物百題狂歌集
20	雁皮紙に書しもあらんふみをもて霞か関を過るひきやく屋	下仁田 待人	江戸名物百題狂歌集
21	かへる雁空に見なして北国の吉原へしもいそく飛脚屋	岩戸 山高	江戸名物百題狂歌集
22	亀戸なる藤の便りもむらさきの江戸の飛脚へたのみこそすれ	裸虫	江戸名物百題狂歌集
23	蓬萊の島屋かもとに鶴ならていたゝき赤き早状も見ゆ	仙フ 唐丸	江戸名物百題狂歌集
24	時つけの飛脚より猶はや手風吹こして行あしからの関	峰桜雪兼	狂歌杓子栗

注) 出典はいずれも江戸狂歌本選集刊行会『江戸狂歌本選集』12巻(東京堂出版、2002年)、同13巻(2004年)に所収

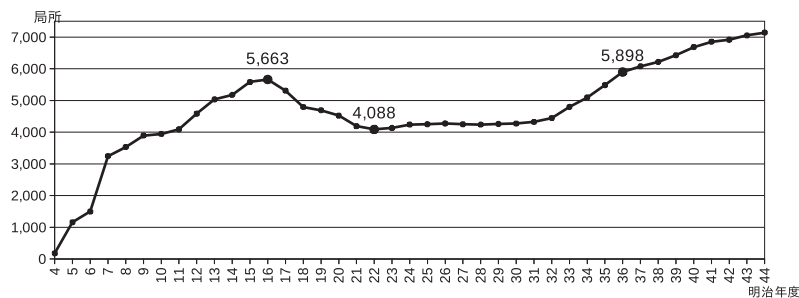
論文

明治期における和歌山県の郵便局ネットワークの伸展

小原 宏

1 はじめに

明治期における全国の郵便局数⁽¹⁾の推移をみると、明治4年度（1871）の郵便事業の創業から増加し、16年度に一旦ピークを迎え、22年度の谷底から約10年間ほぼ横ばいの後、順次増加して明治末を迎えた（図1参照）。この変動のうち、16年度と22年度の間およびそこから16年度の水準を回復した36年度の間の方の変動幅（増減数の絶対値）の合計について都道府県別に確認すると、その最大は長野県で217局、最小は和歌山県で14局であった。このうち本稿においては変動幅の小さかった和歌山県の郵便局ネットワークの伸展について検討する⁽²⁾。



出所：『郵政百年史』第30巻「第1表」より作成。

図1 郵便局数の推移 (明治4年度～44年度)

2 明治前期における和歌山県の行政区画の変遷

検討にあたり、まず明治前期における和歌山県の行政区画の変遷をみておく。

和歌山県史編さん委員会（1976）によれば、明治維新後の和歌山藩においては、藩政改革時の明治2年（1869）に旧来の大年寄・大庄屋を改めて市長・郷長を置いたが、4年4月の戸籍法（明治4年勅令第170号、太政類典第一編）の公布に伴い同年6月に「戸籍編成法ニ付其心得方」を各出庁に通達し、それらの市長・郷長を戸長に、町役人・庄屋を副戸長に任命して、従来の事務に戸籍事務を兼ねさせたとしており、この時点では郷長等の仕組みは存続していた。また、合併前の田辺県においては同年8月に県下を14区に、同じく新宮県においては同年10月に17区に分け、それぞれ戸長及び副戸長を置いた。翌5年には太政官布告（明治5年4月、庄屋等をすべて廃止して戸長・副戸長とし、従来の戸籍事務に加えて土地・人民に関する行政事務を取り扱うよう命じた）を受けて、和歌山県においては同月に市長・郷長・町役人等を廃止

1 特に明記しない場合は郵便役所、郵便取扱所、分局、支局、郵便電信局、郵便受取所および郵便電信受取所を含む。以下同じ。
 2 同時期の長野県の郵便局ネットワークの伸展については小原（2017）を参照されたい。

した上、改めて市長・郷長を戸長に、士族卒肝煎を副戸長に、肝煎を村代とするとともに、県内を51区に区分し、各1区に戸長1名、1町村または数町村に1名の副戸長を置き、各区に1か所の区役所を設けた。同年5月には新宮県の事務引継ぎが完了したのを契機に大区は郡を、小区はほぼ藩政時代の行政区域であった組を単位とする大小区画の制を設け、県下を7大区・61小区に再編した。この大・小区制は、太政官による11年7月の「郡区町村編制法」の布告を受けて12年1月20日に廃止され、新しい郡区（和歌山区、名草・海部郡、那賀郡、伊都郡、有田郡、日高郡、西牟婁郡および東牟婁郡）の分画、郡役所の位置および郡区に所属する町村名を通達した。さらに、同月30日、郡区内の町村編成が示され、町村を管轄する戸長（戸長役場）が置かれた。その後22年に至り、和歌山県においてもいわゆる明治の大合併が行われた。

3 和歌山県における明治期の郵便局数の増減

3.1 郵便の取扱開始前後の状況

明治より前の和歌山藩（紀州藩）においては、公用書状等の継送のため伝馬所、七里役所が設置され、浦継押送りも行われた。和歌山県史編さん委員会（1990）によれば同藩の「公用書状は和歌山から有田・日高・熊野へは毎月4回、熊野より和歌山へも同じく四回発送された。有田・日高より和歌山への公用状は、熊野より伝馬継ぎに託し、勢州より和歌山への公用状も江戸からの飛脚を待ち、これに託した。また伊都・那賀への公用状も江戸飛脚に託すが、急を要するときは伝馬所継ぎによった。」という仕組みであった。

このような背景を持つ和歌山県であったが、新式郵便制度が開始された明治4年3月1日（新暦1871年4月20日）の段階では大阪より西および南については飛脚問屋（堺屋喜十郎、万屋喜兵衛および大和屋庄兵衛の3者）に委託して郵便物の配送が行われたことから、このうちの「南」に該当する和歌山県においても郵便局は設置されなかった⁽³⁾。その後、『府県資料』によれば、駅通局の所属する大蔵省からの全国官道郵便開設の令を受けて、同県庁の出納課に郵便掛2名⁽⁴⁾を置き、また、市中商估4名（岩崎富兵衛、榎本藤吉、滝野次兵衛および島本久兵衛）に命じて郵便御用掛として専ら郵便事務を行わせ、まず同年12月20日に和歌山本町二丁目に郵便取扱所（郵便局の前身）を設置して⁽⁵⁾大阪街道の郵便を開通させた。さらに、掛員を派遣して駅継路程等を巡視させ、5年2月に伊勢および熊野街道沿いの村に郵便取扱所を設置することとし、伊勢街道に岩出、粉川、名手および橋本郵便取扱所を開設するとともに、熊野街道に名高、宮原、湯浅、小松原、印南および田辺郵便取扱所を設置した。田辺より先は熊野街道が大辺地街道および中辺地街道に分岐するが、そのうち大辺地街道沿いには富田、周参見、和深、古坐、太地、天満および新宮に、中辺地街道沿いには栗栖川、近露および本宮に郵便取扱所を設置した。これにより、明治4年の郵便創業からあまり時を経ずに同県下への20の郵便取扱所（郵便局）の設置がなされた⁽⁶⁾。

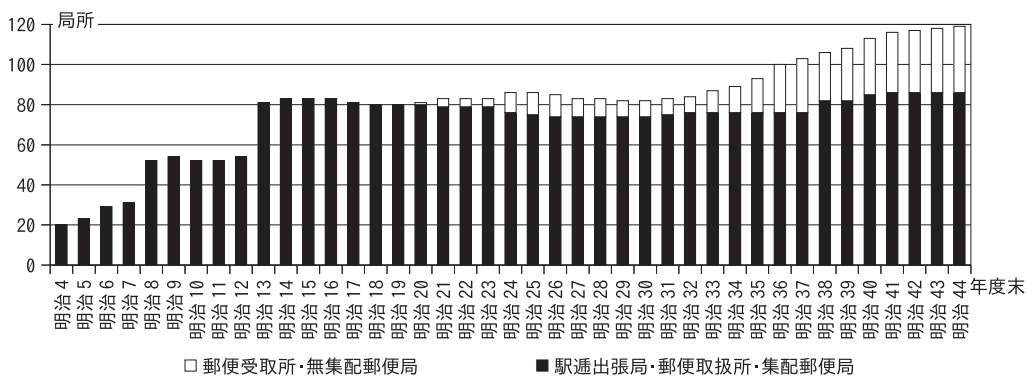
3 『郵政百年史』73-75ページ。

4 いずれも旧和歌山県吏生を充てた。そのうちの1人である栗本半三郎は後に和歌山郵便局長（郵便取扱役）を務めた。

5 国立公文書館「『府県資料』和歌山県史案第一編一郵便」によれば、この取扱所の設置に当たっては「和歌山商会社員木丸徳藏等ヲシテ仮ニ取扱人ノ事ヲ行ハシメ」たとしているが、その理由は「当時郵便創置人民未タ其利便如何ヲ目撃セサルニヨリ皆其取扱人ニ当ルヲ嫌フノ情アルヲ以テ姑ク之ヲ会社ニ托シ社員ヲシテ交ル之ヲ取扱ハシメタリト云」とのことであり、その後「尋テ旧和歌山県吏生郵便掛栗本半三郎ヲ以テ之ニ代フ」となった。

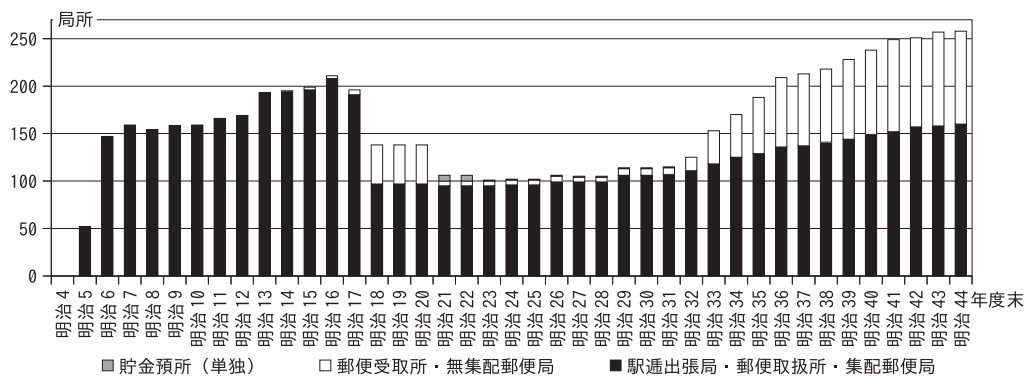
3.2 その後の特異年次の状況

その後、明治8年度（1875）に21局および13年度に27局の増加、その後若干の増減を経て32年度以降は明治末まで増加を続けた（32年度から44年度の間の増加は34局）。これを集配と無集配の別にみると、19年度まではすべて集配郵便局であったが、20年度に無集配郵便局が1局設置され、21年度には6局に増加して以降、その増減が郵便局数全体の増減に大きく影響を与えた。より詳細にみると、集配郵便局については14年度から16年度の83局をピークとして若干の減少に転じ、24年度に3局の減少があったほかは37年度までほぼ横ばいが続き、38年度に6局、40年度に3局の増加があって16年度の水準を回復し、その後は翌年1局増加したものの明治末まで横ばいであった。無集配郵便局については21年度の増加の後、24年度に6局の増加があり、その後若干の増減を経て33年度の11局から44年度の34局まで順次増加した。これらの推移を長野県と比べると、和歌山県においては13年度に一段の増加が認められるとともに、18年度および21年度の大きな減少が認められなかった（図2～図4参照）。



出所：『全国郵便局沿革録』、『新版・明治郵便局名録』および和歌山県達より作成。

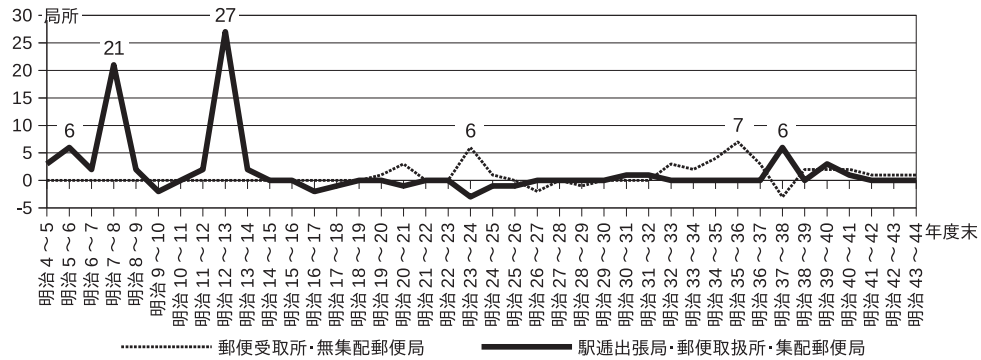
図2 明治期における和歌山県の郵便局数の推移



出所：『長野県通信沿革誌』より作成。

図3 明治期における長野県の郵便局数の推移

- 明治期の郵便局の設置については、明治13年まで郵便規則、17年まで駅通局（寮）達書、19年まで駅通局報、その後の通信公報等に設置時期、設置村等の情報掲載があるが、初期には年度等一定期間をまとめて公表している。また、和歌山県のそれについては「郵便局原簿（大阪）」・「特定郵便局原簿（和歌山）」や大阪郵政局編（1971）があるが、前者については明治前期の情報焼失に伴う後年の再収集情報が混入している可能性があり、後者については郵便規則等により不明のものについて作成時に郵便局から寄せられた報告を採用しており、設置月日については確定的な判断を保留する必要がある。



出所：『全国郵便局沿革録』、『新版・明治郵便局名録』および和歌山県達より作成。

図4 明治期における和歌山県の郵便局数の増減

4 和歌山県の特異年次における郵便局の増減

4.1 明治8年度における郵便局の増加

明治8年度（1875）の和歌山県においては21局の集配郵便局が設置されたが、それを郡別にみると、名草郡2局、海部郡3局、那賀郡1局、有田郡4局、日高郡7局、西牟婁郡4局となっていた。このうち、比較的多くの郵便局が設置された有田郡についてみると、有田市誌編集委員会（1974）によれば、有田地方では郵便事業の開始にあたり、5年7月1日に湯浅と宮原の2か所に郵便取扱所を設置することとなり、そのうちの宮原郵便取扱所は宮原新町の三木弥兵衛宅に開設し、受持区域は現在（市誌執筆当時）の湯浅町・広川町を除き初島町を含めて全有田地域64か村に及んでおり、7年4月1日に「金屋局開局によって、有田奥地の25村を受持から減じ」、さらに「8年12月1日、箕島局の開局により9ヶ村を受持から減じ」た。この地域において次に郵便局が新設されたのは大正8年（1919）の保田郵便局の開局となっており、明



出所：郵政博物館資料センター所蔵『郵便線路縮図』（明治五年一月頃）、『郵便線路縮図』（明治八年一月頃および同九年一月刊行）より作成。郵便線路は『郵便線路縮図』（明治八年一月頃）による。

図5 和歌山県の郵便局ネットワークの伸展（明治4年度～8年度）

治期におけるこの地域の郵便局の増減は明治8年の箕島郵便局の設置が最後であった。また、これらの記述から、7年の金屋郵便局の設置は宮原郵便局からは遠方の地域に受持村数の約4割を分割して設置したものであったのに対して8年の箕島郵便局はより近隣の地域に当初の受持村数の約1割を分割して設置したものであった。これらの郵便局の位置をみると、金屋郵便局は宮原郵便局の西側遠方に、箕島郵便局は東側近傍にあり、数年の間にこの地域における郵便局が点から線に発展したことが分かる。次に、日高郡における同時期の状況についてみると、続日高郡誌編集委員会（1975）によれば、日高郡では郵便事業の開始にあたり、5年2月1日に印南郵便取扱所（印南浦）が設置されたのをはじめとして同月10日に小松原（御坊村）、同年7月に南部（南道村）および6年12月に龍神（龍神村）の計4局が開局し、8年12月の由良（里村）、上山路（上山路村）、印南原（稲原村）および船津（船津村）の計4局の開局へと続いた⁷⁾。

和歌山県に郵便取扱所が開局した明治4年度から8年度までの同県全域の郵便局ネットワークの伸展状況をみると図5のとおりである。4年度（◎印）の郵便局ネットワークをみると、上記3.1で述べたとおりまずは旧街道沿いの主な旧宿駅に郵便局が設置されておおまかに県の全域を網羅した。それ以降8年度までにそれらの拠点の先やそれ以外の道沿いに郵便局（★印）が設置されてネットワークが延伸した。

4.2 明治13年度の増加

和歌山県においては明治12年（1879）1月に大区・小区制から郡区町村制に移行されたが、それに伴って同県から郡区役所に対し郵便局ネットワークの見直しのため以下の達が発出された。

丙第二百二十二号

郡区役所

今般郡区制定ニ付テハ郵便往復ノ規程従前ノ儘ニテハ不便利ノ場所モ可有之ニ付實際ノ便否ヲ酌量シ改正ノ法案ヲ立テ駅通局へ協議ニ可及筈因テハ将来線路ノ興廢ヲ始メ郵便局位置轉換等便利ノ見込有之候ハ、其近傍村落ノ戸数及道路ノ難易里程等詳細調査シ略図相添来ル三月中ヲ限り可申出此旨相達候事

明治十二年二月廿五日

和歌山県令神山郡廉

この達は、郡区の制定に伴い、より便利となる郵便線路や郵便局位置の情報を地元の郡区から得た上で県が案を作成して駅通局に協議するとしており、この時期の実質的な郵便局ネットワークの調整立案を同県が担っていたことが分かるとともに、このような機能を持った同県から地元の状況を把握可能な郡区役所に対して、より便利となるところについては約1か月の間に近傍村落の戸数、道路の難易、距離等を調べて略図を添えて提出するよう、具体的な情報の提出要請がなされていたことが分かる。

この3か月後、箕島郵便局資料（明治9年から16年「令達書類綴」）に収録された同県から各郵便局あての文書によれば、郵便事務の監督のために県の官吏を派遣して実際に地元で日々郵便業務を担っている郵便局長の側からも郵便線路の改廃についての利便の見込み等を把握し

7 この執筆を担当した小谷六三は地元の元郵便局長（南部郵便局長）であった。この記述の前に特に「何しろ、土地の名士の中から、適当な取扱役（局長）を選定して、事務所を無償で提供させ、郵便取扱所を開かせたのだから、人選や開所の手続きに手間どったところもあったろう。御坊が印南より9日おくれ、田辺が二か月、南部が五か月も遅れて開所した。」と記している。また、これに続けて「山奥の龍神が案外早く、明治六年に開所したのは、温泉があったからであろう」と遠地への早期設置の理由を推測している。ただし、龍神の明治6年の開所は確認できず、また、8年度までに開局した郵便局が欠落している可能性がある。

ていた。

(記番号なし) 和歌山県下各郵便局
郵便事務為監督今般当県官吏各局エ派遣セシメ候条予メ左記ノ条項取調へ置可申此旨相達
候事

明治十二年五月六日

和歌山県令神山郡廉

- 一 郵便物配達場市内外ノ区界
- 一 各受持場ノ町村名
- 一 隣局エノ里程
- 一 郵便線路開廢便利ノ見込

また、同綴から、その直後の同年6月に日高郡役所の設置に伴い郵便線路の変更および郵便局の移転の例が確認できる。

(記番号なし) 当県下日高郡小松原郵便局を除く外各郵便局取扱役
当県下日高郡役所ヲ先般同郡御坊村へ設置候付テハ郵便線路ヲ変換シ来ル七月十六日同郡
小松原郵便局ヲ御坊村へ移転シ局名ヲ御坊ト改称シ従前ノ取扱役久保田徳右衛門ヲ以該事
務ニ従事為致候条此旨為心得相達候事

明治十二年六月廿日

和歌山県令神山郡廉

ただし、この件は郵便取扱役の変更を伴わない郵便局の移転であって、その後起きた大規模な郵便局の増加の事例とは認められない。

次に、この後の同県下の郵便に関する動きをみると、13年5月に飛行郵便物の取扱いにかかる脚夫賃および自局に到着した郵便物の市内外への配達期限にかかる改正が行われることとなり、同年4月にそれらを周知するため、同県下における郵便線路別の局名等⁸⁾および郵便局毎の距離別受持町村名⁹⁾等を含む同県から郡区役所等あての達が発せられた。

丙第九十四号

郡区役所

戸長役場

当県下郵便往復法ヲ始郵便物配達期限同市内外区画等今般駅通総官ノ認可を経テ別冊ノ通
改正シ本年五月十六日ヨリ施行候条為心得此旨相達候事

明治十三年四月十日

和歌山県令神山郡廉

(明治十三年 和歌山県下郵便一覧表 (略))

例 則

- 一 飛行賃ハ線路ノ難易ニヨリ差等ヲ立ツ其平坦ナルハ一里五錢峻阪ナルハ六錢ヲ給ス且帰路郵便物持戻ノ脚夫ハ本額ノ三割ヲ増給ス
- 一 飛行賃夜増ハ午后六時ヨリ午前六時迄ノ間ヲ限トシ本額賃金ノ五割を増給シ且線路極メ

8 この表には局名のほか、里程、道路の峻坦、飛行速度（一時間当たりの移動距離）、継立交換局等の別、その取扱時間（所要時分）、発着時限、飛行賃、夜増（飛行賃の夜間増額）、配達難易、1か月当たりの配達料請負額および前年度の信書の配達数が掲載されていた。

9 この表には市内、市外1里以内、市外2里以内、市外3里以内および市外3里以上に分けて各局の受持町村名が掲載されていた。

テ峻悪ナル所ハ本額ニ二倍ノ賃ヲ増ス

- 一 配達期限ハ市内ハ着即刻配達シ市外一里以内ハ当日中二里乃至三里以内ハ其翌日限三里以外ハ着日ヨリ三日間ヲ限り配達スルモノトス
(明治十三年四月制定 和歌山県下各駅郵便一覧表 (略))
(郵便局配達物市内外区界編制 (略))

続いて、その実施月である同年5月には、この変更に伴って開廃・変更される郵便局が同県から以下のとおり達せられた。

甲第八拾貳号

今般当県下郵便往復法改正ニヨリ新ニ郵便局ヲ置キ又ハ従前ノ局ヲ廃シ又ハ局名改称スル分左ノ通候条此旨布達候事

明治十三年五月十七日

和歌山県令神山郡廉

(以下、10局の新設局名および設置村名、9局の改称前後の局名ならびに2局の廃止局名および所在村名あり。(詳細略))

さらに、14年2月にも以下のとおり20局の新設があったが、この県達には特段の理由が明示されなかった。

甲第三拾九号

今般当県下左ノ各地ニ郵便局ヲ設置シ本月十六日ヨリ開局候条此旨布達候事

明治十四年二月八日

和歌山県令神山郡廉

(郡別に20局の新設局名および設置村名あり。(詳細略))

しかしながら、この動きに先立って前述のように予め地元から意見を得ていたほか、同年7月1日から以下のとおり同県における地方特別郵便⁽¹⁰⁾の開始があった⁽¹¹⁾⁽¹²⁾ことを勘案すると、

10 この時期、他府県においては小原(2012)で触れた千葉県のように、中央政府(駅通局)と府県が契約を結び、自府県の府県庁と自府県内の郡役所などとの間の公用情報を郵便により送受することとして府県が駅通局に一括前納を行う地方特別郵便制度の導入が始まりつつあった(この制度の仕組み・位置づけについては井上(2011)が詳しい。また、全府県における実施時期については近辻(2010)のリストがあり、和歌山県については明治「16年度以前の実施」の旨の表示がされている。)

例えば千葉県では明治14年達第137号により「管内地方郵便方法書」が県から発せられてこの仕組みが実施に移された。これに伴い、各戸長役場に郵便ポスト(函場)および切手売り下げ所を設けて函場から毎日取集めを行うことが必要となるなど、少なからず郵便局ネットワークの伸展に影響を及ぼしたものと考えられる。また、田原(1999)において滋賀県における事例が詳述されている。

11 この半年後には県官吏等が県内派出先から発送するものもこの取扱いとされた(当県下郵便取扱役あて「郵便税前納ニ付テハ当県官員及郡区吏員当県管内派出先ヨリ發送スル郵便物地方郵便ニ係ルモノハ郵便切手を貼用セス公用ノ二字ヲ朱書シ發郵スベク候条差支ナク運送配達スベシ 明治十四年十二月廿六日 和歌山県令神山郡廉代理和歌山県少書記官水野寅次郎)。また、この取扱いの名称は明治15年12月の駅通局梓規十五第百二十三号達を受けて同県達第五百四十五号(明治16年6月20日)により同年7月1日に県内地方郵便から「約束郵便」に改称された。

12 これに先立つ同年1月24日付の「中外郵便週報」第4号の「駅通局御指令適用」に紀州三尾川局から駅通局への伺い「警視分署又は戸長役場の間に互送する公用書状は地方郵便の例なりや」およびその回答「地方郵便の例に取扱ふべき事」とあり、既に同県において県内地方郵便の仕組みが実施されていたことを想起させる情報があるが、この時期の実施の事実は確認されておらず、事前研究等にかかる情報の可能性が考えられる。



出所：和歌山県達（明治13年甲第82号および14年甲第39号）、郵政博物館資料センター所蔵『郵便線
路図』（明治八年一月頃、明治九年一月刊行および明治12・13年）より作成。郵便線路は同『郵
便線路』明治十五年による。

図6 和歌山県の郵便局ネットワークの伸展（明治8年度～13年度）

この時期の郵便局数の増加については同県の公用便の取扱いをはじめとする当時の地域の需要を反映した郵便局ネットワークの調整の結果であったといえよう。

規甲十四第四〇一一号

和歌山県管内ニ於テ来ル七月一日ヨリ県庁警察本分署監獄本支所郡区役所ヨリ発シタ局管内
ニ往復スル公用書類ハ郵便税ヲ前取候条此郵便物ニ限り公用ノ文字ヲ記載差出分ハ郵便局に
於テ（税済）ノ黒印ヲ捺押シ前段切手ヲ貼付セス直ニ逋送配達トモ可取計此旨相達候事
但税済ノ印一顆下ケ渡ス事

十四年六月廿六日

前島駅通総官

なお、8年度末から13年度末までの同県下における郵便局ネットワークの伸展状況をみると
図6のとおりであり、若干の統廃合（○印）があったものの、明治13年5月（★印）および14
年2月（■印）ならびにそれ以外の郵便局の新設（◆印）が進み、既設（◎印）の郵便局ネッ
トワークからの一段の延伸が認められる。

4.3 明治24年度の増減

明治22年度（1889）は明治の大合併の年であり和歌山県においても多くの村の合併があった
が、同県における郵便局の増減は図4のとおり小幅なものであった。その後、24年度により大
きな増減があったが、その内容をみると、集配郵便局から郵便受取所への転換が4局（三葛（名
草郡）、園部（名草郡）、麻生津（那賀郡）および藤井（日高郡）、集配郵便局の廃止1局、同
設置2局および郵便受取所の新設2か所であった。

この時期、前出の箕島郵便局資料によれば、県に代わって中間管理事務を担っていた和歌山

郵便電信局⁽¹³⁾から明治22年12月6日付けで和郵甲第724号（照会）が箕島郵便局あてに発出され、箕島郵便局の担当する地域の調整の要否を問われた。これに対して箕島郵便局においては同月20日付けで「当局郵便区画之義ハ従前ノ通ニシテ此際異動致サザル方便利ト被存候付此段及御回答候也」として、問われた担当区域の調整等についてはこれまで通りとして変更しないほうが便利である旨を和歌山郵便電信局に回答した。このような照会は、個別の郵便局のみに実施されたとは考え難いことから、おそらく同県内において広く実施され、少なくとも24年度の少し前においてはこのような郵便局からの情報が和歌山郵便電信局に集約されて、県内の郵便局ネットワークの調整の検討に着手していた可能性があり、そのような検討を経た結果が24年度に具体的な形となって現れたものとする。

和歌山県においては、この22年の照会から23年度までの間において年度末の郵便局数の減少が認められず、24年度には郵便局数が減少したものの郵便受取所（無集配郵便局（■印））の増加等により局・所数の合計は増加したことから、この時期に照会を受けた郵便局においては自局が不要または隣局へ統合されるほうが便利であると答えた郵便局はなく、窓口機能の増置が必要との意見が提出されたことが推測され、県内を統括する中間管理機関としての和歌山郵便電信局においてもそのような判断がなされたのではなかろうか。

なお、13年度から24年度までの同県内における郵便局ネットワークの伸展は図7のとおりであり、同図右下の「○印」の小匠のように若干の統廃合はあったものの、集配郵便局の設置（★印）が更に進み、また、同図左上部の和歌山郵便局の近隣に複数の無集配郵便局（■印）も設置されて、同県の郵便局ネットワークの網の目は細かくなった。



出所：郵政博物館資料センター所蔵「郵便線路図」（明治12・13年および同24年）より作成。郵便線路は同24年による。

図7 和歌山県の郵便局ネットワークの伸展（明治13年度～24年度）

13 中央政府と郵便局との中間管理機関については、明治16年にそれまでの府県から駅通出張局となり、さらにこの時期は各府県に設置されてる1等郵便（電信）局が担っていた。



出所：郵政博物館資料センター所蔵「郵便線路図」(明治24年および同36年)より作成。郵便線路は同36年による。

図8 和歌山県の郵便局ネットワークの伸展(明治24年度~36年度)

4.4 明治36年度の増加

明治36年度(1903)においては、無集配郵便局7局の増加があったが、これは、前年度(35年度)の3局増および翌年度(37年度)の3局増と合わせて相当大幅な増加であった。

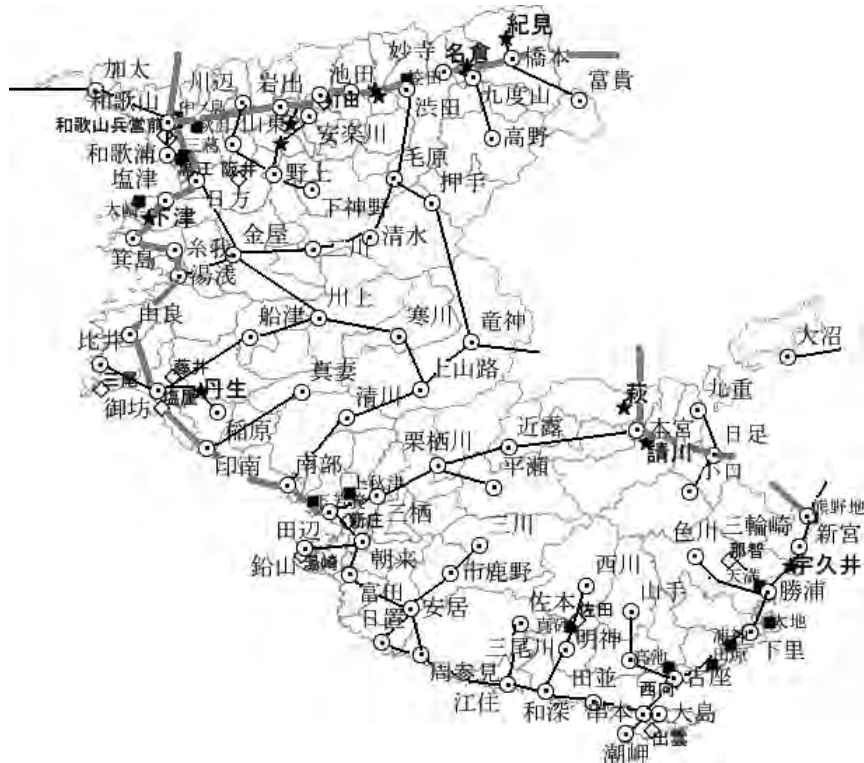
なお、24年度から36年度までの郵便局ネットワークの伸展をみると図8のとおりであり、郵便局の設置が一層進むとともに例えば同図中央の上山路郵便局から栗栖川郵便局につながる線のように上下(南北)に伸びる郵便線路が認められるなど、郵便輸送網としてみた場合にも以前と比べてネットワークが密になったことが認められる。

4.5 明治36年度より後の増加

明治38年度(1905)においては集配郵便局6局および無集配郵便局2局の増加があったが、さらにみると、集配郵便局の増加についてはすべて郵便受取所からの転換であり、無集配郵便局については新設4局および廃止2局の結果であった。集配郵便局の新設については具体的には、名手(那賀郡)、井ノ口(那賀郡)、丸栖(那賀郡)、名倉(伊都郡)、萩(東牟婁郡)および請川(東牟婁郡)であり、那賀郡における転換が半数であった。この時期の郵便局の窓口は、取扱いサービスの需要が大きければ無集配郵便局であっても取扱範囲に加えることが可能なものが多くあったことから、例えば為替等を内容とする速達郵便物のような郵便局に到着後直ぐに配達や交付が望まれる郵便物や、差出しから受取人に届くまでの日限が少しでも短くなることが求められるようなものの差出し、大量の郵便物や重量の重い郵便物⁽¹⁴⁾の需要が推測される。

なお、36年度から44年度までの郵便局ネットワークの伸展をみると図9のとおりであり、都

14 当時の小包郵便物の重量上限は1貫500匁(約5.6kg)であった。



出所：郵政博物館資料センター所蔵『郵便線路図』（明治36年および同44年）より作成。郵便線路は同44年による。

図9 和歌山県の郵便局ネットワークの伸展（明治36年度～44年度）

市を中心に無集配郵便局（■印）が多く認められるようになるとともに、新たに集配を開始した郵便局（★印（地域内における移転改称を含む。））もあり窓口拠点としての郵便局ネットワークは一層の充実が図られた。

一方、郵便線路（輸送ルート）は整理されて地図上方（北側）の和歌山—橋本間の鉄道沿線や図左方・下方（西側・南側）の旧街道沿いのルート等は引き続き健在であるものの図中央部等において従前細かく張りめぐらされていた山越えのルート等については整理されて図8に示した時期より簡素化された。これは、郵便の輸送の面からみると、多くの継送ルートを使って近くの郵便局にこまめに運ぶ方式から利便性の高いルートに集約して輸送する方式に移行したということである。道路や橋梁の整備が進み、拠点間の輸送がより容易になることでそれ以外のルートを使うよりも到達速度や人的・経済的に優位な取扱いが可能となったことがうかがえる。

5 長野県との比較

以上みてきたとおり、和歌山県の郵便局ネットワークは県内の主要街道の拠点への郵便局の設置を皮切りに、集配郵便局の設置、郵便線路の細密化、窓口機能としての無集配郵便局（郵便受取所）の設置を進め、窓口拠点網としてはより細かいものへと伸展しつつ、輸送網としては網の目の細密化から効率的・効果的なルートへの集約がなされていった。このような郵便ネットワークの伸展は大きく見ると小原（2017）において述べた長野県の事例と概ね合致している。ただし、より詳細にみると、和歌山県の特徴は明治18年度（1885）以降20年代前半にかけての大きな減少が認められないことである。小原（2017）においては道府県を対象とした計量分析の結果として明治前期においては人口や面積のほか郵便物数に応じた郵便局の設置を行っていたことをうかがわせる旨を指摘した。そこで、その点を踏まえた効率的な調整の結果が現れる

と考えられる郵便局当たりの郵便線路の長さ、および郵便物数⁽¹⁵⁾について確認してみる。具体的には、明治前期において和歌山県および長野県の両県の郵便局数がピークとなった16年度および底を打った時期の中から和歌山県の底を打った24年度について比較することとし、両県の値を全国の値と比較してみると表1および表2のとおりであった。

1局当たりの郵便物数については、16年度においては全国と比べて和歌山県は同程度、長野県は半数程度であった。24年度においては和歌山県は6割弱、長野県は9割程度となっていた。

また、1局当たりの郵便線路実里数については、16年度においては全国と比べて和歌山県は0.3里長く、長野県のそれは0.3里短かった。24年度においては、和歌山県のそれは0.3里短く、長野県のそれは0.7里長かった。16年度および24年度とも全国に比べてどちらかの県のみが長いまたは短いということにはなかったが、これらの中では24年度の長野県の乖離幅が大きかった。

これらからみると、郵便局数がピークとなった16年度に長野県においては郵便需要に対して郵便局が多めに設置されていたことからそれを是正し、和歌山県においては全国平均程度であり先に述べたように地域の実情把握は行ったものの統廃合には至らなかったのではなかろうか。また、24年度に和歌山県の1局当たりの引受郵便物数は全国平均と比べてかなり低かったものの16年度の自県のそれと比べると1.8倍となっていたことから郵便局の減少にまでは至らず、長野県のそれは5.5倍となったとはいえ全国平均を下回る状況であって積極的に増局するには至らなかったのではなかろうか。なお、1局当たりの郵便線路実里数において長野県が全国平均に比べて正に0.7ポイントも乖離したのは、このようなことの結果が現れたものと考ええる。

表1 郵便局当たりの引受郵便物数

	明治16年度			明治24年度		
	局数	引受郵便物数	物数/局数	局数	引受郵便物数	物数/局数
和歌山県	84	1,530,525	18,221	85	2,711,862	31,904
長野県	212	1,947,672	9,187	99	5,033,207	50,840
全国	5,684	107,452,891	18,904	4,236	238,679,882	56,346

出所：『日本帝国統計年鑑第4回』および『日本帝国統計年鑑第12回』より作成。表2も同じ。

表2 郵便局当たりの郵便線路実里数

	明治16年度			明治24年度		
	局数	実里数(里)	実里数/局数	局数	実里数(里)	実里数/局数
和歌山県	84	229.33	2.73	85	232.45	2.73
長野県	212	452.08	2.13	99	373.42	3.77
全国	5,684	13,794.31	2.43	4,236	13,007.28	3.07

備考：明治24年度の郵便線路実里数は「普通道路」および「鉄道」の合計。

さらにこれらの背景となる両県の明治初期からの産業や経済の状況がどのようなものであったのかをみる。まず、明治初期についてみると、和歌山県史編さん委員会(1989)の「第三節 産業経済概観」には明治初年における同県の産業の状況として古島(1978)の分類による「明治七年 府県物産表」に基づく同県の生産物価額の種別構成が掲げられている。この「明治七

15 郵便物数については引受物数と配達物数があり、明治時代の計数については府県別にみても時系列でみても同様の傾向を示す。このうち前者については地域の発信力に直結しており後者に比べて地域経済をよりの確に表現すると考える。一方、後者については郵便の取扱の費用の相当部分を配達に費やしていると考えられることから、郵便ネットワークや個別郵便局の費用分析の際に前者か後者の一方を選択する必要がある場合は後者がより適していると考ええる。以上を勘案し、ここでは小原(2017)と同じく引受郵便物数を選択した。

年 府県物産表」については山口（1963）において「統計知識の充分でなかった頃のことであるから、数量単位は必ずしも一致せず、又統計数字そのものにも多少の誤りがあるようであるが、達観的考察するには差支えない」とされており、また、「明治七年の調査であるので、分析の結果を以て或程度幕末の状態を推定することが可能であるし、又その後の状態の出発点となすこともできる。」と述べられている。そこで、和歌山県史編さん委員会（1989）の第39表に示された産業別構成およびその分類に合わせて和歌山県、長野県および全国の計数を示すと、表3のとおりである⁽¹⁶⁾。和歌山県については全国と比べて米麦穀類の構成割合が高く（特に米が同県の48.2%、麦のそれが14.1%）加工原料作物、飲食物加工、農産物加工といった加工に関するものの割合が低い（その後発展することとなる綿製品のこの時期の生産のうち加工原料作物としての綿は2.2%、農産物加工の織物を包含する雑貨手芸品の縫織物は2.5%）。一方長野県においては全国と比べて農産物加工の割合が高いがこの主因は生糸（筑摩県において同県の7.8%、長野県のそれは6.4%）であった。このように、明治初期においては全国と比べて和歌山県は農産物の割合が高く長野県は工産物の割合が高かった。

その後の状況について高嶋（1985）は、藩政時代に既に殖産興業の動きがあった和歌山県においては10年頃には「県下著名地物産其他景況」の記述に粉河・橋本地方での木綿織が外国品の流入で衰退しつつあることも記載されているとした上で11年頃には政府の勸業資金を受けた和歌山市内の綿フランネル工場（和歌山織工所、織工350人、年間生産額4万円）が存在し、16年には工場数も増して職工も2,500人に拡大し、同年以後に国産機械紡績糸が順調に供給されはじめ同県内の綿フランネル生産も急激に広まり、18年には生産業者が紀北の和歌山区37、名草・海部郡4、那賀郡12、伊都郡7および紀南の日高郡1となって年間製造高の合計は14万円に達したとしている。さらにその後の状況について山口編（1974）をみると、「農商務統計表」に基づく序章第6表「綿織物主要算出府県生産額」の和歌山県は19年の64万円から44年の1,038万円まで生産額を拡大し、この間は全府県の上位6位以内、特に25年以降はほぼ2位または3位を継続した。また、これらのうち明治前期においては紀伊北部の綿フランネルが主たる生産

表3 和歌山県および長野県における産業別の状況

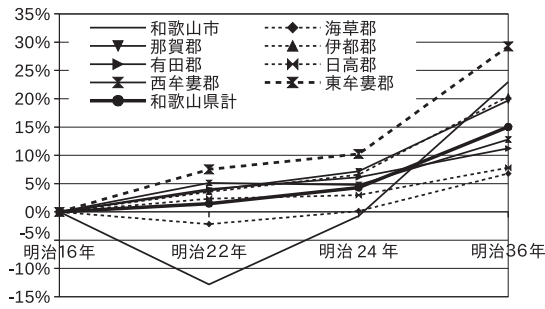
	和歌山県	(円)	(%)	長野県	(円)	(%)	全国	(円)	(%)
米麦穀類	3,225,308		65.6	5,967,484		47.9	168,349,602		47.5
蔬菜果実	210,272		4.3	326,283		2.6	11,788,757		3.3
加工原料作物	289,983		5.9	1,349,367		10.8	31,743,558		9.0
畜産	73,721		1.5	85,985		0.7	8,783,753		2.5
林産	178,416		3.6	658,463		5.3	15,284,326		4.3
水産物	72,258		1.5	25,199		0.2	7,020,106		2.0
肥料・飼料	10,481		0.2	184,002		1.5	4,219,694		1.2
飲食物加工	391,451		8.0	1,385,711		11.1	43,613,997		12.3
農産物加工	353,191		7.2	1,952,275		15.7	39,604,215		11.2
林産物加工	33,857		0.7	127,120		1.0	5,159,808		1.5
雑貨手芸品	45,441		0.9	145,705		1.2	3,012,999		0.9
陶漆器	20,041		0.4	48,712		0.4	6,600,785		1.9
器具船舶	11,277		0.2	58,858		0.5	4,652,188		1.3
その他	975		0.0	3,710		0.0	724,902		0.2
金属鉱石	1,859		0.0	144,210		1.2	4,178,213		1.2
合計	4,918,531		100	12,463,083		100	354,736,910		100

出所：明治七年 府県物産表（明治初期生産統計集成 第二巻）より作成。

備考1：和歌山県には三重県北牟婁郡および南牟婁郡（現在の尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町および紀北町）の、長野県には岐阜県大野郡、吉城郡および益田郡（現在の下呂市、飛騨市、高山市および白川村）の計数を含む。

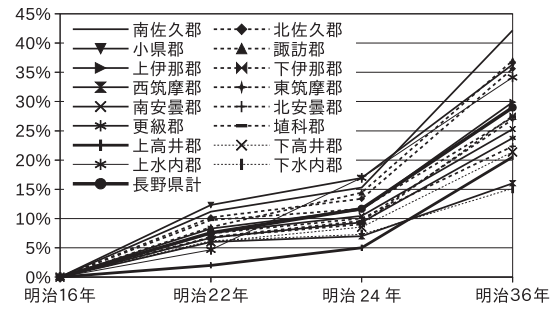
備考2：長野県については計数の基となる筑摩県および長野県の計数が各項目の合算値と掲載された合計値の間に差異があり、ここでは合算値を「合計」とし、それを分母として同県の構成割合を算出した。

16 長野県については現在の同県域を網羅するため長野県および筑摩県の計数を合算した。



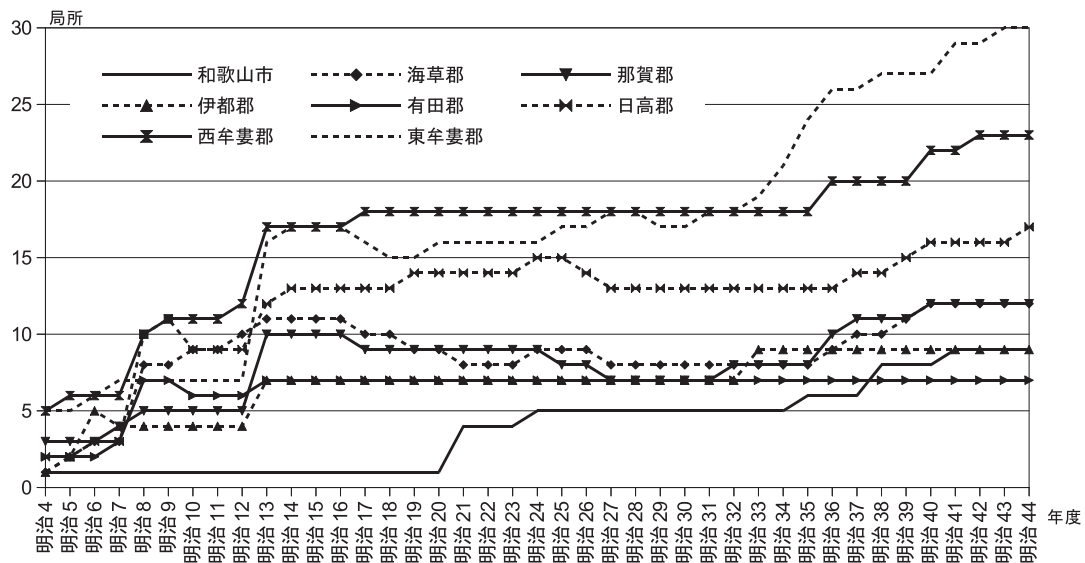
出所：『和歌山県統計書』各年より作成。
備考：明治16年を基準とした伸び率。

図10 和歌山県の郡別人口の推移



出所：『長野県統計書』各年より作成。
備考：明治16年を基準とした伸び率。

図11 長野県の郡別人口の推移



出所：『全国郵便局沿革録』、『新版・明治郵便局名録』および和歌山県達より作成。
備考1：和歌山市の明治16年度は和歌山区、海草郡は24年度まで名草郡および海部郡の合計
備考2：郡の境界変更に伴い所在郡が変わった郵便局はそれぞれの郡で廃止、新設とした。

図12 和歌山県の市・郡別の郵便局数の推移

物であり明治後期においても同県は綿フランネルの特産地であったとしている。

なお、長期的には経済の発展に伴って人口が増加すると考えられることから、16年を基準として36年までの両県の郡・市別人口の伸びをみると図10および図11のとおりであった。22年に伸び率10%を超えるのは長野県の3郡、24年のそれは和歌山県の1郡および長野県の9郡、36年に伸び率30%を超えるのは長野県の4郡であった。両県を比較すると長野県に伸びの大きい郡が多く認められた。また、県全体としての伸びも長野県のほうが和歌山県のそれを上回っており、16年からの20年間で和歌山県が15%程度であるのに対して長野県のそれは30%程度となっていた。

以上を踏まえて明治期における和歌山県の郡別の郵便局数の推移をみると、図12のとおり20年頃に和歌山市の大きな増加があり、24から27年にかけて複数の郡で緩やかな調整があり、30年代初頭から多くの郡・市において増加傾向となっており、20年頃の和歌山市における工業発展や30年代の全県的な人口増加や経済発展に伴う郵便局の設置であったことがうかがえる。

6 まとめ

和歌山県においては、明治4年度（1871）の郵便事業の開始以降、8年度および13年度の2

段の郵便局の増加があり、全国的な19年度から22年度の調整は同県においては認められず、その後30年代初頭までの横ばい、さらにその後の増加は全国と同様に認められた。それぞれ特異な年次の郵便局の増減内容をみると、8年度はそれ以前の拠点郵便局から遠距離の地への設置と比べてより近隣の地への設置があつて郵便局ネットワークの細密化が認められ、13年度は同県下における郵便往復法の改正に伴う増減およびその後続く同県公文書類の送受のための地方特別郵便制度の導入にかかわる増減を含むものであり、24年度は集配郵便局から無集配郵便局への転換を含むもの、36年度は集配および無集配郵便局の増加があり、38年度においても無集配郵便局から集配郵便局への転換が認められた。36年度と38年度は転換と新設の違いはあるものの集配郵便局の増加が多いという点では共通していた。30年代後半の同県においては各郡市とも人口が増加しており、経済も発展状況にあつたと推測されることから、それに伴う集配・窓口サービスにかかる需要の増加もあつて郵便局機能が求められる状況があつたと考えられる。一方で、社会インフラの発展に伴って、郵便輸送の面ではより効率的なルートへの集約が図られたことが推測され、需要を満たしつつ効率的・効果的な取扱も実現していたことがうかがえた。

また、全国や長野県において認められた19年度から22年度にかけての郵便局数の減少は和歌山県においては認められなかったが、この点については小原（2010）で紹介した逓信省（1940）が述べるように明治「十四、十五両年度に於ける増加の如きは約束郵便施行の際地方廳からの請求に駆られて、濫りに置局したことに依るもので」あり、その「設置は専ら地方廳の調査に基づいてなされたので、自然、地方に依つて粗密の差を生じ、各地均衡を欠く嫌ある」という背景はあつたものの、和歌山県は旧紀州藩（付家老の領地を含む）の版図およびまとまりのある旧1寺領がほぼそのまま和歌山県へと移行した一方長野県においてはそのエリア内に紀州藩のような大藩はなく明治初期において筑摩県と長野県との合併前に多くの藩・県が合併した上で両県が合併するといった歴史的事情があり県域の情勢把握に多少とも影響があつた可能性がある中で、長野県においては明治初期から絹・繭関連の産品生産が発展した一方、和歌山県においては藩政期からあつた綿織物生産が一時低迷したもののこの時期の少し前から紀北を中心に綿フランネル生産の伸長等により経済の発展が進みつつあつたことによりこの時期の両県の差異に影響した可能性がある。さらに、実際の郵便局の調整にあつては、全国や以前の自県との取扱量等の条件も勘案された可能性があり、和歌山県においては置局調整の際に中央政府と郵便局との間にある中間管理機関による郵便局への意見照会や職員を派遣しての実踏の上での取りまとめといったことが順次なされておられ、この時期も調整準備の動きは存在していたものの、この期間の郵便物数の規模や増加等から検討を経てもなお郵便局の統廃合の具体的な動きには至らなかつたものと考えられる。この時期の1局当たりの郵便線路実里数について全国値と和歌山県および長野県を比較すると、24年度の長野県の減少がより大きく、長野県におけるこの時期の郵便局の統廃合がより厳しかったと認められるが、その要因の一つは16年度時点での同県の1局当たりの取扱量の少なさであり、また、その後の引受物数の増加の程度を予測することが難しかったことであると考えられる。

※ 本稿は、2017年度に郵政博物館において実施された「郵政歴史文化研究会」の第1分科会において報告した内容を基に加筆・修正したものです。発表の際、同分科会の主査である石井寛治東京大学名誉教授および出席者の方々から貴重なご示唆をいただきました。また、本稿の作成に際しては近辻喜一郵便史研究会会長から和歌山県の約束郵便についてご示唆をいただき、郵政博物館の田原啓祐氏に一部翻刻の協力をいただきました。さらに、査読

時に匿名のレフェリーの先生から貴重なコメントをいただきました。深く感謝申し上げます。

【参考文献】

- 有田市誌編集委員会（1974）『有田市誌』有田市発行、帝国地方行政学会印刷
- 井上卓朗（2011）「日本における近代郵便の成立過程 — 公用通信インフラによる郵便ネットワークの形成 —」『郵政資料館 研究紀要』日本郵政株式会社郵政資料館、第2号、18-54ページ
- 大阪郵政局編（1971）『史料・大阪郵政局の百年』郵政弘済会大阪地方本部
- 小原宏（2010）「明治前期における郵便局配置に関する分析 — 千葉県郵便局ネットワークに着目して —」『郵政資料館 研究紀要』日本郵政株式会社郵政資料館、創刊号、83-95ページ
- （2012）「明治前期における集配郵便局の配置 — 安房国を中心に —」『郵政資料館 研究紀要』日本郵政株式会社郵政資料館、第3号、29-47ページ
- （2017）「明治期における郵便局ネットワークの伸展と調整」『郵政博物館 研究紀要』通信文化協会、第8号、8-23ページ
- 続日高郡誌編集委員会（1975）『続日高郡誌（上巻）』日高郡町村会、特に第四編「交通運輸誌」第五章「通信」第一節「郵便」、1637-1730ページ
- 高嶋雅明（1985）『和歌山県の百年』山川出版
- 田辺卓躬編、近辻喜一校訂（2015）『新版・明治郵便局名録』鳴海、274-280ページ
- 田原啓祐（1999）「明治前期における郵便事業の展開と公用郵便：滋賀県の事例を中心として」『経済学雑誌』大阪市立大学経済学会、100(2)、99-113ページ
- 近辻喜一（2010）「データシート ○地方約束郵便実施状況1、○地方約束郵便実施状況2」『郵便史研究』郵便史研究会、第29号、50-51ページ
- 逓信省（1940）『逓信事業史』逓信協会
- 長野郵便局（1916）『長野県通信沿革誌』長野郵便局発行、信濃毎日新聞株式会社印刷
- 古島敏雄（1978）『資本制生産の発展と地主制（改装版）』お茶の水書房
- 山口修（1980）『全国郵便局沿革録 明治編』日本郵趣出版
- 山口和雄（1963）『明治前期経済の分析（増補）』東京大学出版会
- 山口和雄編（1974）『日本産業金融史研究 織物金融篇』東京大学出版会
- 郵政省編（1971a）『郵政百年史』逓信協会
- （1971b）『郵政百年史資料 第三十巻』吉川弘文館
- 和歌山県史編さん委員会（1976）『和歌山県史 近現代史料 一』159-181ページ
- （1989）『和歌山県史 近現代 一』
- （1990）『和歌山県史 近世』555-561ページ

【その他の資料】

- 国立公文書館「太政類典 第一編」(<https://www.digital.archives.go.jp/dajou/>)
- 中外郵便週報 第4号 明治14年1月24日 3ページ
- 内閣統計局（1885）『日本帝国統計年鑑 第4回』（復刻版（1963）東京リプリント社）
- 内閣統計局（1893）『日本帝国統計年鑑 第12回』（復刻版（1963）東京リプリント社）
- 内閣文庫 和書 59036号「和歌山県史案 第一編 第十郵便」『府県史料』

内務省勸業寮編（1875）『府県物産表 明治七年』（複製（2006）『明治初期生産統計集成 第2巻』海路書院）

長野県統計書 明治16年、明治22年、明治24年、明治36年

郵政博物館資料センター 9000-49-09「箕島郵便局 令達書類綴（明治9年3月から16年12月）」

———— BC-A-1 明治五年一月頃 郵便線路縮図 紀伊国

———— BC-A-2 明治八年第一月頃 郵便線路縮図 紀伊国

———— BC-A-3 明治九年一月刊行 帝国日本郵便線路之図 四枚之内

———— BC-A-15 明治十二・十三年 郵便線路図 和歌山県

———— BC-A-20 明治十五年 郵便線路図 紀伊国

———— BC-A-21 明治十六年 郵便線路図 紀伊国

———— BC-A-39 明治二十四年 郵便線路図 和歌山県

———— BC-A-56 明治三十六年 郵便線路図 OSAKA

———— BC-A-65 明治四十四年度 郵便線路図全 大阪監督区内

和歌山県統計書 明治16年、明治22年、明治24年、明治36年

本稿の地図情報は「国土数値情報（行政区域データ）昭和30年和歌山 国土交通省」を使用しました。それらの図の境界線は当時の行政境界であり、地域のつながりの参考の一つとして表示したものであり、各郵便局の担当地域とは異なるものです。

（おばら こう 郵便史研究会 会員）

論 文

1930年代の預貯金市場と郵便貯金

伊藤 真利子

1 はじめに⁽¹⁾

日本の郵便貯金制度は、1875年「恒産あるものは恒心あり」との社会政策的ないし制度的理念から開設され、2007年10月、郵政民営化によって137年の長きにわたる「国営」事業としての役割を終えることになった。ところで、日本経済における郵便貯金の歴史が持つ意味は、第二次大戦戦前と戦後とで質的断絶がある。まず第一次大戦前の近代日本は、ほぼ10年周期で戦争を経験した。第一次大戦後には相対的に長い「平時」を経たが、1931年の満州事変後「戦争状態」が常態となり、日中戦争、第二次大戦による全面戦争＝総力戦の末1945年8月15日に敗戦を迎えた。このため、財政と金融を媒介する戦前期の郵便貯金は、常に「戦争」との関係で発展してきたといえる。一方、戦後日本は、戦争の直接当事者であったことはない。戦後の郵便貯金は、「平時＝平和経済」への移行を通じて再出発し、戦前を超える大きな飛躍を遂げたのである。

このことを金融財政的条件に限定して見ると、郵便貯金の歴史を考えるうえで逸することの出来ないもう一つの歴史的断絶が現れてくる。国際通貨体制の変化に合わせた日本の金融財政ガバナンスの転換である。日本経済は、日清戦争後に金本位制に移行し、その後、金本位制の下で国内経済の運営を進めていった。第一次大戦の勃発によって、日本は金本位制を停止、同大戦後に金本位制への復帰が課題となる。1920年代の金融不安定性に制約されたことから、金解禁＝金本位制への復帰は、世界恐慌の只中、1929年11月のことであった⁽²⁾。しかし、昭和恐慌の勃発によって、早くも1931年12月に金輸出を再禁止し、管理通貨制度に移行して今日に至っている。このように、金解禁、金輸出再禁止から戦争経済に向かう1930年代は、日本の金融財政政策の転換の時期であった。これを郵便貯金の歴史と対照させるとどうであろうか。

戦後における郵便貯金の発展と展開については、拙稿において、高度成長期を通じた所得上昇および低金利政策と規制金利体系下で優遇されていた政策金利、民間金融機関の店舗規制に対する郵便局の貯金吸収網の圧倒的優位を背景に、定額貯金という特異な商品を中心とした「郵貯増強メカニズム」が形成され、その後の郵便貯金全体のあり方を規定してきたことを明らかにした⁽³⁾。さらに、この増強メカニズムによって自律的に増大する郵便貯金が、資金運用部を通じ、日本の国債政策、財政投融资とどのように関係したかの一端も明らかにしつつある⁽⁴⁾。

- 1 本稿は、財団法人ゆうちょ財団「平成28年度研究助成」を受けた研究成果の一部である。ここに記して感謝の意を表したい。
- 2 この意味では、1920年代の日本は、経済的に見る限り、「平時」における「非常時」継続の時代であったともいえよう。
- 3 伊藤真利子(2010)「高度成長期郵便貯金の発展とその要因—郵便貯金増強メカニズムの形成をめぐる—」、『郵政資料館 研究紀要』郵政資料館、創刊号、48-65頁。
- 4 伊藤真利子(2015)「日本における国債問題の展開—郵貯資金との関連で—」、『郵政博物館 研究紀要』郵政博物館、第6号、57-67頁。

ところで、戦後「郵貯増強メカニズム」を構成したこれらの要素は、戦前にその起源を有している。預貯金市場の競争条件を規定する規制金利および店舗規制は、1920年代の金融危機に対応した「人為的低金利政策」と金融再編（一県一行主義等の銀行組織の再編成）が戦時金融統制を経て戦後に引き継がれた。戦後郵便貯金の大宗をなす定額貯金も、戦時経済に向かう1941年10月に制度として設けられ、戦後に継続されたものである。戦後郵便貯金制度の施設および市場環境は1930年代に準備され、その多くは1940年代初頭に完成を見ている。戦後日本経済の外枠をなす国際通貨制度は、金本位制からドル為替本位制への移行が見られるものの、管理通貨制度への移行自体は1930年代であった。これに対し、戦前と戦後を大きく分けるものは郵便貯金を巡る財政環境であり、「平和経済」への移行、制度的には大蔵省預金部の廃止、財政における「均衡財政主義」、「国債不発行主義」への転換であった。このように郵便貯金の歴史を理解するうえでは、戦前と戦後の「継続と断絶」の視点から、財政金融の総体を通じ、複合的に見る必要がある。

郵便貯金の歴史を規模＝残高ベースで見ただけであれば、制度設立以来、郵政民営化第一段階（公社化）に至るまで、単調に増加してきた歴史であるに過ぎない。本稿の対象とする時期に絞っても、郵便貯金残高は1930年代に一貫して増加しており、1940年代には大拡張期を迎えている。郵便貯金利子の決定について見ても、1920年代に始まる金融市場における低金利の進行にともない、1930年代は3回の改定を通じ単純に引下げられただけのように見える。しかしこの3回の利子改定は、それぞれ井上準之助蔵相、高橋是清蔵相、馬場鑓一蔵相を大蔵省サイドのカウンターパートとし、通信省サイドが受け入れを決定することで実施されたものである。その背景には、1920年代の銀行動揺と金融行政の転換、通貨および国債政策の質的変化、統制経済への移行という財政金融ガバナンスの激変が関わっており、それぞれの時期の主導的財政家が関与している。このことを抜きにして、当該期の郵便貯金利子改定を理解することは意味をなさないのである。

井上財政—高橋財政—馬場・結城財政と続く日本の財政金融政策の大転換については、すでに多くの歴史研究が積み重ねられてきている。特に今日的視点を踏まえた高橋財政期についての優れた研究としては、財政社会学の視点から井手（2006）、金融の政策・組織・市場の視点から佐藤（2016）がある⁽⁵⁾。井手（2006）は、「高橋財政期は戦時期から戦後へと続くマクロ経済政策のトレーニングの基幹としての役割を果たしたと考えることが出来る」と述べている⁽⁶⁾。佐藤（2016）も、高橋が明治から1930年代までに創り出されていった金融ニーズに応えようとした金融組織＝金融財政ガバナンスの「はじまりとおわりに立ち会い、形成と維持に関わったといえる。このガバナンスの論理と外界のそれとの歴史的対抗、さらに1930年代から戦後にかけての両者の展開、こうした戦前と戦後をつなぐ実証的研究、いわば二・二六事件の金融史が求められている」としている⁽⁷⁾。

以上のような意味で、1930年代の郵便貯金は、井手（2006）のいう「政府間会計の統治」、佐藤（2016）の述べる「金融財政ガバナンス」をつなぐ役割を果たした。財政—金融組織—市場の相互関連の中で、郵便貯金の持つ意義は決定的となり、郵便貯金は「政策の果実」としてだけでなく、「政策の必須の前提」として、その後の日本の財政金融経済政策の不可欠な一環として組み込まれていくことになったのである。このように見ると、両大戦間期の財政金融構

5 井手英策（2006）『高橋財政の研究—昭和恐慌からの脱出と財政再建への苦闘—』有斐閣、佐藤政則（2016）『日本銀行と高橋是清—金融財政ガバナンスの研究所説—』麗澤大学出版会。

6 井手（2006）、198頁。

7 佐藤（2016）、176頁。

造とそのガバナンスを考えるうえでも、当該期郵便貯金の実態およびその政策分析が決定的に重要になってくる。しかし、井手（2006）および佐藤（2016）では、この時期の郵便貯金—預金部資金に触れられているものの、郵便貯金の実態についての踏み込んだ分析は行われていない。これは、両大戦間期の郵便貯金についての研究史の蓄積が、明治期に比べて手薄であるという研究史の事情によるためといえよう。

両大戦間期の郵便貯金の政策については、杉浦（1991）が、第一次大戦、戦後期の日本社会の構造変化にともなう官僚システムの変化を通じ、大蔵省、逓信省、内務省間で郵便貯金についての考えに齟齬が生じ、特定郵便局によって支えられてきたネットワークが危機を迎えていたこと、第一次大戦期には郵便貯金をめぐる社会経済的環境が劇的に変容し、貯蓄奨励政策が打ち出されたものの、官僚機構内部での意見がまとまらず、地方への運動化を進めることができなかつたことを省内文書によって明らかにしている⁽⁸⁾。第一次大戦を画期とし、社会経済環境変化と政策の主体的条件変化とを通じ、郵便貯金についての考え方に政府部内で大きな転換があったことを明らかにしたものである。

両大戦間期郵便貯金の実態分析には金澤（1986）があり、1920年代を通じ、郵便貯金が地方農村資金を基幹としているという前提の下、大都市外の地方銀行動揺によって郵便貯金への預貯金シフトが生じたというシェーマを示している。これに加え、都市二流銀行の動揺を引き金とする都市部小生産者層、俸給生活者の零細資金吸収の流れが両大戦間期の預貯金市場における郵便貯金の動向の主軸の一つをなしていたことを明らかにしている⁽⁹⁾。1920年代前半における「郵貯の安全性か、民間の収益性か」という選択の時代は、1920年代後半に「郵貯による収益性も安全性も（さらに徹底した便宜性も）」という選択が可能な時代へと転換していったとされる⁽¹⁰⁾。同論文は、大内説以来の農村中心の郵便貯金という理解に、新しい視角からその見直しを迫るとともに、当該期の郵便貯金や資金の流れについて、大都市と地方という空間編成の面からの考察の必要性を迫るものであった。

さらに、1920年代の預貯金市場の展開と金融危機から郵便貯金と銀行の競合問題に焦点を当てたのが、杉浦（2001）である⁽¹¹⁾。同論文では、1920年の反動恐慌後、それまで鈍化していた郵便貯金が増勢に転じ、大口化を進めていることに注目し、1927年の金融恐慌から昭和恐慌の過程で見られた金融危機の伝搬につき、各地域における民間銀行から郵便貯金への預貯金シフトを分析している。西日本では金融機関破綻から郵便貯金増加が起きていたのに対し、東北では民間銀行からの預金流出と郵便貯金の増加が先行し、それを追って民間金融機関が破綻していくことから、昭和恐慌期にあっても商品取引関係によって市場における地域間の情報セグメントがモザイク状に残っていたことを明らかにした。このことは、本研究でも問題となる1930年代前半の都市と地方の金利格差を考えるうえで注目される。同論文では、この1920年代を通じた金融機関の動揺によって郵便貯金の「安全資産」としての評価が決定的となったこと、1932年郵便貯金金利の引下げを機に、金利選好の強い大口の貯金が再流出したことが指摘され、

8 杉浦勢之（1991）「1910年代の逓信省の危機」、近代日本研究会編（1991）『年報近代日本研究13 経済政策と産業』山川出版社。なお、この点については若月剛史が省間対立以上に省内対立の問題が伏在していたとの注目すべき指摘をしている。（若月剛史（2014）『戦前日本の政党内閣と官僚制』東京大学出版会。）

9 金澤史男（1986）「預金部地方資金と地方財政(2)—1920～30年代における国と地方の財政金融関係」、金澤史男（2010）『近代日本地方財政史研究』日本経済評論社。

10 金澤（1986）、179頁。

11 杉浦勢之（2001）「金融危機下の郵便貯金」、石井寛治・杉山和雄編（2001）『金融危機と地方銀行—戦間期の分析—』東京大学出版会。

1920年代末から1930年代初頭に、全国的に「安全性」と「金利」を基準として預貯金シフトが起きたことをもって、郵便貯金が戦後に続く「安全資産」としての決定的な評価を確立しつつ、預貯金市場のセグメントが解消に向かったとしている。

以上の金澤(1986)、杉浦(2001)の研究は、それぞれ地方財政史、地方金融史というアプローチから、1920年代に相次いだ金融危機の過程を通じ郵便貯金が日本の預貯金市場において無視できない大きな存在となっていったということで、ほぼ一致を見ている。ところが残念なことに、両論文とも1930年代初頭までで分析を終えている。

1930年代の政策面からの分析については、石井(2010)が1933年の「通信事業会計法」の成立を主題としつつ、1932年の利子改定過程における大蔵省と通信省との対抗を跡付け、同法成立が利子改定の対価として認められたことを明らかにしている⁽¹²⁾。さらに石井(2015)では、郵便貯金発足以来の利子決定過程を見直すことにより、1920年代の郵便貯金の拡大から、通信官僚の発言権が増し、1932年において利子改定をバスターに、通信省が長らく求めてきた「特別会計」を認めさせるに至ったことを明らかにした⁽¹³⁾。しかし、この石井論文にあっても、課題が特別会計設立問題であったことから、1937年の利下げについては一言触れられるだけで、1930年代を通じた郵便貯金の分析、利子決定過程を通じたその郵便貯金自体の役割の変化についての分析はされていない。

1930年代の郵便貯金についての研究史の空白は、戦後日本の財政金融経済政策の原型創出過程の理解に欠落を生むとともに、戦後郵便貯金を理解するうえでの制約ともなってきた。そこで本稿では、1930年代の日本経済および財政金融政策の展開と預貯金市場の動向を照らし合わせることにより、当該時期における郵便貯金政策(金利・貯蓄奨励・制度設計)の置かれた環境条件を明らかにすることを課題とする。

2 1930年代日本経済と財政金融政策

歴史上初めての総力戦である第一次大戦は、世界経済に大きなインパクトを与えた。戦争勃発とともに各国は金の自由現送を停止したため、ロンドン金融市場で金本位制を軸に国際的資金が調整された。これにもとづき各国経済が規律され、内外均衡を達成するという古典的自由貿易体制は終焉した。戦争がヨーロッパ大陸を主戦場としたことから国際分業も激変した。主要な工業地帯であり、重化学工業化が進められていたヨーロッパ列強は、総動員体制の下、その生産力が軍需に振り向けられ、さらに戦災被害の拡大によって重化学工業の供給力を喪失していた。

これに対し、直接戦争被害を受けなかった北米および日本は、世界市場における「市場の空白」を有利に埋めていくことになった。こうした特殊事情により、日露戦後に胎動した日本の重工業は、第一次大戦後に飛躍的拡大の時期を迎えた。しかし、いったん戦場となったヨーロッパ列強が「戦争経済」=総力戦体制を解除し、戦災から復興、世界市場に復帰すれば、早晚厳しい競争に晒されることは明らかであった。日本ではいわゆる「大戦景気」に沸き立ち、実需や仮需要によって物価が騰貴、「平時」であれば国際競争力を維持し得ない多くの企業が勃興した。したがって戦争の終結は、「反動恐慌」というかたちで日本経済に最初の打撃を与える

12 石井寛治(2010)「通信特別会計成立に関する一考察」、『郵便史研究』郵便史研究会、第30号、1-14頁。

13 石井寛治(2015)「郵便貯金利子の決定に関する一考察—通信省と大蔵省との関係—」、『郵便史研究』郵便史研究会、第40号、1-11頁。

ことになったのである。

反動恐慌から金融恐慌への度重なる金融危機下では政府による救済が行われ、生産性の低いしは経営の悪化した企業が残存、それがさらに金融機関の財務を痛めさせることになった。これとともに、輸出産業である養蚕・蚕糸業の構造的な不況と外米移入などによる農産物の供給過剰によって、農家所得が急落、「慢性不況」という景況観を与えることになった⁽¹⁴⁾。一方、重工業の中には、国際水準にキャッチアップするまでに生産性を上昇させつつある部門が台頭してきていた⁽¹⁵⁾。両大戦間期は、産業構造から見ると、日本経済にとって、戦後と断絶するところと、戦後に継続するところが^{ひくそう}輻輳するきわめてデリケートな時期であったといえよう。

世界に目を向ければ、総力戦およびロシアにおける社会主義革命のインパクトによって、第一次大戦後には先進国で福祉国家化の流れが現れ、破滅的戦争を繰り返さないための新しい国際秩序の構築の必要性が痛感されるようになった。新たに設置された国際連盟を通じ、労働や国民の社会的厚生などの政治経済的課題について、さまざまな検討が進められるようになった。しかし、国際通貨制度については、ケインズのような例外を除き、金本位制への復帰こそが「正常化」であるとの理解が一般的であった。各国が金本位制に復帰し、国際通貨制度が「正常化」されれば、日本の金本位制復帰も避け難いこととなる。その場合、「大戦景気」で急膨張した日本の企業の多くは国際競争力を持たないまま淘汰され、日本経済に大打撃が与えられることが予想された。1925年4月にイギリスが金本位制に復帰したことで、日本の金本位制への復帰は逡巡を許さない状況になり、この危惧が現実性を帯びることになった。こうして1920年代後半になると、金本位制への復帰を前提として、旧平価解禁か新平価解禁か、戦後日本経済の問題点をどのように是正し、新たに構想するかに論点が絞られていくこととなったのである⁽¹⁶⁾。

1929年7月、政友会の積極政策に対抗して健全財政を唱え、金解禁を「内閣政綱」として掲げた民政党的濱口雄幸内閣が誕生した。同内閣では、金解禁によって「我が国の経済をして世界経済の常道に復帰せしめ、……国際貸借の関係を改善し金本位を擁護し以て財界の回復と其の健全なる発展を図る」ことが企図された⁽¹⁷⁾。濱口内閣の方針は、金本位制への復帰を単なる惰性的「正常化」にとどめ、国際関係に消極的に順応しようとするのではなく、旧平価解禁というより厳しい規律の下、日本の産業企業が国際競争に晒されることによって経営不良企業を整理し、生産性の上昇、産業の合理化を通じて国際競争力を積極的に向上させていくことを目指すものであった。民政党内閣の金解禁方針にしたがい、財政支出削減を骨子に国債不発行・減債主義を旨とする緊縮財政方針が打ち出され、国民に対しては消費節約、倹約貯蓄、輸入抑制、国産愛用のキャンペーンを繰り広げるとともに、政府が先頭に立って原材料費および人件費の節約を推進する産業合理化運動が展開された⁽¹⁸⁾。

同内閣の大蔵大臣には、前日銀総裁ですでに蔵相経験もある井上準之助が登用され、1929年

14 研究史では長らく、反動恐慌から昭和恐慌の時期、すなわち1920年代から1930年代初頭を「慢性的不況」の時期と捉えてきたが、中村隆英、三和良一、橋本寿郎らの一連の研究により、1920年代に日本の重（化学）工業化がかなりの進展を迎えていたことが明らかにされている。「景況観」と実体経済のずれ、そのマクロ経済的影響という論点は、今日的にも重要であろう。

15 国際競争力を持ってない低生産性部門が並立するというこの時期の日本経済の産業構造を、中村隆英は日本における「二重構造」の発生と表現している。中村隆英・尾高煌之助編（1989）『日本経済史6 二重構造』岩波書店。

16 なお、この時期、旧平価による復帰に対し、平価切下げを行った新平価による解禁論を展開したのは、高橋亀吉、石橋湛山などであった。フランスによる新平価解禁を参照し、単に外国の理論を紹介するだけでなく、現状を日本独自に分析し、具体的政策提案を行える日本のエコノミストが育ってきただけは注目に値する。

17 1929年7月13日『週刊東洋経済新報』第1357号、78-79頁。

18 中村隆英（1993）『日本経済 その成長と構造』第3版、東京大学出版会、115頁。

11月21日に公布された金解禁についての大蔵省令にもとづき、1930年1月11日を替相場の切り上げをとまう旧平価で金本位制復帰が断行された。井上は、もともとは即時金解禁に積極的でなかったとされるが、蔵相就任にともない、その姿勢は断固としたものになった。①財政緊縮と国民の消費節約によって国内の購買力を縮小させ、②それによってもたらされる物価下落による輸入防遏・輸出促進効果によって貿易収支を改善させるとともに、③為替相場が回復した時点で旧平価での金輸出解禁を実行、④解禁後は産業合理化を推進し、生産費引下げによる輸出促進と貿易外の受取の拡大によって国際収支を均衡させ、⑤日本経済の「真の好景気」を生み出し、第一次大戦後の日本が経験した「八方ふさがりと云う危機」の根を断つという筋道で金解禁構想は描かれていたとされる⁽¹⁹⁾。井上財政は、一見古色蒼然とした第一次大戦前の古典的金本位制への復帰を目指したかのように見えるが、国内政策に生産性上昇による国際競争力確保のための「産業政策」が織り込まれ、対外均衡を成長戦略とパッケージにしていた点で、三和（2003）が指摘する、戦後につながる「現代化」の萌芽を見て取ることができよう。

しかし、金輸出解禁によるデフレは、1929年秋、ニューヨーク株式市場の暴落を契機とした世界恐慌の勃発と時を同じくするものとなった。世界恐慌の影響のひろがりとともに、日本の生糸や綿といった主要な輸出産業が大打撃を被ったため、中小工業や原料生産者である農村を直撃、植民地の米増産による外地米移入なども重なって農村は長期不況に陥り、日本は昭和恐慌に突入した。名目GNP成長率は1930年-9.9%、1931年-9.3%と大きく落ち込む。昭和恐慌は、特に中小企業者、労働者および農民に大きな打撃を与えた。物価の落ち込みは激しく、なかでも農産物価格の急落によって農家所得は2年間で半分以下に低下し、地方農村部に未曾有の不況をもたらした。これとともに、金融面では、農業不況の長期化は都市工業部門におけるリカバリーとの間で不均衡を生じ、資金の偏在を起こしていくことになった。

1931年5月、世界恐慌の影響によって、オーストリアのクレジット・アンシュタルトが破綻、ドイツに金融恐慌が波及する。イギリスのドイツに対する投資が凍結されるとともに、復帰間もないイギリスも金本位制の離脱を余儀なくされるであろうとの予測が広まった。これにより、早晩日本もイギリスに同調せざるを得なくなるとの金輸出再禁止を見越した投機が発生した。この時期には、三井、三菱など財閥系銀行は国内に適切な投資対象を見出すことができず、高金利であったロンドン金融市場で投資していたことから、イギリスでの資金凍結はこれらの銀行にドルを必要とする事態を生じさせていた⁽²⁰⁾。投機・実需双方による大量の円売りドル買いに対し、政府は正貨現送とドル売りで応じた。すでに同年4月濱口内閣は首相の健康問題により総辞職し、前年の銃撃事件で受けた傷の悪化と国会登壇の無理が祟り、8月に濱口雄幸は死去していた。濱口内閣を引き継いだ第二次若槻禮次郎内閣において井上は蔵相を続投、同内閣は引き続き金解禁政策を推進した。

1931年9月18日満州事変が勃発、同月21日イギリスが金本位制を離脱したことにより、金解禁政策の基盤が総崩れとなった。緊縮財政＝公債不発行方針も風前の灯となった。それにもかかわらず、政府一日銀は公定歩合を1931年10月6日、さらに翌11月5日に引上げた。同年4月

19 三和良一（2003）『戦間期日本の経済政策史的研究』東京大学出版会、183頁。

20 中村（1993）、115頁。この時の財閥銀行の「ドル買い」については、取引上やむを得ないものであったとの三井の池田成彬と、金解禁を支持しながら、投機行為を行う「売国行為」との井上準之助の激しい三井批判がぶつかった。「金融」資本の活動としていささかも「不法性」を感じなかった池田の見方と、三井の活動をモラルハザードと捉え激怒した井上の見方とは、同じ事態のいわば歴史というコインの裏表であった。問題はそのどちらが正しかったかではなく、このことを通じて大蔵省一日銀と市中大銀行との間で「共通の行動規範」に亀裂が生じたということ、これが1931年末の異常な金融引締めにつながったということにある。

1日の引下げられた銀行協定金利も12月14日に上げられ、金融引締めによってドル買いを進める大銀行への対抗策が講じられた⁽²¹⁾。しかし12月11日、満州事変勃発とその処理についての閣内不一致によって若槻内閣が倒れ、立憲民政党から立憲政友会へ政権が移行する。井上財政は成功を収めることなく終わり、1932年2月に井上も血盟団員によって暗殺された。金解禁を主導し、日本の経済政策上稀にみるデフレ政策を推進した二人が相次いで歴史の舞台から去ることになったのである。

1931年12月13日に成立した立憲政友会の犬養毅内閣では、日露戦争後30年の財政家としての経歴を持つ「日本財政の長老」であり、1927年の金融恐慌に際し、日銀総裁であった井上とともにモラトリアムを発してパニックを収め、首相経験もある高橋是清に異例の大蔵大臣就任を要請した。5度目の大蔵大臣に就任した高橋は、「国民の大多数をして、総括的窮乏の苦悩により脱しつせしめ、^{やが}臆て産業を興し、生活の安定に向はしめんとする時局匡救の第一歩であると信じ」、蔵相就任を受諾、同年12月17日に金輸出再禁止を断行するとともに、デフレ脱出政策を強く打ち出すことになった⁽²²⁾。

高橋財政の前半期は、世界恐慌と昭和恐慌による深刻な不況状態からの脱出が図られた。内外市場の急激な縮小によって生じた資本と労働力の過剰＝供給力過剰を吸収するための需要喚起策として、①財政資金を投入して有効需要を創出し、国内市場の絶対的拡大を図るとともに、②輸入を防遏して国内市場の相対的拡大を図り、③輸出促進のための低為替政策を推進し、市場の拡大を目指すとともに、1932年7月には資本逃避防止法を制定、これにより円安や金利の内外差による銀行預金の海外流出を封じる施策を採ったうえで、国内の低金利政策を進めるといった総合的な不況脱出策、景気対策を展開することになった⁽²³⁾。税収が落ちる不況期の「積極財政主義」のためには、赤字国債の増発が不可避となるが、国債増発は債券市場を通じ、長期金利の上昇圧力となる。このため、日銀による国債の直接引受けが認められることになった。これらは、金輸出再禁止、金兌換停止によって日本が管理通貨制に移行し、1932年7月の資本逃避防止法および1933年3月の外国為替管理法によって貿易取引と自由な国際資金移動を統制したことによって可能となった。

他方、赤字財政による有効需要政策で需給ギャップが埋められれば、その後はインフレーションを引き起こすおそれがある。このため、赤字国債の日銀引受けの後には、日銀保有国債が市中に売却され、民間に散布された財政資金の吸収を行う必要があった。国債の日銀引受け発行は、日銀保有国債の売却と一体で進められることが条件とされた。日本における個人の国債保有はきわめて限られていたことから、その購入主体として期待できたのは金融機関、特にこの間に資金偏在と金融不安定化によって預金吸収力を高めていた五大銀行ということになる⁽²⁴⁾。1920年代以来の遊資を背景に、五大銀行を始めとした民間金融機関が、債券投資を増やすこと

21 佐藤（2016）は、これにより国債価格が惨落、遊資を抱えていた銀行の収益を悪化させ、明治以来形成されてきた金融財政ガバナンスが機能不全に陥ったという注目すべき指摘を行っており、1931年が金融恐慌一步手前の危機的状況であったことを指摘した。このことが、高橋是清―深井英五のラインに、国債のシンジケート団引受けではない日銀による引受発行と日銀保有国債の金融機関売却（売りオペ）という手段を編み出させていくことになったとしている（佐藤（2016）、143頁）。

22 1932年1月21日、衆議院における高橋是清蔵相の演説（大蔵省昭和財政史編集室編（1954a）『昭和財政史 第1巻 総説』東洋経済新報社、403頁）。

23 三和（2003）、336頁。

24 この点について、佐藤（2016）は、高橋蔵相が国債の日銀引受け実施に当たって、国債引受シンジケート団、とりわけドル買い問題で井上蔵相と決定的に関係を悪化させていた三井銀行の池田成彬が、大蔵省、日銀と協調し、日銀売却国債の買い入れに応ずるかどうか注目していたと指摘している（佐藤（2016）、163頁）。

でこれに応じるかが政策成功の鍵をなしていた。しかし、もしそれが可能であったとしても、日銀券の増発—政府支出増によってマネーサプライが増大し、市場金利が低下、景気回復で民間資金需要が立ち直ってきた段階で政策転換のタイミングを誤れば、クラウディング・アウトを起こし、債券価格の暴落=長期金利高騰によって景気が腰折れることになりかねない。金融機関の財務が大幅に毀損すれば、1920年代の金融危機、1931年末の金融不安定性を増幅再現しかねない状況にあったのである。その後の「出口政策」は不透明できわめて難しいものになることが予想された。

このため、日銀による直接引受けは市場の「国債消化力」を大蔵省と日銀がリジッドに把握し、コントロールすることを必要とした。日銀サイドからは、高橋とともに日露戦争の外債募集で苦楽を共にし、井上財政の下で日銀副総裁を務め、高橋財政の途中で総裁となり、馬場財政にまで関わった深井英五が、日銀の国債引受けによる日銀券増発がもたらす影響につき、国債引受シンジケート固ないし大銀行の動向を細心の注意でモニタリングし続けていたとされる⁽²⁵⁾。ただし高橋自身は、このような日銀引受けによる国債発行に頼った赤字財政は、景気刺激のための一時的政策であるとの楽観的認識を持っていたようである。

高橋財政の成果を表1より見よう。1931年0%台にまで落ち込んだ実質GNP成長率は、1932年に4.4%となり、1933年には10%を超える高さを示している。1932年から政府支出を先頭に内需が伸び始め、1933-34年は消費と民間固定資本投資が経済成長に大きく貢献している。有効需要政策の展開によって昭和恐慌の深淵にあえいでいた日本経済は見事にリカバリーしたといえよう。世界でも深刻とされた日本経済は、世界恐慌が長期不況へ移行する中、農業部門を除き、いち早く景気回復を見せた。高橋は、経済が回復する一方、市場の国債消化率が急激に悪化した1934年を境として、国債発行の漸減、健全財政の回復方針を模索し、緊縮政策への一大転換を試みる⁽²⁶⁾。高橋財政の後半期には、陸軍による軍事費拡張要求を極力抑制しつつ、財政支出を22-23億円台で維持することで、インフレの発生を予防することに重点が移されることとなるのである⁽²⁷⁾。

年	実質GNP		名目GNP	消費 (名目)	政府経常 収支 (名目)	政府固定 資本投資 (名目)	民間固定 資本投資 (名目)	輸出 (名目)	輸入 (名目)	経常海 外余剰	正貨 準備高
	(百万円)	(%)									
1929	13,735	0.5	16,286	11,782	1,612	1,210	1,620	3,300	3,223	77	
1930	13,882	1.1	14,671	10,850	1,452	1,010	1,329	2,486	2,439	47	960
1931	13,941	0.4	13,309	9,754	1,685	902	1,058	2,029	2,105	△76	557
1932	14,557	4.4	13,660	9,804	1,839	1,093	971	2,466	2,479	△13	554
1933	16,025	10.1	15,347	10,850	2,046	1,193	1,310	3,092	3,107	△15	495
1934	17,422	8.7	16,966	12,097	2,005	1,237	1,715	3,580	3,639	△59	494
1935	18,366	5.4	18,298	12,668	2,117	1,354	2,006	4,158	3,991	167	531
1936	18,763	2.2	19,324	13,328	2,183	1,427	2,209	4,580	4,389	191	576
1937	19,949	6.3	22,823	15,121	2,609	2,482	3,195	5,401	5,969	△568	890
1938	20,173	1.1	26,394	16,012	3,046	4,044	3,947	5,283	5,924	△641	582
1939	21,954	8.8	31,230	17,912	3,402	4,557	5,284	6,298	6,204	94	586
1940	22,848	4.1	36,851	20,290	4,821	5,368	6,367	7,192	7,150	42	593

(出所) 大川一司編(1974)『長期経済統計1 国民所得』東洋経済新報社、より作成。

表1 GNPの推移

25 深井英五(1941)『回顧70年』岩波書店、274頁。

26 井手(2006)では、1934年に日銀の国債売却が難しくなったことを受け、高橋が「減債主義」に転換したとする。もっとも、この転換は高橋の前任者である藤井蔵相の下で進められ、高橋がこれを受け入れ継承したものであり、この時の減債主義は、井上財政時の公債不発行による減債ではなく、発行量の漸減であった(井手(2006)、188頁)。

1935年7月、高橋蔵相は「国家の財政も其の機能に於て国民経済活動の一部を構成すると共に独自の存在を有するもので、財政としての組織が保持せられなければ軍事、外交、産業其他の公共団体の経済たるを問わず、借金政策は漸増し、租税其他の収入も其利払に迫はるる結果となるであろう。其の如き事態が生ずると、国債費中公債に依る部分が益々多くなり、財政の機能は行き詰りに陥らざるを得ない。かくては国家財政の信用を維持し難く、公債の消化は行詰まり、結局印刷機械の働きの依り財源の調達を困らざるべからざる状態に至る。斯くて、所謂悪性インフレーションの弊は必須の勢となるであらう。故に公債の問題は、単なる国債の債権債務の均衡と云ふが如き、狭い見地から是非を論断することができないのである」と警告し、無制限の国債発行が悪性インフレーションにつながる道だとして警鐘を鳴らした⁽²⁸⁾。

翌1936年、物価は1930年の水準に戻り、デフレ脱却がいよいよ明らかとなった。このため、当年度は財政支出の増加を抑制、できる限り公債発行額の減少を図り、国家財政および公債に対する信用を保持することとし、金融機関に対して国債消化のための協力を要請した。よく知られるように、このような高橋蔵相の「健全財政主義」への転換、軍事予算削減方針は、軍部の反感を買うこととなり、1936年の二・二六事件における悲劇的な死を招くことになった。高橋亡き後、インフレ激化の抑制に努力していた日銀総裁の深井も、軍部要求による軍事費増大のための赤字国債の発行を抑えることができず、1937年2月、失意のうちにその職を辞すことになった。

二・二六事件後、軍事費膨張の歯止めは外され、満州事変の勃発とともに、財政規模は急激に拡大していった。同事件後に成立した広田内閣の馬場鑓一蔵相は、軍部の意向を取り入れた軍拡型の大型予算を編成し、国防充実、軍備拡張のための積極的な公債発行を計画したが、これと並行してその消化政策と約4億円の大増税を企図した⁽²⁹⁾。しかし、1937年1月に軍部との対立によって広田内閣は更迭され、その後を陸軍大将の林銑十郎が襲う。同内閣の蔵相となった日本興業銀行出身の結城豊太郎は、積極的公債政策を引き継ぎ、1937年度予算を成立させつつ、馬場蔵相の税制改革案を修正し、臨時租税増徴法によって、第2種所得税および資本利子税の減税を行い、財政政策をさらに転換させた⁽³⁰⁾。

1937年度予算は、1932年度予算と比較して規模が倍以上となった。①満州事変の経費が多く、②陸海軍の新規要求が大きいこと、③公債費が増えたこと、④時局計画に多額の支出をしたこと、⑤地方財政補助費が増加したことが予算膨張の主な要因であった⁽³¹⁾。これら費目の増加は、高橋財政にも見られたものであるが、馬場・結城財政は、公債漸減方針を放棄し、公債拡大並びに軍事主導の財政膨張に寄与した点で、遊休資金、遊休生産設備の存在を前提に、国債流通市場の動向をモニタリングしつつ景気回復を目指した高橋財政とは、その目的と考え方・手法を異にするものとなったのである。

27 中村(1993)、119頁。

28 『東京朝日新聞朝刊』、1935年7月27日、2頁。

29 馬場蔵相は、1935年9月東京帝国大学における講演において、「私は実は赤字公債をそんなに恐れぬ。恐れたところで出さなければならぬものは出さなければならぬ。出すについての根本の見透しと計画さえ樹つならば、決して民間のものもこれを引受けるに躊躇しないだろうし、若し又民間で或程度躊躇するとしても、この公債を引受けさせる途を講ずることは幾らも外に方法があると思ふ。例へば、今日預金部で引受けて居る公債をモット増すとか、或は鉄道であるとか印刷局であるとか、事業をやつて居る官庁の共済組合は皆公債を持たせるとか、或は今日の保険会社或は信託会社にモット公債を持たせるとかいふことは、行政手段、法律手段を以てやっても宜しい。」との考え方を明らかにしている。(大蔵省昭和財政史編集室編(1954b)『昭和財政史 第6巻 国債』東洋経済新報社、265頁)。

30 大蔵省昭和財政史編集室編(1965)『昭和財政史 第1巻 総説』東洋経済新報社、152頁。

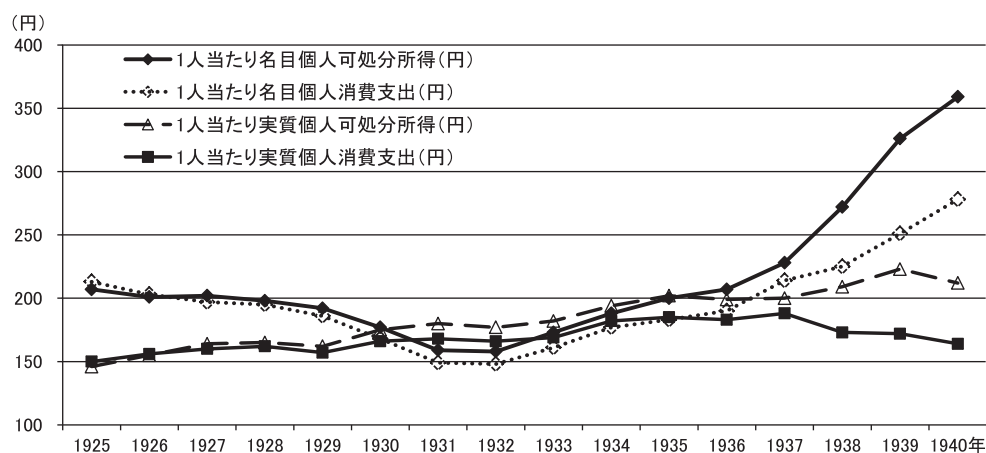
31 大蔵省昭和財政史編集室編(1965)、153頁。

1937年7月、日中戦争勃発にともない、日本は準戦時体制へと移行した。同年6月に成立した第一次近衛内閣では、大蔵官僚出身の賀屋興宣が蔵相となり、「賀屋財政経済原則」をたて、直ちに5億円、9月には20億円の臨時軍事費の予算編成を行った。1937年9月、經常予算28億円とほぼ同額に当たる臨時予算成立と同時に成立したのが、「臨時資金調整法」、「輸出入品等臨時措置法」であった。「臨時資金調整法」は、「物資及資金の需給の適合に資する為国内資金の使用を調整する」という目的にしたがって、企業の創立等の事業資金を統制し、長期資金を軍需産業に優先して供給するというものであった。「輸出入品等臨時措置法」は、輸出入に係る商品、原材料について、その生産、加工、流通、保存、消費に至るまでの統制の権限を政府に与えた。この二法により、管理通貨制度の下、金融市場と貿易市場が完全に統制されることになった。翌1938年4月には「国家総動員法」が成立し、労働力の徴用、賃金その他の労働条件の決定、物資の生産配給について命令を下し、企業行動や利益金処分、金融機関の資金運用など広汎な生産要素市場、企業行動についての統制が可能となった⁽³²⁾。法律の運用の実際に当たっては、勅令、省令等に委ねられることが多かったことから、経済統制のほとんどの権限を無制限に官庁に委任する結果となったのである。

以上の日本経済、財政金融政策の動向を背景として、次にこのような1930年代の日本経済および財政金融政策の展開を受けた、当該期の預貯金市場と郵便貯金の実情に目を向けよう。

3 1930年代の預貯金市場と郵便貯金

当該期の一人当たり可処分所得と個人消費支出の推移について図1を見ると、第一次大戦後は趨勢的に下落傾向にあるものの、1925-26年には一人当たり名目個人消費支出が一人当たり名目個人可処分所得を上回っているという特徴が見出される。金融恐慌が勃発した1927年には一時的に一人当たり名目個人可処分所得の持ち直しが見られるが、両数値は昭和恐慌後1932年まで下落傾向で推移した。1928年からは一人当たり名目個人消費支出は一人当たり名目個人可処分所得を下回るようになった。しかし、これを実質値で見ると、事態は異なって見えてくる。1920年代の一人当たり実質個人可処分所得、一人当たり実質個人消費支出とも上昇傾向にあり、それが下落に転じたのは1929年であった。この名目、実質の動きの違いは、急激な物価下落に



(出所) 大川一司編(1974)『長期経済統計1 国民所得』東洋経済新報社、より作成。

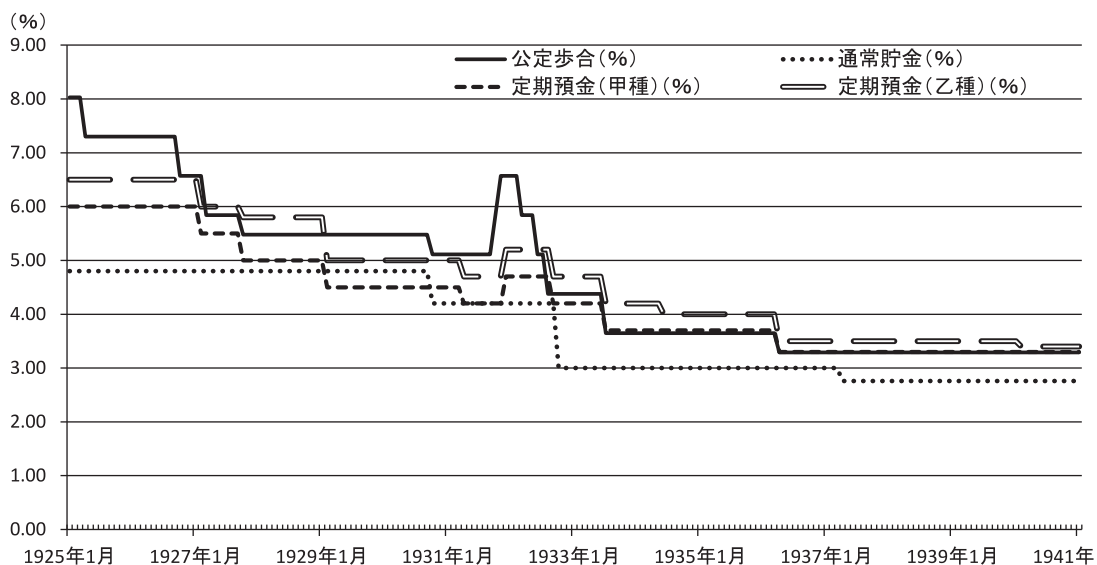
図1 一人当たり個人可処分所得および個人消費支出の推移

32 中村(1993)、128頁。

よって説明される。1920年代の「慢性不況」感が、小生産者および農民中心にデフレ圧力を与えていたことを物語っている。1929年には、一人当たり可処分所得、一人当たり個人消費支出が名目、実質共に下落に転じ、世界恐慌の影響が日本経済にも激甚に伝搬してきていたことがわかる。その後1932年まで一人当たり名目個人可処分所得、一人当たり名目個人消費支出は下がり続ける。昭和恐慌の影響が主にデフレによるものであったことは、これによっても明らかであろう。これに対し、一人当たり実質個人可処分所得、一人当たり実質個人消費支出は1929年をボトムとして増加に転じている。例外は1932年で、一人当たり個人可処分所得と一人当たり個人消費支出が単年減少している。1932年は井上財政から高橋財政への移行期に当たることから、1931年末の金融引締めが实体经济に影響していたことを示唆している。

1932年を境に各数値は上昇傾向に転じ、一人当たり個人可処分所得、一人当たり個人消費支出の名目値が実質値を超えるようになるのは、物価が急激に上昇を見せ始める1936年からであった。1937年には一人当たり名目個人可処分所得が急伸し、一人当たり名目個人消費支出との差が拡大した。しかし実質値で見ると、1935年から1937年は一人当たり個人可処分所得、一人当たり個人消費支出はむしろ一進一退であった。注目すべきは、1937年以降実質個人消費支出が下落に転じ、上昇傾向に転じた一人当たり実質個人可処分所得も1940年に下落に転じていることである。この間一貫して伸び続けたのは、一人当たり名目個人可処分所得と一人当たり名目個人消費支出であり、しかもその伸びは大きく乖離していく。1930年代後半における一人当たり名目可処分所得と一人当たり名目個人消費支出とのこの差が、1930年代における個人貯蓄の増大となって現れることになったのである。

以上のような変化を受け、1920年代後半から1930年代を通じ、預貯金市場はどのように変動したのであろうか。預貯金市場における資金の動きを規定する大きな要因は金利である。そこで預貯金金利の変動を図2で見てみよう。1920年代前半日銀の公定歩合（商業手形割引歩合）は、年利8分3毛で変化することがなかった。定期預金金利（東京預金協定加盟銀行の協定利率（甲種、乙種））も1920年代前半には大きな変動を見せなかった。1926年10月に公定歩合が引下げに転じると、これを追って定期預金金利（甲種）も1927年2月に6分から5分5厘、1927年10月に5分、1929年3月に4分5厘、1931年4月に4分2厘へと、1930年代初頭にかけ



(出所) 日本銀行調査局編 (1964)『日本金融史資料』大蔵省、22-23頁、より作成。
(出所) 後藤新一 (1970)『日本の金融統計』東洋経済新報社、より作成。

図2 公定歩合および預貯金金利の推移

て段階的に引下げられている。その後銀行預金金利は、1931年10月および同年11月の公定歩合引上げを受け、同年12月に上昇に転じた。これは先述の通り、金解禁政策を背景に、井上蔵相が大銀行、とりわけ三井をターゲットに金融を引き締めたことによるものである⁽³³⁾。

1932年8月には内閣が交代、高橋蔵相の登場とともに、公定歩合は再度4分2厘に引下げられた。以降、1933年7月から1936年3月は3分7厘、以降1930年代後半は3分3厘で推移している。井上財政期の1931年末の異常な例外時期を除き、1920年代後半から1930年代は趨勢的な低金利時代であった。一方、政策によって決定される郵便貯利率（通常貯金）については、1915年以降4分8厘で変化がなかった。これが引下げに転じたのは1930年10月、4分2厘に引下げられ、1932年10月に3分、1937年4月に2分7厘6毛と、1930年代において3度の引下げが実施された。この限りでは、1931年末の特殊な事態を除き、1920年代後半から1930年代の市場の低金利に追随しているように見える。

しかし、1920年代と1930年代後半以降では低金利の意味するところは大きく違っていた。井上財政期における低金利は、遊休生産設備の急増による遊資の発生にその根拠を置いていた。1930年の郵便貯金金利の引下げは、地方で続く銀行の動揺＝金融のシステムリスクに対応するという1920年代以来の銀行側からの要請に応える側面が強い。1932年高橋財政の下での郵便貯金金利の切り下げについても、前年末に進められた引締め政策を転換し、都市銀行の保有債券下落による収益悪化や地方ないし中小銀行の資金コスト上昇によって1920年代の銀行動揺、金融危機が再現することを抑えこむという高度な「政治判断」によるものであったと考えられる。しかし、この低金利政策への転換は、国債の日銀引受けの模索と同時進行していた。その意味で、銀行動揺が収まる1932年以降、低金利政策は金融市場の安定、昭和恐慌の打撃を受けた産業の振興というリノベーション政策を超え、満州事変によって公債発行の増大が見込まれたための国債価格維持政策という性格が強化されていくことになったものといえる。

ところが、遊休生産設備がなくなり、リノベーションが一応成功したとみられるようになった1936年に二・二六事件が発生、馬場、結城財政では公債拡大主義の歯止めが外されることになる。当面低金利政策によって国債価格は当面維持されたものの、国債大增発によるクラウディング・アウト＝金利高騰の潜在リスクと通貨膨張によるインフレリスクが共に高まることになった。このため結城財政の下では、郵貯金利の引下げと貯蓄奨励政策の推進という、本来相反するテーマが郵便貯金に求められることになった。さらに日銀引受けを補完するものとして、預金部資金による国債引受けが復活拡大され、郵便局による国債売出しも復活される。かくして「戦争経済」への急傾斜とともに、郵便貯金の増加は財政金融政策にとって不可欠な一環に組み込まれることになったのである⁽³⁴⁾。

金利とともに預貯金市場に影響を与える大きな要因は金融行政である。日本の金融行政は1920年代前半に銀行システムの不安定性がきわめて深刻化し、1920年代後半から1930年代に大きな転換点を迎えた。1920年下期から1923年上期にかけて普通銀行32行が支払停止に陥った。このうち1922年10-12月の銀行危機下に普通銀行11行の破綻が集中した⁽³⁵⁾。銀行の安全性が問われ、その整理と淘汰が進む。この過程においては、三井、三菱、住友、安田、第一からなる五大銀行と郵便貯金に預金が集中した⁽³⁶⁾。さらに、1927年3-5月に震災手形問題をきっかけ

33 佐藤（2016）によれば、この預金金利の引上げが銀行経営を圧迫することになった。

34 従来国債の発行は銀行シンジケート団と預金部が引受け、その残りを日銀が引受けたのに対し、これ以降は日銀引受の残りを預金部および日銀手持ち国債の郵便局売出しで調整する形に変質している。

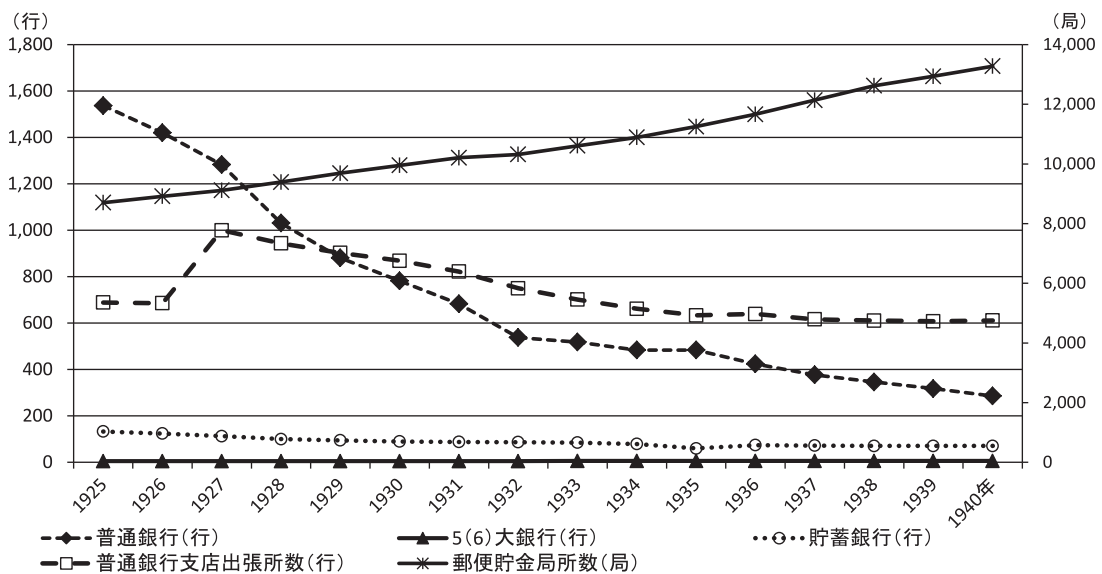
35 寺西重郎（1982）『日本の経済発展と金融』岩波書店、328頁。

36 金澤史男（2010）『近代日本地方財政史研究』日本経済評論社、182頁。

とする金融恐慌が生じた。この最中の1927年3月、抜本的な金融システム改革の柱として「銀行法」が公布（1928年1月施行）された⁽³⁷⁾。同法にもとづく競争抑制方針では、不健全な、あるいは弱小の銀行の整理＝退出は当然のこととされつつも、金融システム全体に与えるリスクを考慮し、政策的に銀行合同が進められた。他方、遊資を抱えていた大銀行は、不安定な預金が流入することで金融危機が伝搬されることへの警戒感から、支店政策に抑制的となった。すなわち、再編成の対象外であった大銀行も、預金銀行化にブレーキがかかったのである⁽³⁸⁾。

この結果、**図3**に見られるように、普通銀行数は1925年1,537行、1928年1,031行、1930年782行と半減、1936年からは一県一行主義に向けられた行政が強力に推進された。1922年の「貯蓄銀行法」により、先行して進められた貯蓄銀行の合同も合わせ、その預貯金市場に与えた影響は甚大であった。「銀行法」公布にともない、銀行が「支店其の他の営業所又は代理店を設置せんとするとき、本店其の他の営業所の一を変更せんとするとき、支店以外の営業所を支店に変更せんとするとき」は大蔵省の許可を必要とすることになった。戦後に引き継がれる店舗行政の出発である。1927年の統計数値の連結に不整合が見られるものの、銀行の再編成過程とそれに応じた銀行行政の展開によって、1920年代後半から普通銀行の本支店出張所数が一貫して減少し、預貯金吸収網に大きな影響が現れることになったのである⁽³⁹⁾。

民間金融機関の店舗政策変化に比して、郵便貯金の貯金吸収網は全く異なる動きを見せている。全国に散在する郵便局局所数は、1925年8,707局から1930年9,954局と5年間で約1,200局増加した。郵便貯金の不振によって事業予算が逼迫した1920年代半ば、郵便局増設に際しては、請願通信施設の制度を活用しながら、局間距離（郵便局間の距離が市内・近郊地500m以上、



(注) 五(六)大銀行数には、三井、三菱、住友、安田、第一の五大銀行に、1933年以降三和銀行が加わる。
(出所) 後藤新一(1970)『日本の金融統計』東洋経済新報社、および逓信省『貯金局統計年報』各年版、より作成。

図3 金融機関数および郵便局所数の推移

37 この具体的な施策は、①銀行の情報公開とモニタリングの促進、②最低資本金の設定による銀行の自己資本の充実を図ることが中心であった。(寺西重郎・中村尚史「序章第2節 政府の役割」、深尾京司・中村尚史・中林真幸編(2017)『岩波講座 日本の歴史4 近代2 第一次世界大戦期から日中戦争前(1914-1936)』岩波書店、32頁。)

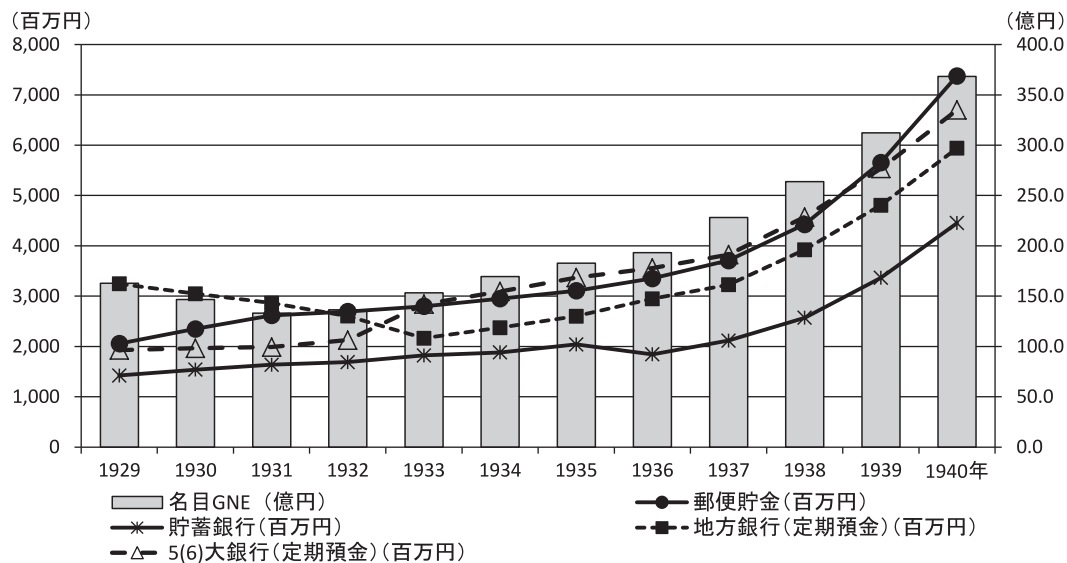
38 ただし、戦前の預金銀行化については、五(六)大銀行間でもかなりのスタンスの差があった。

39 銀行法が公布された1927年3月時点で、銀行法の資本金基準を満たしていなかった「無資格銀行」809行は、解散か他銀行との合併かの二者択一を迫られることとなった。(後藤新一(1973)『本邦銀行合同史』増補改訂版、金融財政事情研究会、259頁。)

その他は2 km以上)、通信力(郵便利用の質量)、享便戸数(500戸以上)を踏まえた設置基準が設けられた⁽⁴⁰⁾。さらに1934年に「通信事業特別会計」が発足したことにもない、郵便置局全般の改善が計画され、1936年「郵便事業更生十カ年計画」が策定される。同計画では、欧米先進諸国の通信機関の分布状況を参考とし、1936年度末において人口5,800人につき1局の割合で配置されていた窓口機関を、人口4,000人につき1局を配置する方針が定められ、1937年度以降10年間に窓口機関7,300局(このうち無集配三等局は6,200局)の増設を目指すという野心的なものであった⁽⁴¹⁾。

これは「先進国＝一等国」の世界水準に政策目標値を設定し、当面の設置基準に準拠させつつ、長期計画を通して実現を目指す日本の郵便局制度史上、画期的なものであった⁽⁴²⁾。1930年から1940年にかけて普通銀行が782行から286行に激減し、支店出張所数が6,755行から4,755行に減少したのと対照的に、このような意欲的な郵便局所政策により、郵便局所数は1936年度末1万1,667局から1940年1万3,278局、1944年1万4,238局と激増し続け、戦時体制に突入していく。さらに、それらの郵便局所と付帯する外延的施設が貯蓄奨励運動の拠点として、貯蓄吸収網の結節をなしていく。1932年の郵便貯金利子引下げと引き換えに、郵便貯金はこの「通信事業特別会計」を通じ、長期計画に則って貯蓄奨励の拠点を拡大していくことが可能になったのである。

以上、1920年代後半から1930年代の預貯金市場を規定した競争条件について確認したうえで、**図4**によって1930年代の預貯金市場を通観しよう。個人預貯金の対比を行うため、やや不正確ではあるものの、ここでは普通銀行預金は定期預金によって代表させている。まず目につくの



(出所) 後藤新一(1970)『日本の金融統計』東洋経済新報社、および通信省『貯金局統計年報』各年版、より作成。

図4 預貯金残高(名目)の推移

40 郵政省編(1960)『続通信事業史 第3巻郵便』財団法人前島会、32頁。

41 郵政省編(1960)、31頁。なお同会計の設立は、言うまでもなく直接郵便貯金の増加を目的とするものではなかった。そうであるがゆえに、金利問題とは異なり、銀行と比較した「不公平性」は直接問題にされず、また財政金融の不可欠な一環に組み込まれた郵便貯金の局所拡大による増加は、政府にとって切実な問いとなっていたのだといえよう。「通信事業特別会計」による郵便局の改善整備および拡大については、田原啓祐(2015)「戦前昭和期の郵便事業」、『郵政博物館 研究紀要』郵政博物館、第7号、14-39頁、が詳細な分析を行っており、同論文を参照されたい。

42 この設置基準については、その後漸次改定がなされているものの、その目標値については戦後に継承され、局所政策のベースとされたが、現在に至るまで目標はクリアされていない。この時期の通信官僚の政策立案意識の高さを見る事が出来る。

は、1930年から1933年まで、地方銀行の定期預金の減少が著しいことである。この間も引き続き弱小な地方銀行からの預金流出が続いていたことは明らかである。一方、五大銀行は一貫して定期預金を増やしており、1933年の三和銀行設立によって六大銀行となったあたりで地方銀行預金を上回り、郵便貯金残高に追いつく増勢を見せている。これにより、1920年代に始まった地方銀行から五大銀行への預金シフト、預金集中が、1930年代前半にも進んでいたことが判明する。一方、1920年代に合同が一定程度進められていた貯蓄銀行は、1930年代には漸増傾向をたどっている。1933年までの預貯金市場をベースにおいて規定していたのが、1920年代における銀行動揺＝信用不安であったことは、これをもっても明らかであろう。

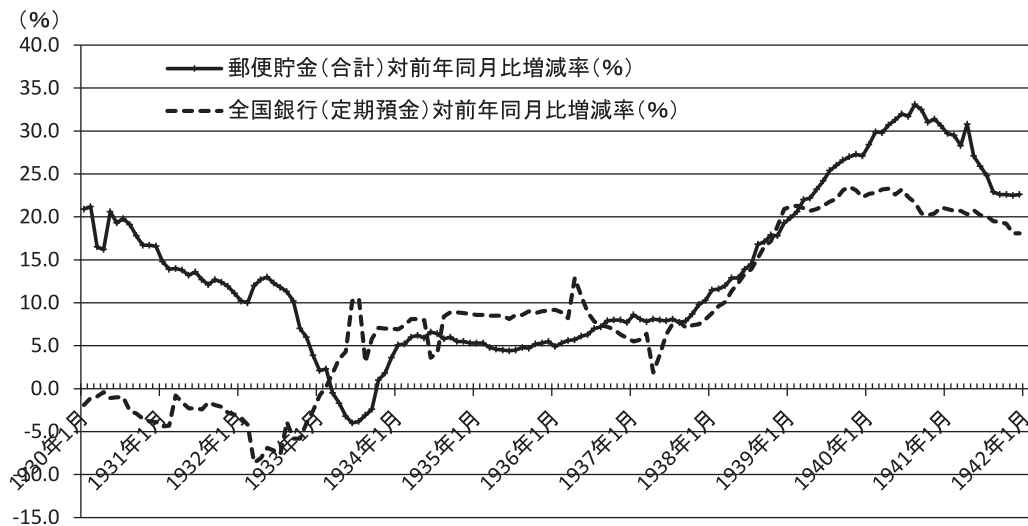
これに対し、注目される動きを見せたのが郵便貯金である。1931年までの増勢は1932年に鈍化しており、同年の郵便貯金利率の引下げが影響したことが見て取れる。残高ベースでは明らかにならないが、同年度の預払を通じて大口貯金が払い戻され、小口化が進んでいた⁽⁴³⁾。それらの貯金は、五（六）大銀行や相対的に安定を取り戻していた貯蓄銀行にシフトしたことが考えられる。すでに見たように、この時の郵便貯金の金利引下げは郵便貯金への資金偏在の是正という意味合いを持っていたから、これは政策的には成功であったと評価されよう。1933年からは高橋財政によるリノベーション政策の効果が現れてくる。地方銀行定期預金は同年に底を迎え、五（六）大銀行定期預金残高は郵便貯金残高を超える。自小作農民の平均農業所得も底を打ち、翌1934年には地方銀行定期預金が上昇に転じ、他の預貯金を超える伸び率で残高を増やしていく⁽⁴⁴⁾。なお、1936年の貯蓄銀行の貯金減少は、1936年9月に川崎貯蓄、東京貯蔵銀行が親銀行である川崎第百銀行に合併されたことによる。貯蓄銀行法施行以降ほとんど減少することのなかった貯蓄銀行の総預金は、1936年上期末の21億3,700万円から同下期末18億4,300万円へ減少したのであるが、これは一回限りの集計上の特殊な事情によるものである⁽⁴⁵⁾。

1920年代の銀行動揺の影響は、1930年代中頃には一応吸収され、以後預貯金市場は次第に異なる影響によって規定されるようになる。1931年以降、実質GNPを下回っていた名目GNPが1936年に実質値を上回った。デフレーションが解消され、1937年になるとインフレーションの発生が鮮明になる。ここで注目されるのは、1937年4月に実施された郵便貯金金利引下げの効果である。この時郵便貯金利率は、普通貯金（内地）が3分から2分7厘6毛に、据置貯金は3分2厘4毛から3分3毛6糸に引下げられた。これにより、種別では相対的に有利に利子が設定されていた積立貯金および月掛貯金残高が減少し、それを越えた普通貯金の急増によって、1932年を上回る払い戻しの大口化と預け入れおよび現在高の小口化が進行した。金利感応的な大口貯金の流出によって、1932年に続く郵便貯金の零細化が進んだのである。図5より対前年同月比の増減率を見ると、郵便貯金の残高ベースでは上昇を続けている。1936年以降一人当たり名目個人可処分所得が急伸し、一人当たり名目個人消費支出との乖離が広がっていくことを考慮すれば、1937年における郵便貯金の増加は、大口貯金の流出高を超え、消費財価格の急騰＝インフレによる「強制貯蓄」によるものであった可能性が高い。この点は銀行個人預金も同様であろう。同年大蔵省外局に「国民貯蓄奨励局」が新設され、その諮問機関として「国民貯蓄奨励委員会」が設置され、1938年4月には「国民貯蓄奨励ニ関スル件」が閣議決定され、国民貯蓄増強策が国策として実施され、日露戦時に続く「戦時」運動が再現されることになった。郵便貯金は1938年から1939年にかけて大きな伸びを見せ、その残高は再度五（六）大銀行を上

43 『東京朝日新聞朝刊』1933年5月20日、4頁、および1933年9月6日、4頁。

44 中村（1993）、123頁。

45 協和銀行行史（1969）『本邦貯蓄銀行史』協和銀行、230頁。



(出所) 逓信省『貯金局統計年報』各年版、および日本銀行調査局『本邦経済統計』各年版、より作成。

図5 郵便貯金（合計）と全国銀行（定期預金）の対前年同月比増減率の推移

回り、1940年に圧倒的な強さを発揮するに至ったのである。

しかし、1940年9月に入ると、郵便貯金の増勢は鈍化を始める。したがって、同時期の市場環境にあって郵便貯金が伸びていく上限であったと考えられる。翌1941年12月8日真珠湾攻撃によって日本は第二次世界大戦に突入、戦時公債の急膨張が不可避となる。戦争遂行のための国債消化力増強にとって、郵便貯金の恒常的増加は必須課題となったが、奨励の運動化によるテコ入れだけではこのような課題がもはや担いきれないことは明らかであった。このことから、1941年10月、インフレ下の貯蓄にインセンティブを与えるため、長期安定的に保有することが有利となる貯蓄商品として価格競争力をも持たせた定額貯金が開設されることになったのである。

4 おわりに

郵便貯金利率の決定は、政策金利であったことによる非弾力性という特徴に加え、国営の貯蓄機関であるという性格から、当該期日本経済の動向を反映し、財政金融政策の劇的な変化に組み込まれて実施されたものである。この郵便貯金利率は、人為的低金利政策の下、1937年にボトムを迎える。郵便貯金には、1941年10月定額貯金制度および積立貯金制度、1942年5月郵便貯金切手制度および特別措置貯金制度、1944年12月団体貯金特別取扱制度が続々開設された。インフレによる「強制貯蓄」に始まった1930年代後半の郵便貯金の急伸は、戦時下の動員を通じて運動による半強制貯蓄の様相を強め、さらに1940年代に入ると、預貯金市場もまた統制経済の進展を通じ、市場としての機能を失うことになっていった。日銀の赤字国債引受による財政膨張、人為的低金利政策と金利統制、統制的金融行政、そしてこれらを補完するものとしての郵便貯金の増強および預金部資金の多角的運用という戦前期郵便貯金の構図が1940年代初頭に出揃うことになったのである。これらの諸制度にあって、定額貯金だけがインフレに抵抗力があり、インセンティブをもたせる貯蓄商品であったことが、戦後の郵便貯金にとってきわめて重要となった。

戦後は均衡財政主義、国債不発行主義を原則とすることになったが、債券流通市場は事実上閉鎖状態にあり、金利規制と融資規制による人為的低金利政策が継続され、銀行経営は厳しく規制され続けた。一方、郵便貯金については、定額貯金の有利性は戦後に持ち越された。貯金吸収の拠点としての郵便局の拡充は敗戦後一時停滞したものの、田中角栄が郵政大臣になると

ともに戦前目標が復活され、大拡張の時代に入る。大蔵省預金部はGHQによって否定されたものの、それに代わるものとして、高度成長の開始とともに、政府系金融機関と政策目的にしたがった公庫—公団が重層的に展開され、戦後財政投融资制度が展開されていくことになったのである⁽⁴⁶⁾。

(いとう まりこ 静岡英和学院大学 人間社会学部 准教授)

46 この点については、伊藤真利子（2017）「高度成長期郵便貯金の地域的展開—戦後『郵貯増強メカニズム』の形成・神奈川県の事例を中心として—」、郵政博物館『郵政博物館 研究紀要』第8号、24-44頁を参照されたい。

研究ノート

戦時下の通信職員教育

—通信青年訓練所の基礎的研究—

後藤 康行

1 はじめに

本稿は、1941（昭和16）年4月から1945（昭和20）年8月まで存在していた通信青年訓練所に焦点を当てるものである。通信職員の教育史については、通信同窓会が編集・発行した『通信教育史』（1984年）と『通信教育百年史』（1992年）という充実した先行研究がすでに存在しているが、通信青年訓練所については紹介程度の記述のみで、詳しくは触れられていない⁽¹⁾。郵政省が編集した『続通信事業史 第二巻 職員』（財団法人前島会、1961年）においても同様である⁽²⁾。

通信職員の教育施設といえば、1909（明治42）年に創設された通信官吏練習所（通信省所管）と、1921（大正10）年に創設された通信講習所（各地の通信局所管）が挙げられる。どちらも単なる職員養成のための教育機関ではなく、文部省所管学校の進学ルートと結びついており、特に通信官吏練習所は、立身出世を目指す若者の期待に応える一定の役割を果たしていた⁽³⁾。当時の社会的評価としては、通信官吏練習所は高等学校相当、通信講習所は中学校相当だったようで、通信官吏練習所の卒業生からは、多数の高等文官試験合格者を輩出しており、その数は東京および京都の帝国大学には及ばないものの、東北帝国大学や早稲田大学と同水準という、上位の合格者数であった⁽⁴⁾。

通信官吏練習所は、創設から1939年度末までの卒業生の総数は3,850人であった⁽⁵⁾。この間、通信職員は9万人から29万人ほどに増大している⁽⁶⁾。また、通信青年訓練所が存在していた戦時下の通信官吏練習所の卒業生の数は、定員増加が行われたので、年間で500人から1,100人程度となっていた⁽⁷⁾。格段に卒業生の数が増大したわけだが、この時期の通信職員の数は約35万人である⁽⁸⁾。通信官吏練習所は、通信職員にとって狭き門であった⁽⁹⁾。

- 1 財団法人通信同窓会編集・発行『通信教育史』1984年、465～466頁。
- 2 郵政省編『続通信事業史 第二巻 職員』財団法人前島会、1961年、370～371頁。
- 3 通信官吏練習所、通信講習所については、先に挙げた文献のほか、三上敦史「通信講習所・通信官吏練習所に関する歴史的研究—文部省所管学校との関係に注目して—」（『日本の教育史学 教育史学会紀要』第50集、2007年10月）のなかで詳細に論じられている。
- 4 前掲三上「通信講習所・通信官吏練習所に関する歴史的研究」。
- 5 前掲郵政省編『続通信事業史 第二巻 職員』346頁。
- 6 郵政省編『郵政百年史資料 第三十巻 郵政統計資料・駅通局統計書・郵政百年史資料総目次』（2版）吉川弘文館、1980年、83～85頁。
- 7 前掲郵政省編『続通信事業史 第二巻 職員』347～355頁。通信官吏練習所は、通信省が鉄道省と合併して運輸通信省となった1943年11月には通信官吏練習所と改称、1945年4月には組織の簡素化と教育の一体化を図るため、通信官吏練習所と通信講習所が統合、前者は高等通信講習所、後者は普通通信講習所となった（同350～351頁）。
- 8 前掲郵政省編『郵政百年史資料 第三十巻 郵政統計資料・駅通局統計書・郵政百年史資料総目次』（2版）85頁。
- 9 通信官吏練習所には、通信職員以外も入所することができたので（前掲三上「通信講習所・通信官吏練習所に関する歴史的研究」）、通信職員からすれば、より狭き門と感じたことだろう。

一方、通信講習所のほうは、戦時下には年間で6,500人から9,500人ほどの卒業者がいたので、こちらは多くの若き通信職員たちの学びの場となっていた⁽¹⁰⁾。通信青年訓練所の入所者の数は、1943(昭和18)年には3万2,000人に達していた⁽¹¹⁾。詳しくは後述するが、通信講習所の卒業者の一部が通信青年訓練所に編入するという決まりが存在していた。戦時下において、10代半ばから後半の通信職員の多くが通信青年訓練所に入所していたといえよう。

では、通信青年訓練所はなぜ創設されたのか。また、いかなる教育施設であったのか。通信青年訓練所を考察することは、これまでの通信職員の教育史の空白部分を埋めることにつながる。さらには、若き通信職員たちに対して、戦時下の国家が何を求めていたのかを明らかにすることにもなるだろう。

なお、本稿では通信青年訓練所を考察する際の主な史料として、『通信公報』と『熊本通信局報』を利用する⁽¹²⁾。どちらも郵政博物館所蔵である。『熊本通信局報』を利用することは、考察の対象が熊本通信局管内(九州)に限定されることを意味する。そのため、本稿では同史料を多用する第3節第3項以降は、九州における通信青年訓練所の事例研究となっている。現時点では、上記の史料以外に、通信青年訓練所を考察するのに適している史料の存在を確認できていないので、こうした形となった。史料の引用に際しては、仮名遣いはそのままとしたが、旧字体は新字体に改めた。

2 通信職員の種類と条件

現代では想像しにくいかもしれないが、かつては年齢が10代半ばの通信職員というのはあり得た。そこで通信青年訓練所の考察に入る前に、まずは通信職員の種類と、職員になるための条件について確認しておく。

前述したように、戦時下の通信職員の数は約35万人である。通信省の次官や省内各局の局長、各地の通信局長などは勅任官であり、省内および通信局の書記官や事務官などは奏任官であった⁽¹³⁾。これら高等官は1,000人程度で、全体からすればごく一部である⁽¹⁴⁾。書記や書記補、技手、特定郵便局長などの判任官は4万人から5万人ほどいた。通信官吏練習所および通信講習所の教官は奏任官か判任官であった。このほか、通信手および通信手が判任官待遇であり、それぞれ1万人ほどいた。

最も多かったのは、雇員である。これには事務員、工務員、電話事務員、船長、自動車運転手などの一般雇員と、集配員、機械工具、線路工員の特務雇員があり、25万人以上いた。この

10 前掲郵政省編『統通信事業史 第二巻 職員』356～365頁。卒業者ではなく入所者の数だが、創設当初も6,000人ほどであった。ただ、1920年代後半になると、関東大震災を契機とした行財政整理のあおりを受け、多くの支所が廃止となったため、入所者の数が3,000人を下回るという時期もあった(前掲三上「通信講習所・通信官吏練習所に関する歴史的研究」)。

11 前掲郵政省編『統通信事業史 第二巻 職員』370～371頁。

12 それぞれの史料については、拙稿「戦時下の通信職員組織・通信報国団に関する基礎的研究」(『郵政博物館 研究紀要』第5号、2014年3月)、同「九州における通信報国団—熊本支団の研究—」(『郵政博物館 研究紀要』第7号、2016年3月)のなかで紹介しているので参照されたい。

13 東京都市通信局編『事業概要』日本合同通信社、1942年、36～37頁、通信事業研究会『通信講習所普通部 通信事業概要(講義案)』文学社、1944年、66～67頁。通信省が運輸通信省へと改編されてからは、運輸通信省の外局として通信業務を司る通信院が設置された。1945年5月には、通信院は運輸通信省所管から内閣所管となり、通信院と改称された。組織改編後で次官に相当したのは、通信員総裁、通信院次長である。

14 前掲郵政省編『郵政百年史資料 第三十巻 郵政統計資料・駅通局統計書・郵政百年史資料総目次』(2版)85頁。以下、本節の記述は、注記がない限りは同書と注13の二つの文献(『事業概要』36～39頁、『通信講習所普通部』60～67頁)を基にしている。

ほか技工、給仕などの傭人がおり、1万人ほどであった。

高等官になるには、高等文官試験の行政科に合格する必要があるが、事務官には判任官として5年以上勤めていれば、任用される可能性があった。判任官には、中学校の卒業者や2年以上文官の職にあった者、4年以上雇員であった者などが任用されるが、それ以外に通信官吏講習所および通信講習所の卒業者も任用資格を得ることができた。なお、判任官でも特定郵便局長への任用は、20才以上の男子で、相当の資産・学識才幹を有する者という独自の決まりがあった。

判任官待遇である通信手は、特定もしくは指定郵便局⁽¹⁵⁾にて事務員として3年以上勤務し、成績優秀とされた者のなかから、通信局長を委員長とする銓衡委員らが任用した。同じく判任官待遇である通信手は、特務雇員として10年以上在職し、役職に就いた者のなかから、通信手銓衡委員によって任用された者、もしくは20才以上で、特務雇員として1年以上在職し、成績優秀として所属部署の長からの推薦を受け、その上で通信手試験に合格した者が任用された。

一般雇員の資格は、学歴は国民学校高等科修了程度で、年齢は、事務員は14才以上、工務員は16才以上、電話事務員は14才以上23才以下の女性などであった。特務雇員は、学歴は一般雇員と同様で、年齢は14才以上50才以下であった。このほか、2年以上傭人として勤務していれば、雇員として採用された。傭人は、身体強健、思想健全と認められれば採用された。雇員・傭人ともに採用試験が存在していたが、労働力の増加が求められた戦時下では、試験は形式的なものとなっていた。

以上が通信職員の種類および職員になるための条件である。実際にあり得たかどうかは別にして、形としては傭人として採用が始まった者でも、長く勤めていれば奏任官である事務官まで昇格できることにはなっていた。職員全体のなかで占める割合が最も大きい雇員には、10代半ばの年齢でなることができた。通信青年訓練所に入所した若き職員の大部分は、雇員であったと考えるのが妥当であろう。

3 各種規定にみる通信青年訓練所

(1) 創設と目的

通信青年訓練所は、1941年4月1日に創設された。これは、青年学校の義務化に対応するためであった⁽¹⁶⁾。1935（昭和10）年4月1日、青年訓練所と実業補習学校を統合する形で青年学校は生まれた。青年学校には、尋常小学校を卒業した男女が入学する普通科（2年）、普通科の修了者および高等小学校を卒業した男女が入学する本科（男子5年、女子3年）があり、そのほか研究科や専修科などがあった。創設を主導したのは、文部省と陸軍省であった。創設の目的は、中等・高等教育機関に進学しなかった若者たちへの教育機会の提供というよりも、若者たちの心身の鍛錬、徳育の涵養を図ることで、国家を支える国民としての資質を向上させていくことにあった⁽¹⁷⁾。

15 当時の郵便局には普通・特定・指定という3つの区分があった。普通郵便局は、土地・局舎の管理や業務の経営などは国家が直接行った。特定郵便局は、土地・局舎は地方の名士からの提供を受け、特定郵便局長が業務の運営費を経費（渡切費）として国家から支給される形で経営を行った。指定郵便局は、特定郵便局のなかから選ばれた一部の郵便局である。特定局と指定局の違いは、前者の局長は郵便切手と収入印紙を割引で買い受け、それを通常価格で売ることによって生じる差額を利益として得ることができるのに対し、後者の局長はそれができない。なお、普通郵便局長もこれはできない。数としては、圧倒的に特定郵便局が多く、1940年度末で特定局が1万2,886、普通局が412、指定局が42であった（前掲東京都市通信局編『事業概要』18頁、35～36頁、前掲通信事業研究会『通信講習所普通部』21～23頁）。

16 前掲『続通信事業史 第二巻 職員』370頁。

1939年度からは、青年学校の男子義務化が実施された⁽¹⁸⁾。前節で記したように、通信職員には高等小学校(1941年度より国民学校高等科)を卒業していればなることができた。つまり、通信職員のなかには、義務化された青年学校に入学しなければならない若者がいたわけである。通信省としては、通信職員のみ例外ということはできない。かといって、採用したばかりの職員をすぐに青年学校に通わせていたら、業務の遂行に滞りが生じる可能性もある。そこで、通信省自らが職員向けの青年学校として、通信青年訓練所を創設することになったのである⁽¹⁹⁾。

1941年4月1日、通信省は「通信青年訓練所規程」(公達第325号、以下、規程と略記する)を、通信大臣(村田省蔵)から全職員に向けてという形で発した⁽²⁰⁾。規程第1条によると、通信青年訓練所は「青少年従事員ニ対シ其ノ心身ヲ鍛錬シ徳性ヲ涵養スルト共ニ業務及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ従事員タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス」とある。これは、青年学校のことを規定した青年学校令の第1条とはほぼ同じ内容である⁽²¹⁾。この目的をみれば、通信青年訓練所が通信省版の青年学校であったことは明らかである⁽²²⁾。

同年5月9日には、通信青年訓練所は青年学校に相当するものだとし、文部大臣(橋田邦彦)より指定を受けた⁽²³⁾。この指定の意味するところは、青年学校令第12条第7号により、通信青年訓練所の卒業者は文部大臣の指定を受けた者に該当するようになり、同卒業者は青年学校に就学する必要がないこと、そして、青年学校令施行規則第32条第1号により、通信青年訓練所の課程が青年学校の課程と同等以上であると認められたことであった⁽²⁴⁾。

さらに6月3日には、文部大臣と陸軍大臣(東條英機)から、通信青年訓練所は青年学校の課程と同等以上であるとの認定を受けた⁽²⁵⁾。この認定の意味するところは、兵役法第14条および兵役法施行令第34条により、通信青年訓練所の卒業者は在営期間の短縮が認められる可能性があったということである⁽²⁶⁾。青年学校では、男子義務化の開始とともに、卒業者に与えられていた6ヶ月の現役期間短縮特典が廃止されていた⁽²⁷⁾。理由は定かではないが、兵役という点で、通信青年訓練所の卒業者は青年学校の卒業者よりも優遇されていたのである。

(2) 学校としての概要

通信青年訓練所への通学期間は5年であった(規程第2条)。各地への設置については、通信大臣の承認を経てから通信局長が決定することになっていた(規程第3条)。最終的な設置数は不明だが、1943年には全国で242ヶ所設置されていた⁽²⁸⁾。なお、地域によっては入所対象

17 八本木浄『戦争末期の青年学校』日本図書センター、1996年、15～27頁。

18 同前。

19 前掲『続通信事業史 第二巻 職員』370頁。

20 『通信公報』第4228号、1941年4月1日。以下、規程に関する記述は、注記がない限りは同史料を基にしている。

21 本稿では、青年学校令の条文は、小田定一、森三郎『青年学校令要義』(青年教育普及会、1943年)を参照した。

22 規程発表と同時に創設された通信青年訓練所は、前述したように1945年8月まで存在していたが(前掲『続通信事業史 第二巻 職員』370～371頁)、規程廃止の正確な日付は不明である。青年学校は、1948年3月31日をもって全て廃校となっているので(鷹野良宏『青年学校史』三一書房、1992年、238頁)、その頃までには規程も廃止されていたと思われる。

23 『通信公報』第4286号、1941年6月11日。

24 本稿では、青年学校令施行規則の条文は、前掲小田、森『青年学校令要義』を参照している。

25 前掲『通信公報』第4286号。

26 本稿では、兵役法および兵役法施行令の条文は、桑田理吉『改正兵役法と関係法規の解説』(西濃印刷出版部、1940年)を参照している。

27 三上敦史『近代日本の夜間中学』北海道大学図書刊行会、2005年、287頁、前掲鷹野『青年学校史』188頁。

となる通信職員が少数ということもあったので、その場合は既存の青年学校に通信職員限定の学級を編成するか、青年学校でほかの生徒たちと同様の学級で学ぶということになっていた⁽²⁹⁾。通信職員を受け入れる青年学校にとっては負担が増すので、通信省は謝金として1学級ごとに年間200円程度、そのほか電灯代や水道代なども月単位で支払っていた⁽³⁰⁾。

入所対象者は、青年学校の普通科修了者と国民学校高等科修了者で（規程第8条）、「満十四歳ヲ超エ満十九歳（中略）ニ至ル迄ノ男子従事員」（規程第9条）であった。ただ、高等学校尋常科修了者、中学校在学者および同第4学年修了者、青年学校本科修了者、通信講習所在学者および同高等科各部の卒業生など、いくつか入所除外対象となる条件は存在した（同前）。また、編入の条件も細かく決められており、例えば師範学校本科第1部第1学年修了者は第3学年に編入、通信講習所普通科各部卒業生は第3学年に編入となっていた（規程第10条）。

授業の種類は、修身および公民科、普通学科、職業科、教練科の4種類があった（規程第12条）。課せられた時数は、第1・第2学年が修身および公民科20、普通学科50、職業科70、教練科70の210、第3から第5学年が修身および公民科20、普通学科と職業科を合わせて90、教練科70の180であった（規程第13条）。これら義務時数に加えて、各科目10時数ずつの増加時数が設定されていた（同前）。この科目および義務時数は、青年学校令施行規則第1条で定められた青年学校のものと同様であった。

通信青年訓練所の職員には所長、講師、書記の3種類があり（規程第4条）、それぞれ通信局長が任命することになっていた（規程第5から第7条）。訓練所全般を掌握する所長には通信書記や特定郵便局長が、入所者への指導を掌握する講師には特定郵便局長や通信手が、庶務を担う書記には通信手が任命されていた⁽³¹⁾。

なお、青年学校の場合は、教員の資格が青年学校教員資格規程第1条・第2条で定められており、文部大臣や地方長官の認可を受けた者、国民学校訓導の免許状を有する者、青年学校教員養成所を卒業した者などが該当した⁽³²⁾。ただ、実際に専任教員の数が増えたのは戦時下の後半で、それまでは国民学校との兼任教員や在郷軍人による授業が多かったという⁽³³⁾。講師が通信職員であった通信青年訓練所も、設置地域内の国民学校の教員や在郷軍人の協力を得て授業を行っていたと思われる。

(3) 制服

通信青年訓練所では制服が採用されていた。規程には、制服に関する条文はないので、全国的に採用されていたのかは不明だが、熊本通信局管内では採用されていた。同管内には、青年学校設置の学級も含め、48ヶ所の通信青年訓練所が設置されていたことが確認できる（甘木、飯塚、伊田、伊万里、大分、大牟田、折尾、鹿児島、鹿児島第二、鹿児島女子、桂川、鹿屋、鹿屋女子、唐津、串木野、熊本鉄郵、熊本女子、久留米、小倉、後藤寺、佐賀、佐賀第二、佐々、佐世保、

28 前掲『続通信事業史 第二巻 職員』371頁。

29 同前。

30 『熊本通信局報』第1703号、1943年8月31日。

31 『熊本通信局報』第1679号、1943年6月8日、同第1726号、1943年11月19日、同第1728号、1943年11月26日。

32 本稿では、青年学校教員資格規程の条文は、前掲小田、森『青年学校令要義』を参照している。青年学校教員養成所は、文部大臣の認可を受ければ全国各市に設置することができた。青年学校教員養成所令は、『青年学校令要義』に収録されている。

33 前掲八本木『戦争末期の青年学校』31～31頁。青年学校教員養成所は、1944年2月の師範教育令の改正を受け、青年師範学校となり、青年学校の教員養成の充実が図られた（同170～171頁）。

島原、川内、竹田、筑後福島、戸畑、長崎、長崎第二、中津、那覇、直方、延岡、日向福島、福江、福岡、福岡第二、福岡女子、別府、三重、宮崎、門司、門司女子、柳河、八幡、若松)⁽³⁴⁾。

1941年12月27日、熊本通信局管内通信青年訓練所生徒服制（以下、服制と略記する）が制定された⁽³⁵⁾。服制によると、制服は国民服の乙号型とされ⁽³⁶⁾、帽子は戦闘帽、靴は編上靴とするも、短靴、運動靴、地下足袋での代用も可能であった。帽子には、黄色の布もしくは糸にて郵便マーク（〒）を帽章として刺繍することとされた。

服制制定の目的は、制服により「訓練所生徒ノ心身合一ヲ図リ以テ授業成績ノ昂揚ヲ企図セントスル」ところにあった。なお、節約の観点から、すでに類似の制服を所有している場合はそちらを使用し、私服を新調しようと考えている者はそれを止め、制服を用意することが求められた。制服を用意するための費用は、本人の負担であった。

1943年11月5日、この服制が改正され、新たな服制が施行された（服制の名称は先のものと同様、以下、服制改と記す）⁽³⁷⁾。襟は低襟とし、カラーをつける。胸部ポケットを左右につける。剣吊をつける。ズボンの後部左右にポケットをつける。色は茶褐色とするなど、服制改は制服のデザインについて細かく規定していたが、基本は国民服乙号型に準じるものとされていた。

服制改になって、制服のデザインが大きく変わったのは帽章である。以下の図は、服制改に基づいた通信青年訓練所制服デザインである⁽³⁸⁾。帽章のデザインは、それまでは郵便マークだけの簡素なものであったが、新たなものは郵便マークに加え、「青」の文字が入っている。これにより、通信青年訓練所の徽章であることが明確になった。なお、左右の植物はツクシとスギナであろうか。筆者は植物の知識を有していないので、この点の分析は課題としておく。

服制改施行にあたり、通信青年訓練所生徒制服貸与内規も同日に制定され、制服一式（帽章も含め）が貸与されることになった⁽³⁹⁾。これは、「生徒ノ経済的負担ヲ緩和セシメガ為」であった。制服は、生徒が卒業、退職、死亡したときなどは返納とされ、汚損したときの洗濯、修繕、代用品の購入などの費用は生徒の支払いであった。ほかの学校の制服を貸与されている生徒は、この内規の対象外とされた。すでに労働者となっていた通信青年訓練所の生徒たちに制服を着用させることは、生徒たちの「心身合一」「授業成績ノ昂揚」を

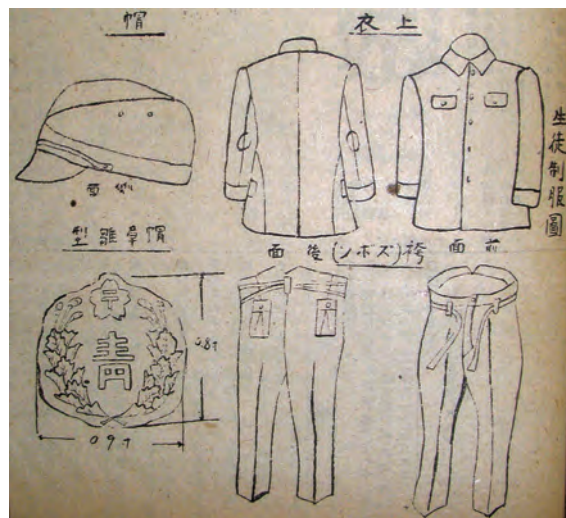


図 通信青年訓練所制服デザイン

- 34 『熊本通信局報』第1591号、1942年7月28日、同第1726号、同第1727号、1943年11月24日、同第1728号、同第1730号、1943年12月3日、同第1731号、1943年12月7日、同第1732号、1943年12月10日、同第1733号、1943年12月14日、同第1736号、1943年12月24日、同第1739号、1944年1月7日、同第1768号、1944年4月18日、同第1868号、1945年4月6日。青年学校の女子義務化は実施されないが、1944年度に熊本通信局管内において女子通信青年訓練所が設置された。
- 35 『熊本通信局報』第1535号、1942年1月13日。以下、服制に関する記述は、注記がない限りは同史料を基にしている。
- 36 1940年11月に公布された国民服令によって制定された国民服は、男性の場合は甲号と乙号の2種類が、女性の場合は甲乙および一部式、二部式など7種類が存在した（井上雅人『洋服と日本人 国民服というモード』廣済堂出版、2001年、50～53頁）。
- 37 『熊本通信局報』第1725号、1943年11月16日。以下、服制改に関する記述は、同史料を基にしている。
- 38 出典は、『熊本通信局報』第1725号。
- 39 同前。以下、通信青年訓練所生徒制服貸与内規に関する記述は、同史料を基にしている。

図ることに加えて、生徒たちの頭を「働く」から「学ぶ」に切り替えさせる意味があったものと思われる。

4 出席の奨励

青年学校の男子義務化に伴い、通信青年訓練所は設置されたわけだが、設置当初の若き通信職員たちの全てが通学に積極的であったとはいえない。熊本通信局では、「青年訓練所ヨリノ報告」を受け、「出席率著シク不良ノモノアリ」ということが問題になっていた⁽⁴⁰⁾。若き通信職員たちにしてみれば、職員と生徒という立場を両立させることが大きな負担となっていたのである。熊本通信局としても、そのことは承知しており、各部署の責任者に対し、職員たちが生徒として十分な授業を受けられるようにするため、職場での負担を和らげることを求めている⁽⁴¹⁾。

各訓練所でも、出席率の向上を目指して様々な対応が図られていた。小倉通信青年訓練所では、1943年7月から8月にかけて「皆出席必成期間」なるものを実施した⁽⁴²⁾。その内容は、生徒たちを所属部署（郵便、電信、貯金、保険、庶務、工事）単位で班に分け、出席率を競わせ、成績優秀な班には賞品を授与、出席率90%を下回る生徒には補習を実施するというものであった。その結果、普段は82%であった出席率が、期間中は88%に上昇した。

那覇通信青年訓練所では、出席率の向上を目指すだけでなく、生徒たちの支援全般を行っていくため、1943年11月11日、那覇通信青年訓練所後援会が設置された⁽⁴³⁾。同会は、那覇郵便局員、那覇電気通信工事局員、那覇通信青年訓練所生徒父兄によって構成され、会員数は145人であった。

会員は、生徒たちの生活を注視し、相談相手となることが求められた。また、時には授業を参観、訓練所施設を見学し、所長に意見を進言することができた。小倉通信青年訓練所のような出席率優秀者への表彰、出席率のよくない生徒への説諭も会員が行った。同会の運営費用は、通信報国団および有志からの寄付で賄われた⁽⁴⁴⁾。こうした後援会は、福岡通信青年訓練所でも設置されていた⁽⁴⁵⁾。

職場での協力、さらには各通信青年訓練所での取り組みの結果、出席率は訓練所設置当初よりも上昇していったものと思われる。ただ、賞品を用意し、さらには父兄まで動員しなければ出席率の向上が実現できなかったとすれば、生徒たちにとって通信青年訓練所に通うことは、負担であり続けたといえよう。

5 授業の査閲

青年学校では、陸軍将校による教練科授業の査閲が義務づけられていた⁽⁴⁶⁾。これは、通信

40 『熊本通信局報』第1541号、1942年2月3日。

41 『熊本通信局報』第1591号。

42 『熊本通信局報』第1702号、1943年8月27日。以下、「皆出席必成期間」に関する記述は、同史料を基にしている。

43 『熊本通信局報』第1727号。以下、この後援会に関する記述は、注記がない限りは同史料を基にしている。

44 通信報国団とは、全ての通信職員の一体化を図るため、1941年4月20日に設立された通信職員組織である。通信報国団の詳細については、注12の拙稿を参照されたい。

45 『熊本通信局報』第1728号。

46 前掲八本木『戦争末期の青年学校』63頁。

青年訓練所も同様であった。本節では、査閲の結果から、通信青年訓練所の授業の様子を再現していく。教練科が授業の全てではなかったが、授業のなかで占める割合としては最も大きかったので、通信青年訓練所の授業内容を考察する上で、査閲結果を分析することは有効であろう。なお、ここで触れる査閲は、全て1943年度に行われたものである。

9月20日、飯塚通信青年訓練所への査閲が飯塚中央国民学校校庭にて行われた⁽⁴⁷⁾。同地域内の青年学校と合同での査閲であったようだ。査閲官は木原寿雄陸軍大尉、出席した生徒は57人(出席率約86%)であった。行進、敬礼、銃剣術、体力、躰などは概ね良好という評価であったが、敬礼中の目の動きや射撃中の姿勢の矯正など、細かな改善点も示された。「訓育ハ不充分」「服装態度稍程度低シ」という評価も示されたので、全体としては厳しい査閲結果であった。

10月1日、柳河通信青年訓練所への査閲が山門郡三橋村高畑公園にて行われた。査閲官は江口庫一郎陸軍中佐、出席した生徒は62人(出席率約93%)であった。江口は生徒たちよりも訓練所へのチェックが細かく、「教練用具ノ完備ニ努力スルコト」「真銃刺突ハ好マズ一考ヲ要ス」「照準鑑査鏡(六円程度)購入スルコト」「後援機関ハ可及的速ニ完備セシムルコト」などと示した。前節で訓練所の後援会について述べたが、ここでは査閲官が後援会の設置を奨励していた。

10月3日、川内通信青年訓練所への査閲が鹿児島県立川内中学校校庭にて行われた。査閲官は有蘭寛陸軍大尉、出席した生徒は22人(出席率約96%)であった。有蘭は、個々の教練についての言及はせず、全体として「成績ハ予想以上極メテ好成绩」という評価であった。また、訓練所での結果を「平素郵便局ノ業務」にも活かしてほしいと要望した。

10月5日、後藤寺通信青年訓練所への査閲が後藤寺町立東青年学校にて行われた。査閲官は佐々木周蔵陸軍中佐、出席した生徒は34人(出席率約74%)であった。この出席率について、佐々木は「一層ノ向上ヲ要ス」としている。生徒たちの体位については、「一般ニ良好ナラズ」とし、「下級学年ハ特ニ体位向上ニ留意」と注文をつけている。このほか不動の姿勢、行進、敬礼、射撃姿勢、銃剣術、勅諭勅語の理解などが確認された。査閲結果は全体としては概ね良好だったようで、佐々木は「可」の評価を与えている。

10月10日、伊田通信青年訓練所への査閲が伊田南部国民学校にて行われた。査閲官は後藤寺と同様で佐々木周蔵、出席した生徒は35人(出席率100%)であった。先の後藤寺での査閲でもみられた傾向だが、佐々木は通信職員全般の肉体が気になるようで、通信職員は「体格血色共ニ他ニ劣ル」ので「機会アル毎ニ日光浴ヲ励行」し、教練の際に支障がなければ「上衣ヲ脱ギ半裸体ニスルコト」とした。個々の確認事項についても後藤寺と同様で、概ね良好であった。普段の出席率については、90%以上を目指すべきとされた。

10月17日、鹿児島通信青年訓練所への査閲が西部第18部隊練兵場にて行われた。査閲官は川内と同様で有蘭寛、出席した生徒は152人(出席率約84%)であった。この出席率は、有蘭からすると「不良」で、訓練所には「研究ヲ希ム」と注文した。このほか、専任教員の充実、銃剣術の防具、教練銃、手榴弾など資材の充実、生徒たちの体位の向上、眼病の治療の徹底も求めた。

10月20日、戸畑通信青年訓練所への査閲が戸畑中学校にて行われた。査閲官は芥正雄陸軍中佐、出席した生徒は28人(出席率約96%)であった。査閲の出席率は高かったが、普段は70%程度だったようで、芥は「丙ナリ」と不満を示し、「一段ト工夫シテ成績ヲ挙ゲヨ」と求めて

47 『熊本通信局報』第1726号。以下、飯塚通信青年訓練所への査閲、さらにこの後で触れる柳河、川内、後藤寺、伊田、鹿児島、戸畑、八幡の各通信青年訓練所への査閲に関する記述は、同史料を基にしている。

いる。個々の教練については、戦闘訓練、射撃要領、突撃の成績は「可」であり、特に高学年は「正堂堂々別ニ云フ事ナシ」という高評価であった。低学年も評価が悪かったわけではなく、「勅諭ノ奉唱極メテ可ナリ」という評価であった。

10月30日、八幡通信青年訓練所への査閲が八幡工業学校校庭にて行われた。査閲官は前出の佐々木周蔵、出席した生徒は100人（出席率約85%）であった。やはり佐々木らしく、生徒たちの「体力ハ一般ニ不可」という評価で、「平常ノ錬成ニヨリ体位ノ向上」を目指すべきとした。個々の教練については、低学年への評価が厳しく、銃剣術の「動作ガ悪イ」ため、さらなる指導が必要であること、射撃姿勢も「不可」とあるという評価であった。ただ、服装、敬礼、行軍などは問題ないということで、全体としては概ね良好という評価であった。

以上が査閲の結果である。熊本通信局管内では、このほかの地域でも査閲は行われていた。上記の査閲も含め、概要は以下の表に示した。

前述したように、青年学校は生徒に中等・高等教育の徹底を図るというよりも、心身の鍛錬や徳育の涵養を図ることを目的とした教育機関であった。青年学校の義務化を受けて設置された通信青年訓練所も、教練科の授業の査閲に当たった査閲官の訓練所への要求をみる限り、生徒たちの鍛錬に重きを置いていたといえよう。

生徒たちは教練科の授業において、敬礼、行進、行軍などに加えて、銃剣術、射撃、手榴弾

地域	月日	場所	査閲官	出席人数	出席率	成績
飯塚	9月20日	飯塚中央国民学校校庭	木原寿雄陸軍大尉	57	86%	一段ノ努力ヲ要求スル※
柳河	10月1日	山門郡三橋村高畑公園	江口庫一郎陸軍中佐	62	93%	概シテ良好
川内	10月3日	鹿児島県立川内中学校校庭	有菌寛陸軍大尉	22	96%	極メテ好成绩
後藤寺	10月5日	後藤寺町立東青年学校	佐々木周蔵陸軍中佐	34	74%	可
伊田	10月10日	伊田南部国民学校	佐々木周蔵陸軍中佐	35	100%	大体良好※
鹿児島	10月17日	西部第18部隊練兵場	有菌寛陸軍大尉	152	84%	研究ヲ希ム※
戸畑	10月20日	戸畑中学校	芥正雄陸軍中佐	28	96%	邦家ノ為ニ折角ノ御努力ヲ望ム
鹿屋	10月22日	鹿屋市立花岡青年学校	前田種安陸軍少佐	30	100%	良好
八幡	10月30日	八幡工業学校校庭	佐々木周蔵陸軍中佐	100	85%	概ネ良好
門司	11月3日	小森江青年学校校庭	芥正雄陸軍中佐	166	85%	良好
直方	11月5日	九州日滿鋳業技術員養成所	武田豊陸軍大尉	37	95%	可
小倉	11月6日	小倉市到津運動場	木原寿雄陸軍大尉	67	98%	良好
久留米	11月10日	九州高等医学専門学校運動場	平野統陸軍大佐	114	87%	良好
佐世保	11月14日	戸尾国民学校	坂本吉太郎陸軍少将	162	88%	良好
大分	11月14日	城崎運動場	平山繁多陸軍中佐	93	95%	良好
福岡	11月18日	福岡男子中央国民学校校庭	木原寿雄陸軍大尉	384	74%	概シテ可
若松	11月19日	門鉄工機部運動場	高橋万吉陸軍中佐	75	93%	概ネ良好
大牟田	11月23日	手鎌国民学校および甘木山	武田豊陸軍大尉	71	91%	良好
別府	11月28日	別府市北国民学校	平山繁多陸軍中佐	52	100%	良好
長崎	12月5日	長崎市伊良林国民学校	原昇陸軍中佐	243	96%	優良
延岡	12月5日	延岡商業学校	平野弘夫陸軍大佐	46	92%	概ネ良好
中津	12月5日	中津市公園地	平山繁多陸軍中佐	31	91%	可
佐賀	12月7日	佐賀実業青年学校	吉富定雄陸軍少佐	102	94%	良好
宮崎	12月19日	宮崎青年学校	平野弘夫陸軍大佐	85	99%	良好

- ・ 下記史料では、出席率の数値が小数点まで記されている場合がある。ただし、計算が合わないものもあるので、小数点は四捨五入して表示している。
- ・ 下記史料では、成績が記されていない場合がある。その場合は、査閲官の評価の言葉より一部分を引用して表に記載し、末尾に※をつけている。
- ・ 下記史料では、大牟田での査閲場所は「手鎌国民学校」となっているが、「手鎌国民学校」に改めた。
- ・ 『熊本通信局報』第1726号（1943年11月19日）、同第1730号（1943年12月3日）、同第1731号（1943年12月7日）、同第1733号（1943年12月14日）、同第1736号（1943年12月24日）、同第1739号（1944年1月7日）より作成。

表 熊本通信局管内における通信青年訓練所査閲結果（1943年度）

の投擲など、実戦を想定したような訓練を行っていたのである。また、生徒たちの体位や健康状態などを確認することでの身体的な管理、勅諭や勅語の理解度を確保することでの思想的な管理、出席率や服装を確認することでの日常生活の管理まで、通信青年訓練所には求められていた。通信青年訓練所は、通信職員たちへの中等・高等教育を担っていた通信官吏練習所と通信講習所とは、性質の異なる教育機関であったといえる。

6 おわりに

通信青年訓練所は、青年学校の義務化を受け創設され、そこに通った若き通信職員たちは、訓練所の教員だけでなく、陸軍の現役将校たちから心身の鍛錬を求められていた。国家としては、若者たちが職務に邁進することは当然であり、それに加えて若者たちには日頃からの体力強化、将来の入営に備えての実戦技術の向上を求めている。

以上のような要求は、青年学校の創設を主導し、教練科の授業を査閲していた陸軍が中心となっていて行われていたものといえるが、実際に通信青年訓練所を創設した通信省は、訓練所に何を求めているのか。創設の目的から考えれば、若き職員たちの心身の鍛錬、徳育の涵養、そして職員としての資質の向上ということになる。これだけだと、陸軍と同様のことを期待しての創設ということになるが、通信省の狙いはそれだけではなかったと思われる。

通信青年訓練所の創設における通信省の狙いを考えるときに、重要となってくるのが訓練所を創設した時期である。訓練所創設直後の1941年4月20日には、全ての通信職員の一体化を図るための組織である通信報国団が結成された。これは、突然生まれた組織ではない。日中戦争勃発以降に内務省と厚生省が主導した産業報国運動、通信職員として報国に邁進すべく、1940年2月11日に全ての職員に向けて発せられた通信訓、それを受ける形で同年5月1日に結成された通信報国会、これらは全て職員の協調を目指すものであり、そうした一連の流れのなかで通信報国団は誕生したのである。以後、通信報国団は「大通信一家族主義」を基本理念とし、戦時下の通信職員は報国団員として1つにまとまっていく⁽⁴⁸⁾。

通信報国団の結成でわかるように、通信青年訓練所創設当時の通信省は、職員の一体化に向けて力を注いでいた。若き通信職員を青年学校に通わせることは、業務に滞りを生じさせる可能性があったと前述したが、加えて職員の一体化を阻害することにもなりかねない。通信省としては、それを避けるべく、独自の青年学校である通信青年訓練所を創設したと考えられるのである。生徒たちへの支援を行っていた那覇通信青年訓練所後援会の運営費用の一部が、通信報国団からの寄付で賄われていたことは、報国団と訓練所が密接な関係にあったことを物語っている。通信青年訓練所は、通信省版の青年学校としてだけでなく、若き通信職員たちに通信報国団員であることを自覚させるための場でもあったと理解すべきであろう。

若き通信職員たちにしてみれば、普段の業務に加えて、通信青年訓練所に通うことは、負担が増すだけであり、それが出席率の「不良」という結果を招くのだが、その事態への対応に当たったのは先輩の通信報国団員たちである。「大通信一家族主義」の基本理念に即していえば、それは困っている子どもを親が助けているという構図となる。こうして「一家族」の結束が強化されるのであれば、通信省としては歓迎すべきことである。通信報国団を結成した通信省が、同時期に通信青年訓練所を創設したのは必然であった。

(ごとう やすゆき 専修大学 文学部 非常勤講師)

48 前掲注12の拙稿。

論 点

「郵便の基礎理論」を考える

藤本 栄助

① はじめに

筆者は6年間、郵便事業において、区分、運送、施設及び会計を担当したことに加え、5年間、放送行政及び電気通信行政に携わり、通信ネットワークを多面的に見る機会に恵まれた。この間、電子情報でなく、「実物（モノ）」を通信の媒体とする「郵便」とは何か、「その特徴如何」、「純然たる荷物を取扱う宅配便との違い如何」という問題意識をもつに至った。当時の仕事は、年間200億通、1日にして6,000万通の郵便物の郵便ネットワークにおける区分場所、区分方法、設備投資、運送手段、ダイヤ、便数を定めることであり、技術的合理性が求められるとともに、その結果が決算数値に反映されるというものであった。ガリレオ・ガリレイ風に「郵便事業は数学（字）のコトバで書かれている」と言うこともできよう。そのような立場から、爛熟期を迎えた今日の郵便事業を若干の数値を用いてモデル化し、その特質を探ってみたい。これを「郵便の基礎理論」と呼ぶ。分析の基本はガリレオのいう幾何学ではなく、初歩的な確率や統計的手法によるが、論点は「費用関数と規模の経済」、「郵便の独占」、「寡占のゲーム理論」、「数量郵便史」等、経済、法制、歴史の分野に拡がっており、本稿はその入口に向けた素描である。

② 郵便とは何か、荷物との境界

2.1 歴史的、法制的見方

まず、議論の対象を確定しよう。そもそも「郵便」とは何であろうか。「郵便」というコトバが指し示すものは、運送、配達される対象物、「モノ」に着目した「郵便物」、それを運送、配達する「サービス」、あるいは、その提供機関である「郵便事業体」等、様々である。これらは、英語でそれぞれ、post、postal item、postal serviceに相当する。現在、わが国では、各戸に配達される「モノ」は、参入に係る法規制の観点から、その性格に従って、「信書」、「非信書（荷物）」に大別される。「郵便事業」において信書概念をキーとするものが第一種、第二種郵便物という種別であり、郵便事業以外で「信書」を取り扱うのが「信書便」事業である。チラシと同じようなものであれば、文字、図形の情報を担ったモノ（DM）も郵便法の対象から外れ、いわゆるメール便となる。一方、文字情報を担わない純然たる物品も第一種郵便物とすることができるが、重量や形状の制限があり、大きく重いものは、いわゆる宅配便となる。歴史的に見れば、わが国の郵便事業は、明治の初期に官用通信を国の直営とするため構想され、そこに民間通信も併呑する形となって、従来の飛脚事業者との間で激しい競争が展開されたが、官営の郵便事業が信書を運送、配達し、民間事業者はそれ以外の荷物の運送、配達（郵便事業から請け負った信書の運送を含む）を行うよう調整されたことに端を発する。明治の半ばに郵便事業が新聞や小包の運送、配達サービスを開始して、現在のサービス体系の原型ができあがっ

たが、ここ30年余りで荷物運送の分野からの参入が相次ぎ、いわゆる宅配便のみならず、メール便の運送、配達も行うようになった。

* 今日、郵便事業体とは、各国でユニバーサルサービスを担う事業体を指すのが通例である。

郵便に関しては、各国の制度上、item of correspondence(通信物；EU指令)、letter(手紙、書状；英米)、Briefsendung(手紙、書信 [信=訪れ・送信]；独)、correspondence(通信、文通、[集合的に] 書簡；仏)といった概念がある。わが国の「信書」より概して広く、新聞、定期刊行物、カタログは含まないが、DMを含む概念である(米は一定のカタログをも含む)。郵便物(postal item)という場合、郵便事業体によって運送、配達される全てのものを含むことが多い。

2.2 オペレーション的、数量的見方

以上のとおり、歴史的／法制的な見方／定義による場合、「郵便」の内包、外延は微妙に異なるが、いずれも、郵便のモデルを構成する際の決め手とはならない。よって本稿では、議論の対象となる「郵便物」を、内容的な性格分類によらず、その処理、オペレーションの観点から特徴付け、それ以外のものと線引きする。ひとつ目は、「小型で薄く軽い」という特徴である。二つ目は、基本的に記録扱いでなく受領の判取りがないこと、すなわち「郵便受箱配達」となることである。三つ目の特徴として、第一、第二の特徴の奥に潜む「大量性」を挙げることができる。大量に差し出される、薄くて軽い、「郵便物」の典型である手紙はがきは、1通当たりのコスト中、運送コストのウェイトが極めて低いものとなる。これが全国均一料金の根拠であり、宅配便が均一料金を採用しがたいのは、その逆の理由による。手紙はがきで相対的にウェイトが高いのは配達コストであるが、郵便の大量性から、潜在的な配達個所(人が現に居住する住宅、事業所等)数に対する実際の配達個所の割合(couverage「カバレッジ」という)が高まり、かつ1配達個所=1つの受箱に複数まとめて配達するケースが相当あるため、限界費用が極めて低くなる。

* 大量性と無記録性は、情報通信技術が未発達の時代にあっては、郵便事業の強みであった。記録なしに確実に届けられる郵便はありがたい存在であるが、まさにこの特性が、ビッグデータの時代である今日、技術的、情報システムの的に郵便が後手に回ってきた原因ともなっているように思われる。

このような特徴をもつのは、わが国の現行種別体系でいえば、第一種、二種、三種、四種郵便物にゆうメールを加えた総体(約200億通／冊)であり、信書、非信書の別には関わらない。これに対し、大型で厚く重い、数量が1けた以上少ない郵便小包(いわゆる「ゆうパック」、年間約6億個)、宅配便(最大の1社でも年間約18億個)では、前述の特徴は見られない。もっとも、これは、現在の数量と技術水準を前提としており、普遍的に妥当するとは言いきれないが、一つのモデル=理念型が提示されれば、そこからの隔たりを測ることによって、異なる時代や国との相互比較が可能となる。

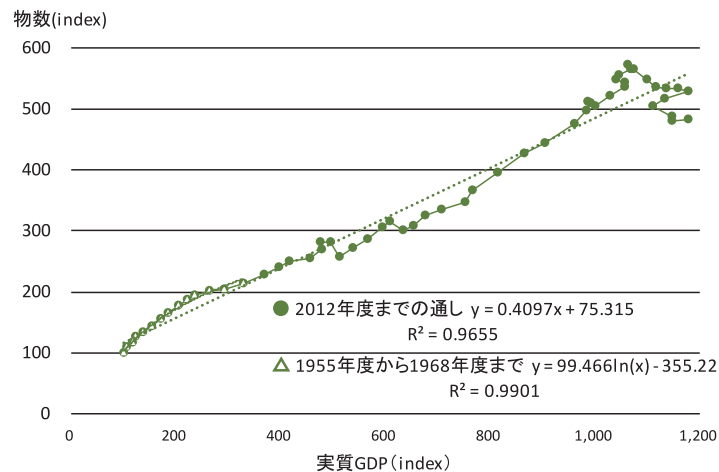
* 1週間で20数億通を処理する年賀郵便物はこのような郵便の特徴が最大に発揮されるが、ピーク処理のため、日常的な効率から外れるので除外する。年間200億という数量は、その結果である。一方、特殊取扱の「郵便物」は、概して書留のように記録性があり、判取りを要するが、通常の手紙はがきと

同じ配達ルートで配達されることが多く、それ自体の物数も少ないことから、通常郵便物に含めても分析上の問題は少ない。

3 「郵便の基礎理論」

3.1 基礎データとモデルの考え方

「郵便の基礎理論」では、現在の郵便の「数量」と「技術」水準を前提に、その特徴をモデル化する。基本的な考え方として、1国の郵便物数（年間の引受、配達の規模に着目してmail volumeと呼ばれる）を郵便事業にとっての外生変数と見るとともに、物数は人口（世帯数）、国内総生産GDPのような当該国の経済規模に規定されると考える。時系列には、郵便物数と郵便収入はGDPと並行して増加する事実があり、一時点をとると、県ごとの物数は、その人口、県内総生産や県民所得と相関している。いまGDPや県内総生産等が1国の郵便物数を規定することを「郵便物数のGDP仮説」と名付けるなら、同様のことが個人や世帯のレベルでも妥当することを「郵便物数の所得仮説」と呼ぶことができる。



*GDPは、内閣府「国民経済計算」による。
郵便物数には、ゆうメール（旧冊子小包、書籍小包、カタログ小包）を含み、年賀郵便物、選挙郵便物、ゆうパック（一般小包）を含まない。

【図1】 郵便物数と実質GDP(指数：1955年=100)

ところで、配達の単位は個人ではなく、「あて所」、郵便受箱のある世帯である。そこで、一定の期間における1国の物数が、世帯に対して、その所得に応じて分配されるモデルを作れば、ある世帯に対して郵便物が1日当たり何通配達されるか、全ての世帯のうち何世帯に配達されるのか、が導かれる。これは、郵便物の「振る舞い」を記述する、二項分布に基づく簡単な確率モデルである。配達のカバレッジと複数配達の確率計算によって、配達の効率性、ひいては物数、世帯数が増減した場合における規模の経済のはたらきを数量的に示すことができる。

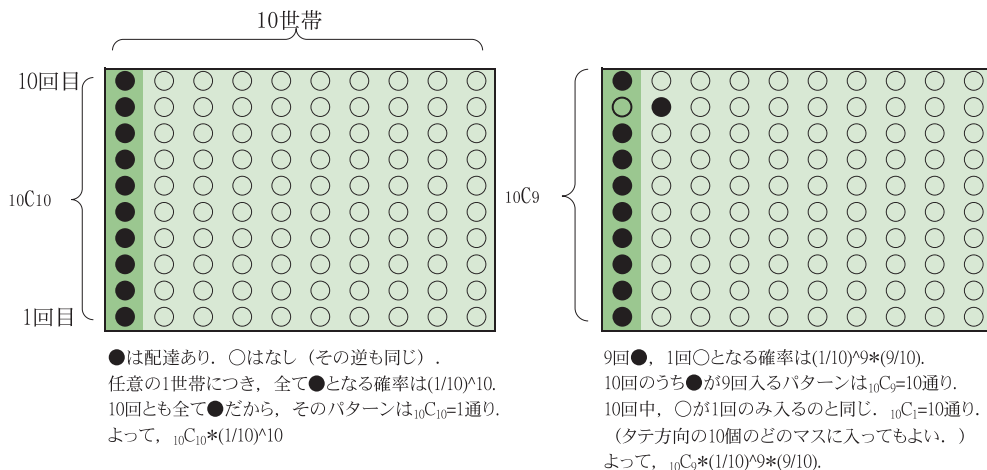
*郵便は、通信文や小型物品を運送、配達するのがサービスのコアであるが、これに付帯して、引受（窓口引受、収集、集荷、料金収納、切手の在庫管理等）、区分、事故処理等の事務作業が発生する。一連の処理プロセスの中で、規模の経済が最も発揮されるのが配達分野である。

3.2 「二項分布」と「世帯所得」による配達物数の分配

いま、1日、10世帯に10通の郵便物を配達することを考えてみよう。各世帯の所得が同じだ

とすれば、どのように、すなわち何通ずつ、各世帯に配達=分配されるだろうか。通信には目的があり、金銭関係、DM、私人間の通信等多様であるが、所得仮説によれば、受取通数は所得の額に還元される。仮に世帯の所得が同じであれば、機械的、確率的に配分すれば足りる。10通を10世帯に配達するのは、10世帯に対する1通の配分を10回繰り返す（試行する）ことと同じである。そこで、任意の1世帯に対し10通全てが配達される確率は $(1/10)^{10}$ 、任意の1世帯に対し1通も配達されない確率は $(1 - 1/10)^{10}$ と書ける。カバレッジは、少なくとも1通配達される確率だから、 $1 - (1 - 1/10)^{10} \doteq 1 - 0.3487 = 0.6513$ となる。では、1世帯に1通配達される確率はどうなるだろうか。これは10通のうち1通が配達され、かつ9通が配達されない確率、 $(1/10)^1 \times (1 - 1/10)^9$ であるが、10回の試行において1通が配分される組み合わせのパターンは ${}_{10}C_1$ （10通り）あるので、結局、任意の1世帯に1通のみ配達される確率は ${}_{10}C_1 \times (1/10)^1 \times (1 - 1/10)^9$ となる。一般化すると、ある世帯に r 通のみ配達される確率は ${}_{10}C_r \times (1/10)^r \times (1 - 1/10)^{10-r}$ と表せる。これは、2項分布による確率計算に他ならない。そのロジックを図示すると次図のようになる。

*ここでは10世帯に対し10通を配達するとしたが、100世帯に対し100通を配達することも考えられる。世帯と通数の比は同じであるが、二項分布による確率は若干異なる（いわゆる「スケール依存性」）。



[図2]

所得仮説に従ってわが国の郵便物数が各世帯に配分される有様は、厚生労働省の「国民生活基礎調査」の所得金額階級を用いてモデル化できる。そのためには、世帯を100万円の所得段階ごとに集約して、所得に比例して郵便物数を割り付け、それぞれの段階において二項分布によって物数を配分すればよい。わが国の郵便物数を年間200億通、人口を1億2,500万人、配達個所数にして5,000万世帯+600万事業所とする。これを1,000人を1単位として分割したもの（400世帯、48事業所）を「原単位」と呼ぶことにしよう。1原単位における1週間（6配達日）の平均的な配達通数は約3,100通となる。「郵便利用構造調査」によれば、このうち約19.6%が事業所受取である（平成26年度通常郵便物）。所得段階ごとに1世帯が受け取るであろう通数を6日に配分すると、それぞれの段階ごとに0通から受取通数の上限に至る受取通数の確率が計算できる。事業所については一律の単純平均通数（1段階）とする。これは、1週間延べ2,688の配達個所に3,100通を配達するとして、各所得段階における1世帯（又は事務所）に対し1日当たり配達される通数（確率変数）の発生確率を求めることである。

*先の計算では1日10通を10世帯へ配分したが、今度は1世帯に対する6日間の合計通数を6日に配分

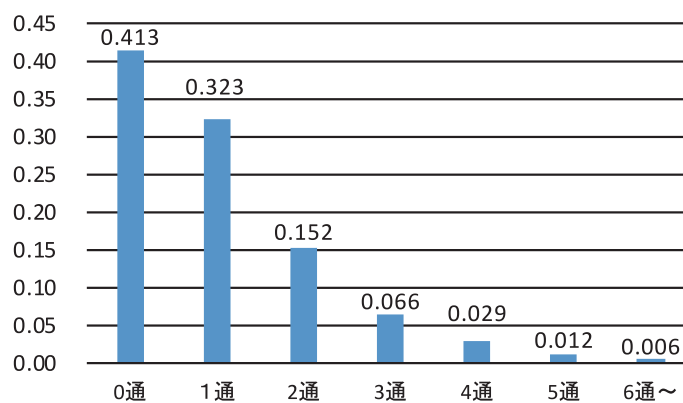
することになる。分配の対象が世帯から日に入れ替わっているが、二項分布の考え方は同じである。すなわち、各段階の1世帯当たり週間配達通数を n として、 r 通がある日に配達される確率は、 $P(X=r) = P_r = {}_n C_r p^r q^{n-r}$ ($r=0,1,2,\dots,n$)、ただし $p=1/6$ 、 $q=1-1/6=5/6$ 。このとき確率変数 X は二項分布 $B(n,p)$ に従う。

確率計算の便宜上、世帯が6日で受け取る通数を整数化すると、所得段階によって世帯受取通数は1通から最大17通に及ぶ。ここでは、行方向にそれぞれの通数（すなわち所得）段階ごとに1世帯が週間通数を各日に分配する形で配達を受ける確率が示されている。

[表1]

所得段階	1世帯 当たり 週間受 取通数	世帯 round 週間受 取通数	0通 の確率	1通 の確率	2通 の確率	3通 の確率	4通 の確率	5通 の確率	17通 の確率	原単位 当たり round 世帯数
~100万円	0.57	1	0.833	0.167						25
100万円台	1.70	2	0.694	0.278	0.028					53
200万円台	2.83	3	0.579	0.347	0.069	0.005				53
300万円台	3.96	4	0.482	0.386	0.116	0.015	0.001			53
400万円台	5.09	5	0.402	0.402	0.161	0.032	0.003	0.0001		44
500万円台	6.22	6	0.335	0.402	0.201	0.054	0.008	0.001		36
600万円台	7.35	7	0.279	0.391	0.234	0.078	0.016	0.002	(途中省略)	29
700万円台	8.48	8	0.233	0.372	0.260	0.104	0.026	0.004		26
800万円台	9.61	10	0.162	0.323	0.291	0.155	0.054	0.013		21
900万円台	10.74	11	0.135	0.296	0.296	0.178	0.071	0.020		15
1,000万円~	16.95	17	0.045	0.153	0.245	0.245	0.172	0.089	5.908E-14	45
事業所	12.56	13	0.093	0.243	0.292	0.214	0.107	0.038		48

これに各段階の世帯数を乗じて重み付けをし、列方向に集計すると下図のとおり1原単位全体としての、1週間中、1日に0通から17通までの配達を受ける確率が得られる。全体の1から0通の確率0.413を引いて得られるカバレッジは58.7%であり、1日当たり2軒に1軒以上の世帯が配達を受ける計算になる。事業所を含めるとカバレッジは更に高まる。



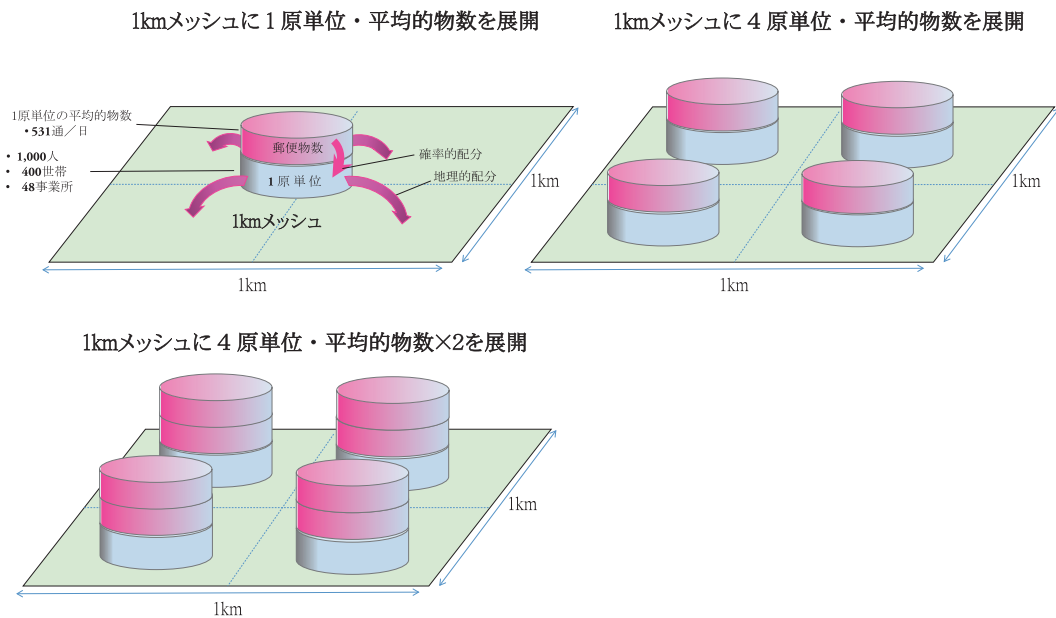
[図3] 400世帯に対する配達確率

3.3 原単位のエリア展開

「原単位」は、一定の人口、世帯数から成り、それに対して、一定のボリュームの郵便物が配達される対象であって、配達するエリアの面積、道路延長、人口の多寡といった地理的な要素を含んでいない。実際の配達は、一定のエリアに存在する世帯に対して行われるから、次に

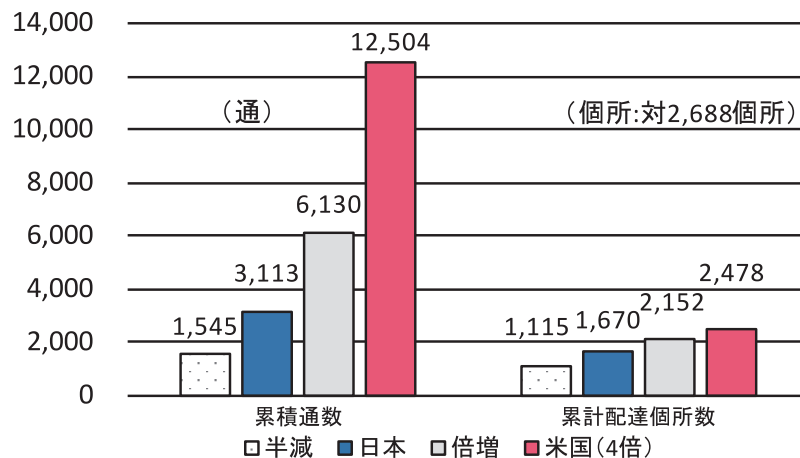
これをモデル化する必要がある。これを「原単位のエリア展開」と呼ぶことにする。まず1原単位を4つまとめて4,000人とし、これを1つの3次メッシュ（1kmメッシュ≒1km³）に展開すると、擬似的にわが国の「人口集中地区（DID）」の最低要件を満たすことになる。8原単位を展開すれば、人口密度が倍となる。市町村合併により行政区ごとの人口、面積は分析上の意味を失っているが、都市的地域が連担するDIDの比較（2010年国勢調査時点で全国に約850存在する）は、人口密度の高い地域の分析には有効と考えられる。これに対し、非都市的地域はそれぞれに多様であり、更なる工夫が必要となろう。なお、以上は人口密度を定めたに過ぎず、効率性を測定するには、これに加えて、道路延長、走行速度、戸建／集合住宅のような建て屋形態等も考慮する必要がある。

このように、本モデルでは、郵便物のボリュームを所得の大小、増減に応じて世帯に確率的に配分すること（原単位における濃度）と、その地理的な展開（空間的な濃度）とが分離されているのが特徴である。



[図4]

郵便物の多寡、増減が配達効率性に及ぼす影響は、この2つのそれぞれ、あるいは両者を組み合わせることによって分析できる。例えば、米国とわが国を比較する場合には、ボリュームの大小によって生じる原単位における効率の違いをまず測定する。下図のとおり、事業所を含めたわが国の1配達個所のカバレッジは約62%（ $1,670 \div 2,688$ ）である。ここから郵便物の密度を4倍に上げる。最盛期において米国の年間郵便物数はわが国の8倍、人口は2倍であったから、これは概ね米国の水準といえる。米国の所得分布をわが国と同じと仮定した上で、この場合のカバレッジを確率的に求めると約92%となり（ $2,478 \div 2,688$ ）、Cohenらによる米国の実測値93%とほぼ等しい。



[図5] 通数増減の場合の配達効率比較 (1原単位, 6日間)

当時の米国は、物数が増加しても配達個所がそれ以上は余り増えないため、追加コストが殆ど発生せず、しかも1個所当たりの通数密度が濃いという比類のない規模のメリットを享受していたことになる。この効率性は、郵便物のボリュームと世帯数、事業所数のみから導かれるものであって、純然たる確率計算によって定まり、配達エリアの面積の広狭のような地理的条件にも、生産設備やノウハウのような企業の「技術」にも依存していないのである。

*米国の情報は、「A MEASURE OF SCALE ECONOMIES FOR POSTAL SYSTEMS, Robert Cohen & Edward H. Chu in *MANAGING CHANGE IN THE POSTAL DELIVERY INDUSTRIES*, 1997」による。Cohen及びChuは米国郵便料金委員会の職員である(当時)。

次に、郵便物数と世帯数を配達エリアに展開する段階では、気候、地況、家屋の密集分散、道路状況等、地理的条件に応じた配達手段(徒歩、自転車、自動二輪、四輪)、配達拠点の設置等を選択する。「技術」が登場するのはこの段階である。例えば、密度の高い米国の都市部では、郵便物を積んだ自動車を停めていったん下車し、徒歩で数世帯を一回りするを繰り返すpark & loopという方式が採られることが多い。これに対し、わが国では、自動二輪で各戸の前に停車する方式が一般である。しかし、配達エリアが広く、冬期寒冷、荒大な北海道の一部の農村地域では、手紙はがきの配達も軽四輪によって行われる。このように採用する配達的方式は様々であり、それによって、走行速度、走行距離・時間、1人の持出し限界等が決まってくるが、その能率は1通当たりの配達時間で測ることができるだろう。

4 モデルの効用

ヨーロッパ諸国の郵便市場の開放の動きに伴い、わが国でも郵政事業の公社化の時点で「信書便法」が制定されたが、この問題は、参入する側からは、「信書」、「非信書」の境界の「曖昧さ」として繰り返し争われてきた。それは、解釈論、概念論による局所的な境界画定 demarcationの論議であったといえよう。この問題の大きなポイントのひとつは、EUで論議されたように、ユニバーサルサービスの維持可能性にあるが、競争導入に当たって重量、金額基準によることのできなかつたこともあって、わが国では透徹した議論には至らなかった。一方で、「郵便の独占」の根拠としてしばしば援用されてきたのは、「自然独占性」、「二重投資の回避」、「クリームスキミング(いいとこ取り)」といった経済学的範疇であるが、そのメカニズ

ムもまた、これまで十分に示されてきたとは言い難い。

このような問題状況の根底には、「郵便」というサービスの特徴が定量的な手法で明らかにされて来なかったことがある。郵便における規模の経済のはたらきを数量的に2つに分解する本稿のモデルは、その解明に資するであろう。独占市場への参入退出では、埋没費用sunk cost(すでに投下された資本や費用で回収不能のもの)の大きさが取り上げられるが、これは、先に述べた、物数のエリア展開の段階ではたらく「技術」に関わり、企業の意味、選択に依存するという点で内生的endogenousなものである。これに対して、世帯数に対する郵便ボリュームの多寡(世帯当たり物数)は、営業努力や価格の影響を受けることはあっても、確率的な分配のメカニズムを通じて事業外生的exogenousに働き、効率を大きく規定する力である。この点に、大量生産の技術を通じて費用を削減させる一般の装置産業に対する郵便事業の特徴がある。人口、郵便物のボリュームを異にする各国の比較も、1国内における競争導入による市場の分割も同じロジックをもっており、これらは「共時的」な分析の対象となる。

更に、このモデルは、「通時的」、すなわち時系列的な分析にも適用できる。カバレッジが一定のパーセンテージに達し、かつ1世帯に2通以上の郵便物が配達される段階で閾値を超え、そこに配達における「規模の経済の成立」を見るとすれば、わが国の郵便がそうなのは、創業後いつの時点であろうか。この状況は、長期にわたるGDPと郵便物数の変化、世帯数の変化を追うことによりモデル化でき、「数量経済史」の一部として郵便経営史における時代区分を画することとなる。ひとつの例を挙げてみよう、全国一律料金を実現したローランド・ヒルのuniform penny postは、1840年代の英国において、年間1億通というボリュームの下、運送分野における規模の経済の閾値を超えていたことを意味するが、配達分野ではどう考えるべきか。そもそも、かつては各国とも1日の配達度数が複数回、場合によっては10回以上に及ぶこともあり(岩崎直英「郵便行政論」1893)、配達頻度、配達の迅速性を優先して、自ら配達の密度を薄めていたように見える。これが当時の郵便への要求に従ったものだとすれば、配達段階における規模の経済の観念そのものが、私信ではない大量のボリュームの発生をみた新しい時代の産物かもしれない。また、本モデルでは、長期の郵便物数増加の背景を集計的なGDPの増加に求めているが、これに加えて、種別ごとの物数の変化、産業構造の変化、地域的特徴のようなややミクロの情報を加味すれば、郵便物増加の内実が裏打ちされて、郵便の社会史的側面の数量的解明につながる事が期待される。

5 結語

本稿では、「郵便の基礎理論」の基本的な考え方と結論の一端を述べたが、確率的に世帯に配分された物数が地理的に展開される様相については、具体的に説明する余裕がなかった。後者は、それ自体として地理的なモデルを要求する。また、郵便は、引受から配達まで段階的な処理プロセスをたどるが、これらの費用上の特徴についても整理する必要がある。以上の点を含めた「郵便の基礎理論」を提示した上で、今後、「郵便における規模の経済の成立」、「郵便の独占論の系譜」のような郵便史的、法制史的課題をトレースするとともに、「諸外国における郵便市場開放／非開放の理論と現実」、「わが国メール便寡占市場のゲーム理論的分析」といった経済学的な分析に及ぶことといたしたい。

(ふじもと えいすけ 公益財団法人通信文化協会 参与)

エッセイ

村に時計がやってきた

山本 光正

江戸から明治へ。村にも時計が入ってきたようで、手許にある明治10年の日記には「12時頃云々。2時頃云々」と云う記事が見える。それにしてもどうやって時計の時刻を合わせたのだろうか。

今筆者は近世から近代にかけての日々の出来事を綴った日記や旅日記を読んでいる。当然現代の生活とは大きく異なるので、様々な疑問や関心が次から次へと湧いてくる。その一つが時刻である。

近世の日常の日記にしても、旅日記にしても時刻が記されていることが多い。近世の庶民が日常生活の中で時刻を知るのは主に時の鐘や太陽の動きであったろう。言うまでも無く近世には現在和時計と呼ばれる不定時法の時計や香時計があったが、値段も高く持ち歩けるものではなかった。

旅日記にもよく時刻が記されるが、時に日の暮れた山中での時刻を記している場合がある。寺の鐘だろうか。

現在読んでいる旅日記の一つに『朝生家日記』⁽¹⁾がある。『朝生家日記』に定時法の時刻が記されるのは明治10年のことであるが、現存する日記は明治6年そして次が明治10年であるため、その間に定時法の時刻が記されるようになったのだろう。参考までに明治6年と10年の時刻の表示を引用しておこう。

ちなみに日本に於いて太陽暦が採用されたのは明治5年のことで、同年11月9日に改暦が布告され12月3日を明治6年1月1日としている。突然の改暦であったため、朝生家に限らず暫くの間は太陰暦を中心とした生活であったようだ。朝生家の明治6年の日記は1月29日から始まっている。それはこの日が太陰暦＝旧暦の元旦であったからである。時刻の表示に戻ろう。

明治6年2月2日

七ツ時頃浦田村金左衛門殿、昨年元金百両之利金拾五両持参、

余談だが旧暦から新暦に伴い旧暦時代の金銭の貸借期限などはどうなったのだろうか。

明治10年1月2日

母市場町へ買物ニ行、反物掛ヶ・鮭壺本代式貫八百文・ほふるく一ツ、此外品々買十二時頃帰り、

1月4日

1 千葉県君津市久留里大谷朝生家文書

母々（ママ）市場町へ廻り用事致し、二時頃帰り、

定時法の時刻を記すことは時計が無くとも出来るだろうが、不定時法の時より定時法になってからのほうが時刻表示が多くなったようである。朝生家では時計を購入したのかもしれない。

そうなると気になるのはどうやって時刻を合わせたかである。懐中時計ならば時計屋に一応正確な時を刻む時計があれば、それに時刻を合わせればよいだろう。日にちが経てば誤差が生じるのは取りあえず措いて。しかし柱時計では合わせようがないではないか。柱時計を作動したまま運ぶことは不可能である。

時計のことが気になりだした時に目につくようになったのが日時計である。直径5～6cm程の木製の懐中時計のようなものの蓋を開けると日時計になっている。磁石が組み込まれており、紙にギリシャ数字の書かれた文字盤が貼り付けてある。ここにセットされている金属板の影が投影し時刻を知るわけである。

この外金属製の二つ折りのものを広げると日時計になるものもある。極めてシンプルなもので、日時計としての目盛が無い。よく見ると南中を知るためのもののようなものである。

時計の時間をどのようにして合わせるか、という疑問はその後郵政の研究会に参画して氷解した。それは郵政博物館の井上卓朗氏より「正午計」の存在を知ったからである。

正午計は近代郵政史研究者にとっては常識かもしれないが、近世史を専攻する者の大半は知らないであろうから、簡単に説明しておこう。井上卓朗著「ていば一く（通信総合博物館）資料紹介⁽⁷⁾ 正午計⁽²⁾」によると、正午計について次のように記している。

正午計は日時計の一種で、特に太陽の南中時を測定する機能を重んじた計器である。江戸期の日時計は日中の時間を知るのに使われていた。明治期になると、郵便局を元として西洋時計が普及していったが、当時の時計は、現在のように正確ではなく、当然ながらラジオやテレビによって時刻を知ることもできないので、「正午計」を使用し、太陽が真南に来る時刻を正午として時計の時間を合わせたのだと考えられる。

時間の正確さを要求されたであろう郵便局には時計が配備されたが、正確な時間の合わせようがなかったのだろうとのことである。まさに村に入ってきた時計と同じ状況である。

当然南中の時刻は地域によって異なるが、その調整は井上の論考に詳しい。村においてはそこまでの正確さは要求されなかっただろう。郵便局において使用されていた正午計はかなり精密なものであったろうが、林善介なる人物が軽便ではあるが正確な正午計を製作し、明治23年に特許を取得している。こうした正午計が普及する以前にあっては天を仰いで南中を知るか、簡単な日時計で南中を知ったのであろう。

不定時法により時刻を認識していた時代は、暮らしの中の最小時間単位は一時（いっとき）あるいは半時であっただろう。一時の長さは季節によって異なるが、約2時間である。生活の速度もゆったりとしていたのである。人を訪ねるにしても必ずしも前もって約束をするわけで

2 『郵便史研究』第33号、2012年3月、28～32頁。

はなく、訪ねて相手が不在であれば暫く待ち、帰宅したという話を読んだ覚えがある。筆者は社会の動きは人間の移動の速度と同様と考えている。鉄道が発達するまでは基本的には歩く速度が社会の動きであった。鉄道が発達すれば社会の動きは鉄道の速さになっていく。

社会の動きと一体になるものが時間であることを、この一文を書いていて改めて認識した。和時計＝不定時法の時代において、定時法でいう30分などという時間の感覚、捉え方はほとんどなかったであろう。それが30分・10分となり、電車が1～2分遅れても駅の構内放送が流れる時代になっている。

そうそう、スポーツの世界では1秒以下の時間が大手を振るっている。

近世や明治初年における時間の認識は大別すれば午前と午後、そして午前および午後の前半・後半というところであったろう。このような時間に対する認識で世の中が動いていたのである。現在から見れば極めて曖昧・ファジーな時代であったように見えるが、それで社会は支障なく動いていたのである。余りにも現代的視点から江戸という時代を見過ぎると、本質を見失ってしまうだろう。

(やまもと みつまさ 交通史学会 会長)

歴史の窓

江戸時代の旅にみる日本文化

原 淳一郎

自らの旅の経験をもとに、多くの評論を残した森本哲郎氏は、「人間へのはるかな旅」(潮出版社、1971年)において、

日本が明治以来、たかだか百年の間に西欧に追いつき、いまや追い越そうとしているのは、いってみれば、この〈能率〉への忠誠心のたまものでした。しかし、その能率が、およそ関係のない分野にまで、のさばり始めたのです。能率が人間生活のいっさいの目的概念を蚕食してしまったのです。だから、レジャーのすごしかた、観光旅行の日程までが、能率化されるハメになってしまいました

と評した。

この批評は、旅研究の成果からみれば、やや根拠が薄弱である、と言わざるを得ない。だが、見方を変えれば、江戸時代におけるルート選択から浮き彫りになる〈能率〉的な旅人の行動が、明治以降の西洋的・近代的な〈能率〉の受容に一役買っている、という主張が成り立つのではないだろうか。

江戸時代の旅は、ゆるやかでのんびりしたものと思いがちだが、決してそうではない。きわめて合理的であった。何故なら、農耕を主軸に据えて思考されていたからだ。たとえば、東北地方からの伊勢参宮者は、ほとんどが冬に出立した。これは冬期に農耕が不可能である、ということにも起因する。それでも、寒気凜烈、雪の降り止まぬ時期にわざわざ出かける必要はないような気がする。まして日本海側の住人は、

太平洋側へ抜けるために、まず峠越えを強いられる。夏なら1日で越えられる峠道に2、3日も要するのである。では、何故そうせざるを得ないか。それは、たとえば苗代作りの少し前に、絶妙なタイミングで戻ってこなければならぬからである。伊勢参宮に要する日数は、村の先人の教えや記録によって概算できる。そのため、先人の辿った道をなぞるような形で旅をすることが求められたし、それが安心感にもつながっていた。おそらくは、旅の費用と相談しながら、バランスをとった結果なのだろう。

ここで伊勢参宮を、宗教学的に分析してみよう。

出発から(時に出発前の精進齋儀礼も含めて)帰宅まで、全体を覆いつくす「聖」なる時間と空間と、その全体性のなかにおける細かい「聖」と「俗」の連綿たる交替が日本の巡礼の特徴である。

西洋の場合、巡礼は、基本的に一つの聖地をめざすものである。いわば直線的なイメージである。一方、日本の巡礼と参詣は、最終目的地があるものの、その巡礼路の構成要素一つ一つに等価値が付与されている。したがって、円を描くような行程をたどることが多い。その最たるものが、西国巡礼と四国遍路ということになるだろう。

つまり、仮に最大の目的地が伊勢神宮であったとしても、その巡礼路も同じような価値をもっている、ということになる。実際、伊勢参宮には、往路・復路ともに、多くの有名寺社への参拝が組み入れられていた。

ただ一つ、こうした構造を成り立たせる

条件がある。それは融通無碍な「聖」観念である。西洋であれば、「聖」なる空間は、かっちりとした構造物によって固められ、境界線が明白に敷かれる。しかし、日本では、その境界は、視覚的にじつに曖昧である。中には何も無いにもかかわらず、注連縄一つで「聖」なる空間に仕立てられる。

同様なことは異界観念にも言える。『古事記』で、イザナギが黄泉国までイザナミを追いかけていき、鶴の恩返しのような目に遭い、この世に帰還する。あるいは、レヴィ＝ストロースが『神話論理』に近親相姦の事例として取り上げた唯一の日本神話、つまりスサノヲが、父イザナギの「海原を治めよ」との言に背き、姉のアマテラスのところまで行き、甘え、やりたい放題に振舞い、暴れる場面などからみても、異界との自由な往来が、文献上で追える範囲での古来の異界観念である。こうしたことは、ゾロアスターやアブラハム三兄弟のように、善と悪、心と身体、聖と俗、天国と地獄などの二元論を根底に持ち合わせている場所では、成り立つ話ではない。

筆者の好きな言葉に「不二」という言葉がある。そして東洋的思想なるものがあるとするれば、これこそが、それを端的に言い当てている言葉だと思う。「不二」とは多義性を有する言葉だが、ここでは、すべてのものは完全に二つに分けることができない、と解釈しておきたい。これは仏教の経典に頻繁に使用される言葉だが、むしろ『莊子』で理解する方が近道だろう。『莊子』には、「胡蝶の夢」「万物斉同」「大鵬」などの話があり、美と醜、貴と賤などは所詮人間が作り出した概念であって、すべてのものは根底ではつながっているため、そのような見せかけに振り回されることは無駄である、というのが大意である。太極図の思想的源泉も同様である。

樋口裕一氏は『ホンモノの思考力』（集

英社、2003年）で、日本人の著作の論理性不足を批判し、その原因の一つに、「二項対立的な思考」の欠如を挙げている。樋口氏はこれを日本人の欠点としているわけだが、この曖昧さこそ、日本文化を読み解く鍵である。

このことを前提にして、改めて江戸時代の巡礼や参詣の旅を考察してみよう。日常生活に対する非日常的な旅という大きな「聖」の天蓋のなかで、「聖」なる寺社参拝と、「俗」なる物見遊山を繰り返しているのであるが、その「聖」と「俗」の境目は、厳密に区別することができない。そして、その大いなる天蓋さえも、成年式の意味を帯び、あるいは、代参講で村の代表者としての使命を全うしなければならないという責任感を抱くなどすれば、「聖」と「俗」との区別は、ますます困難なものになる。本来、「聖なる天蓋」では、日常の秩序や約束ごとがひっくり返され、人びとは日常の束縛からの解放感を味わえるはずである。『徒然草』第十五段に

いづくにもあれ、しばし旅だちたるこそ、目さむる心地すれ。そのわたり、ここかしこ見ありき、ゐなかびたる所、山里などは、いと目慣れぬ事のみぞ多かる。都へたよりもとめて文やる、「その事かの事、便宜に、忘るな」など言ひやるこそをかしけれ。さやうの所にてこそ、万に心づかひせらるれ。持てる調度まで、よきはよく、能ある人、かたちよき人も、常よりはをかしとこそ見ゆれ。寺・社などに忍びてこもりたるもをかし

とあるような、境地に到るはずのものでもある。しかし、そこでは、もはや「自律」ではなく「義務」があり、まるで秩序を改めて確認させる「儀礼・儀式」のような構

造を露呈している。

このような曖昧さこそが、聖地そのものだけでなく、その経路にも等価値を与えた。そして、時間的・季節的制約をともなっているゆえに、日本の旅は、経路に多くの寺社参詣を組み込み、無駄のない合理的な巡

礼行動として、磨かれていくこととなったのである。

(はら じゅんいちろう
米沢女子短期大学 准教授)

トピックス

郵政博物館誕生115年記念 「一通信のあゆみ—悠久の大通信」展

田原 啓祐

① 「一通信のあゆみ—悠久の大通信」展開催について

郵政博物館の起源は、明治32（1899）年、逓信省内に設置された「参考品室」まで遡る。その後、明治35（1902）年6月20日、「万国郵便連合加盟25周年」の記念展覧会の際に初めて「郵便博物館」の名称で収蔵品が一般公開され、公の博物館としての一歩を踏み出した。

現在の郵政博物館では、明治の郵便制度創業以降から郵政民営化までの郵便関係資料を中心とした、郵政と通信に関する約400点の資料と約33万種の世界の切手を常設展示しているが、そのほかにも、古代から郵便創業以前までの駅通資料—東大寺文書や固関木契をはじめ飛脚印や飛脚状、江戸幕府道中奉行所から伝わる「五街道分間延絵図」等、通信や街道に関する資料も多く収蔵しているほか、ペリーが幕府に献上した「エンボッシング・モールス電信機」（重要文化財）等、わが国の電気通信史の黎明を伝える貴重な資料等も収蔵しており、博物館として、これらの貴重資料を次世代に繋いでいくことを使命として様々な活動を行っている。

2017年は郵政博物館の誕生115周年に当たり、当館ではこれを記念して、古代から江戸時代までの収蔵資料を紹介する「一通信のあゆみ—悠久の大通信」展（期間：2017年4月15日（土）～6月25日（日））を開催した。

② 主な展示品の紹介

同展では、展示を3つの章（Ⅰ．いにしへの通信と街道、Ⅱ．江戸の通信と街道、Ⅲ．電気通信のあけぼの）に分けて行った。以下、各時代を代表する主な資料を紹介したい。

(1) いにしへの通信（古代から戦国時代）

古来より、人はさまざまな方法でお互いの意思を伝えていた。近距離の場合は、身振り手振りや言語で、遠距離の場合は音や煙などを利用して互いに連絡を取り合っていた。

日本では大化の改新後、天皇を中心とする集権国家を目指し、唐の律令制を範とする国家の建設が始まった。各地に駅を設けそこに馬を配備し公用の文書を馬に乗り継いで送る「駅制」が整備され、中央と地方の連絡のための通信制度が開始された（図1）。

平安時代に入ると、人が走って書状を運ぶ「脚力」や馬による特急の「飛脚使」も創設された。「駅制」は平安時代後期に衰退するが、鎌倉時代に「駅路の制」が設けられ、宿に人夫や馬を置き、早馬（騎馬飛脚）や飛脚（人による徒歩での通信連絡者）を走らせた（図2）。

戦国時代になると、幕府が設置した通信制度は廃れ、戦国大名が勢力範囲内で独自の伝馬制度を設け、公用で馬を使用する者に「伝馬手形」を渡し、公用の書状や物資の運搬を行わせた（図3）。



図1 固関木契(贈 美濃国 駅伝) 寛文3(1663)年

固関木契は、古代、都の防備のため置かれた関所において、国の有事(天皇崩御、譲位、内乱など)に関所を封鎖する固関の際、使者である固関使が正当であることの確認に用いられた木製の割符のことである。これは、後西天皇が皇太子に譲位の際、古式に則って作成させ、美濃に贈ったものである。



図2 早馬の図 中村洗石画

早馬とは騎馬飛脚のこと。急使が首から胸に文書袋をさげて疾走し、従者が馬柄杓を肩に後から走っていく様子が描かれている。



図3 丸子宿伝馬之事(今川氏伝馬文書) 永禄3年4月24日(1560年5月29日)

今川氏真が駿河国丸子宿へ出した伝馬の定めに関する朱印状。丸子宿に関する伝馬賃銭について指示を出している。

(2) 江戸の通信と街道

戦国の世が終わり、世の中が安定してくると、街道が整えられ、人々の往来も次第に盛んになってきた。さらに商業の発達により、庶民の中にも遠隔地へ書状を出す者が増えてきた。

江戸の日本橋を基点に延びる「東海道」「中山道」「日光街道」「奥州街道」「甲州街道」の五つの陸上幹線道を「五街道」と呼び、幕府の直轄として道中奉行所の管轄下に置かれた。街道沿いには宿駅が設けられ、人馬継立、宿泊施設、書状や物資の運搬業務を担った。



図4 日光御山内見取絵図控 中禅寺 全 寛政12(1800)年～文化3(1806)年

日光山内とは日光の中心地で、江戸時代は東照宮、大猷院(三代将軍家光の廟所)および中世以来の社寺境内地をいう。江戸幕府の道中奉行所が精密な測量や調査をした上で作成したもので、道中絵図として信頼のおけるものである。

「五街道分間延絵図」は、江戸幕府道中奉行所による五街道と主要な脇街道の調査に基づき、実測の1800分の1の縮尺で制作された彩色絵図で、寛政12(1800)年から文化3(1806)年にかけて完成した。3部作成され、うち1部は将軍に献上され、残る2部は実務用として道中奉行所に置かれた。

現在は郵政博物館と東京国立博物館に1部ずつ残っており、郵政博物館収蔵のものは折本仕立てで92冊あり、道中奉行所より伝わったものとされている。東京国立博物館所蔵のものは、江戸城内紅葉山文庫に収められていたものと思われ、こちらは80巻の卷子仕立てとなっており、国の重要文化財に指定されている。

図4は、当館収蔵の「五街道分間延絵図」のうちの1冊、「日光御山内見取絵図控」である。

幕府公用の書状や物資は、「継飛脚」によって街道の宿駅制度を利用して運ばれた。宿駅の間屋場では継飛脚専用の人足を常駐させていた。継飛脚は通常二人



図5 富士百撰 暁の不二(模刻彩色) 葛飾北斎

夜明け時、富士山を背に状箱をかついで走る継飛脚(江戸時代の幕府公用の飛脚)の様子が描かれている。継飛脚は道中を二人が連行してリレー式に公用文書や書状を送達した。

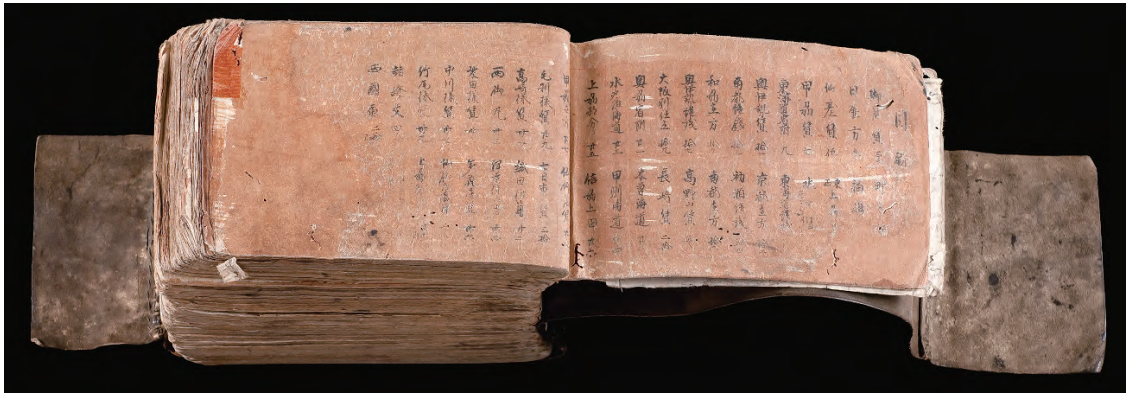


図6 大細見 文化2（1805）年

飛脚問屋京屋弥兵衛が文化2（1805）年から幕末まで使用していた飛脚問屋の基本台帳。各地宛ての書状料金、宿屋の名称、受持ち町名などが記載されている。

一組となり、一人が状箱を担ぎ、一人が添人として昼夜を問わず、宿場から宿場へリレー式に書状を送った（図5）。

飛脚には、「継飛脚」のほか、大名が国許と江戸屋敷との連絡のために設けた「大名飛脚」や、民間の飛脚である「町飛脚」などがあった（図6）。

(3) 電気通信のあけぼの

我が国の電気通信史の黎明は、米国遣日使節ペリーによってもたらされた。

アメリカ人サミュエル・モールスによって電気の断続により符号の送受信を行う電信機が発明され、ワシントン—ボルティモア間で電信が開通されたのは1844年のことであった。その10年後の安政元（1854）年、日米和親条約締結のために前年に引き続き来航したペリー提督が、米大統領ミラード・フィルモアから将軍徳川家定への贈呈品として持参したのが、エンボッシング・モールス電信機であった（図7）。



図7 ペリー将来 エンボッシング・モールス電信機 嘉永7（1854）年
米国製 重要文化財

アメリカの使節ペリーが黒船とともに再来した際に日本に初めてもたらされた電信機である。エンボスとは英語で浮き彫りにするという意味で、送信側の電信機上の電鍵でモールス符号を打つと、受信側の電信機の紙テープにエンボス（凹凸の傷がつく）されて、信号を送ることができるようになっている。

本企画展では、上記のモールス電信機をはじめ、平賀源内の「エレキテル」、日本の電信事業創始時に初めて使用された「ブレゲ指字電信機」など、貴重な資料も展示、紹介した。

（たはら けいすけ 郵政博物館 主任資料研究員）

トピックス

郵政博物館誕生115年記念「錦絵—東京浪漫」展

岩島 美月

明治35（1902）年、郵政博物館の前身である「郵便博物館」が京橋区木挽町（現在の中央区銀座8丁目、銀座郵便局所在地）の逓信省内に設置された。2017年が誕生115周年となることを記念し、明治期の錦絵を紹介する「錦絵—東京浪漫」展を開催した。

明治維新後、西洋の文物や生活様式が取り入れられ、東京を中心に、街には煉瓦造りの建築物やガス灯が並び、馬車や鉄道等の新しい乗り物が行き交うようになった。このような文明開化の街の様子は、数多くの錦絵に描かれている。

明治4（1871）年に創設された郵便制度では、ポストや郵便集配人、駅逓寮等が、文明開化を象徴する素材として多くの錦絵に取り上げられた。当館の明治期の錦絵は、これら郵便に関するモチーフが描かれたものを中心に形成された「郵便錦絵」コレクションである。本コレクションは、郵便創業時の業務の様子を知るだけでなく、当時の日本の風俗や街並み、流行を視覚的に分かりやすく理解するうえでも貴重な資料であるといえよう。

展示リストは、郵政歴史文化研究会第5分科会による調査、整理に基づき制作したものである。

「錦絵—東京浪漫」展 主な展示資料リスト（※すべて郵政博物館収蔵）

	資料名	作者等	制作年等	展示	
				前期	後期
1	東京名所之内 日本橋真景	小林幾英	明治19（1886）年		●
2	東京名所之内 日本橋真景之図	歌川国輝（二代）	明治6（1873）年	●	
3	東京各大区之内 日本橋電信局	歌川国輝（二代）	明治6（1873）年		●
4	東京名所四十八景 日本橋	昇斎一景	明治4（1871）年		●
5	東京名所之内 日本橋より江戸ばしの風景	歌川広重（三代）	明治7（1874）年	●	
6	東京名所図会 駿河町	歌川広重（三代）	明治18（1885）年	●	
7	東京名所 する賀町三ツ井ハウスノ図	歌川広重（三代）	明治7（1874）年	●	
8	東京名所室町三井富士遠景	歌川国政（四代）	明治7（1874）年		●
9	米国前大統領グラント公市中遊覧日本橋大国旗壯観之真図	歌川広重（三代）	明治12（1879）年		●
10	東京府下名所尽 四日市駅逓寮	歌川広重（三代）	明治7（1874）年	●	
11	東京真画名所図解 四日市	井上安治	明治15（1882）年	●	
12	東京駿河衛（ママ）国立銀行繁栄図	歌川広重（三代）	明治6（1873）年	●	
13	日本橋区大伝馬町参丁目大丸屋呉服店繁栄図	井上探景	明治19（1886）年		●
14	東京真景図会 あらめばしより江戸橋	歌川広重（三代）	明治8（1875）年		●
15	東京府下自慢競 江戸橋駅逓寮	歌川国輝（二代）	明治7（1874）年		●
16	東京 江戸橋之真景	小林清親	明治9（1876）年		●
17	江戸橋ヨリ鐙橋遠景	井上探景	明治21（1888）年		●
18	憲法発布式大祭之図 江戸橋ヨリ鐙橋遠景	井上探景	明治22（1889）年	●	
19	東京開化卅六景 江戸橋駅逓寮	歌川広重（三代）	明治7（1874）年	●	
20	東京名所図会 江戸橋郵便局	歌川広重（三代）	明治前期		●
21	東京名所 江戸橋郵便局真景	（芳英カ）	明治24（1891）年		●
22	東京蛸売街第五国立銀行繁栄之図	歌川広重（三代）	明治9（1876）年	●	
23	東京名所之内 江戸橋三菱蔵郵便局	歌川広重（三代）	明治14（1881）年	●	
24	東京開化名勝 筋違万代橋景	歌川広重（三代）	明治7（1874）年	●	

	資料名	作者等	制作年等	展示	
				前期	後期
25	筋違万代橋祖祝祭之図	歌川広重 (三代)	明治8 (1875) 年		●
26	東京開華名所図之内 蛸殻町商會社米市場繁昌	歌川広重 (三代)	明治12 (1879) 年	●	
27	東京名所之内 常盤ばし内印刷局	歌川広重 (三代)	明治14 (1881) 年	●	
28	東京名勝図会 常盤橋紙幣寮	歌川広重 (三代)	明治10 (1877) 年		●
29	常盤橋内紙幣寮之図	小林清親	明治13 (1880) 年		●
30	東京諸官省名所集	歌川広重 (三代)	明治9 (1876) 年	●	
31	東京名所 大蔵省及ヒ貴族院之図		明治29 (1896) 年		●
32	東京名勝 筋違目鏡橋之真景	歌川広重 (三代)	明治期	●	
33	東京府鉄炮洲異人館之図	歌川広重 (三代)	明治2 (1869) 年		●
34	東京名所之内 京橋通り之真景	歌川広重 (三代)	明治12 (1879) 年		●
35	東京名所四十八景 京はし	昇斎一景	明治4 (1871) 年	●	
36	東京名所 京橋鉄道馬車往復煉瓦家ノ図	歌川広重 (三代)	明治15 (1882) 年	●	
37	東京銀座三丁目中川製造所之図	歌川広重 (三代)	明治前期	●	
38	東京名所 銀座通朝野新聞社盛大之真図	歌川広重 (三代)	明治12 (1879) 年	●	
39	東京名所 両国報知社図	歌川広重 (三代)	明治9 (1876) 年	●	
40	東京銀座煉化石聯家京橋ヨリ一覽之図	昇斎一景	明治6 (1873) 年		●
41	東京名所図会 銀座通り煉瓦造	歌川広重 (三代)	明治12 (1879) 年		●
42	久松町劇場 久松座繁栄図	歌川広重 (三代)	明治12 (1879) 年		●
43	東京第一之劇場 新富座大当ノ図	歌川広重 (三代)	明治14 (1881) 年	●	
44	東京築地ホテル館繁栄之図	歌川国輝 (二代)	明治2 (1869) 年	●	
45	東京築地ホテル館	歌川国輝 (二代)	明治2 (1869) 年		●
46	東京銘勝会 上野鉄道館	歌川国利	明治19 (1886) 年		●
47	東京名所上野公園	有山定次郎	明治29 (1896) 年	●	
48	東京汐留鉄道館蒸汽車待合之図	歌川広重 (三代)	明治6 (1873) 年	●	
49	東京芝口橋ほうらばし遠景之図	昇斎一景	明治7 (1874) 年	●	
50	神田昌平橋模様換掛替目鏡橋要路光景之真図	歌川豊国 (四代)	明治7 (1874) 年		●
51	東京名勝開化真景 柳橋	長谷川竹葉	明治10 (1877) 年	●	
52	東京市区改正予図	清水文蔵	明治21 (1888) 年	●	
53	東京開化三十六景 今戸橋隅田川	歌川広重 (三代)			●
54	東京名所第一之風景 永代橋	歌川広重 (三代)	明治8 (1875) 年	●	
55	東京第一名所 永代橋之真景	歌川広重 (三代)	明治8 (1875) 年		●
56	東京名所 吾妻橋鉄橋之全図	山田年忠	明治20 (1887) 年		●
57	東京名所繁栄之内 両国橋図	歌川国政 (四代)	明治8 (1875) 年		●
58	浅州観世音境内細図 両国橋及浅草橋真図	井上探景		●	
59	東京浅草観世音並公園地煉瓦屋新築繁盛新地遠景之図	歌川重清	明治19 (1886) 年	●	
60	浅草金龍山浅草寺真景	小林幾英	明治25 (1892) 年		●
61	組上絵 凌雲閣	歌川国利	明治23 (1890) 年	●	
62	東京明細図絵 浅草橋・両国ばし	歌川広重 (三代)	明治6 (1873) 年		●
63	東京名所之内 両国橋大花火之真図	薫洲周春	明治20 (1887) 年		●
64	東京両国図	勉水	明治6 (1873) 年	●	
65	東京名勝之内 両国橋	歌川国利 (模)	明治13 (1880) 年		●
66	東京浅州橋鉄道馬車往復之図	歌川重清	明治15 (1882) 年	●	
67	東京鉄道馬車図 浅草寺景	歌川芳邨	明治15 (1882) 年		●
68	鉄道馬車往復京橋煉瓦造ヨリ竹河岸図	歌川広重 (三代)	明治15 (1882) 年		●
69	浅草並木人力車の賑ひ	昇斎一景	明治4 (1871) 年	●	
70	東京往來車盡	歌川芳虎	明治3 (1870) 年	●	
71	東京高輪往來車尽行合之図	歌川国輝 (二代)	明治4 (1871) 年		●
72	東京高輪鉄道蒸気車走行之全図	歌川国輝 (二代)	明治4 (1871) 年		●
73	高輪蒸気車之図	歌川芳虎	明治4 (1871) 年	●	
74	新橋之図		明治後期~大正期		●
75	東京両国通運会社川蒸汽往復盛栄真景之図	歌川重清	明治10年代		●
76	内国通運会社広告	山崎年信	明治初年	●	
77	東京名所 日本橋京橋之間鉄道馬車往復之図	紅英齋	明治15 (1882) 年	●	

	資料名	作者等	制作年等	展示	
				前期	後期
78	蒸気機関車（模型）の図			●	●
79	古今東京名所 日本橋大名の行烈・日本ばしより宝町の図	歌川広重（三代）	明治17（1884）年	●	
80	古今東京名所 江戸橋土手蔵日本橋・江戸橋三菱の荷蔵	歌川広重（三代）	明治16（1883）年		●
81	古今東京名所 よろひのわたし小あみ町・よろひはし兜町	歌川広重（三代）	明治13（1880）年	●	
82	古今東京名所 駿河町三井商店・寿る賀町三ツ井銀行夕景の富士	歌川広重（三代）	明治16（1883）年		●
83	古今東京名所 尾張町恵比寿や布袋屋呉ふく屋・おハリ町日々新聞日報社	歌川広重（三代）	明治17（1884）年	●	
84	古今東京名所 筋違八ツ小路昌平橋・元筋違萬代橋	歌川広重（三代）	明治16（1883）年		●
85	古今東京名所 上野黒門口・上野公園地石坂	歌川広重（三代）	明治16（1883）年	●	
86	古今東京名所 外さくら田弁慶堀・外桜田陸軍参謀本部	歌川広重（三代）	明治16（1883）年	●	
87	古今東京名所 常盤橋御門不二の遠景・常盤橋内印刷局	歌川広重（三代）	明治17（1884）年		●
88	東京自慢十二ヶ月内 陸月元日之振ひ	梅寿国利	明治初期	●	
89	東京名所 八代洲町警視庁火消出初階子乗之図	歌川広重（三代）	明治9（1876）年		●
90	東京開化名所	歌川広重（三代）	明治7（1874）年	●	
91	東京名所 江戸橋より郵便電信局を望む	有山定次郎	明治20（1887）年	●	
92	東京名所画譜	寿昇	明治23（1890）年		●
93	明治文證大全 上	渡辺益（編） 粟津道慶（図）	明治15（1882）年	●	●
94	錦画新聞 第二号	木下広信	明治14（1881）年	●	
95	駅通局等銅版画 石版画貼込帖		明治18（1885）年	●	
96	明治新刻画入東京名所案内 乾・坤	安井乙熊	明治14（1881）年	●	
97	東京名勝図会 全	尾関トヨ	明治22（1889）年	●	●
98	大日本物産図絵 東京錦絵製造之図	歌川広重（三代）	明治10（1877）年	●	
99	東京名所之内 上野山内一覽之図 内国勲業博覧会	暁斎	明治10（1877）年		●
100	改正 東京案内 全	児玉永成 編	明治14（1881）年	●	
101	伊勢参宮名所案内之図	山下惣兵衛	大正15（1926）年		●
102	武州岩槻町実業家案内寿娯録	戸塚石版印刷所			●
103	大日本大阪両鉄橋之図	東新太郎（発行）	明治22（1889）年	●	
104	東海道図絵大阪從東京迄	森文造	明治初期頃		●
105	浪花名所 心齋橋ノ図				●
106	浪花川崎造幣寮	後藤芳景	明治初期	●	
107	西京通路汽車之図	長谷川貞信 （二代）カ			●
108	三山総絵図	宮下正勝	明治12（1879）年		●
109	名古屋名所案内（一新構社休泊所丸屋のちらし）	山内	明治期		●
110	横浜郵便局開業之図（郵便報知新聞第557号）	歌川広重（三代）	明治8（1875）年		●
111	東京横浜名所一覽図会・鈴ヶ森雪中	歌川広重（三代）	明治5（1872）年	●	
112	東京横浜名所一覽図会・横浜裁判所	歌川広重（三代）	明治5（1872）年		●
113	横濱波止場ヨリ海岸通異人館之真圖	歌川広重（三代）		●	
114	東京地本	新庄堂糸屋庄兵衛 （発行）	明治3（1870）年	●	●
115	明治改正東京全図	嵯峨野彦太郎（発行）	明治20（1887）年	●	
116	大東京全図	奥村金次郎（発行）	大正11（1922）年		●
117	明細測量東京全図	鈴木金次郎（発行）	明治19（1886）年	●	
118	東京豪商寿語六	歌川広重（三代）	明治7（1874）年	●	
119	東京豪商すごろく（包紙）	歌川広重（三代）	明治7（1874）年	●	
120	善悪教訓辻占寿語六	歌川国政（四代）	明治17（1884）年	●	
121	文明滑稽寿語録	落合芳幾	明治4（1871）年		●
122	官員商人振分出世双六	歌川国利	明治前期		●
123	開化進歩日用雙六	歌川広重（三代）	明治12（1879）年	●	
124	時好雙六	尾竹国観	明治39（1906）年	●	
125	魁日之出壽呉録	歌川国政	明治5（1872）年頃		●
126	うきよはんじょう穴さがし	進齋年光	明治10（1877）年	●	
127	当世隊長せよつくし	歌川房種	明治元（1868）年		●

	資料名	作者等	制作年等	展示	
				前期	後期
128	東京繁栄くらべ	永島孟斎	明治11 (1878) 年		●
129	浪花繁栄人気の見競	内田由兵衛	明治10 (1877) 年	●	
130	開明貴族表	小林栄成	明治10 (1877) 年		●
131	大日本帝国銀婚御式	南斎年忠	明治27 (1894) 年		●
132	舶来和物戯道具調法くらべ	歌川芳藤	明治6 (1873) 年		●
133	時の栄業勉強競	小林幾英	明治期	●	



10. 歌川広重 (三代) 《東京府下名所尽 四日市駅通寮》



39. 歌川広重 (三代) 《東京名所 両国報知社》



68. 歌川広重 (三代) 《鉄道馬車往復京橋煉瓦造ヨリ竹河岸》

(いwashima みづき 郵政博物館 主席学芸員)

新刊紹介

単行書

新垣千尋 池澤克就 編

『著名人の切手と手紙』 切手の博物館開館20周年記念

発行：一般財団法人切手の博物館 発行年：2016年11月

ISBN：978-4-88963-802-8 定価：本体926円＋税

村山吉廣 監修 安藤智重 訳注

『洋外紀略 安積良斎』

発行：株式会社明德出版社 発行年：2017年3月

ISBN：978-4-89619-946-8 定価：本体2,700円＋税

阿部宇洋 編

『公益財団法人 農村文化研究所・戦争資料館所蔵

山形県飯豊町添川村 齋藤家軍事郵便資料集（昭和14年～昭和19年）』

発行：公益財団法人農村文化研究所 発行年：2017年2月

高橋陽一 編

『旅と交流にみる近世社会』

発行：清文堂出版株式会社 発行年：2017年3月

ISBN：978-4-7924-1065-0 定価：本体5,600円＋税

加藤貴 校注

『徳川制度 補遺』

発行：株式会社岩波書店 発行年：2017年3月

ISBN：978-4-00-334964-9 定価：本体1,740円＋税

「近代日本 製鉄・電信の源流」編集委員会

『近代日本 製鉄・電信の源流—幕末明治初期の科学技術—』

発行：有限会社岩田書院 発行年：2017年3月

ISBN：978-4-86602-988-7 定価：本体7,400円＋税

加藤秀夫 著

『小包送票と小包郵便—加藤秀夫コレクション—』（月刊「たんぶるぼすと」増刊第75号）

発行：株式会社鳴美 発行年：2017年5月

ISBN：978-4-86355-060-5 定価：本体3,704円＋税

山崎好是 発行

『逓信省告示目録 = 官報複写版 =』

発行：株式会社鳴美 発行年：2017年5月

ISBN：978-4-86355-063-6 定価：本体13,889円＋税

山崎好是 編

『竜切手—プレーティングブッカー』(月刊「たんふるぼすと」増刊第76号)

発行：株式会社鳴美 発行年：2017年5月

ISBN：978-4-86355-061-2 定価：本体4,630円+税

大川三雄 田所辰之助 編

『吉田鉄郎没後60周年記念展』

発行：日本大学桜門建築会 発行年：2017年5月

繪鳩昌之 著

『郵便史外伝』

発行：株式会社文芸社 発行年：2017年6月

ISBN：978-4-286-18337-4 定価：本体1,100円+税

山崎好是 発行

『中川幸洋コレクション「菊切手」』(月刊「たんふるぼすと」増刊第79号)

発行：株式会社鳴美 発行年：2017年7月

ISBN：978-4-86355-065-0 定価：本体7,407円+税

行徳国宏 著

『戦後の官製葉書を集める』大宮郵趣会結成50周年記念

印刷：呉郵趣研究会・中崎真司 発行年：2017年8月

頒価：1,600円(送料200円)

小藤田紘 編

『第67回全日本切手展』

発行：小藤田紘 発行年：2017年8月

公益財団法人通信文化協会 博物館部 監修

『鴻爪痕 前島密伝』

発行：株式会社鳴美 復刻版発行年：2017年8月

ISBN：978-4-86355-066-7 定価：本体7,407円+税

井上卓朗 著

『前島密=創業の精神と業績=』(『鴻爪痕 前島密伝』副読本)

発行：株式会社鳴美

ISBN：同上

一般財団法人日本経営史研究所 編

『簡易生命保険誕生100周年史』

発行：株式会社かんぽ生命保険 発行年：2017年10月

秋吉誠二郎 大井道夫 木戸裕介 監修

『本土復帰45周年記念 沖縄切手総カタログ』

発行：公益財団法人日本郵趣協会 発行年：2017年10月

ISBN：978-4-88963-812-7 定価：本体1,700円＋税

雑誌

『年賀状ジャーナル 2017 Vol. 4』

発行：株式会社アイデア工房 発行年：2017年2月

定価：本体250円＋税

『ザ・フィラテリストマガジン』 第15号（2017年夏号） スタンペディア日本版 機関誌

発行：無料世界切手カタログ・スタンペディア株式会社 発行年：2017年6月

『人間会議』 通巻36号（2017年夏号）

（井上卓朗「郵便の父・前島密が築いた誰もが平等に使える制度」28-33頁掲載）

発行：事業構想大学院大学出版部 発行年：2017年6月

定価：本体926円＋税

『郵便史研究 第44号』

発行：郵便史研究会 発行年：2017年9月

会員外頒価：2,000円

『メディア史研究 第42号』

発行：ゆまに書房 発行年：2017年10月

ISBN：978-4-8433-5297-7 定価：本体2,400円＋税

カタログ

『さくら日本切手カタログ2018』

発行：公益財団法人日本郵趣協会 発行年：2017年4月

ISBN：978-4-88963-807-3 定価：本体926円＋税

公益財団法人日本郵趣協会 専門カタログ・ワーキンググループ 監修

『日本普通切手専門カタログ VOL. 2 戦後・ステーションリー編』 日本郵趣協会創立70周年記念

発行：公益財団法人日本郵趣協会 発行年：2017年11月

ISBN：978-4-88963-813-4 定価：本体2,300円＋税

展覧会紹介

◆郵政博物館が主催した展覧会

【企画展】 郵政博物館誕生115年記念

「一通信のあゆみ—悠久の大通信」展

期間：2017年4月15日(土)～6月25日(日)

会場：郵政博物館（企画展示場）

概要：郵政博物館が115年を迎えたことを記念し、東大寺文書、往来軸をはじめ、固関木契、飛脚印や飛脚状、江戸幕府の道中奉行所が制作した分間延絵図など、通常、常設展示では展示をしていない、古代から江戸時代にかけての通信に関する収蔵資料を紹介した。



【夏休みイベント】

「かみさまみならい ヒミツのここたま」企画展

期間：2017年7月1日(土)～9月1日(金)

会場：郵政博物館（企画展示場、多目的スペース）

概要：テレビ放映されている子ども向けアニメ「かみさまみならい ヒミツのここたま」のイベントを行った。ここたまたちとの楽しいコーナー、ポストのかみさま・ミシルが活躍するコーナー等を設置し、グッズ展示やゲームを行った。また、ソラマチと連携したスタンプラリーの開催やグリーティングイベントを実施した。



【企画展】 郵政博物館誕生115年記念

「錦絵—東京浪漫」展

期間：2017年9月16日(土)～11月26日(日)

会場：郵政博物館（企画展示場）

概要：1868年、王政復古の号令により江戸幕府が廃止となり明治新政府が発足以降、欧米に並ぶ近代国家への道を歩み始めた日本。郵政博物館が115年を迎えたことを記念し、常設展では展示する機会の少ない、文明開化の東京等の名所を描いた当館収蔵の錦絵等を展示、当時の観光名所や風物を懐古する記念企画展を開催した。



【企画展】日本・デンマーク国交150周年記念

「ハンス・クリスチャン・アンデルセン展

—いつもそばにアンデルセンがいた—

期間：2017年12月9日(土)～2018年2月12日(月・振休)

会場：郵政博物館(企画展示室、多目的スペース、メッセージシアター)

概要：現在もなお読み続けられているアンデルセン作品。この展示では童話だけでなく、それ以外の作品や生涯などを紹介したほか、郵便配達員の制服やポストなどデンマークの郵便事情や、明治時代の日本とデンマークを繋いだ電信の資料を展示した。併せて、多目的スペースとメッセージシアターにて年賀状の展示会を開催した。



【企画展】

「ねんど約100%！—岡田ひとみミニチュアフード」展

期間：2018年2月24日(土)～2018年4月8日(日)

会場：郵政博物館(企画展示室、多目的スペース)

概要：子どもたちを中心に、ねんどでミニチュアフード作りや食育を伝えるエデュテインメントアーティスト岡田ひとみ。その活動は創造性と想像力を育むことを目的とし、書籍の執筆・造形などを行っている。2017年度は「ねんど職人+アイドル=“ねんどル”」宣言15周年。ねんどルとして歩んだ16年や、子どもの頃の作品を紹介した。



◆郵政博物館が協力した展覧会

「第67回 全日本切手展 2017」

期間：2017年7月15日(土)～7月17日(月・祝)

主催：全日本切手展2017実行委員会、公益財団法人通信文化協会、一般社団法人全日本郵便連合

会場：すみだ産業会館、郵政博物館

概要：全国の切手収集家が、コレクションのテーマと完成度を競うコンクールで、1951年から毎年開催され、今回67回目を迎える。当館も「丸一型日付印」のほか、乃木二銭切手に関する切手原画、原版刷り及び朱色の単線12目打のシート等を出品した。

◆郵政博物館収蔵資料が展示された展覧会

電気通信大学UECコミュニケーションミュージアム 常設展

期間：2017年4月1日(土)～2018年3月

会場：電気通信大学UECコミュニケーションミュージアム常設展示場

概要：「火花式コイル送信機切替盤」「コヒーラ／デコヒーラ検波器」「シーメンスモールス受信機」を貸出。

切手文化博物館企画展「神戸開港150年記念 神戸・郵便のあゆみ」

期間：2017年8月9日(水)～8月21日(月)

会場：切手文化博物館(特別展示室)

概要：「大阪以南以西運賃賃表」「郵便線路縮図 明治5年～7年」「駅逋寮出張 神戸郵便局」(いずれも複製データ)を提供。

山の上ホテル作家展2017「ヴォーリズ建築としての山の上ホテル」

期間：2017年8月14日(月)～8月31日(木)

会場：山の上ホテル

概要：「ニコライ堂上からの撮影写真」「お茶の水橋」「戦中戦後の都内郵便配達」等、写真資料15点を貸出。

特別展示「星を伝え歩いた男 朝野北水(あさのほくすい)～江戸時代の星への興味～」

期間：2017年9月16日(土)～10月29日(日)

会場：長野市立博物館

概要：「エレキテル 平賀家伝来」を貸出。

特別展「飛脚問屋・嶋屋佐右衛門日記の世界」展

期間：2017年10月21日(土)～12月10日(日)

会場：物流博物館

概要：飛脚関係実物資料、飛脚関係古文書、飛脚関係錦絵(一般資料39件、図書資料18件)を貸出。

瑞穂市企画展「『先人の知恵と歴史に学び、新しい時代を切り拓く』

～瑞穂市の歴史・文化に尽くした偉人・先人たち～

期間：2017年11月1日(水)～2017年11月30日(木)

会場：瑞穂市図書館(本館)

概要：「会計便覧」(画像データ)を提供。

馬の博物館開館40周年記念 秋季企画展「馬をめぐる武将たち」

期間：2017年11月3日(金・祝)～2017年12月3日(日)

会場：馬の博物館

概要：「北条氏伝馬朱印状(永禄2年11月17日)」「北条氏伝馬朱印状(天正11年8月28日)」「丸子宿伝馬之事」「徳川家伝馬朱印状」を貸出。

特別展「明治天皇と氷川神社一行幸の軌跡」

期間：2018年1月2日(火)～2月12日(月・振休)

会場：埼玉県立歴史と民俗の博物館

概要：「明治天皇御東行六郷川船橋架設絵図」を貸出。

「小磯良平と吉原治良」展

期間：2018年3月24日(土)～2018年5月27日(日)

会場：兵庫県立美術館

概要：小磯良平「香港黄泥涌高射砲陣地奪取」(1943年逋信省「大東亜戦争記念報国葉書第一集」原画)、小磯良平「郵便外務員を描く」(『郵政』1972年4月号表紙原画)を貸出。

「個展+研究発表展 木で作り、木について研究する」

期間：2018年2月16日(金)～2018年3月11日(日)

会場：秋田公立美術大学ギャラリー BIYONG POINT(秋田ケーブルテレビ本社内)

概要：「辻駕籠模型」を貸出。

『郵政博物館 研究紀要』投稿規程（平成30年度）

- 1 応募資格
「郵政事業および通信の歴史と文化に関する諸問題」に関する研究者であること。
- 2 論文等テーマ
「郵政事業および通信の歴史と文化に関する諸問題」について自由に論題を設定した研究論文・研究ノート・資料紹介とする。
- 3 応募の条件
郵政博物館の資料、またはそれと同様の基礎資料を活用したものとする。
日本語で書かれたものとする。
応募は1人1編（共同執筆は可）のみとする。
応募原稿は未発表のものに限る。また、他の学会誌などとの二重投稿は認めない。
応募原稿の返却はしない。
- 4 論文等応募方法
論文等の投稿を希望する執筆者には、あらかじめ所定の「『郵政博物館 研究紀要』応募用紙」（以下、「応募用紙」と表記）を編集委員会へ提出し、投稿についての許可を得ること。
- 5 「応募用紙」の入手方法
「応募用紙」は、2018年5月11日（金）午前10時以降に、下記入手先宛に、返信用封筒（角2サイズ）を同封の上、郵送をもって請求すること。その際、封筒表には「応募用紙希望」と朱書で記入すること。
なお、返信用封筒は、返信先住所・氏名のほか、140円切手（速達希望の場合はさらに280円分の切手）を貼付した上で同封すること。送付先記入および切手貼付がない場合は発送しかねる。
- 6 「応募用紙」入手先
〒272-0141 千葉県市川市香取二丁目1番16号
公益財団法人 通信文化協会 博物館部（郵政博物館資料センター）内
『郵政博物館 研究紀要』編集委員会
- 7 「応募用紙」提出方法および期限
2018年6月29日（金）午後5時必着にて、氏名・連絡先等必要事項を記入した「応募用紙」を編集委員会宛に送付すること。
- 8 応募結果の通知
提出期限内に到着した「応募用紙」に基づき、『郵政博物館 研究紀要』編集委員会において、学術的な視点からの審査を行い、投稿の可否について連絡する。
- 9 原稿提出方法および期限
2018年11月9日（金）午後5時必着にて、MS-WORDで読み書き可能なファイル形式で作成したファイル（図を掲載する場合は原図ファイルを含む）を保存したメディア（CD-R等）および打ち出し原稿1部を提出すること。
なお、原稿は完全原稿とすること。
- 10 原稿執筆要項（概要）
原稿はパソコン使用のこと。
文字量は、換算値として、論文原稿はA4用紙（1行40字×40行）15～20枚程度、研究ノート・資料紹介は、A4用紙（1行40字×40行）15枚以内とする。

図表・註は枚数に含まれるものとする。

写真・図版等の掲載・転載許可は、執筆者の責任において処理すること。

詳細は投稿許可者に送付する「執筆要項」を参照すること。

11 提出先

〒272-0141 千葉県市川市香取二丁目1番16号

公益財団法人 通信文化協会 博物館部（郵政博物館資料センター）内

『郵政博物館 研究紀要』編集委員会

12 その他

上記9の期限までに投稿された原稿については、編集委員会が指名する専門家において査読を実施し、その結果を踏まえて編集委員会が掲載の可否を決定する。

査読の結果、掲載可となった場合でも、掲載種別（研究論文・研究ノート等の別）の変更や、投稿された原稿の分量や内容等の修正を求めることがある。

13 著作権の帰属

本誌に掲載された論文等の著作権は郵政博物館に帰属するものとする。

[執筆者]

杉浦 勢之 (すぎうら せいし)

青山学院大学 総合文化政策学部 教授 (第3分科会)

巻島 隆 (まきしま たかし)

古書肆 三度屋書房 代表 (第1分科会)

小原 宏 (おばら こう)

郵便史研究会 会員 (第1分科会)

伊藤 真利子 (いとう まりこ)

静岡英和学院大学 人間社会学部 准教授 (第3分科会)

後藤 康行 (ごとう やすゆき)

専修大学 文学部 非常勤講師 (第2分科会)

藤本 栄助 (ふじもと えいすけ)

公益財団法人通信文化協会 参与

山本 光正 (やまもと みつまさ)

交通史学会 会長 (第5分科会)

原 淳一郎 (はら じゅんいちろう)

米沢女子短期大学 准教授 (第5分科会)

田原 啓祐 (たはら けいすけ)

公益財団法人通信文化協会博物館部 (郵政博物館) 主任資料研究員 (第1分科会)

岩島 美月 (いわしま みづき)

公益財団法人通信文化協会博物館部 (郵政博物館) 主席学芸員

(掲載順)

編集後記

『郵政博物館 研究紀要』第9号をお届けします。巻頭論文1本、論文3本、研究ノート1本、論点1本、エッセイ1本、コラム（「歴史の窓」）1本、トピックス2本の構成です。

郵政博物館は、いわゆる郵政三事業（郵便・貯金・簡易保険）以外に、電信電話、放送、電気、鉄道、交通、海運に関連する資料も多く収蔵しております。それは、郵政省の前身である通信省が、かつてこれらの事業を管轄していたことに関係しており、通信省の関わっていた分野がいかに広範に及んでいたのかが窺えます。杉浦先生の巻頭論文では、およそネットワークに関わる事業を所管、あるいは仲立ちしていた通信省自体を一つのハイパーメディアと評し、同省の本質について考察すべきと問題提起されています。

本年度も、巻島氏、小原氏、伊藤氏、後藤氏より水準の高いご論考を寄稿していただきました。また、藤本氏からは、ご自身が携わった郵便事業について、確率・統計的手法を用い、経済・法制・歴史の各分野を包括する「郵便の基礎理論」の構築に向けた試論として「論点」をご寄稿いただきました。

「郵政歴史文化研究会」が発足し、9年が経過しました。これまで研究会メンバーの先生方から、多くの優れたご論考を寄稿いただき、学界からも一定の評価を得たと自負しておりますが、研究者以外の読者の方に向けた発信もすべきではというご意見をいただいております。本年度は、山本先生より明治時代に入り村に時計が普及してきたことによる時間の認識の変化についてエッセイを寄稿いただいたほか、コラム「歴史の窓」のコーナーを新設し、原先生より江戸時代の旅と寺社参詣との関わりについて、先端のご研究内容をご紹介いただきました。いかがでしたでしょうか。ご意見ご感想を賜れば幸甚です。

昨年郵政博物館では、郵政博物館誕生115年を記念して、春に「一通信のあゆみ—悠久の大通信」展、秋に「錦絵—東京浪漫」展を開催いたしました。この2つの企画展の展示には、「郵政歴史文化研究会」をはじめ多くの方々の調査・研究成果が多く反映されております。ここに記して感謝申し上げます。

（研究会事務局 田原）

[編集委員]

石井 寛治（東京大学名誉教授）
新井 勝紘（元専修大学文学部教授）
杉浦 勢之（青山学院大学総合文化政策学部教授）
杉山 伸也（慶應義塾大学名誉教授）
藤井 信幸（東洋大学経済学部教授）
山本 光正（交通史学会会長）
田良島 哲（東京国立博物館学芸研究部調査研究課長）

（分科会担当順）

郵政博物館 研究紀要 第9号

印刷 平成30年3月22日

発行 平成30年3月23日

編集 郵政歴史文化研究会

発行 公益財団法人 通信文化協会 博物館部（郵政博物館資料センター）

〒272-0141

千葉県市川市香取二丁目1番地16号